

令和6年第4回小山町議会9月定例会会議録

令和6年8月27日(第1日)

召集の場所 小山町役場議場

開 会 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 石原 和美君 2番 池谷 元君
3番 平野 正紀君 4番 牧野 恵一君
5番 臼井 光昭君 6番 小林千江子君
7番 室伏 辰彦君 8番 鈴木 豊君
9番 藺田 豊造君 10番 渡辺 悦郎君
11番 米山 千晴君 12番 岩田 治和君
13番 遠藤 豪君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	室伏 博行君
教 育 長	勝俣 純君	政 策 監	湯山 博一君
未来創造部長	遠藤 正樹君	企画総務部長	長田 忠典君
危機管理局長	高村 良文君	住民福祉部長	山本 智春君
経済産業部長	大庭 和広君	都市基盤部長	清水 良久君
教育次長	野木 雄次君	フロンティア推進課長	山本 尚毅君
企画政策課長	勝又 徳之君	総務課長	渡邊 徹君
社会福祉課長	長田 孝代君	長寿介護課長	杉山 則行君
住民課長	野木 雅代君	健康増進課長	伊藤 和彦君
こども未来課長	坂本 竹人君	商工観光課長	湯山 浩二君
農業振興課長	安部 将彦君	都市整備課長	遠山 洋行君
建設課長	込山 次保君	上下水道課長	山口 幸治君
学校教育課長	勝俣 暢哉君	総務課総務法規・監查班長	山口 紘史君

職務のために出席した者

議会事務局長 後藤 喜昭君 議会事務局書記 鈴木 史幸君

会議録署名議員 5番 臼井 光昭君 6番 小林千江子君

散 会 午後1時42分

(議 事 日 程)

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長提案説明
- 日程第4 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて
(令和6年度小山町一般会計補正予算(第3号))
- 日程第5 報告第6号 専決処分の報告について
- 日程第6 報告第7号 令和5年度小山町一般会計等健全化判断比率の報告について
- 日程第7 報告第8号 令和5年度小山町特別会計等資金不足比率の報告について
- 日程第8 報告第9号 令和5年度小山町水道事業会計予算継続費精算報告書について
- 日程第9 同意第3号 小山町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第10 同意第4号 小山町教育委員会委員の任命について
- 日程第11 議案第49号 財産の取得について
(小・中学校情報機器購入事業)
- 日程第12 議案第50号 訴えの提起について
- 日程第13 議案第51号 訴えの提起について
- 日程第14 議案第52号 小山町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第53号 町道路線の廃止について
- 日程第16 議案第54号 町道路線の認定について
- 日程第17 議案第55号 町道路線の変更について
- 日程第18 議案第56号 字の区域の変更について
- 日程第19 議案第57号 住民票の写し等の交付に関する事務の委託の廃止について
- 日程第20 議案第58号 小山町こども園条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第59号 令和6年度小山町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第22 議案第60号 令和6年度小山町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第23 議案第61号 令和6年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算(第1号)
- 日程第24 議案第62号 令和6年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第25 議案第63号 令和6年度小山町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第26 議案第64号 令和6年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第27 議案第65号 令和6年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第28 議案第66号 令和6年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第29 議案第67号 令和6年度小山町温泉供給事業特別会計補正予算(第1号)

○議長（遠藤 豪君） 本日は御苦労さまです。

議 事

午前10時00分 開会

○議長（遠藤 豪君） ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、令和6年第4回小山町議会9月定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

議事日程に先立ちまして、議長における諸般の報告をします。概要につきましては、お手元に配付しましたとおりでございます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（遠藤 豪君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、5番 臼井光昭君、6番 小林千江子君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（遠藤 豪君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月20日までの25日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月20日までの25日間に決定しました。

なお、会期中の審議予定表をお手元に配付してありますので、これに御協力を賜りたいと存じます。

ただいま、町長から議案が提出されました。職員に議案を朗読させます。事務局長。

（事務局長 議案表朗読）

日程第3 町長提案説明

○議長（遠藤 豪君） 日程第3 町長提案説明を議題とします。

本定例会に提出されました承認第5号から議案第69号までの38議案について、町長から提案説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） 令和6年第4回小山町議会9月定例会を開催するに当たり、議員の皆様には御出席をいただき、ありがとうございます。

今回提案いたしましたのは、承認1件、報告4件、同意2件、財産の取得1件、訴えの提起2件、条例の一部改正2件、町道路線の廃止1件、認定1件、変更1件、字の区域の変更1件、事務委託の廃止1件、補正予算9件、決算の認定10件、利益の処分及び決算の認定2件の合計38件であります。

初めに、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度小山町一般会計補正予算（第3号））についてであります。

本件は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した二つの給付金事業を速やかに実施するため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年度一般会計補正予算（第3号）を令和6年8月2日に専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

次に、報告第6号 専決処分の報告についてであります。

本件は、町道管理の瑕疵によって発生した自動車損傷事故の損害賠償の額について、地方自治法の規定により決定し専決処分をしましたので、報告するものであります。

次に、報告第7号 令和5年度小山町一般会計等健全化判断比率の報告について及び報告第8号 令和5年度小山町特別会計等資金不足比率の報告については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、それぞれ議会に報告するものであります。

次に、報告第9号 令和5年度小山町水道事業会計予算継続費精算報告書についてであります。

本件は、令和5年度で継続費が終了しました事業の精算報告書について、地方公営企業法の規定に基づき、議会に報告するものであります。

次に、同意第3号 小山町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

本件は、本年9月30日をもって任期満了となります委員の選任について、地方税法の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第4号 小山町教育委員会委員の任命についてであります。

本件は、本年9月30日をもって任期満了となります委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第49号 財産の取得についてであります。

本案は、令和6年度小・中学校情報機器購入事業の財産の購入において、タブレット端末等を取得するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第50号及び議案第51号の訴えの提起についてであります。

本案は、町道上に放置されている車両に対し、土地の明渡し請求及び使用料相当損害金の支払請求の訴えを提起するもので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第52号 小山町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を

改正する法律により、本年12月2日から各医療保険の被保険者証が廃止されることに伴い、小山町国民健康保険条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第53号から議案第55号までの町道路線の廃止、認定、変更についてであります。

本案は、新東名高速道路建設事業、宅地造成事業及び町道改良事業等で、新設または付け替える道路の区域等が確定したことから、町道として廃止または認定するとともに、関係する町道路線を変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第56号 字の区域の変更についてであります。

本案は、県営農地整備事業（畑地帯担い手育成型）アグリふじおやま地区内の換地処分を行うにあたり、字の区域を変更するもので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第57号 住民票の写し等の交付に関する事務の委託の廃止についてであります。

本案は、本町と沼津市ほか10市町との間の住民票の写し等の交付に関する事務委託を本年10月31日をもって廃止することについて、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第58号 小山町こども園条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、するがおやまこども園を今年度末で閉園したいため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第59号から議案第67号までについては、一般会計のほか八つの特別会計の補正予算であります。

初めに、議案第59号 令和6年度小山町一般会計補正予算（第4号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ4億9,769万3,000円を追加し、歳入歳出総額を156億3,319万2,000円とするとともに、繰越明許費の設定、債務負担行為及び地方債の補正をするものであります。

次に、議案第60号 令和6年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の予算総額から歳入歳出それぞれ863万9,000円を減額し、歳入歳出総額を18億5,536万1,000円とするものであります。

次に、議案第61号 令和6年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ3万9,000円を追加し、歳入歳出総額を377万7,000円とするものであります。

内容は、令和5年度決算により、歳入の繰越金3万9,000円を増額し、同額を歳出の予備費で調整するものであります。

次に、議案第62号 令和6年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてで

あります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ884万8,000円を追加し、歳入歳出総額を3億484万8,000円とするものであります。

次に、議案第63号 令和6年度小山町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億9,397万4,000円を追加し、歳入歳出総額を20億4,397万4,000円とするものであります。

次に、議案第64号 令和6年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ534万6,000円を追加し、歳入歳出総額を6億2,534万6,000円とするものであります。

内容は、令和5年度決算により、歳入の繰越金534万6,000円を増額し、同額を歳出の予備費で調整するものであります。

次に、議案第65号 令和6年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ120万9,000円を追加し、歳入歳出総額を7,573万4,000円とするものであります。

内容は、令和5年度決算により、歳入の繰越金120万9,000円を増額し、同額を歳出の予備費で調整するものであります。

次に、議案第66号 令和6年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

令和5年度決算により、歳入予算の補正をするもので、繰越金154万円を増額し、他会計繰入金を同額減額するものであります。

次に、議案第67号 令和6年度小山町温泉供給事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ105万7,000円を追加し、歳入歳出総額を363万8,000円とするものであります。

内容は、令和5年度決算により、歳入の繰越金を105万7,000円増額し、歳出の消費税納付金が確定したことにより1万5,000円を増額するとともに、歳入歳出の差額を予備費で調整するものであります。

次に、認定第2号から認定第11号までの令和5年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算10件についてであります。

初めに、認定第2号 令和5年度小山町一般会計歳入歳出決算についてであります。

お手元の主要な施策の成果と予算執行状況報告書の3ページをお開きください。

令和5年度の一般会計の決算額は、歳入総額150億3,116万7,000円で前年度対比8.6%の増、歳出総額144億7,339万1,000円で9.5%の増となり、歳入歳出差引額は5億5,777万6,000円となりました。

この差引額には、町道3975号線他1道路整備事業（用沢工区）ほか1件の通次繰越、本庁舎外壁等改修事業ほか18件の繰越明許費、総合文化会館長寿命化改修事業ほか1件の事故繰越への充当財源、合わせて1億3,385万円が含まれており、これら翌年度に繰り越すべき財源を差し引きますと、4億2,392万6,000円が実質収支額となり、純繰越金となりました。

また、実質収支額を標準財政規模58億3,736万7,000円で除した実質収支比率は、7.3%となりました。

次に、歳入について、前年度と比較すると、全体で11億8,752万円増額をいたしました。

減少したものは、基金から繰入れの減により繰入金金が5億7,850万円の減、前年度からの繰越金が3億2,858万7,000円の減が主なものであります。

一方、増額したものは、町税が3億5,320万2,000円の増、産地パワーアップ事業補助金の増加などによる県支出金16億3,753万4,000円の増が主なものであります。

次に、歳出について、前年度と比較すると、全体で12億5,743万5,000円の増加となりました。

目的別に見ますと、減少したものは、総務費が庁舎空調改修工事や足柄地区コミュニティセンター改修工事の完了などにより8億3,450万5,000円の減、民生費がすばしりこども園整備事業の完了などにより1億9,956万円の減が主なものであります。

一方、増加したものは、農林水産業費が産地パワーアップ事業の実施などにより18億8,993万6,000円の増、消防費が消防庁舎整備事業着手などにより4億1,979万5,000円の増が主なものであります。

また、性質別に見ると、義務的経費が44億3,914万7,000円で全体の30.7%、投資的経費が22億9,084万4,000円で全体の15.8%となりました。

なお、義務的経費のうち、人件費は23億7,206万3,000円で、前年度対比5,629万円の増、扶助費が11億9,739万4,000円で、前年度対比1,282万8,000円の増、公債費は8億6,969万円で、対前年度比2,619万8,000円の増となりました。

投資的経費では、普通建設事業費は22億8,847万9,000円で、前年度対比8,049万9,000円の減となり、災害復旧事業費が236万5,000円で、前年度対比1億6,062万5,000円の減となりました。

日本経済においては、令和5年度も引き続き物価高騰の影響が続いたものの、国内の経済社会活動は持ち直しつつあります。

小山町においては、歳入の根幹である町税が、湯船原地区への企業立地が着実に進捗し、固定資産税が堅調に推移したことにより大幅な増収となったものの、税収の増による基準財政収入額の増に伴い、地方交付税のうち普通交付税が大幅に減額となりました。

一方、歳出については、人事院勧告に基づく人件費の増等が義務的経費を押し上げる結果とな

りました。

そのような中、交付税措置のある有利な地方債を活用し、教育施設の長寿命化改修事業や河川改修事業、消防庁舎整備事業を実施したほか、ふるさと寄附金により積立てを行った基金の活用により、地域産業立地事業費補助、町道整備事業、給食費の無償化などに取り組むとともに、ふじのくにのフロンティアを拓く取組として、足柄S A周辺地区町道整備、新東名関連町道整備等を推進しました。

以上、令和5年度一般会計の決算の概要を説明いたしましたが、その細部につきましては、お手元の主要な施策の成果を御参照ください。

次に、認定第3号 令和5年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は18億5,222万9,000円で、前年度に比べ584万8,000円の減、歳出総額は18億2,586万7,000円で、前年度に比べ1,733万8,000円の増、実質収支額は2,636万2,000円であります。

次に、認定第4号 令和5年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は621万8,000円、歳出総額は517万9,000円で、実質収支額は103万9,000円であります。

次に、認定第5号 令和5年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は2億6,623万円で、前年度に比べ1,448万1,000円の増、歳出総額は2億5,648万1,000円で、前年度に比べ526万6,000円の増、実質収支額は974万9,000円であります。

次に、認定第6号 令和5年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入歳出総額は、いずれも5,000円であります。

次に、認定第7号 令和5年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は21億1,778万2,000円で、前年度に比べ1億1,462万1,000円の増、歳出総額は18億9,227万円で、前年度に比べ1億6,205万4,000円の増、実質収支額は2億2,551万2,000円であります。

次に、認定第8号 令和5年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は1億4,269万6,000円、歳出総額は5,017万7,000円で、実質収支額は9,251万9,000円あります。

次に、認定第9号 令和5年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算についてあります。

歳入総額は9,732万1,000円、歳出総額は8,411万2,000円で、実質収支額は1,320万9,000円あります。

次に、認定第10号 令和5年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計歳入歳出決算についてあります。

歳入総額は17億4,575万9,000円、歳出総額は17億4,401万9,000円で、実質収支額は174万円あります。

次に、認定第11号 令和5年度小山町温泉供給事業特別会計歳入歳出決算についてであります。歳入総額は350万円、歳出総額は33万1,000円で、実質収支額は316万9,000円であります。

次に、議案第68号 令和5年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてであります。

本会計の収益的収入及び支出は、収入額4億743万1,000円に対し、支出額3億4,044万1,000円となりました。

また、資本的収入及び支出は、収入額3億9,449万8,000円に対し、支出額は5億9,574万3,000円となりました。

なお、純利益につきましては、その処分案により処分をお諮りするものであります。

次に、議案第69号 令和5年度小山町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてであります。

本会計の収益的収入及び支出は、収入額2億5,458万3,000円に対し、支出額2億3,323万1,000円となりました。

また、資本的収入及び支出は、収入額7,929万7,000円に対し、支出額は1億2,004万7,000円となりました。

なお、純利益につきましては、その処分案により処分をお諮りするものであります。

以上、今定例会に提案いたしました38議案につきましてはの提案説明を終わります。

なお、各議案の審議に際し、同意案件につきましては私から内容説明をし、議案第61号、議案第64号から議案第67号を除き、その他の案件は関係部長等からそれぞれ補足説明をいたしますので、よろしく願いをいたします。

また、認定第2号から認定第11号までの令和5年度歳入歳出決算並びに議案第68号及び議案第69号の令和5年度利益の処分及び決算の認定につきましては、認定第6号を除き、8月29日の決算補足説明において、関係部長等からそれぞれ説明をいたしますので、よろしく願いをいたします。

以上であります。

日程第4 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度小山町一般会計補正予算（第3号））

○議長（遠藤 豪君） 日程第4 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度小山町一般会計補正予算（第3号））を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（長田忠典君） 承認第5号 専決処分の承認を求めることについてであります。

本件は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した二つの給付金事業を速やかに実施するため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年度一般会計補正予算（第3号）

を本年8月2日に専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

別紙、一般会計補正予算（第3号）、2ページをお開きください。

補正予算の内容は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億7,123万6,000円を追加し、歳入歳出の総額を151億3,549万9,000円としたものであります。

初めに、歳入について御説明申し上げます。

6ページをお開きください。

16款2項10目物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を1億7,123万6,000円増額しますのは、国から物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した二つの給付金事業の交付金を見込むものであります。

次に、歳出について御説明申し上げます。

7ページをお開きください。

3款1項1目社会福祉総務費のうち説明欄（6）新たな低所得者支援給付金費を2,572万1,000円増額しますのは、令和6年度新たに住民税非課税または均等割のみ課税となった世帯に対する給付金2,380万円のほか、電算処理委託176万円などの事務費が主なものであります。

次に、説明欄（7）定額減税当初調整給付金費を1億4,551万5,000円増額しますのは、令和6年分の所得税及び令和6年度分の個人住民税における定額減税において、定額減税しきれないと見込まれる方に対する調整給付金1億4,125万円のほか、電算処理委託198万円などの事務費が主なものであります。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

承認第5号は、これを承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、承認第5号はこれを承認することに決定しました。

日程第5 報告第6号 専決処分の報告について

○議長（遠藤 豪君） 日程第5 報告第6号 専決処分の報告についてを議題とします。

報告を求めます。都市基盤部長。

○都市基盤部長（清水良久君） 報告第6号 専決処分の報告についてであります。

議案書は5ページからとなります。

本件は、町道において発生いたしました自動車損傷事故における損害賠償の額が和解により決定し、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告をするものであります。

事故の概要は、本年7月19日午後1時30分頃、当該車両が藤曲地内の町道1152号線を菅沼地区方面に走行中、道路横断側溝を通過したところ、側溝に設置しているグレーチングが跳ね上がり、車両底部の燃料タンクに接触して損傷したものであります。

当該車両の修理に要する損害賠償金7万9,530円を町が支払うことで示談が調い、令和6年8月2日に専決処分したものであります。

なお、賠償金につきましては、町が加入する全国町村会総合賠償補償保険により、全額補填されます。

今後、町道の維持管理及び事故防止につきまして、更に細心の注意を払い管理してまいる所存でありますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

報告は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 部長の報告は終わりました。本報告は、地方自治法第180条第2項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第6 報告第7号 令和5年度小山町一般会計等健全化判断比率の報告について

○議長（遠藤 豪君） 日程第6 報告第7号 令和5年度小山町一般会計等健全化判断比率の報告についてを議題とします。

報告を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（長田忠典君） 報告第7号 令和5年度小山町一般会計等健全化判断比率の報告についてであります。

議案書は8ページをお開きください。

令和5年度の小山町の健全化判断比率の算定した基礎数値及び4指標については、本年7月30日に監査委員の審査を受けたところであります。

健全化判断比率に対する監査の審査意見につきましては、決算審査意見書の中に示されているとおりであります。後ほど代表監査委員から令和5年度決算審査の意見と併せて報告がございますので、御承知おきください。

それでは、財政指標のうち、初めに実質赤字比率についてであります。

一般会計と育英奨学資金特別会計、そして土地取得特別会計を合わせた普通会計の歳入総額から歳出総額を差し引き、更に翌年度に繰り越す財源を差し引きしますと、実質収支額が算出されま

その実質収支額が赤字の場合に、地方公共団体の標準的な収入の規模を示す標準財政規模に対して何%であるかを示すものが、実質赤字比率であります。

令和5年度の小山町の標準財政規模は58億3,736万7,000円で、令和5年度の実質収支額は、育英奨学資金特別会計、土地取得特別会計と合わせて4億2,496万5,000円の黒字でありますので、実質赤字比率は算定されないこととなります。

次に、連結実質赤字比率についてであります。

先ほどの実質赤字比率の対象となる普通会計に、国民健康保険特別会計をはじめ、町の全ての会計を対象とした実質収支額等の合計が赤字の場合、その実質赤字額の標準財政規模に対する割合であります。

令和5年度の実質収支額等の合計は9億3,621万6,000円の黒字でありますので、連結実質赤字比率も算定されないこととなります。

次に、実質公債費比率についてであります。

この比率は、標準財政規模等に対する実質的な公債費相当額の割合を、令和3年度から令和5年度まで年度ごとに算出し、3年間の平均値を表したものであります。

この実質的な公債費相当額とは、年度ごと支出している一般会計等の地方債の元利償還金のほかに、特別会計及び事業会計へ支出している一般会計からの繰出金並びに出資金のうち公債費に準ずるものと、債務負担行為のうち土地の購入費用などの公債費に準ずるものや、御殿場市小山町広域行政組合などの一部事務組合へ支出している負担金のうち公債費に準ずるものなどを含めた合計額から、それに充てた特定財源などの額を差し引いたものであります。

本町の実質公債費比率は、10.3%であり、早期健全化基準の25.0%を下回っております。

最後に、将来負担比率についてであります。

標準財政規模等に対する一般会計等が、将来負担すべき実質的な負債の割合であります。

この一般会計等が将来負担すべき実質的な負債とは、一般会計の地方債残高90億4,397万7,000円や、公営企業債等繰入見込額4億2,084万6,000円のほかに、一部事務組合などに関する負担見込額などを含めた、一般会計が負担するであろう負債の全体額から、町全体の基金残高43億3,035万5,000円や交付税に算入される公債費の見込額などを差し引いたものであります。

本町の将来負担比率は、30.7%であり、早期健全化基準の350%を下回っております。

以上、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、御報告いたします。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 部長の報告は終わりました。本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による報告ですので、御了承願います。

○議長（遠藤 豪君） 日程第7 報告第8号 令和5年度小山町特別会計等資金不足比率の報告についてを議題とします。

報告を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（長田忠典君） 報告第8号 令和5年度小山町特別会計等資金不足比率の報告についてであります。

議案書は9ページをお開きください。

本件は、先の報告第7号と同様に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、令和5年度の決算数値を基に算定し、本年7月30日に監査委員の審査を受けたところであります。

この資金不足比率は、公営企業ごとに資金の不足額が事業の規模に対してどの程度あるのかを表す指標であります。

個々の会計の状況ですが、初めに、宅地造成事業特別会計の実質収支額は、9,251万9,000円の黒字となり、資金不足比率は算定されないこととなります。

次に、上野工業団地造成事業特別会計の実質収支額は、220万円で黒字となっておりますので、資金不足比率は算定されないこととなります。

次に、木質バイオマス発電事業特別会計の実質収支額は、1,320万9,000円で黒字となっておりますので、資金不足比率は算定されないこととなります。

次に、小山P A周辺開発事業特別会計の実質収支額は、174万円で黒字となっておりますので、資金不足比率は算定されないこととなります。

次に、温泉供給事業特別会計の実質収支額は、316万9,000円の黒字となっておりますので、資金不足比率は算定されないこととなります。

次に、水道事業会計の資金不足比率であります。水道事業会計の資金不足比率は貸借対照表の流動資産総額と流動負債総額から建設改良費等の財源に充てるための企業債を引いた額との差引額が9,362万円の黒字でありますので、資金不足比率は算定されないこととなります。

最後に、下水道事業会計の資金不足比率であります。下水道事業会計の資金不足比率につきましても、貸借対照表の流動資産総額と流動負債総額から建設改良費等の財源に充てるための企業債を差し引いた額との差引きが4,317万1,000円の黒字でありますので、資金不足比率は算定されないこととなります。

以上、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、御報告申し上げます。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 部長の報告は終わりました。本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第8 報告第9号 令和5年度小山町水道事業会計予算継続費精算報告書について

○議長（遠藤 豪君） 日程第8 報告第9号 令和5年度小山町水道事業会計予算継続費精算報告書についてを議題とします。

報告を求めます。都市基盤部長。

○都市基盤部長（清水良久君） 報告第9号 令和5年度小山町水道事業会計予算継続費精算報告書についてであります。

議案書は10ページからとなります。

本件は、令和2年度から令和5年度までの4か年にわたる継続費を設定し実施いたしました須走低区配水場整備事業が終了し、継続費の精算をしたものであります。

11ページをお開きください。

全体計画事業費合計7億3,610万円に対して、支払義務発生額合計は6億5,230万8,127円であり、その財源は、防衛省からの国庫補助金が3億5,906万9,400円、企業債が2億4,120万円、当年度損益勘定留保資金が5,203万8,727円となりましたので、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により報告するものであります。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 部長の報告は終わりました。本報告は、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定による報告ですので、御了承願います。

それでは、ここで10分間休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9 同意第3号 小山町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（遠藤 豪君） 日程第9 同意第3号 小山町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

内容説明を求めます。町長。

○町長（込山正秀君） 同意第3号 小山町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

現在、本町では、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、3人の委員による小山町固定資産評価審査委員会を設置をいたしております。

この委員のうち、令和3年10月1日から委員をお願いしております藤曲弘幸さんが、本年9月30日で任期満了となります。

藤曲弘幸さんは、固定資産評価の知識が豊富で、人格、識見ともに優れた方であり、引き続き選任したく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は、本年10月1日から令和9年9月30日までの3年間であります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 内容説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、本案は討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから採決します。

同意第3号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、同意第3号はこれに同意することに決定しました。

日程第10 同意第4号 小山町教育委員会委員の任命について

○議長（遠藤 豪君） 日程第10 同意第4号 小山町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

内容説明を求めます。町長。

○町長（込山正秀君） 同意第4号 小山町教育委員会委員の任命について御説明を申し上げます。

小山町教育委員会は、教育長と4人の委員で組織しております。その中で、湯山伸彦委員が、本年9月30日をもって任期満了となります。

湯山伸彦さんは、平成28年12月1日に教育委員に就任され、以来7年10か月にわたり、小山町の教育行政推進に御尽力をいただいております。

湯山伸彦さんは、人格高潔で、地域からの信望も厚く、教育、学術及び文化について高い識見を有しておられ、教育委員に適任の方でありますので、引き続き任命したいため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は、本年10月1日から令和10年9月30日までの4年間であります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 内容説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、本案は討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから採決します。

同意第4号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、同意第4号はこれに同意することに決定しました。

日程第11 議案第49号 財産の取得について(小・中学校情報機器購入事業)

○議長(遠藤 豪君) 日程第11 議案第49号 財産の取得について(小・中学校情報機器購入事業)を議題とします。

補足説明を求めます。教育次長。

○教育次長(野木雄次君) 議案第49号 財産の取得についてであります。

議案書は12ページとなります。

本案は、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、令和6年度小・中学校情報機器購入事業における財産の取得について、議会の議決を求めるものであります。

取得する財産は、児童用タブレット端末946台及び生徒用タブレット端末454台であります。

この事業は、GIGAスクール構想の実現に向け、学校におけるICT環境についてクラウドを基礎とする環境へ移行し、教職員の働き方改革を推進するとともに、子ども達の個別最適な学びを可能とするデジタル学習環境を構築します。このことに伴い、小学校1年生から中学校3年生のタブレットを購入し、町内小中学校全てにおいて1人1台分のタブレットを更新整備するものであります。

購入先の事業者につきましては、8月5日の随意契約において、株式会社JMCを選定しました。

財産の取得価格は、消費税相当額1,408万9,560円を含む1億5,498万5,160円であります。

なお、業務の完了予定期日は、令和6年11月29日を予定しております。

説明は以上であります。

○議長(遠藤 豪君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。6番。

○6番(小林千江子君) 4点ほどお伺いいたします。

まず、1点目、今回の購入は1億5,000万円を投じ、新たに1人1台のタブレットを小中学生の

生徒に購入するためのものですが、既に小中学生1人1台普及しております。購入してからこれまでですが、ずっとシステムの更新などで対応をしております。なぜこのタイミングで新たに買い換えるのか、その理由をお聞かせください。

2点目です。1億5,000万円と大変大きな金額でございますが、交付金、補助金なども活用させていただくという説明はいただいておりますけれども、このような大きな金額をなぜ委員会に付託せず初日に即決するのか、その緊急性もお聞かせください。

3点目です。一般的にタブレットの耐用年数は3年から5年と言われておりますが、その耐用年数に伴う購入、買換えでしょうか。液晶が見えない、バッテリーの消費が激しいなど、もし顕著な不具合が実際に発生しているのであれば、その具体的な内容や件数もお聞かせください。

4点目です。現在使用しているタブレット、こちらを更新する、新しく買い換えるとなれば、今使われているタブレットの処分はどのようにされるおつもりでしょうか。そちらをお聞かせいただければと思います。

○議長（遠藤 豪君） 小林議員に申し上げます。質問の2番目の委員会付託については、これは既に議会運営委員会で委員会付託をしないというふうな決定になっておりますので、その点については回答の方はしなくて結構でございます。残りの3点について答弁を求めます。

○学校教育課長（勝俣暢哉君） 小林議員の質問にお答えいたします。

まず、なぜこのタイミングかといいますと、これは3番目の質問にも関係するんですけれども、当初、4年生から6年生、中学1年生から3年生までのタブレットは、平成31年の4月に入れました。今年で5年目になりますので、更新時期ということになります。

また、小学校1年生から3年生のタブレットも、令和2年の11月に購入しまして、4年目を迎えております。

一度にタブレットを新しくするというので、このタイミングで5年目を迎えたものが大半なものですから、買わせていただくことになりました。

また、具体的な不具合の内容なんですけれども、件数ということは今把握しておりませんので、また調べて御回答しますが、やはりタブレット端末に附属するキーボードが壊れたり、やはり電源が入らない、動かなくなったということで不具合が多数生じておりますので、やはりこのタイミングで購入させていただくのが適切だと考えております。

また、処分方法につきましては、中のデータを全て抜きまして、適切な処分業者の方に処分するように県の方からも指導がありますので、それに基づいて処分したいと考えております。

回答は以上になります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はありませんか。6番。

○6番（小林千江子君） 御説明ありがとうございました。耐用年数が3年から5年ということで既に不具合が多少生じているという御報告でありましたけれども、となると、今後も3年から5年のスパンで買換えが必要となってくるという理解でよろしいでしょうか。

また、既に平成31年でしたか、中学校3年生、4年生から6年生のタブレットを平成31年に購入していたということは、5年が経過する。今年度の当初予算で既に購入しなければならないということが分かっていたのかなというふうに思いますけれども、なぜ当初予算にこれらを入れられなかったのか、それがちょっと気になります。

また、適切に処分をされるということですのでけれども、処分の費用はお幾らぐらいでしょうか。そちらをお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○学校教育課長（勝俣暢哉君） 小林議員の再質問にお答えさせていただきます。

予算は、当初予算に計上されております。

処分費につきましては、これから処分の方を、台数及び見積などを取ってから決めるものから、まだ分かりません。

以上になります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はありませんか。9番。

○9番（菌田豊造君） 議案49号について質問させていただきます。

まず、この件については、7月25日に10者による入札が行われていますが、表向きは不調となっています。しかし、内容は取りやめとなっていますが、この理由についてまず伺います。

全員協議会における説明欄においては、契約内容について、見積書が徴収された後にこれらを決定するといったしましたが、この当該者に決定された理由について併せてお答えください。

また、全員協議会において、補助金額が3分の2で5,133万3,000円となっていますが、今回の購入額は1億5,498万5,160円です。消費税の10%、1,549万8,516円を引いても1億3,948万6,644円となります。この3分の2でいきますと9,299万1,096円となりますが、これでよろしいでしょうか。また、残額の4,649万5,548円の財源はどのように確保されているのでしょうか。11月29日までが納期期限となっていますが、前渡金の4割は今日の決定により出されるのか、以上を質問します。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 菌田議員の御質問のうちの1点目の御質問にお答えさせていただきます。

入札取りやめの理由についてですが、1者しか応札がなかったため、入札を取りやめたということでございます。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○学校教育課長（勝俣暢哉君） 菌田議員の質問にお答えいたします。

まず、補助金の額につきましては、確かにおっしゃるとおりなんですけれども、県の方でしっ

かりしております、タブレット1台の上限額が5万5,000円ということになっております。その3分の2ということで、全員協議会で説明いたしました1,400台で5,133万3,000円となります。幾ら高いものを買っても5万5,000円が上限だよということで御理解いただきたいと思えます。

また、前渡金ということで払うと、今、契約の中では前渡し金で4割払うということはありません。

また、残りの財源につきましては、すみません、今手持ちで資料がないものですから、また調べさせていただいて、後ほど回答させていただきます。

以上となります。

○議長（遠藤 豪君） ちょっと待つて。随意契約の理由は。

○学校教育課長（勝俣暢哉君） 失礼いたしました。一者随契の理由につきましては、入札に参加した、札入れした業者が1者でありまして、その価格が設計額より下回っておりましたので、随意契約で契約いたしました。

また、私の推測するところだと、やはり台数が多いこと、また納期がちょっと短かったことがありまして、なかなか参加するところがなかったのかなということで、この1者と随意契約することになりました。

以上になります。

○議長（遠藤 豪君） 先ほどの小林議員の質問のうち、更新時期について答弁漏れがありましたので、学校教育課長の方から答弁を求めます。

○学校教育課長（勝俣暢哉君） 小林議員の質問の中で、3年から5年で買い換えるのかという質問に回答漏れがございまして、申し訳ございませんでした。

やはり国からの補助金が、また5年後に出ると予想されます。タブレット端末については、小林議員おっしゃるように、3年から5年でという耐用年数でありますので、3年から5年で買い換えていくということで考えております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第49号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第51号 訴えの提起について

○議長（遠藤 豪君） お諮りします。日程第12 議案第50号及び日程第13 議案第51号の訴えの提起についての議案2件については、一括議題、一括質疑、一括討論とすることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号及び議案第51号の議案2件を一括議題、一括質疑、一括討論とします。

議案第50号 訴えの提起について、議案第51号 訴えの提起についての議案2件について、補足説明を求めます。都市基盤部長。

○都市基盤部長（清水良久君） 議案第50号及び議案第51号 訴えの提起についての2議案について、一括して説明いたします。

本案は、長期間、町道に車両を放置している車両所有者に対し、車両撤去による土地の明渡しと使用料相当損害金の支払いを求める訴えの提起について、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

初めに、議案第50号は、議案書13ページからであります。

被告となるべき者については、車両の所有者1名で、使用料相当損害金は、土地の明渡し完了までの間、1か月当たり21円を請求するものであります。

令和4年4月15日に放置車両を発見いたしました。住所が不明で所有者と連絡がつかない状況であり、法的措置を取らざるを得ないものと判断し、訴えの提起をしようとするものであります。

続きまして、議案第51号は、15ページからであります。

被告となるべき者については、車両の所有者1名で、使用料相当損害金は、土地の明渡し完了までの間、1か月当たり116円を請求するものであります。

平成20年6月26日に放置車両を発見しましたが、同じく住所が不明で連絡がつかない状況であり、訴えの提起をしようとするものであります。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

初めに、議案第50号を採決します。

議案第50号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第51号を採決します。

議案第51号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第52号 小山町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長(遠藤 豪君) 日程第14 議案第52号 小山町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長(山本智春君) 議案第52号 小山町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書は17ページからになります。

令和5年6月9日に公布された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、国民健康保険法をはじめとする医療保険各法等が改正され、本年12月2日から被保険者証が廃止されることとなりました。

本案はこれを受けて、小山町国民健康保険条例を改正し、被保険者証に係る文言の削除と関連する罰則等の整理をするものであります。

条例改正資料、新旧対照表の2ページをお開きください。

第8条を削除し、第9条では被保険者証の返還に応じない場合の規定を削除し、法改正に伴う引用条項の変更及び文言の整理をするとともに、同条を第8条とし、第10条から第12条までを1条ずつ繰り上げます。

なお、附則において、条例の施行日を令和6年12月2日とすること、施行の日の前にした行為等については、なお従前の例によるものとすると定めております。

説明は以上であります。

○議長(遠藤 豪君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。3番。

○3番(平野正紀君) 本議案に関連してお伺いをさせていただきます。

マイナンバーカードに健康保険証の機能を載せたマイナ保険証、この6月の全国の医療機関での利用率ですが、9.9%と1割にも満たない状況を厚生労働省が明らかにしました。このような中で、町民から、12月に迎える当制度への移行について、疑問の声や苦情などの意見を聞いていますでしょうか。

また、小山町民のマイナ保険証の取得率、今後の利用率アップに向けての町の取組についてお

伺いをいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民課長（野木雅代君） 平野議員の御質問にお答えいたします。

初めに、マイナ保険証への移行に関する御意見でございますが、マイナンバーカードの取得は任意であるはずでございますのに、マイナ保険証を基本とする仕組みにするというのは、マイナンバーカードの取得を半ば強制するのように感じるといったような御意見を伺ったと聞き及んでおります。

そして、次に、小山町民のマイナ保険証の取得率でございますが、加入する医療保険が皆様、異なりますので、町全体のマイナ保険証の取得率、登録率というのは、ちょっとお答えいたしかねるんですけれども、本町の保険者であります小山町国民健康保険のマイナ保険証の登録率を申し上げますと、本年6月の時点で64.9%でございます。

次に、利用率アップの取組についてでございますが、広報おやまやホームページへの掲載、そして国保、後期の被保険者証発送の際に、マイナ保険証の利用等に関するチラシの同封ですとか、医療保険の切替えにお越しのお客様、それとマイナンバーカードのお受け取りなどでお客様が窓口にいらっしゃったときに、マイナ保険証についてもお知らせをしております。

今後も機会を捉えてお知らせをしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第52号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第53号 町道路線の廃止について

○議長（遠藤 豪君） 日程第15 議案第53号 町道路線の廃止についてを議題とします。

補足説明を求めます。都市基盤部長。

○都市基盤部長（清水良久君） 議案第53号 町道路線の廃止についてであります。

議案書は19ページからであります。説明は位置図で行いますので、20ページをお開きください。

本案は、道路法第10条第1項に規定する町道の廃止をしようとするため、同条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

初めに、廃止4路線のうち、赤色で表示いたしました3路線についてであります。

本位置図は、一色から用沢地先にかけて新東名高速道路の事業区域を表示しておりますが、御殿場市境から県道須走小山線に向かって順に町道3815号線、町道3826号線及び町道3839号線は、新東名高速道路工事範囲内であり、町道の機能を喪失するため、路線を廃止しようとするものであります。

次に、24ページをお開きください。

須走地先の町道4069号線は、個人所有地であり、現状、道路としての形状を有しておらず、一般の通行もないことから、1路線を廃止しようとするものであります。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第53号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第16 議案第54号 町道路線の認定について

○議長（遠藤 豪君） 日程第16 議案第54号 町道路線の認定についてを議題とします。

補足説明を求めます。都市基盤部長。

○都市基盤部長（清水良久君） 議案第54号 町道路線の認定についてであります。

議案書は26ページからありますが、説明は位置図で行いますので、28ページをお開きください。

本案は、道路法第8条第1項に規定する町道路線の認定をしようとするため、同条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

初めに、認定10路線のうち、赤色で表示しております9路線についてであります。

ページ中央、新東名事業区域の西側に表示いたしました町道5069号線、町道5070号線及び町道5071号線は、既存の町道が新東名高速道路で分断されるため、新たに認定しようとするものであります。

同じく新東名西側の町道5064号線、町道5066号線及び新東名東側の町道5063号線、町道5065号線、町道5067号線、町道5068号線は、新東名高速道路建設に伴い、新たに新設された道路を認定しようとするものであります。

次に、ページが飛びますが、47ページをお開きください。

町道4218号線は、隣接地で宅地造成事業が計画されているため、各区画に接続するための道路について、1路線を認定しようとするものであります。

なお、各路線ごとの平面図及び公図写しにつきましては、本議案書に添付しているとおりであります。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第54号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第17 議案第55号 町道路線の変更について

○議長（遠藤 豪君） 日程第17 議案第55号 町道路線の変更についてを議題とします。

補足説明を求めます。都市基盤部長。

○都市基盤部長（清水良久君） 議案第55号 町道路線の変更についてであります。

議案書は50ページからありますが、説明は位置図で行いますので、52ページをお開きください。

本案は、道路法第10条第2項に規定する町道路線の変更をしようとするため、同条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

初めに、変更10路線のうち9路線についてであります。変更前を青色、変更後を赤色で表示しております。

ページ中央、新東名事業区域の西側に表示いたしました町道3838号線、町道3875号線、町道3784号線及び新東名東側の左から順に町道3814号線、町道3825号線、町道3835号線、町道3837号線、町道一色大御神線、町道3780号線は、新東名高速道路工事範囲内で既存町道の付け替え等に伴い起終点の変更が生じたことから、路線の変更をするものであります。

次に、ページが飛びまして、80ページをお開きください。

町道4186号線は、町道改良事業計画に伴い終点の変更が生じたことから、1路線の変更をしようとするものであります。

なお、各路線ごとの平面図及び公図写しにつきましては、本議案書に添付しているとおりであります。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第55号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第18 議案第56号 字の区域の変更について

○議長（遠藤 豪君） 日程第18 議案第56号 字の区域の変更についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済産業部長。

○経済産業部長（大庭和広君） 議案第56号 字の区域の変更についてであります。

議案書は83ページからになります。

本案は、平成29年度から実施しております県営農地整備事業（畑地帯担い手育成型）アグリふじおやま地区の基盤整備事業が完了いたしましたので、換地処分を行うにあたり、84ページに記載の区域について、字の区域を変更するものであります。

内容について御説明をいたします。

具体的な箇所については、87ページをお開きください。

大字上野字下ノ原に編入する箇所は、右側、換地図の緑色着色部で、面積6,718.89平方メートルにつきまして、字の区域を変更するものであります。

なお、施行日につきましては、換地処分の公告のあった日の翌日からとさせていただきます。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第56号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第19 議案第57号 住民票の写し等の交付に関する事務の委託の廃止について

○議長（遠藤 豪君） 日程第19 議案第57号 住民票の写し等の交付に関する事務の委託の廃止

についてを議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長（山本智春君） 議案第57号 住民票の写し等の交付に関する事務の委託の廃止についてであります。

議案書は88ページになります。

住民票の写し等の交付については、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づく、駿豆地区12市町相互の事務委託により、平成11年11月に広域窓口サービスを開始し、住民票の写しや戸籍証明書等の交付を実施してきました。

その後、住民基本台帳ネットワークの開始、マイナンバーカードによるコンビニ交付の導入、全国の市町村窓口において本籍地以外の戸籍証明書の交付が可能になったことなどから、12市町で組織している沼津地区戸籍住民基本台帳事務協議会において、事務委託の廃止に向けた協議を行ってきた結果、本年10月31日をもって広域窓口サービスを終了することが決定しました。

本案は、本町と沼津市ほか10市町との間の住民票の写し等の交付に関する事務の委託を本年10月31日をもって廃止するため、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第57号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第57号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第20 議案第58号 小山町こども園条例の一部を改正する条例について

○議長（遠藤 豪君） 日程第20 議案第58号 小山町こども園条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長（山本智春君） 議案第58号 小山町こども園条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書は89ページになります。

本案は、するがおやまこども園について、園児数の減少や立地条件を踏まえて、今年度末で閉園したいため、条例の一部を改正するものであります。

改正の内容につきましては、条例改正資料、新旧対照表の3ページをお開きください。

第2条第1号の「小山町立するがおやまこども園」を削除するものであります。

なお、施行日は、令和7年4月1日としております。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第58号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

それでは、ここで午後1時まで休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

学校教育課長から発言を求められていますので、これを許可いたします。学校教育課長。

○学校教育課長（勝俣暢哉君） 先ほど質問がありました小林議員の質問と藺田議員の質問について、調べてまいりましたのでお答えしたいと思います。

タブレット端末の修理台数につきましては、令和4年度が333台、令和5年度が241台となっております。

小林議員の答弁の中で、前回購入したタブレット、小学校4年生から6年生、中学1年生から3年生のものを平成31年の4月と答弁いたしましたが、4月入札で令和元年の6月の定例会で承認いただきましたので、6月ということで訂正をお願いいたします。

また、藺田議員の補助金以外の財源はという御質問につきましては、教育振興基金を充当しております。

回答は以上になります。

日程第21 議案第59号 令和6年度小山町一般会計補正予算（第4号）

○議長（遠藤 豪君） 日程第21 議案第59号 令和6年度小山町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（長田忠典君） 議案第59号 令和6年度小山町一般会計補正予算（第4号）につ

いてであります。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ4億9,769万3,000円を追加し、予算の総額を156億3,319万2,000円とするものであります。

初めに、補正予算書6ページの繰越明許費の設定についてであります。

2款1項総務管理費の旧すばしりこども園解体事業は、解体工事が年度をまたいで事業となることから、繰越明許の設定を行うものであります。

次に、7ページの債務負担行為の補正で、2件追加するものであります。

1件目、マイナンバーカードオンライン申請補助端末賃借事業は、マイナンバーカードオンライン申請に伴う補助端末を、令和6年度から令和11年度まで賃借するものであります。

2件目、第5次総合計画後期基本計画策定支援業務は、本年度中に基礎調査等に着手し、令和7年度にわたり計画を策定するものであります。

次に、8ページの地方債の補正であります。

財産管理事業は、すばしりこども園の旧園舎、昔のすばしり保育園舎を解体するため、地方債を追加するものであります。

治山事業は、町単独治山事業2件の実施に伴い、限度額の増額をするものであります。

道路橋梁総務事業は、上古城地区の国道246号地下道照明をLED化する修繕等の実施に伴い、限度額の増額をするものであります。

町道整備事業は、町内2か所の町道整備の実施に伴い、限度額の増額をするものであります。

臨時財政対策債につきましては、先月決定された発行可能額に合わせて、限度額を減額するものであります。

次に、歳入の主なものについて御説明申し上げます。

10ページをお開きください。

初めに、1款1項1目町民税を3,200万円、その下、1款2項1目固定資産税を4,000万円それぞれ増額しますのは、本年度の収入見込みに合わせるものであります。

次に、11ページをお開きください。

12款1項1目地方交付税を8,840万円減額しますのは、普通交付税の交付額が先月決定されたことによるものであります。

普通交付税の算定におきましては、昨年度と同様、基準財政需要額が基準財政収入額を上回ったため交付されるものでありますが、町税の増収に伴い、当初の見込みより減額となりました。

なお、収入額を需要額で除した単年度の財政力指数は、昨年度は0.893でありましたが、今年度は、速報値で0.032ポイント増加し、0.925となりました。

次に、12ページをお開きください。

16款2項4目土木費国庫補助金を173万6,000円、その下、17款2項6目土木費県補助金を137万7,000円増額しますのは、耐震補強工事等の件数増加に伴い、国及び県からの補助金を見込むもの

であります。

次に、13ページをお開きください。

21款1項1目繰越金を3億2,392万6,000円増額しますのは、令和5年度決算の実質収支額4億2,612万6,000円によるものであります。

22款5項1目雑入を1億1,475万4,000円増額しますのは、初めに、説明欄11、予防接種負担金及び説明欄56、ワクチン生産体制等緊急整備基金は、10月から実施いたします新型コロナワクチン接種に伴う自己負担額838万4,000円及び基金収入2,182万9,000円を見込むものであります。また、説明欄58は、過年度分の足柄開発道路の町道整備事業協力金8,254万1,000円を見込むものであります。

次に、14ページをお開きください。

23款1項町債を6,777万4,000円増額しますのは、先ほど申し上げた地方債の補正で説明したとおりであります。

次に、歳出予算は15ページからになります。

初めに、このたびの人員費の補正について、4月以降の人事異動等に伴い生じる常勤職員、会計年度任用職員の給与費など、12月補正前までに予算に不足が生じる科目に関連して調整するもののほか、時間外勤務手当の増額、会計年度任用職員1人分の増額をするものであります。

次に、具体的に16ページをお願いいたします。

2款1項4目財産管理費のうち説明欄(2)財産管理費を8,130万円増額しますのは、旧すばしりこども園解体事業の工事請負費であります。

同じく説明欄(4)庁舎管理費を9,300万円増額しますのは、役場に来ていただく方に使いやすくサービス向上につなげるため、また、職員の執務環境の向上を目指すため、本庁舎1階の改修工事に関する経費及び今後計画するための本庁舎2階、3階の改修設計業務に伴う増額であります。

次に、17ページをお開きください。

2款1項7目ICT推進費、説明欄(2)情報システム管理費を151万円増額しますのは、公文書の管理や起案文書の電子決裁等を行うためのシステムの使用料であります。

次に、19ページをお開きください。

2款7項1目企画渉外総務費のうち説明欄(2)企画調査費を2,180万3,000円増額しますのは、次のページ、まちづくり公社の設立に向け、創業計画の作成や登記事務等を委託する設立支援96万円と、町からまちづくり公社への出資金2,000万円が主なものであります。

同じく説明欄(5)公営塾事業費を280万円増額しますのは、国が実施する地域活性化起業人制度を活用し、現在須走地区で行っている公営塾の運営をより充実に円滑に行うために、委託事業者の社員1人を受け入れるための負担金であります。なお、この経費は、国の特別交付税として全額措置されるものであります。

次に、2款7項4目広域行政組合管理費、説明欄（2）広域行政組合管理費を1,018万7,000円増額しますのは、令和5年度決算に伴う負担金の精算等を行う御殿場市小山町広域行政組合の補正予算（第1号）に伴うものであります。このほかに、4款衛生費、8款消防費の負担金においても同様に補正を行うもので、全体では1,213万2,000円の減額となるものであります。

次に、21ページをお開きください。

3款1項1目社会福祉総務費のうち説明欄（2）社会福祉総務費を126万8,000円増額しますのは、社会福祉協議会で行う福祉バス運行に伴う経費として、助成金を増額するものであります。

次に、22ページをお開きください。

3款1項3目健康福祉会館管理費、説明欄（2）健康福祉会館管理運営費を375万2,000円増額しますのは、健康福祉会館入口庇設置工事の内容修正に伴う370万円の増額が主なものであります。

次に、23ページをお開きください。

3款3項3目こども園費のうち説明欄（2）こども園管理運営費を709万1,000円増額しますのは、すがぬまこども園用地の中で賃借しておりました用地の購入費671万1,000円が主なものであります。

次に、25ページをお開きください。

4款1項2目予防費、説明欄（2）感染症予防費を4,818万2,000円増額しますのは、10月から実施する新型コロナワクチン接種4,023万9,000円、町が独自で実施するインフルエンザ予防接種費用の助成247万5,000円の増額が主なものであります。

次に、29ページをお開きください。

5款1項3目農業農村整備事業費、説明欄（3）農業農村整備事業費を2,000万円増額しますのは、地区要望に伴う農業関係の緊急修繕料400万円と下古城地区農道舗装工事1,600万円を増額するものであります。

次に、30ページをお開きください。

5款2項3目治山事業費、説明欄（2）治山事業費を218万9,000円増額しますのは、地区要望に伴い、小山地区、湯船地区、2件の町単独治山工事を行うものであります。

6款1項1目商工業振興費のうち説明欄（2）商工業振興費を320万円増額しますのは、賑わい商業創出支援事業助成金2件分の増加を見込むものであります。

次に、31ページをお開きください。

6款1項2目フロンティア推進費のうち説明欄（3）小山PA周辺開発事業特別会計繰出金を154万円減額しますのは、令和5年度小山PA周辺開発事業特別会計決算に伴う繰越金の増額により、一般会計からの繰出金を減額するものであります。

6款2項1目観光スポーツ推進費のうち説明欄（4）スポーツツーリズム推進事業費を500万円増額しますのは、合宿誘致促進事業助成金が前年度に比較し申請件数が2割程度増加しているた

め増額するものであります。

次に、33ページをお開きください。

7款2項1目道路橋梁総務費、説明欄(2)道路橋梁総務費を200万円増額しますのは、地区要望に伴い、上古城地区の国道246号地下道照明をLED化する修繕等であります。

7款2項2目道路維持費、説明欄(3)公共施設地区対応事業費を3,300万円増額しますのは、本年度実施する地区要望の道路修繕等を行うものであります。

7款2項3目町道整備事業費のうち説明欄(2)町道整備事業費を8,230万円増額しますのは、地区要望に伴い、上野地区、向方地区、2件の町道改修に伴う測量設計3,730万円のほか、町道整備に伴う残土処理場排水設備工事4,500万円を増額するものであります。

34ページ、同じく説明欄(3)足柄SA周辺地区町道整備事業費を1,040万円増額しますのは、町道2416号線移管に伴う道路用地の測量等を行うものであります。

7款4項3目公園費、説明欄(2)公園総務費を920万円増額しますのは、新産業集積エリア内の公園を整備するため、測量設計を行うものであります。

次に、35ページをお開きください。

7款5項1目住宅管理費、説明欄(2)町営住宅維持管理費を400万円増額しますのは、湯船団地集約化に伴い、給水ポンプ、給水管を修繕するものが主なものであります。

7款5項2目建築指導費、説明欄(2)建築指導費を411万2,000円増額しますのは、耐震補強工事等の件数増加によるものが主なものであります。

次に、38ページをお開きください。

9款4項4目生涯学習センター管理費、説明欄(2)文化会館等管理運営費を390万円増額しますのは、生涯学習センター用地の中で賃借しておりました用地を購入するものであります。

最後に、12款1項1目予備費を5,441万8,000円増額いたしますのは、今回の補正により生じます歳入歳出の差額を調整するものであります。

説明は以上です。

○議長(遠藤 豪君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。6番。

○6番(小林千江子君) 1件お伺いします。

2款1項4目、すみません、ページ数をちょっと調べていなくて申し訳ないです。庁舎の管理費9,300万円に関してお伺いいたします。ページ数、すみません、出ました。ページ数16ページです。

こちらの方、先ほど御説明いただきましたように、庁舎1階の部分、それから2階、3階の設計業務の見直しなど、来られたお客様、町民の方様々に、より快適に役場を使用していただくためということでしたけれども、先日町長より、庁舎に関して、どこへ移すにせよ、方向性を示す旨を一般質問で御回答をいただきました。移転するにせよ、同じ場所に新築されるにせよ、その

ような計画がこれから行われる中で、このような巨額な金額を新たに投じる必要性などは、どのような話し合いが行われ、また協議が持たれて決められたのか、お聞かせください。また、この改修工事によりどのような改善が見込まれるのか、もう少し具体的に教えていただければと思います。

もう1点なんですけれども、構造の改修は一つの手法かとは思われますが、町民から聞こえる声としては、中身の改革、ソフト面ですよ。訪れた町民が相談してよかった、役場に来てよかったと思えるような、たらい回しにされないようなワンストップの窓口でしたり、また旧態依然とするような役場の対応ではなく、お客様であるという接客の仕方をいま一度見直すなど、対応する側の意識の改革も求められるのかなと思います。その点をどのようにお考えでいらっしゃるのかお聞かせいただければと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 小林議員の御質問にお答えをいたします。

今回の庁舎の改修工事にあたって、どのような話し合いが行われたのかという点についてお答えいたします。

初めに、庁舎の1階の部分が非常に雑然としているということや、書類等があまり整理をされていないということがございまして、こちらの方を解消したいという考えがございました。そんな中で、行政アドバイザーである先生の方に、どのような改修を行えばよいかということをお話したのがきっかけでございます。

その後、デジタル田園都市国家構想交付金にデジタルフロントヤード事業が採択されたこともありまして、思い切って1階部分の改修をして、住民サービスの向上等を図れないかということでいろいろ協議をしましてまいりました。

一応、行政アドバイザーの先生から御提案をいただきまして、その提案内容に基づきまして、1階で業務を行っている職員全員から、こういった案が出てきましたがいかがでしょうかということで意見の方を伺って、そちらの方を集約したり、また、行政アドバイザーの先生と調整をしたりして、今回の計画の方が決まりました。

もう1点の接客の仕方を改善した方がいいのではないかと考えてございます。

デジタルフロントヤード事業に合わせて、1階のサインージュとかそういったものを、デジタルサインージュとかを導入するというふうにご検討をさせていただきます。当然それだけではなくて、職員の接客の方も向上させるべく日々努力しているところでございます。

答弁は以上です。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第59号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、議案第59号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

それでは、ここで職員の入退室を許可します。議員の皆様は、しばらくお待ちください。

日程第22 議案第60号 令和6年度小山町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

○議長(遠藤 豪君) 日程第22 議案第60号 令和6年度小山町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長(山本智春君) 議案第60号 令和6年度小山町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてであります。

2ページをお開きください。

今回の補正は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ863万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を18億5,536万1,000円とするものであります。

初めに、歳入から御説明いたします。

6ページをお開きください。

8款1項1目繰越金の863万9,000円の減額は、令和5年度の決算剰余金として確定した2,636万1,000円と、当初見込んでおりました3,500万円との差額を減額するものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

7ページを御覧ください。

1款1項1目一般管理費、説明欄(2)一般管理費の10節印刷製本費を31万3,000円増額しますのは、本年12月2日に現在の被保険者証が廃止されることに伴い、同日以降に交付する資格確認書用紙の印刷に要する経費を増額するものであります。

同じく一般管理費の11節通信運搬費を35万2,000円増額しますのは、国保被保険者全員に、保険者が把握している加入者情報の通知に要する経費を増額するものであります。

同じく一般管理費の12節国保制度改正システム改修を396万円増額しますのは、先ほども申し上げましたが、本年12月2日に現在の被保険者証が廃止されることに伴い、同日以降に資格確認書を交付するためのシステム改修に要する事業費を増額するものであります。

8款1項1目予備費を1,326万4,000円減額しますのは、今回の補正により生じる歳入歳出の差額を調整するものであります。

説明は以上であります。

○議長(遠藤 豪君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第60号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、議案第60号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第23 議案第61号 令和6年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算(第1号)

○議長(遠藤 豪君) 日程第23 議案第61号 令和6年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第61号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、議案第61号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第24 議案第62号 令和6年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

○議長(遠藤 豪君) 日程第24 議案第62号 令和6年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長(山本智春君) 議案第62号 令和6年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてであります。

2ページをお開きください。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ884万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億484万8,000円とするものであります。

初めに、歳入について御説明いたします。

6ページをお開きください。

3款1項1目繰越金の884万8,000円の増額は、令和5年度の決算剰余金として確定した974万8,000円と、当初見込んでおりました90万円との差額を増額するものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

7ページを御覧ください。

1款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金を884万8,000円増額しますのは、繰越金相当額で

あります出納整理期間中に納付された普通徴収保険料が、当初の見込みよりも増額となったため、静岡県後期高齢者医療広域連合への納付金を増額するものであります。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第62号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第62号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第25 議案第63号 令和6年度小山町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（遠藤 豪君） 日程第25 議案第63号 令和6年度小山町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長（山本智春君） 議案第63号 令和6年度小山町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

予算書2ページをお開きください。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億9,397万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を20億4,397万4,000円とするものであります。

初めに、歳入について御説明いたします。

6ページをお開きください。

4款1項1目介護給付費負担金を7,000円増額しますのは、前年度分の介護給付費の精算に伴い、県からの負担金を増額するものであります。

次に、6款1項3目地域支援事業包括的支援等繰入金を19万7,000円増額、同じく4目低所得者保険料軽減繰入金を51万6,000円増額、同じく5目その他一般会計繰入金を2,000円増額しますのは、前年度分の地域支援事業包括的支援事業や低所得者保険料軽減事業、その他前年度一般会計で行った事業に対する繰入金の精算に伴い、一般会計からの繰入金の不足分を増額するものであります。

次に、7ページ、7款1項1目繰越金を1億9,325万2,000円増額しますのは、令和5年度の決算において決算剰余金として確定した金額2億2,551万1,576円と繰越金の当初予算3,225万9,000円との差額分を増額するものであります。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

8ページをお開きください。

3款1項1目介護給付費準備基金積立金を4,000万円増額しますのは、先ほど歳入で御説明いたしました令和5年度の決算剰余金の一部を積み立てるものであります。

次に、9ページ、5款1項2目償還金を8,555万4,000円増額しますのは、説明欄、22節国庫負担金返還金5,620万3,000円、県負担金返還金216万9,000円、支払基金交付金返還金2,718万2,000円で、いずれも前年度の介護給付費や地域支援事業費の精算により、負担金・交付金を返還するものであります。

次に、5款2項1目他会計繰出金を205万円増額しますのは、説明欄、27節一般会計繰出金（給付費等）168万4,000円と、一般会計繰出金（一般会計事業・その他）36万6,000円で、前年度の精算に伴う一般会計への繰出金であります。

最後に、10ページ、6款1項1目予備費を6,621万3,000円増額しますのは、今回の補正による歳入歳出予算の差額を調整するものであります。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第63号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第63号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第26 議案第64号 令和6年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（遠藤 豪君） 日程第26 議案第64号 令和6年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第64号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第64号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第27 議案第65号 令和6年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（遠藤 豪君） 日程第27 議案第65号 令和6年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第65号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第65号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第28 議案第66号 令和6年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（遠藤 豪君） 日程第28 議案第66号 令和6年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第66号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第66号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第29 議案第67号 令和6年度小山町温泉供給事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（遠藤 豪君） 日程第29 議案第67号 令和6年度小山町温泉供給事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第67号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第67号は、会議規則第39条第1項

の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

ここで報告します。

本日までに受理した請願は、お手元に配付しました請願文書表のとおり、総務建設委員会に付託しましたので、報告します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、8月29日木曜日 午前10時開議

認定第2号から認定第11号までの令和5年度会計決算10件と議案第68号から議案第69号までの令和5年度事業会計利益の処分及び決算の認定2件の計12件を順次議題として、決算等の補足説明及び決算監査報告を行います。

本日はこれで散会します。

午後1時42分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 遠 藤 豪

署 名 議 員 白 井 光 昭

署 名 議 員 小 林 千 江 子

令和6年第4回小山町議会9月定例会会議録

令和6年8月29日（第2日）

召集の場所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 石原 和美君 2番 池谷 元君
3番 平野 正紀君 4番 牧野 恵一君
5番 臼井 光昭君 6番 小林千江子君
7番 室伏 辰彦君 8番 鈴木 豊君
9番 藺田 豊造君 10番 渡辺 悦郎君
11番 米山 千晴君 12番 岩田 治和君
13番 遠藤 豪君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	室伏 博行君
教 育 長	勝俣 純君	政 策 監	湯山 博一君
未来創造部長	遠藤 正樹君	企画総務部長	長田 忠典君
危機管理局長	高村 良文君	住民福祉部長	山本 智春君
経済産業部長	大庭 和広君	都市基盤部長	清水 良久君
教育次長	野木 雄次君	企画政策課長	勝又 徳之君
総務課長	渡邊 徹君	代表監査委員	池谷 浩君
総務課総務法規・監査班長	山口 紘史君		

職務のために出席した者

議会事務局長	後藤 喜昭君	議会事務局書記	鈴木 史幸君
会議録署名議員	5番 臼井 光昭君	6番 小林千江子君	

散 会 午後3時00分

(議 事 日 程)

- | | | |
|-------|--------|-------------------------------|
| 日程第1 | 認定第2号 | 令和5年度小山町一般会計歳入歳出決算 |
| 日程第2 | 認定第3号 | 令和5年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第3 | 認定第4号 | 令和5年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第4 | 認定第5号 | 令和5年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第5 | 認定第6号 | 令和5年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第6 | 認定第7号 | 令和5年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第7 | 認定第8号 | 令和5年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第8 | 認定第9号 | 令和5年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第9 | 認定第10号 | 令和5年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第10 | 認定第11号 | 令和5年度小山町温泉供給事業特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第11 | 議案第68号 | 令和5年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定 |
| 日程第12 | 議案第69号 | 令和5年度小山町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定 |

議

事

午前10時00分 開議

○議長（遠藤 豪君） 本日は御苦労さまです。

ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

-
- 日程第1 認定第2号 令和5年度小山町一般会計歳入歳出決算
 - 日程第2 認定第3号 令和5年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
 - 日程第3 認定第4号 令和5年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算
 - 日程第4 認定第5号 令和5年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
 - 日程第5 認定第6号 令和5年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算
 - 日程第6 認定第7号 令和5年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算
 - 日程第7 認定第8号 令和5年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算
 - 日程第8 認定第9号 令和5年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算
 - 日程第9 認定第10号 令和5年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計歳入歳出決算
 - 日程第10 認定第11号 令和5年度小山町温泉供給事業特別会計歳入歳出決算
 - 日程第11 議案第68号 令和5年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定
 - 日程第12 議案第69号 令和5年度小山町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定

○議長（遠藤 豪君） 日程第1 認定第2号から日程第10 認定第11号までの令和5年度会計決算10件と、日程第11 議案第68号及び日程第12 議案第69号の令和5年度事業会計利益の処分及び決算の認定2件の計12件を一括議題とします。

あらかじめ御了承願います。

令和5年度決算関係について、本日は当局からの補足説明及び代表監査委員から決算監査報告を受け、質疑、委員会付託については、9月3日の本会議において行いますので、御承知願います。

補足説明は、初めに一般会計を行い、終了後、特別会計及び公営企業会計を行います。

なお、補足説明順については、配付した資料のとおりですので、御了承ください。

それでは、順次、各部長等から一般会計の補足説明を求めます。

初めに、企画総務部長。

○企画総務部長（長田忠典君） 令和5年度一般会計決算の企画総務部関係の補足説明を行います。

なお、これからの補足説明につきまして、私を含めた各部長等は、決算額については1,000円未満を、執行率については小数点第1位未満を切り捨てて御説明いたします。また、執行率につい

ては、翌年度繰越額を差し引いた予算額で計算しておりますので、よろしくお願いたします。

初めに、歳入から御説明申し上げます。

7ページをお開きください。1款町税であります、令和5年度の町税全体の収入済額は44億1,598万8,000円で、収納率は98.6%、一般会計の歳入に占める割合は29.4%となりました。前年度に比べ、町税全体で3億5,320万2,000円、8.7%の増となりました。収納率は0.2ポイント下がりました。

項目ごとに見ますと、1項町民税の個人及び法人の現年と滞納繰越分を合わせた収入済額は12億9,700万1,000円で、前年度に比べ473万3,000円、0.4%の増となりました。

1目町民税個人の収入済額は10億5,549万6,000円で、前年度に比べ967万6,000円、0.9%の減額となりました。

次に、2目町民税法人の収入済額は2億4,150万4,000円で、前年度に比べ1,441万円、6.3%の増額となりました。主な要因は、活発な経済活動により企業業績が上向き、法人町民税の増額に影響したものと考えております。

次に、2項固定資産税の収入済額は28億7,275万4,000円で、前年度に比べ3億3,423万9,000円の増、13.2%の増となりました。

1目1節固定資産税の現年課税分の収入済額は28億4,558万4,000円で、そのうち、土地が7億4,110万6,000円、家屋が9億6,168万6,000円、償却資産が11億4,279万3,000円でした。土地は、標準宅地の評価額は下落傾向にあるものの、一部の土地においては開発に伴い、課税地目をその他雑種地から宅地に変更したことにより、前年度に比べ192万4,000円、0.3%の増となりました。また、家屋については、大規模工場や宿泊施設が新築され、新たに課税を始めたことから、前年度に比べ7,114万3,000円、8.0%の増となりました。償却資産では、既設工場等での償却資産の残存価格が減少した一方で、新築工場等において設備投資があったため、前年度に比べ2億6,694万4,000円、30.5%の増となりました。

次に、3項軽自動車税の収入済額は6,760万9,000円で、前年度に比べ98万6,000円、1.5%の増となりました。自家用軽乗用車の買換えによる届出台数の増加によるものと考えております。

次に、8ページをお開きください。4項町たばこ税の収入済額は1億6,117万7,000円で、前年度に比べ172万2,000円、1.1%の増となりました。

次に、5項入湯税の収入済額は1,744万5,000円で、前年度に比べ1,152万円、194.4%の増となりました。増額の要因は、宿泊を伴う入湯客数がコロナ禍前の水準に回復傾向にあるためと考えております。

次に、2款地方譲与税の収入済額1億1,625万2,000円ありますが、前年度に比べ1.3%の増額となっております。

次に、9ページの3款利子割交付金は116万1,000円で、前年度に比べ15.3%の減額となりました。減額の理由は預金利子の下落により、県全体の調定額が減少したことによるものであります。

次に、4款配当割交付金は1,796万5,000円で、前年度に比べ17.3%の増額となりました。

次に、5款株式等譲渡所得割交付金は2,902万5,000円で、前年度に比べ86.7%の増額となりました。増額の要因は、株式譲渡が活発に行われたことによるものと考えられます。

次に、10ページ、6款法人事業税交付金は6,561万6,000円で、前年度に比べ29.4%の増額となりました。

次に、7款地方消費税交付金は5億587万6,000円で、前年度に比べ1.8%の増額となっております。

次に、8款ゴルフ場利用税交付金は1億9,943万2,000円で、利用者数は年間で34万8,890人です。前年度に比べ3.6%の減額、利用者数は1万4,085人減少しました。

次に、11ページ、9款環境性能割交付金は1,791万2,000円で、前年度に比べ25.0%の増額となっております。

その下、10款国有提供施設等所在市町村助成交付金は4,974万円で、国が所有する固定資産のうち演習場内の施設、弾薬庫、燃料庫等に供する固定資産を対象に国から交付されるものであり、対象施設の新設により前年度に比べ2.3%の増額であります。

その下段の11款地方特例交付金は5,788万6,000円で、前年度に比べ204.6%の増額となりました。これは地方税の減収分に対して交付されるもので、新型コロナウイルス感染症対策の地方税減収補てん特別交付金が大幅に増額になったことによるものであります。

次に、12ページの12款地方交付税は6億2,613万円で、前年度に比べ21.7%の減額となりました。減額の主な要因は、普通交付税が前年度に比べ2億2,342万1,000円減額となったものであります。なお、普通交付税の収入額は4億9,267万2,000円で、単年度財政力指数は0.893となり、前年度に比べ0.051ポイント増加しております。

次に、17ページの16款2項3目2節環境保全費補助金、備考欄の合併処理浄化槽設置奨励事業補助金419万7,000円は、合併処理浄化槽の設置に対する国庫補助金であります。

次に、18ページの16款2項10目特定防衛施設周辺整備調整交付金は3億5,571万7,000円で、いわゆる防衛9条交付金で東富士演習場が存在することにより交付されるものであります。沖縄県道104号線越え実弾演習の分散実施の受入れ規模は、前年度の中隊レベルよりも人員数が多い大隊レベルでの受入れとなりましたので、前年度に比べ14.7%の増額となりました。昨年度は町道小山犬の平線舗装補修工事などの道路事業、正倉用排水路などの農業施設事業、こども園の運営に関する事業などの基金を通じた特定事業の計7件に充当いたしました。

その下、11目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は1億46万8,000円で、コロナ禍における経済対策であるプレミアム付き商品券発行事業、住民税非課税世帯支援給付金事業や物価高騰に対する中小企業等への支援金などの事業に対し充当いたしました。

次に、19ページ、12目物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は7,750万3,000円で、物価高騰対策として住民税非課税世帯給付金事業に対し充当いたしました。

次に、23ページ、17款3項1目1節徴税费委託金3,270万5,000円は、県民税の徴収委託金であります。

次に、24ページの18款1項1目財産貸付収入3億5,614万8,000円の主なものは、1節土地貸付収入、備考欄上段の東富士演習場貸付収入3億2,799万円で、約252ヘクタールの町有地を東富士演習場用地として国へ貸し付けているものであります。

次に、25ページ、19款1項2目総務費寄附金は5,463万8,000円で、主なものは、一般社団法人須走彰徳山林会様からの財産管理費寄附金であります。

次に、26ページ、5目ふるさと寄附金は5億7,801万1,000円で、内訳は、ふるさと寄附金が5億2,171万1,000円で、その件数は1万6,538件、55の事業者から返礼品796品目を御提供いただきました。また、企業版ふるさと寄附金は5,630万円で、16件寄附いただきました。

次に、27ページ、20款2項1目財政調整基金繰入金は3億6,000万円で、令和5年度予算において不足する財源として繰入れを行ったものであります。

同じく2目東富士演習関連特定事業基金繰入金は2億9,557万7,000円で、防衛9条交付金の事業執行に当たり、当該基金を介してこども園の運営に関する事業、定期予防接種事業、医療費助成事業の三つの特定事業を執行するための繰入金であります。

次のページ、3目須走地域振興事業基金繰入金は2,650万円で、須走彰徳山林会様からの財産管理費寄附金を積み立てた基金からの繰入金であります。

その下、4目総合計画推進基金繰入金は4億1,950万円で、総合計画に基づき実施する様々な事業の財源として繰り入れたものであります。

次の29ページ、10目公共施設等総合管理基金繰入金は5,720万円で、公共施設の維持管理等に関する事業の財源として繰り入れたものであります。

次に、32ページの22款5項1目の2節雑入のうち、備考欄の上から8行目、ミニポートピア富士おやま環境整備協力費2,037万8,000円は、協定に基づき当該施設の売上額の1%を協力費として収入しているものであります。

次に、33ページ、23款町債は9億8,849万円で、前年度に比べ6.4%の増額となりました。充当事業の内容を精査の上、後年度負担が過大にならないよう、交付税措置など有利である起債の借入れなどに心がけております。

続いて、歳出について主なものを説明いたします。

初めに、39ページをお開きください。2款1項2目財政管理費の決算額は808万4,000円で、執行率は93.9%であります。うち備考欄(2)財政管理費575万7,000円の主なものは、12節の財務会計の電算委託料であります。

次の40ページ、備考欄(3)行財政改革推進事業費213万7,000円の主なものは、7節行政アドバイザー謝礼136万5,000円で、研修会の講師、審査委員会の委員など延べ38人のアドバイザーへの謝礼であります。

次に、41ページ、2款1項4目財産管理費の決算額は10億6,210万1,000円で、執行率は97.1%であります。うち備考欄(2)財産管理費3,468万5,000円の主なものは、16節水防倉庫等用地購入費1,783万4,000円であります。備考欄(3)基金管理費9億4,513万3,000円の主なものは、各基金への積立金で、次のページ、備考欄中段の財政調整基金積立金1億6,000万円、総合計画推進基金積立金2億3,309万2,000円、教育振興基金積立金1億4,314万2,000円であります。また、9条交付金を充てる特定事業を実施するための東富士演習場関連特定事業基金へ2億9,557万7,000円、須走地域振興事業基金へ5,918万4,000円であります。なお、積立基金の現在高につきましては、決算書の260ページに記載してありますので、後ほど御覧ください。

次に、その下の備考欄(4)庁舎管理費5,802万5,000円の主なものは、10節需用費の光熱水費や保守管理を行っていく12節各種委託料、14節工事請負費で、役場本庁舎を維持管理するための経費であります。

次に、45ページの下段を御覧ください。2款1項6目自治振興費の決算額は4,280万7,000円で、執行率は97.2%であります。うち、次のページ備考欄(2)自治振興費2,719万7,000円の主なものは、18節区運営交付金1,476万6,000円であります。

備考欄(3)防犯推進費1,008万6,000円の主なものは、13節LED防犯灯リース料341万8,000円と、その下、18節防犯灯維持交付金309万8,000円であります。

次の47ページ、2款1項7目ICT推進費の決算額は1億1,090万6,000円で、執行率は96.3%でありました。うち備考欄(2)情報システム管理費9,721万9,000円の主なものは、11節通信運搬費の2,599万2,000円、13節総合行政システム機器使用料3,037万1,000円であります。また、備考欄(3)DX推進費1,335万1,000円は、本庁のDXガイドラインに基づき進めている事業費であります。

次に、48ページ、9目諸費の決算額は3,844万4,000円で、執行率は99.1%であります。うち、備考欄(2)会計年度任用職員福利厚生費3,350万5,000円の主なものは、社会保険に加入する会計年度任用職員の社会保険料である4節会計年度任用職員等社会保険料2,567万4,000円であります。

続いて50ページをお開きください。2款2項2目賦課徴収費の決算額は5,016万8,000円で、執行率は97.4%です。うち備考欄(2)課税事務費4,530万6,000円の主なものは、12節電算処理1,578万1,000円で、町民税、固定資産税及び軽自動車税の課税事務に要するものと、その下、固定資産管理評価1,119万3,000円の委託料であります。

次に、57ページを御覧ください。2款7項1目企画渉外総務費の決算額は1億4,556万1,000円で、執行率は98.3%です。うち、備考欄(2)企画調査費1,207万円の主なものは、次の58ページ、備考欄22節新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金国庫返還金710万7,000円であります。

その下の備考欄(3)地域公共交通活性化事業費7,971万9,000円の主なものは、18節自主運行バス負担金7,719万7,000円で、小山町コミュニティバスの運行業務を行っている事業者への負担

金であります。同じく備考欄（５）須走地区活性化事業費4,573万3,000円の主なものは、16節診療場建設予定用地購入費3,340万円であります。ページの一番下、備考欄（６）公営塾事業費610万8,000円は、本年３月から須走地区に公営塾を開くための備品購入費等であります。

次に、61ページ、２款７項４目広域行政組合管理費の決算額は5,912万6,000円で、執行率は100%、広域行政組合の議会費及び総務費となります。

次に、２款８項１目広報広聴費の決算額は３億337万4,000円で、執行率は88.9%です。うち、備考欄（２）広報広聴費1,688万8,000円の主なものは、次の62ページ、広報おやま等の発行に係る10節の印刷製本費1,015万6,000円と、12節ホームページメンテナンス委託料201万3,000円であります。

備考欄（４）ふるさと振興事業費は２億3,554万1,000円で、ふるさと納税の返礼品等に要する経費であります。主なものは7節ふるさと納税返礼品１億6,339万1,000円と、次のページ、63ページの11節通信運搬費ふるさと納税ポータルサイトの利用料等6,102万円であります。

備考欄（５）スタジオタウン小山推進事業費1,458万8,000円の主なものは、10節小山フィルムファクトリー・施設の浄化槽及び防水修繕498万5,000円と、12節指定管理料900万円であります。

次に、２款９項１目交通安全対策費の決算額は1,591万2,000円で、執行率は88.9%であります。うち備考欄（２）交通安全推進費507万3,000円の主なものは、次のページ、18節交通安全指導員設置費負担金の356万7,000円で、静岡県交通安全協会御殿場地区支部に在籍する４人の交通安全指導員の人件費等を静岡県と御殿場市及び小山町で負担するものであります。備考欄（３）交通安全指導員活動費は351万3,000円の主なものは、交通指導員25人の活動に対する謝礼、費用弁償などあります。

次に、85ページをお開きください。４款２項１目環境保全総務費の決算額は6,145万4,000円で、執行率は95.2%であります。うち、次のページ、備考欄（２）環境保全事業費657万円の主なものは、第２次環境基本計画策定の委託料400万円であります。一番下、備考欄（６）浄化槽設置推進事業費1,113万9,000円の主なものは、次の87ページ、18節浄化槽設置事業補助金1,110万円で、30件の合併処理浄化槽の設置に対する補助金であります。備考欄の（７）広域行政組合斎場負担金1,694万1,000円は、広域行政組合が運営している斎場に係る小山町の負担分であります。

次に、４款２項２目公害対策費の決算額は356万5,000円で、執行率は98.5%であります。河川や特定事業場、工業排水路等の水質測定委託業務が主なものであります。

次に、４款３項１目清掃総務費の決算額は7,590万円で、執行率は99.7%であります。うち、次のページ、備考欄（２）塵芥収集事業費6,139万5,000円の主なものは、町内を４地区に分けて収集運搬を実施している12節塵芥収集運搬6,085万2,000円あります。

次に、４款３項２目塵芥処理費の決算額は１億6,052万7,000円で、執行率は99.2%であります。備考欄（２）塵芥処理費1,262万2,000円の主なものは、生土地先の一般廃棄物最終処分場の管理運営に要する経費であります。その下、備考欄（３）広域行政組合塵芥処理負担金１億4,790万

5,000円及び次の4款3項3目し尿処理費の8,864万7,000円は、広域行政組合が管理運営する富士山エコパークの焼却施設、再資源化施設及び衛生センターに係る本町の負担分であります。

次に、98ページをお開きください。6款1項3目消費者行政推進費の決算額は316万2,000円で、執行率は95.1%であります。町の消費生活センターに有資格者を配置し、消費生活相談を実施するとともに、消費者教育を推進することにより消費トラブルの発生防止及び解決を図っております。

最後に、140ページをお開きください。11款1項1目元金の決算額は8億4,154万7,000円で、執行率は99.9%であります。これは194件の借入れに対する償還金であります。その下、2目利子の決算額は2,814万1,000円で、執行率は98.9%であります。227件の借入れに対する利子の償還分であります。

以上で、令和5年度一般会計歳入歳出決算の企画総務部関係の補足説明を終わります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、未来創造部長。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 未来創造部が所管をいたします認定第2号 令和5年度小山町一般会計歳入歳出決算に係る補足説明をいたします。

初めに、歳入の主な内容につきまして御説明を申し上げます。

決算書の17ページを御覧ください。16款2項6目1節道路橋梁費補助金のうち、備考欄2行目、社会资本整備総合交付金（道路改築等）通次繰越分9,768万円は、町道2416号線他1路線道路改良工事に対する国からの交付金であります。

続きまして、その二つ下、防災安全交付金3,998万5,000円のうち3,630万円は、町道2415号線道路改良工事に対する国からの交付金であります。

次に、20ページを御覧ください。17款2項1目1節企画渉外費補助金、備考欄2行目、移住・就業支援事業補助金225万円は、首都圏から本町に移住された方に対し支援を行うもので、交付実績の4分の3を県からいただいたものであります。

次に、22ページを御覧ください。同じく17款2項5目1節商工費補助金、備考欄1行目、地域産業立地事業費補助金8,188万円は、昨年度富士山麓フロンティアパーク小山へ進出されました企業様1社に交付をいたしました補助金に対する県の負担分であります。

次に、23ページを御覧ください。17款2項10目1節地域少子化対策重点推進交付金189万円は、新規婚姻世帯を対象に住居費や引っ越し費用を補助する結婚新生活支援補助金4件に対し、交付実績の3分の2と、若年層をターゲットに、また、通学・就職・子育てなどのライフステージに応じた支援を行うおやまライフサポート事業に対し、交付実績の2分の1を県から補助金としていただいたものであります。

次に、24ページを御覧ください。18款1項1目1節土地貸付収入の備考欄8行目、太陽光発電事業敷地貸付収入285万7,000円は、湯船原地区のドリームソーラーふじおやまの事業地としての町有地の貸付料であります。

次に、26ページを御覧ください。19款1項5目1節ふるさと寄附金、備考欄2行目、企業版ふるさと寄附金5,630万円のうち、足柄S A周辺地区の道路整備事業を目的として、お二方の企業様から計4,650万円の御寄附をいただきました。

次に、32ページを御覧ください。22款5項1目2節雑入、備考欄下から10行目、町道整備事業協力金3,486万3,000円と、その下、町道整備事業協力金（通次繰越）2億1,959万3,000円は、足柄S A周辺地区の町道整備事業に対しまして、財源の一部となる開発事業者による協力金であります。

ここで恐縮ですが、1ページお戻りいただきまして、31ページを御覧ください。2節雑入における収入未済額欄8,256万1,000円のうち8,254万1,000円は、開発事業者からの協力金が昨年度内に納付されなかったことによる未済額であります。

次に、歳出の主な内容につきまして御説明をいたします。

60ページを御覧ください。2款7項3目人口政策推進費の決算額は5,524万8,000円で、執行率は88.8%であります。主なものは、備考欄（2）定住促進事業費のうち12細節おやまライフデザイン支援業務222万9,000円で、進学・就職・結婚等、若年層の人生設計を支援するセミナーやイベントを小山高校と連携し実施をしたものであります。

続きまして、その下、18細節4行目、おやまライフサポート事業補助金628万3,000円は、歳入の部で御説明をいたしました県の地域少子化対策重点推進交付金を主な財源に実施した事業であり、第1子子育て応援成事業51件、遠距離通学定期券購入費助成金交付事業132件、奨学金返還支援助成事業18件を実施いたしました。

続きまして、最下段、個人住宅取得資金利子補給金224万1,000円は、町内に個人住宅を新築した際の住宅ローンの利子補給として33件を交付したものであります。

次に、61ページを御覧ください。備考欄1行目、移住・就業支援金300万円は、同じく歳入の部で御説明をいたしました首都圏から本町に移住された方に対し支援させていただくもので、1組に交付をいたしました。

続きまして、2行目、ビジネスモデル創出法人助成金200万円は、新たなビジネスモデルを創出するための法人設立及び事業を実施する方に対しまして助成をしたものであります。

続きまして、備考欄（3）空家対策事業費のうち、12細節空家実態調査434万5,000円は、町内で居住実態がないと思われる戸建て専用住宅などを調査したものであります。

次に、97ページを御覧ください。6款1項2目フロンティア推進費の決算額は3億9,797万3,000円で、執行率は99.7%となりました。主なものは、備考欄（2）三来拠点事業費のうち12細節水文調査638万円ですが、企業様が湯船原業団地に立地をする際、井水を利用するケースが増加しており、周辺地域の水の流量、地下水位、水質等の項目により影響があるかを定点観測しているものでございます。

続きまして、18細節4行目、小山町地域産業立地事業費補助金1億6,376万1,000円は、歳入の

部でも御説明をいたしました。富士山麓フロンティアパーク小山に進出くださいました企業様1社に対する補助金であります。

続きまして、同ページ、備考欄(3)27細節小山PA周辺開発事業特別会計繰出金2億2,435万3,000円は、小山PA周辺開発事業におきまして、第1期造成工事の完了に伴い、事業協力者に土地を売払い起債の償還を行いました。第2期工区分の事業進捗が図れず、その分の土地は事業協力者に売払いができないため、不足分を一般会計から繰り出したものでございます。

次に、105ページを御覧ください。6款3項1目、備考欄(3)雇用対策事業費の主なものは、12細節合同企業説明会会場設営等99万円で、昨年7月に総合文化会館におきまして、23社の企業様と144人の相談者様に御参加をいただき開催をいたしました合同就職フェアの運営業務委託料であります。

次に、110ページを御覧ください。7款2項3目町道整備事業費、備考欄(3)足柄SA周辺地区町道整備事業費6,600万円は、歳入の部でも御説明をいたしました。町道2415号線の現年分の道路改良工事費であります。

続きまして、その下、備考欄(3)足柄SA周辺地区町道整備事業費の通次繰越分4億1,661万4,000円も同じく歳入の部で説明をいたしました町道2416号線他1路線道路改良工事と、町道2416号線他1路線橋梁整備工事であります。なお、当該年度分を除き、残額は翌年度へ繰越しをいたしました。

最後に、113ページを御覧ください。7款3項1目河川費の14節工事請負費、備考欄4行目、河川改修事業1億7,719万9,000円のうち、緊急自然災害防止対策事業により強靱化を図るため、湯船原地区上野工業団地の主要な排水路であります無名沢排水路河川改修工事6,545万円、新産業集積エリアの主要排水路であります石沢排水路河川改修工事8,327万円及び当該工事に伴う附帯工事1,175万9,000円を合わせた計1億6,047万9,000円を執行してございます。

以上で、未来創造部所管の令和5年度一般会計歳入歳出決算に係る補足説明を終わります。

○議長(遠藤 豪君) 次に、危機管理局長。

○危機管理局長(高村良文君) 私からは小山消防署と危機管理局の令和5年度一般会計の歳入歳出決算について御説明いたします。

初めに、歳入についてであります。

決算書の18ページを御覧ください。16款2項7目消防費国庫補助金の備考欄、演習場周辺デジタル無線整備事業費補助金6,193万7,000円は、防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金、いわゆる防衛8条補助金で実施いたしました同報無線のデジタル化整備事業に対する補助金であります。

次に、22ページを御覧ください。中段の17款2項7目1節消防費県補助金の備考欄、地震・津波対策等減災交付金1,178万2,000円は、本町が策定いたしました小山町地震対策プログラムに基づき整備する経費に充てるため交付されたものでございます。昨年度は、支障木等予防伐採事業

や災害対策本部、救護所及び消防団等の防災・医療用資機材の充実を図るため、車椅子補助具、毛布、救急医療セット、消防用ホース、消防団活動服等を購入いたしました。

次に、31ページを御覧ください。中段の22款4項5目1節の備考欄、消防施設費受託事業は、御殿場市・小山町広域行政組合から、小山消防署新庁舎建設に対する受託事業費1億8,760万円です。

次に、歳出について御説明いたします。

118ページを御覧ください。最下段を御覧ください。8款1項2目非常備消防費の決算額は4,537万3,000円で、執行率は96.6%であります。こちらは小山町消防団の運営管理及び消防施設維持管理として資機材の整備等に要した費用で、主なものといたしまして、119ページ、備考欄(2)消防団運営費の年額報酬628万9,000円は、小山町消防団員167人分の報酬となります。その下、出勤報酬1,305万5,000円は、小山町消防団員が火災、警戒及び訓練等に出動した際の経費で、その内訳は、火災3回、その他警戒29回、手入れ作業・訓練等全て含めた出勤回数は789回で、年間出勤団員数は延べ6,220人でありました。

次に、中段10節需用費のうち、備考欄、消耗品費812万4,000円は、消防団員の活動服、防火服、クリーニングベスト及び分団の消防ホース等の購入費であります。

次に、120ページを御覧ください。備考欄2行目、(3)消防団消防施設維持管理費200万1,000円の主なものは、建築から28年経過しました第2分団車庫・詰所外壁の塗装修繕等を実施した修繕料154万円となります。

次に、中段、8款1項3目消防施設費の決算額は4億6,071万円で、執行率は98.4%であります。ここでは現在進めております小山消防署新庁舎建設事業に関するものが主なもので、備考欄中段下、(3)消防庁舎整備事業費(繰越明許)12設計等2,629万円は、消防庁舎の基本設計業務委託費と、その下からは現年度予算となり、14小山消防署新庁舎建設事業2億4,600万円は、事業者との契約に基づき、令和5年度の工事支払金を支出したものです。その下、18広域行政組合小山消防署建設費負担金1億8,760万円は、同じく小山消防署の整備に関する協定に基づく負担金であります。

次に、121ページを御覧ください。8款1項4目危機管理費の決算額は7,257万2,000円で、執行率は96.9%であります。主なものは、備考欄中段(2)危機対策費2,804万2,000円で、避難所等の備蓄食料としてアルファ米等1万2,000食分や、避難所用の簡易トイレや防災毛布等、防災資機材の購入費であります。

次に、次ページ122ページを御覧ください。備考欄中段下(3)自主防災推進事業費のうち、18自主防災対策事業補助金435万7,000円は小山町内で26区の自主防災会の防災資機材購入や防災倉庫の整備に対し、自主防災対策事業費補助金交付要綱に基づき交付したものであります。

続いて、下段8款1項5目無線設備管理費の決算額は9,851万4,000円で、執行率は98.7%でございます。主なものは次ページ、123ページを御覧ください。備考欄中段(3)同報系無線設備管

理費の790万1,000円は、遠隔制御装置等バッテリー、モーターサイレン等の修繕費であります。備考欄（4）同報系無線設備デジタル化整備事業費8,579万円は、12ダイポールアンテナ設置委託料2,893万円と、17戸別受信機購入費5,236万円等で、歳入でも御説明いたしましたが、防衛8条補助金を活用し、同報無線のデジタル化整備事業を成美地区、足柄地区合わせて1,190世帯に対し実施したものであります。

以上で、小山消防署と危機管理局の令和5年度一般会計決算の補足説明を終わります。

○議長（遠藤 豪君） それでは、ここで10分間休憩します。

午前10時58分 休憩

午前11時08分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、住民福祉部長。

○住民福祉部長（山本智春君） 令和5年度小山町一般会計歳入歳出決算のうち、住民福祉部関係について御説明いたします。

初めに、歳入の主なものについてであります。

決算書14ページをお開きください。上段の15款1項2目2節児童福祉費使用料の主なものは、備考欄の1行目、保育所保育料1,730万4,000円であり、令和5年度末では町立こども園に356人が在籍しております。

次の15ページの上段、15款2項1目2節戸籍住民基本台帳手数料、備考欄の戸籍住民票関係手数料758万4,000円は、戸籍や住民票等の交付手数料でコンビニ交付分の2,670件を含む1万8,826件分の手数料であります。

次に、同じページ下段の16款1項1目1節社会福祉費負担金、備考欄の障害者自立支援給付費負担金1億9,355万8,000円は、歳出3款1項2目障害者福祉費の備考欄（4）自立支援給付費の約2分の1を国が負担するものであります。同じ備考欄の二つ下、国民健康保険基盤安定負担金1,392万1,000円は、低所得者が多い国保の保険者に対する支援分の2分の1を国が負担するものであります。

次に、16ページ上段の16款1項1目3節児童福祉費負担金の備考欄の児童手当負担金1億3,149万1,000円は、児童手当に対する国からの負担金と、その下、子どものための教育・保育給付費負担金7,769万6,000円は、私立保育園等に通園する園児の園運営費への国からの負担金であります。また、その下、障害児施設措置費負担金4,036万円は、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障がい児利用施設支援に対する国からの負担金であります。

次に、その下、16款1項2目1節保健衛生費負担金、備考欄の新型コロナウイルスワクチン接種費負担金1,687万7,000円は、同ワクチン接種に係る経費の10分の10を国が負担するものであります。

次に、同じページ下段、16款2項2目3節児童福祉費補助金の主なものは、備考欄1行目、子ども・子育て支援交付金3,032万円で、地域子育て支援拠点事業や放課後児童健全育成事業等に対する国からの補助金であります。

次に、17ページ上段、16款2項3目1節保健衛生費補助金のうち、備考欄三つ目の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金1,759万7,000円は、ワクチン接種の体制確保に要する費用に対する国からの補助金であります。

次に、20ページをお開きください。17款1項1目1節社会福祉費負担金の主なものは、備考欄3番目の障害者自立支援給付費負担金9,677万9,000円は、先ほど国庫負担金で御説明をした自立支援給付費の約4分の1の県負担分と、その二つ下、国民健康保険基盤安定負担金4,369万1,000円は、国保税軽減分の4分の3と先ほど国庫負担金で御説明をした保険者支援分の4分の1を県が負担するものであります。

次に、その下、2節の老人福祉費負担金の備考欄、後期高齢者保険基盤安定負担金2,534万4,000円は、後期高齢者医療保険料軽減分の4分の3を県が負担するものであります。

次に、その下の3節、児童福祉費負担金の備考欄の1行目、児童手当負担金2,963万8,000円は、児童手当に対する県からの負担金で、その下、子ども・子育て支援給付金負担金3,376万7,000円は、私立保育園等に通園する園児の園運営費への県からの負担金であります。

また、その下、障害児施設措置費負担金2,018万円は、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障がい児利用施設支援に対する県からの負担金であります。

ページの下段、17款2項2目1節社会福祉費補助金のうち、備考欄3番目重度障害者（児）医療費補助金1,471万7,000円は、重度障害者（児）医療費扶助額の約2分の1を県が補助するものであります。

次に、21ページをお開きください。ページの上段、17款2項2目3節児童福祉費補助金の主なものは、備考欄の2行目、地域子育て支援拠点事業等に対する県からの交付金である子育て支援事業費交付金1,312万3,000円と、次の行、放課後児童クラブ運営に対する県からの補助金である放課後児童クラブ補助金1,202万9,000円であります。

次に、中段の17款2項3目1節保健衛生費補助金の備考欄のこども医療費助成事業費補助金1,820万2,000円は、18歳までの子どもの入院、通院に係る医療費に対する県の補助金であります。

次に、31ページをお開きください。上段の22款4項2目1節老人福祉費受託事業収入、備考欄、健康診査受託事業1,333万7,000円は、静岡県後期高齢者医療広域連合からの健康診査1,317件分の受託料であります。その下、保健事業と介護予防の一体的実施受託事業の1,069万7,000円は、高齢者のフレイル対策等として、保健事業と介護予防を一体的に切れ目なく支援するため、令和2年度から実施している後期高齢者医療広域連合からの受託事業収入であります。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

51ページをお開きください。2款3項1目戸籍住民基本台帳の決算額は6,825万1,000円で、執

行率は95.6%であります。備考欄（2）戸籍住民基本台帳事務費の主なものは、13節戸籍総合システム使用料959万8,000円であります。

次に、64ページをお開きください。ページ上段、3款1項1目社会福祉総務費の決算額は2億887万9,000円で、令和6年度に7,904万7,000円を繰り越しているため、執行率は98.5%であります。

次に、65ページ、備考欄（2）社会福祉総務費の18節社会福祉協議会事業費助成金2,650万円は、社会福祉協議会が実施しているふれあい広場をはじめとする様々な福祉事業に対する助成金であります。

次に、66ページ、3款1項2目障害者福祉費の決算額は4億8,676万円で、執行率は95.7%であります。この主なものは次の67ページの中段、備考欄の（3）障害福祉援護費の19節重度障害者（児）医療費扶助の4,395万7,000円は、重度心身障がい者304人の医療費の自己負担分を助成したものであります。

また、その下の備考欄（4）自立支援給付費の19節障害介護給付費の3億7,170万6,000円は、障がい者の施設入所支援、生活介護、就労継続支援などの扶助費であります。

また、次の68ページ上段、（6）地域生活支援事業費の12節地域活動支援センター事業1,226万7,000円は、障害者総合支援法の規定により、町が実施する障がい者の活動機会や社会との交流を支援するための事業費であります。

次に、3款1項3目健康福祉会館管理費の決算額は3,266万円で、執行率は98.9%であります。備考欄（2）健康福祉会館管理運営費の12節健康福祉会館指定管理料の3,042万3,000円は、指定管理者への指定管理料であります。コロナ感染症が2類から5類に引き下げられたものの、感染の流行が繰り返された中で、感染対策を図りながら円滑な施設の管理運営に努めていただきました。

次に、69ページ、中段の下、3款1項6目特別給付金費の決算額は4,224万3,000円で、備考欄（2）住民税非課税世帯等への臨時特別給付金支給事業費の3,507万8,000円は、長期化したコロナ禍の影響を受けた住民税非課税世帯等1,418世帯に対する10万円の給付と、備考欄（3）電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事業費716万5,000円の物価高騰による負担増を支援するため、住民税非課税世帯等1,167世帯に対して5万円を給付した事業の精算による国庫補助金への返還金であります。

次に、その下、3款2項1目老人福祉総務費の決算額は1億2,073万4,000円で、執行率は93.1%であります。次の70ページの備考欄（2）高齢者福祉推進費の18節2市1町共通利用券負担金676万4,000円は、介護予防を目的に70歳以上の高齢者に施設等の利用券を配布しているもので、温泉や運動施設、デマンドバスなどに御利用いただいております。

次に、71ページ中段、備考欄（3）老人保護措置費の19節老人措置費1,899万9,000円は、養護老人ホームに入所している町民10人に係る措置費であります。その下、備考欄（4）老人福祉施

設等運営費1,860万円は、シルバーワークプラザの施設の維持管理及び運営に要した費用であり、シルバーワークプラザ用地購入費は、当該施設を長期に安定して使用するため、賃借地の一部を町が取得した費用であります。

次の72ページ中段の3款2項3目後期高齢者医療費の決算額は2億3,726万2,000円で、執行率は99.6%であります。備考欄(2)後期高齢者医療事業費の次の73ページ、12節健康診査業務1,728万9,000円は、後期高齢者健康診査などの健康診査業務委託料で、健診受診者は1,317人、受診率は51.3%でありました。

また、備考欄(3)後期高齢者医療負担金の18節静岡県後期高齢者医療広域連合負担金980万9,000円と、その下の同医療給付費負担金1億6,893万1,000円は、保険者である静岡県後期高齢者医療広域連合への負担金であります。

その下、3款3項1目児童福祉総務費の支出済額は8,745万円で、執行率は97.3%です。主なものは、次の74ページ中段、備考欄(5)児童発達支援事業費で、そのうち19節児童発達支援事業費3,005万7,000円は、幼児障がい児施設への通所等に係る扶助として、国保連合会を通じて施設に支払うものであり、年間延べ185人が利用しています。また、その下の放課後等児童通所支援事業費3,676万3,000円は、就学児童の放課後デイサービスなどの利用に対し、同じく国保連合会を通じ施設に支払うものであり、年間延べ616人が利用しております。

次に、75ページ、上段の3款2項2目児童手当費の支出済額は1億9,174万2,000円で、執行率は99.8%です。主なものは備考欄(2)児童手当費の19節児童手当1億9,048万円で、年3回、延べ1万7,424人への児童手当の支給であります。

次に、同じページ、3款3項3目こども園費の支出済額は8億3,059万5,000円、執行率は98.3%で、こども園等の管理運営及び施設整備などに係る経費であります。

主なものは、備考欄(1)職員人件費3億512万4,000円は、町立こども園4園の正職員の保育教諭等51人分の人件費、次の76ページ、備考欄(2)こども園管理運営費3億1,410万6,000円には、町立こども園のパートタイム・フルタイムの保育教諭等の会計年度任用職員の61人分の報酬や、中段下10節の賄材料費2,919万9,000円は給食の材料費で、次の77ページ中段下の施設型給付扶助費19節2,263万円は、他市町へ委託保育する扶助費で、次の78ページ、備考欄(4)民間こども園施設運営費2億520万8,000円は、町内の民間こども園2園の施設運営に係る補助金と扶助費として支出したものであります。

次に、同じページ、3款3項4目子育て支援事業費は1億1,933万3,000円で、執行率は97.8%です。主なものは、備考欄(1)子育て支援事業に従事する保育教諭等5人分の職員人件費4,563万9,000円のほか、次の79ページ中段、備考欄(3)放課後児童クラブ費4,315万9,000円で、5つの放課後児童クラブに係る経費であります。なお、令和3年度から放課後児童クラブは、小山町放課後児童健全育成会に運営を委託しており、年間の利用者は合計で272人でありました。その下、備考欄(4)子育て支援センター運営費2,245万8,000円は、子育て支援センターきんたろうひろ

ばとペンギンランドに係る経費であります。

次の80ページ、4款1項1目保健衛生総務費の決算額は2億2,779万5,000円で、執行率は98.8%であります。次の81ページの中段上、備考欄(2)保健衛生管理費の18節看護学校運営費等負担金805万4,000円は、御殿場看護学校への運営費負担金であります。

また、ページ下段の備考欄(3)救急医療対策事業費、次の82ページ、18節御殿場市救急医療センター負担金6,355万6,000円は、救急医療センターへの負担金で、令和5年度にセンターを利用された1万1,060人のうち、小山町民の利用は1,499人で利用者全体の13.6%であります。

その四つ下、公的病院等運営費補助金5,500万円は、過疎地等不採算地区に立地する公的病院の運営に対する市町村からの助成に対し、特別交付税措置がされることから、公益社団法人有隣厚生会富士小山病院へ助成し、地域医療の充実を図っているものであります。

次に、同じく82ページ、4款1項2目予防費の決算額は8,574万6,000円で、執行率は94.5%であります。備考欄(2)感染症予防費の12節個別接種4,994万5,000円は、乳幼児や高齢者の予防接種費で、接種者は延べ6,420人でした。また、次の83ページ上段、備考欄(3)新型コロナウイルスワクチン接種事業費3,166万3,000円は、感染拡大防止のため、予防接種法の臨時接種として、新型コロナウイルス感染症の発症者及び重症者を減らすため、町民への円滑な接種を実施したものであります。主なものは12節の1,371万9,000円で、集団接種及び個別接種の医療従事者及び医療機関へのワクチン接種の委託料になります。

次に、その下、4款1項3目健康づくり推進費の決算額は5,685万7,000円で、執行率は94.7%であります。主なものは、84ページ中段、備考欄(3)生活習慣病予防費の12節保健事業4,020万6,000円で各種検診の委託料であり、そのうち、がん検診に要した費用は3,596万1,000円で、受診者数は延べ6,605人、受診率は30.3%であります。

その下、4款1項4目母子保健事業の決算額は1億2,672万5,000円で、執行率は90.7%であります。備考欄(2)母子保健事業費の12節保健事業1,000万9,000円は、妊婦健康診査や乳児健康診査、妊産婦新生児訪問指導や乳幼児を対象とする相談業務と、産婦健診や産後ケア事業に要した経費であります。

次のページの備考欄上から2行目、18節出産・子育て応援給付費1,060万円は、子育て支援策として、妊娠時、出産時の給付対象212件に対し給付したものです。

最後に、備考欄(3)こども医療費助成費、19節こども医療費助成9,009万3,000円は、18歳になる年度末までの子どもを対象とし、通院、入院全ての医療費に係る自己負担分、延べ3万5,780円を助成したものであります。

以上で、住民福祉部関係の決算補足説明を終わります。

○議長(遠藤 豪君) 次に、経済産業部長。

○経済産業部長(大庭和広君) 令和5年度一般会計決算のうち、経済産業部関係の補足説明を行います。

初めに、歳入関係の主な内容について御説明をいたします。

決算書の12ページをお開きください。14款1項1目1節農業費分担金のうち、備考欄下から2行目、東富士演習場周辺土地改良事業分担金269万5,000円は、富士裾野東部土地改良区において実施した、用沢坂本工区排水路及び一色農道整備事業に要した経費の7.5%に相当する額を受益者から徴収したものであります。

次に、14ページをお開きください。15款1項4目1節観光使用料のうち、備考欄、町民いこいの家使用料6,278万4,000円は、あしがら温泉の使用料で、入場者数は11万2,057人でありました。

次に、17ページをお開きください。16款2項4目1節農業費補助金のうち、備考欄、演習場周辺民生安定施設整備事業補助金1億259万3,000円は、富士伊豆農業協同組合において実施をした低温貯蔵施設建設に対する補助金であります。

次に、21ページをお開きください。17款2項4目1節農業費補助金のうち、備考欄3行目、中山間地域等直接支払い交付金634万1,000円は、農業の生産条件が不利な地域において農業生産活動を継続するために行う共同活動に対し交付されたものであります。備考欄8行目、多面的機能支払交付金502万8,000円は、農業の多面的機能を支える地域の共同活動に対し交付されたものであります。備考欄一番下、産地パワーアップ事業補助金（事故繰越）17億4,494万1,000円は、令和4年度から繰り越した大規模園芸用施設の整備に伴う補助金であります。

次に、その下、2節林業費補助金のうち、備考欄、県単独治山事業補助金960万円は、県単独治山事業で実施しました菅沼（山クロ）地区の治山工事に対する補助金であります。備考欄一番下、しずおか林業再生プロジェクト推進事業補助金（繰越明許）833万3,000円は、令和4年度から繰り越した林業事業体による高性能林業機械の導入に伴う補助金であります。

次に、22ページ、備考欄一番上、合板・製材生産性強化対策事業補助金（繰越明許）1,595万円は、令和4年度から繰り越した民間事業者が進める木質バイオマス燃料加工施設の整備に伴う概算払額に応じた補助金であります。

なお、2節林業費補助金で収入未済額になっております6億2,517万7,000円につきましては、林業・木材産業構造対策事業及び合板・製材生産性強化対策事業に伴う補助金を繰り越したことによるものであります。

次に、31ページをお開きください。22款5項1目2節雑入のうち、備考欄下から3行目、道の駅地域振興センター利用料4,010万6,000円と、その下、道の駅観光交流センター利用料2,312万5,000円は、各指定管理施設における総販売額の5%相当額を指定管理者から施設使用料として収納したものであります。

以上が歳入関係であります。

続きまして、歳出の主なものについて御説明いたします。

初めに、89ページをお開きください。5款1項1目農業委員会費の決算額は1,922万1,000円で、執行率は97.4%であります。主なものとして、備考欄（1）職員人件費1,047万5,000円

のほか、備考欄（２）農業委員会運営費のうち、１節農業委員11人に対する報酬201万8,000円があります。

次に、90ページ、５款１項２目農業振興費の決算額は18億8,837万7,000円で、執行率は99.7%であります。主なものといたしまして、91ページ、備考欄11行目、中山間地域等直接支払い交付金844万2,000円は、農業の生産条件が不利な地域10集落に対し、農業生産活動の継続のために交付したものであります。その二つ下、産地パワーアップ事業補助金（事故繰越）17億4,494万1,000円は、歳入でも御説明いたしましたが、令和４年度から繰り越した大規模園芸用施設の整備に伴う補助金であります。

その二つ下、小山町漬物製造等事業継続支援助成金2,500万2,000円は、法改正に伴い、水かけ菜漬を含む漬物を販売する生産者に対し、施設改修に要する経費の一部を助成したものであります。

次に、備考欄一番下、（６）農村公園管理費のうち、次のページ、14節施設改修工事費982万8,000円は、足柄ふれあい公園の連絡通路及び遊歩道改修工事などを実施したものであります。

次に、同じページ中段、５款１項３目土地改良事業費の決算額は１億7,283万1,000円で、執行率は98.4%であります。主なものといたしまして、備考欄（２）土地改良事業総務費のうち、18節東富士演習場周辺土地改良事業費負担金1,180万9,000円は、富士裾野東部土地改良区が実施しました用沢坂本工区排水路工事及び一色農道整備事業費の15%に相当する額を負担したものであります。

次に、備考欄一番下、（４）演習場周辺障害防止対策事業費のうち、次のページ、14節用水障害対策事業2,055万9,000円は、防衛９条交付金を活用し、正倉用排水路改修工事を実施したものであります。

その下、18節小山町防衛施設周辺民生安定施設整備事業費補助金１億259万3,000円は、防衛８条補助金を活用し、富士伊豆農業協同組合において実施した低温貯蔵施設建設に対する補助金であります。

次に、備考欄（６）経営体育成基盤整備事業費のうち、18節県営経営体育成基盤整備事業負担金702万円は、静岡県が行いました高根西部・一色地区の基盤整備事業費の20%、小山棚頭地区の事業費の15%に相当する額を負担したものであります。

次に、同じページ中段、５款２項１目林業総務費の決算額は5,618万6,000円で、執行率は98.1%であります。支出済額の右隣にあります翌年度繰越額のうち繰越明許費１億1,763万6,000円は、森林経営管理事業と林業・木材産業構造対策事業を繰越したものであります。

次に、その横、事故繰越５億2,122万8,000円は、合板・製材生産性強化対策事業を繰り越したものであります。

林業総務費の主なものといたしましては、備考欄一番下、（３）森林整備事業費のうち、次の94ページ、備考欄12節町有林整備事業1,072万6,000円は、須走、大御神地区で間伐を13.95ヘクター

ル、上野地区で皆伐を0.57ヘクタール実施したものであります。その下、森林経営管理事業773万8,000円は、森林の適切な管理を図るため、DXを活用した民有林の森林調査を185.85ヘクタール実施したものであります。

次に、18節しずおか林業再生プロジェクト推進事業費補助金（繰越明許）833万3,000円は、歳入でも御説明いたしましたが、高性能林業機械を導入した林業事業者に対する補助金であります。

その下、合板・製材生産性強化対策事業補助金（繰越明許）1,595万円は、歳入でも御説明いたしました民間事業者が進める木質バイオマス燃料加工施設の整備に伴う補助金であります。

次に、同じページ中段、5款2項2目林道費の決算額は3,233万7,000円で、執行率は99.3%であります。主なものといたしまして、備考欄（3）林道整備事業費のうち、14節県単独林道事業1,217万7,000円は、林道中島線と生土不老山線の改良工事を実施したものであります。その二つ下、18節山村道路網整備事業負担金1,556万円は、県営事業として実施した林道金時線の改良工事に伴う静岡県への負担金であります。

次に、95ページ上段、5款2項3目治山事業費の決算額は2,482万5,000円で、執行率は97.9%であります。主なものといたしまして、備考欄（3）治山事業費14節県単独治山事業1,672万円は、菅沼（山クロ）地区で治山工事を実施したものであります。

次に、同じページ中段、6款1項1目商工業振興費の決算額は2億308万3,000円で、執行率は97.9%であります。翌年度繰越額のうち繰越明許費5,200万円は、おやま応援プレミアム商品券事業を繰り越したものであります。

商工業振興費の主なものといたしましては、96ページ、備考欄（2）商工業振興費12節観光施設個別管理計画策定業務425万7,000円は、五つの観光施設等について、中長期的な視点での維持管理など、それぞれの施設ごとに今後の対応方針を定めたものであります。

次に、18節起業・創業支援事業費補助金361万円は、町内に賑わいをもたらす商業を新たに始めるものに対し補助金を交付したものであります。その下、小山町商工会助成金875万円は商工会の事業運営費や事務費に対する助成金であります。その二つ下、地域活性化対策助成金（繰越明許）5,626万5,000円は、おやま応援プレミアム商品券事業を実施したものであります。

次に、備考欄（3）中小企業振興費のうち、次のページ、18節、一番下、中小企業等物価高騰対策緊急支援金3,910万円は、エネルギー価格等を含む物価高騰の影響を受けている町内の中小企業等に支援金を交付したものであります。

次に、98ページ下段、6款2項1目観光スポーツ推進費の決算額は1億7,352万4,000円で、執行率は96%であります。主なものといたしまして、次のページ、備考欄（2）観光振興費のうち、次の100ページ、備考欄中段、観光協会助成金1,178万8,000円は、小山町観光協会の運営及び実施事業に対する助成金であります。その下、おまつり助成金1,130万円は、富士山金太郎まつりに助成したものであります。

次に、備考欄（4）富士山観光事業費のうち12節五合目駐車場等管理387万円は、富士山須走口

五合目来訪者の利便性と安全性を高めるための五合目トイレ及び駐車場の管理委託費であります。

次に、101ページ、備考欄2行目、12節富士山須走口五合目インフォメーションセンター管理373万円は、令和5年度にオープンしたインフォメーションセンターの管理運営費であります。

次に、備考欄(5)スポーツツーリズム推進事業費のうち18節、一番下、ツアー・オブ・ジャパン富士山ステージ助成金575万9,000円は、自転車のまち小山町のPR及び東京2020大会のレガシーを継承していくための大会実施に対する助成金であります。

次のページ、備考欄2行目、小山町合宿等誘致促進事業助成金1,381万円は、スポーツ合宿を実施する団体に対する助成金であり、延べ143団体の利用がありました。その下、小山町ゴルフ場ナラ枯れ被害対策支援金750万円は、町内11か所のゴルフ場に支援金を交付したものであります。

次に、同じページ下段、6款2項2目観光施設管理費の決算額は1億6,955万4,000円で、執行率は85.7%であります。翌年度繰越額のうち繰越明許費970万円は、道の駅ふじおやま、町民いこいの家あしがら温泉のLED化改修事業を繰り越したものであります。

観光施設管理費の主なものといたしましては、次の103ページ、備考欄(3)町民いこいの家管理費のうち、10節燃料費1,365万3,000円、光熱水費1,354万5,000円と、12節の下のほうにございます入浴施設管理費2,271万9,000円であり、いずれもあしがら温泉の管理運営に係る経費であります。また、14節施設改修工事2,040万2,000円は、温泉ポンプ取替工事、モノクロラミン装置の設置工事などを実施したものであります。

次に、104ページ、備考欄(4)道の駅地域振興センター管理費のうち、14節道の駅ふじおやま施設改修3,929万3,000円は、空調設備更新工事などを実施したものであります。

次に、備考欄(5)道の駅観光交流センター管理費、14節道の駅すばしり改修工事554万4,000円は、急速充電器入替工事などを実施したものであります。

次に、105ページ中段、6款3項1目労働諸費の決算額は873万7,000円で、執行率は96.9%であります。主なものといたしまして、備考欄(2)勤労者支援費18節駿東勤労者福祉サービスセンター負担金326万8,000円は、駿東地区の中小企業勤労者の福利厚生事業を行っている公益財団法人駿東勤労者福祉サービスセンターへの運営負担金であります。

最後に、備考欄(3)雇用対策事業費18節駿東地域職業能力開発協会負担金265万円は、職業訓練・講座等を実施している駿東地域職業訓練センターへの運営負担金であります。

以上で、経済産業部関係の決算補足説明を終わります。

○議長(遠藤 豪君) それでは、ここで午後1時まで休憩します。

午後0時01分 休憩

午後1時00分 再開

○議長(遠藤 豪君) 休憩を閉じ休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、都市基盤部長。

○都市基盤部長（清水良久君） 一般会計決算のうち都市基盤部に関する決算について御説明いたします。

初めに、歳入の主な内容についてであります。

決算書の14ページを御覧ください。15款1項5目土木使用料のうち1節道路橋梁・河川使用料1,534万円は、条例等に基づき徴収している道路占用881件、河川占用211件の占用料であります。同じく3節住宅使用料6,983万3,000円は、町営住宅9団地376戸の家賃収入と令和4年度以前の滞納繰越分の家賃収入及び地域優良賃貸住宅の家賃収入であります。町営住宅の現年度分の収納率は95.1%でありましたが、滞納繰越分を含め収入未済額が約1,546万円ほどと多額のことから、条例に基づく不納欠損処理も含め適切な家賃管理を目指してまいります。

次に、15ページ、2項4目1節計画調査手数料のうち、備考欄3行目、開発行為許可等申請手数料71万7,000円は、都市計画法に基づく開発行為等の許可手数料で、その処理件数は42件でありました。

次に、17ページを御覧ください。16款2項6目1節道路橋梁費補助金のうち都市基盤部所管の項目を順次説明いたします。

備考欄の1行目、社会資本整備総合交付金（道路改築等）178万5,000円は、新東名高速道路の側道となる町道3975号線のネクスコ中日本委託工事に対する補助金であります。

次に、4行目の道路メンテナンス事業補助金（橋梁点検・橋梁補修）5,661万2,000円は、向田橋ほか7橋の橋梁補修工事や実施設計及び道路、橋梁、カルバートなど道路構造物の法定点検業務に対する補助金であります。

その下、防災安全交付金3,998万5,000円のうち368万5,000円は町道1017号線道路法面詳細設計業務に対する補助金であります。

その下、無電柱化推進計画補助金（無電柱化）（繰越明許）5,665万円は、町道富士学校線電線共同溝設置工事に対する補助金であります。

次に、2節住宅費補助金の主なものは、備考欄3行目、社会資本整備総合交付金990万円で、町営住宅等長寿命化計画に基づく南藤曲団地の改修工事に対する補助金であります。その他の補助金は、住宅の耐震補強等に対するものでありますが、件数等につきましては歳出において説明をいたします。

次に、22ページを御覧ください。17款2項6目1節道路橋梁費補助金1,564万5,000円は、茅沼の菅沼急傾斜地崩壊防止工事に対する県の補助金であります。その下の2節住宅費補助金234万4,000円は、住宅の耐震補強等に対する県の補助金であります。

歳入については、以上であります。

続きまして、歳出の主なものについて御説明いたします。

106ページを御覧ください。7款1項1目、備考欄（2）土木総務費の決算額は1,265万2,000円で、執行率は90.4%であります。ここでは次の107ページにかけて、道路河川管理に関する庶務的

な経費、設計積算システムや占用システムの経費、所属する団体の負担金などを決算しております。

次に、108ページ、2目備考欄(2)地籍調査事業費の決算額は、330万7,000円で、執行率は86.6%であります。主なものは12節委託料の地籍調査60万1,000円で、一色その1地区の再国調に伴い実施した隣接水路敷の測量作業業務委託であります。

次に、2項1目備考欄(2)道路橋梁総務費の決算額は5,214万1,000円で、執行率は97.1%であります。主な内容を説明いたします。12節道路台帳修正1,341万7,000円は、道路法に基づき整備しています道路台帳について、改良工事等により変更された道路区域等の修正に要した経費であります。その下の18節県営事業負担金3,177万円は、静岡県条例及び協定に基づく県への負担金で、県道山中湖小山線等の整備事業費に対してその一部を町が負担したものであります。

次に、109ページを御覧ください。2目備考欄(2)町道維持管理費の決算額は1,988万6,000円で、執行率は99.5%であります。主なものは12節除雪1,322万4,000円で、単価契約により実施しているものであります。

次に、備考欄(3)公共施設地区対応事業費の決算額は8,239万7,000円で、執行率は99.1%であります。主なものは14節道路維持補修事業6,702万9,000円及びその下の安全施設整備事業1,332万1,000円で、主に各地区からの要望により実施をしております。小規模修繕、舗装補修の単価契約の工事を含め、合計243か所の工事を実施いたしました。

次に、3目備考欄(2)町道整備事業費の現年分決算額は1億9,000万9,000円で、執行率は98.6%、その下(2)繰越明許決算額は7,959万円で、執行率は72.0%であります。それぞれ主な内容を説明いたします。12節測量設計909万9,000円は、町道原向中日向線の土質調査業務など11件の委託業務を実施したものであります。その下の測量設計(繰越明許)882万9,000円は、町道一色中日向線修正設計業務など7件の業務委託を実施したものであります。

続いて110ページ、備考欄上から4行目、14節道路改良舗装事業1億6,289万6,000円は、防衛9条交付金事業の町道小山犬の平線舗装補修工事など9件の工事を実施したものであります。その下、道路改良舗装事業(繰越明許)4,962万7,000円は、町道一色中日向線交差点改良舗装工事など5件の工事を実施したものであります。

その2行下、16節道路敷地529万3,000円は、町道一色中日向線など11件の道路用地を、また、その下の道路敷地(繰越明許)333万4,000円は、町道2144号線など6件の道路用地を取得したものであります。

次の21節立木物件移転補償費493万4,000円から3行下の電柱移転補償費(繰越明許)950万2,000円にかけましては、町道一色中日向線、町道2144号線などの道路改良工事に伴い17件の移転補償を行ったものであります。

次に、同じページ、4目備考欄(2)新東名関連町道整備事業費の現年分決算額は584万2,000円で、執行率は96.5%であります。主な内容は次の111ページを御覧ください。備考欄上から3行

目、12節橋梁及び道路整備事業（一般改築）364万4,000円は、新東名小山P A・スマートI Cにアクセスします町道3628号線整備事業のうち、中日本高速道路に工事施工を委託したものであります。

次に、備考欄（3）道路構造物長寿命化事業費の現年分決算額は2億3,280万1,000円で、執行率は95.2%、その下、繰越明許決算額は2,582万8,000円で、執行率は90.2%であります。それぞれ主な内容を説明いたします。12節測量設計2,951万3,000円は、国の道路メンテナンス補助金を受け入れて実施しました町内2橋の橋梁補修実施設計及び道路構造物個別管理計画に基づき実施した道路法面詳細設計の委託業務であります。その下の測量設計（繰越明許）1,177万円は、町道1017号線道路法面測量設計の委託業務であります。次の道路構造物点検（メンテナンス）253万円は、大型カルバートの法定点検業務、また、その下の道路橋梁点検（メンテナンス）2,096万円は、町内8橋の橋梁に対する法定点検など3件の委託業務を実施したものであります。

1行空けて14節橋梁長寿命化修繕（メンテナンス）7,377万7,000円は、町道1150号線大久保橋など6橋の橋梁補修工事と、町道2181号線向田橋の緊急対策工事を実施したものであります。

その下、舗装長寿命化修繕現年分1億536万9,000円は、町道足柄三保線外1路線舗装補修工事、その下の（繰越明許）1,405万8,000円は、生土地内、県営第1団地裏手の町道1017号線道路法面擁壁補修工事に伴い迂回路・土留仮設工事を実施したものであります。

その下、備考欄（4）無電柱化整備事業費（繰越明許）14節電線共同溝工（繰越明許）1億1,620万4,000円は、町道富士学校線電線共同溝設置工事を実施したもので、執行率は89.3%です。

112ページを御覧ください。5目備考欄（2）急傾斜地崩壊防止事業費の決算額は4,329万8,000円で、執行率は84.1%であります。主な内容を説明いたします。14節急傾斜地崩壊防止事業4,127万2,000円は、茅沼の菅沼急傾斜地崩壊防止工事を実施したものであります。1行下、18節県急傾斜地崩壊対策事業負担金194万円は、県が事業主体となり藤曲地先で実施した急傾斜地崩壊対策事業について、町が事業費の一部を負担したものであります。

次に、3項1目備考欄（2）普通河川維持管理事業費の決算額は1億8,408万1,000円で、執行率は97.4%であります。そのうち都市基盤部に関する決算の内容を説明いたします。

次の113ページを御覧ください。備考欄2行目、12節測量設計420万6,000円は、菅沼、向方地区2か所の排水路について測量設計業務を実施したものであります。14節河川維持事業257万8,000円は、地区要望等に対応するため、単価契約により実施した小規模維持補修工事などであり、その下の河川改修事業1億7,719万9,000円のうち、竹之下地先の普通河川湯沸沢川河川改修工事を1,672万円で実施いたしました。

次に、114ページを御覧ください。4項2目備考欄（2）都市計画費の決算額は265万2,000円で、執行率は87.2%であります。主なものは12節委託料で、開発許可文書や土地利用申請書類などを電子データ化する都市計画図書電子化の委託業務95万2,000円、及び菅沼谷戸地区で計画中の土地区画整理事業に係る調査検討の委託業務107万8,000円などを実施いたしました。

次に、3目備考欄(2)公園総務費の決算額は3,150万8,000円で、執行率は95.3%であります。主な内容を説明いたします。備考欄10行目、7節謝礼274万円は、都市公園の管理等をお願いしています集落支援員などへの謝礼であります。

次の115ページを御覧ください。備考欄1行目、12節施設維持管理870万6,000円は、都市公園の管理に係る委託料で、清掃、浄化槽管理、遊具点検、伐木除草など全部で8件の業務委託を実施したものであります。その下、設計委託345万4,000円は、湯船原工業団地の造成に伴い設置されました公園の整備に係る基本計画策定の業務委託料であります。3行下の14節公園整備工事901万4,000円は、金時公園テラスハウスの外壁塗装工事及び小山公園の人工芝張替工事などを実施したものであります。

備考欄(3)須走多目的広場管理費の決算額は252万1,000円で、執行率は90.7%であります。主な内容は、12節施設維持管理182万7,000円で、芝の管理、除草など4件の業務委託を実施したものであります。備考欄(4)誓いの丘公園管理費の決算額は329万2,000円で、執行率は95.8%です。主な内容は、12節施設維持管理224万1,000円で、トイレの点検、清掃など計3件の業務委託を実施したものであります。

備考欄(5)豊門公園管理費の決算額は1,139万4,000円で、執行率は82.6%です。主な内容は、1節会計年度任用職員報酬474万3,000円で、常駐している会計年度任用職員3人の報酬であります。

116ページを御覧ください。4目下水道整備費、備考欄(2)下水道事業会計繰出金の決算額は1億2,395万1,000円で、執行率は100%であります。これは下水道事業会計への繰出金で、金額は下水道事業の企業債の償還額を基準にしております。

次に、5項1目備考欄(2)町営住宅維持管理費の現年分の決算額は5,709万5,000円で、執行率は90.1%、その下(2)事故繰越分の決算額は493万9,000円で、執行率は100%であります。主な内容について説明いたします。備考欄10節4行目の修繕料(事故繰越)は町営住宅南藤曲団地A棟B棟への水道供給用の給水ポンプの修繕費であります。

次の117ページ、備考欄上から3行目の12節町営住宅管理代行2,285万8,000円は、町営住宅全般に係る管理を静岡県住宅供給公社に委託しているもので、令和5年度に締結した基本協定に基づき実施しているところであります。2行下の13節住宅用地借上料950万7,000円は、町営南藤曲団地など6団地の土地借上料であります。その下、14節住宅整備事業1,988万5,000円は、町営住宅南藤曲団地の改修工事費であります。

次に、備考欄(3)地域優良賃貸住宅整備事業の決算額は2,303万円で、執行率は99.3%であります。主な内容は、16節住宅購入費2,291万3,000円で、地域優良賃貸住宅グランファミリア落合の購入費等であり、内訳は施設整備の割賦払分及び維持管理費であります。

次に、118ページを御覧ください。2目建築指導費、備考欄上から3行目、(2)建築指導費の決算額は859万円で、執行率は98.5%であります。主な内容について説明いたします。備考欄18節

木造住宅補強計画一体型事業補助金415万円は、計画策定と耐震補強工事を一体とする補助金で、一般住宅3件、高齢者住宅1件の合計4件に対して補助をいたしました。

続きまして、139ページを御覧ください。10款2項1目、備考欄(3)道路施設災害復旧費の決算額236万5,000円は、須走地区の町単独災害復旧工事費であります。

都市基盤部に関する一般会計決算の説明は以上であります。

○議長(遠藤 豪君) 次に、教育次長。

○教育次長(野木雄次君) 教育委員会関係決算の補足説明を行います。

初めに、歳入についてであります。

決算書の18ページをお願いいたします。16款2項8目1節小学校費補助金の主なものは、備考欄3行目の学校施設環境改善交付金2,314万5,000円で、令和5年度北郷小学校長寿命化改良工事の国庫交付金です。同じく2節中学校費補助金の主なものは、備考欄2行目の防音事業関連維持事業補助金291万8,000円で、須走中学校のエアコンの電気代に対する国庫補助金です。同じく3節社会教育費補助金は、備考欄の文化芸術振興費補助金117万3,000円で、文化財保存活用地域計画策定事業に係る補助金です。

次に、22ページをお願いします。17款2項8目1節社会教育費補助金の備考欄教育支援活動促進事業補助金191万円は、学校支援地域本部と放課後子ども教室の運営に係る費用に対する県補助金であります。

次に、32ページをお願いいたします。22款5項1目2節雑入の備考欄中段やや下の職員等給食代1,688万3,000円は、小中学校の教職員などの給食代であります。

次に、歳出について、9款教育費の説明をいたします。123ページをお願いいたします。次の124ページにかけて、9款1項1目教育委員会費は111万7,000円、執行率は95.1%で、備考欄1節教育委員4人の報酬96万円が主なものであります。

次に、ページ下段、9款1項2目事務局費は1億637万3,000円で、執行率は97.2%です。主なものは、備考欄(1)教育委員会事務局に係る正職員等9人分の職員人件費9,278万4,000円と、次のページ、備考欄(2)事務局事務費630万5,000円であります。

次に、126ページをお願いします。ページ中段、9款2項1目小学校費の学校管理費は4億3,377万4,000円で、執行率は95.9%です。この目は、小学校の管理運営及び施設整備などに係る経費であります。主なものを事業別に三つ申し上げますと、一つ目に、備考欄(2)小学校管理運営費1億6,340万5,000円で、その中では、小学校で従事する会計年度任用職員38人分の、1節会計年度任用職員報酬5,182万7,000円と、次のページ10節光熱水費3,260万4,000円であります。二つ目には、次の128ページの備考欄上段、(4)小学校給食費1億1,290万2,000円で、10節賄材料費6,011万8,000円が主なものであります。三つ目には、備考欄最下段(5)小学校施設整備費1億5,269万8,000円で、施設等の修繕等に要した10節修繕料679万6,000円と、次のページ上段になります12節北郷小学校長寿命化改良工事の工事監理449万2,000円と、北郷小学校長寿命化改良工事費など

の14節小学校整備事業1億3,756万円が主なものであります。

次に、同じページの9款2項2目教育振興費は1,772万2,000円で、執行率は96.9%、小学校の日常の教育活動に要した経費であります。主なものは、備考欄(2)小学校教育振興費1,329万4,000円のうち、12節各小学校で5・6年生が週2時間、3・4年生が週1時間実施している外国人英語指導員派遣の委託費932万8,000円と、教材備品を購入している備考欄(3)小学校備品整備費302万2,000円であります。

次に、同じページの下段、9款3項中学校費の1目学校管理費は1億7,430万8,000円で、執行率は92.6%です。この目は中学校の管理運営及び施設整備などに係る経費であります。主なものを事業別に三つ申し上げますと、一つ目に次のページ上段、備考欄(2)中学校管理運営費1億493万7,000円で、その下、1節15人分の会計年度任用職員報酬2,478万4,000円と、同じページ中段、備考欄10節光熱水費2,767万3,000円と、下から3行目、13節土地借上料1,386万4,000円が主なものであります。二つ目には、次の131ページ、備考欄(4)中学校給食費4,927万4,000円で、次のページ上段、10節賄材料費2,393万5,000円が主なものであります。三つ目には、備考欄(5)中学校施設整備費1,722万3,000円で、施設の整備に要した14節中学校整備事業費1,220万3,000円が主なものであります。

次に、その下、9款3項2目教育振興費は2,344万8,000円で、執行率は96.5%、中学校の日常の教育活動に要した経費であります。主なものは、備考欄(2)中学校教育振興費1,863万円のうち、12節の各中学校週4時間実施している外国人英語指導員派遣の委託料1,463万円と18節生徒が英語検定を受ける際にかかる費用を補助する夢チャレンジ支援事業補助金231万4,000円であります。

次に、133ページ、9款4項1目社会教育総務費は5,131万7,000円で、執行率は96.8%です。主なものは、備考欄(1)職員人件費3,756万円と、生涯学習課勤務の会計年度任用職員の報酬や社会教育指導員の謝礼などの備考欄(2)社会教育費1,222万2,000円であります。

次の134ページの下段、9款4項2目文化振興費は916万円で、執行率は93%です。主なものは、備考欄(2)文化芸術振興事業費のうち、次ページの18節アートビレッジ実行委員会交付金340万円及び備考欄(3)文化財費の12節令和3年度から3か年継続事業で実施してきた文化財保存活用地域計画策定支援業務187万円であります。

同じページ、9款4項3目図書館費は25万3,000円で、執行率は48.1%です。ブックスタート及びセカンドブックなど、読書推進事業等に要した図書購入費が主なものであり、執行率が低い理由としては、ブックスタート事業において当初の見込みよりも贈呈者数が少なくなったことから、絵本の購入数が減じたためであります。

次に、136ページ、9款4項4目生涯学習センター管理費は2億58万8,000円で、執行率は97.7%です。総合文化会館、総合体育館、パークゴルフ場など、11施設の維持管理に係る経費であります。主なものは、備考欄(2)文化会館等管理運営費、12節指定管理料1億5,840万円と、13節敷

地借上料1,546万8,000円のほか、14節総合文化会館長寿命化改修事業として実施した総合文化会館ホワイエ天井改修工事や、金太郎ホールボーダーケーブル交換工事などの工事請負費2,423万6,000円であります。

次に、同じページ、9款5項1目保健体育総務費は2,218万6,000円で、執行率は92.2%です。主なものは、備考欄(2)保健体育総務費、12節町民プール管理業務262万5,000円、次のページ、18節の体育協会助成金1,000万円であります。

最後に、同じく137ページ、9款5項2目の体育施設費は587万1,000円で、執行率は98.9%です。主なものは、備考欄(2)体育施設費の10節修繕料194万1,000円、小中学校体育館の貸出し時の鍵受渡しを電子化する12節体育施設リモートロック設置業務135万3,000円、13節敷地借上料211万8,000円であります。

以上で、教育委員会関係予算の補足説明を終わります。

○議長(遠藤 豪君) 次に、補足説明がない認定第6号 土地取得特別会計を除いた特別会計及び公営企業会計の補足説明を求めます。

なお、補足説明は各部長等の所管の会計順に行います。

それでは、初めに、認定第8号 宅地造成事業特別会計、認定第10号 小山P A周辺開発事業特別会計の2件について補足説明を求めます。

未来創造部長。

○未来創造部長(遠藤正樹君) それでは、未来創造部で所管をいたします二つの特別会計の歳入歳出決算につきまして、順次御説明を申し上げます。

初めに、認定第8号 令和5年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の補足説明をいたします。

初めに、歳入の主なものについて御説明申し上げます。

決算書の221ページを御覧ください。1款1項1目1節不動産売払収入2,563万7,000円は、宮ノ台地区宅地造成事業地2区画を分譲販売いたしました不動産売払収入であります。

次に、歳出の主なものについて御説明をいたします。

222ページを御覧ください。1款1項1目、備考欄(2)一般管理費のうち、1節報酬448万9,000円は、会計年度任用職員2人分の報酬であります。

次に、12細節2行目、分譲地周辺法面保全調査247万5,000円は、宮ノ台地区宅地造成事業地に隣接する法面の保全調査費であります。

続きまして、その下3行目、宅地創出可能性調査653万2,000円は、須走日向地区の測量、設計及び開発行為の申請業務費用であります。

続きまして、下段27細節木質バイオマス発電事業特別会計繰出金3,500万円は、昨年の小山町議会9月定例会におきまして議決をいただきました補正予算におきまして、本会計から木質バイオマス発電事業特別会計に繰り出したものでございます。

最後に、実質収支について御説明をいたします。

224ページを御覧ください。本事業特別会計の実質収支は、歳入総額1億4,269万6,000円、歳出総額5,017万7,000円で、差引額は9,251万9,000円となり、実質収支額も同額であります。

以上で、令和5年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の補足説明を終わります。

続きまして、認定第10号 令和5年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計歳入歳出決算の補足説明をいたします。

初めに、歳入の主なものについて御説明申し上げます。

決算書の238ページを御覧ください。1款1項1目1節土地売払金14億8,232万3,000円は、第1期工区分の造成工事が完了し、工事請負費として代物弁済でお渡しした土地以外の当該工区内の土地を事業協力者であるトヨタ不動産株式会社へ売り払ったものです。

続きまして、3款1項1目1節一般会計繰入金2億2,435万3,000円は、第2期工区分の事業進捗が図れなかったため、事業協力者への土地の売払いができず、当該工区分にかかった経費の起債償還分の一部を一般会計から繰り入れた金額でございます。

次に、歳出の主なものについて御説明をいたします。

239ページを御覧ください。2款1項1目事業費の決算額は4,481万5,000円であります。備考欄(2)事業費のうち12細節委託料繰越明許の主なものは、測量・用地調査2,623万5,000円と、許可協議・申請693万円及び分合筆登記365万6,000円であります。

続きまして、その下、16細節用地799万3,000円は、事業用地の取得費であります。

次に、240ページを御覧ください。3款1項1目22節償還金利子及び割引料の備考欄(2)公債費(元金)16億8,589万円は償還金の元金であります。

続きまして、その下、3款1項2目22節償還金利子及び割引料の備考欄(2)公債費(利子)1,331万4,000円は、償還金の利子であります。

最後に、実質収支について御説明をいたします。

241ページを御覧ください。本事業特別会計の実質収支は、歳入総額17億4,575万9,000円、歳出総額17億4,401万9,000円で、差引額は174万円となりました。実質収支額も同額でございます。

以上で、小山PA周辺開発事業特別会計歳入歳出決算の補足説明並びに未来創造部所管の特別会計歳入歳出決算の補足説明を終わります。

○議長(遠藤 豪君) 次に、認定第3号 国民健康保険特別会計、認定第5号 後期高齢者医療特別会計、認定第7号 介護保険特別会計の3件について補足説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長(山本智春君) 住民福祉部関係の特別会計決算3会計について順次説明をいたします。

初めに、認定第3号 令和5年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について御説明します。

まず、歳入の主なものについて款ごとに説明します。決算書146ページをお開きください。最上段、1款国民健康保険税は3億5,041万4,000円で、歳入全体の18.9%を占めており、現年度分の収納率は96.3%であります。なお、不納欠損額が224万1,000円、収入未済額が2,602万6,000円あります。

次に、149ページをお開きください。上段の5款県支出金は13億2,399万2,000円で、歳入全体の71.5%を占めています。内訳としまして、1項1目1節普通交付金12億7,682万5,000円は、平成30年度から静岡県が保険者として財政運営を担っているため、町が負担する療養給付費等を全額県が補助するものであります。

次に、その下、2節特別交付金4,713万7,000円は、備考欄のとおり、県内市町の経営努力の促進のための交付金や特定健診及び特定保健指導に係る定率の県負担金、また、県内市町ごとに異なる所得水準及び医療費水準を調整する県特別交付金に2号分であります。

ページ下段、7款繰入金は1億2,149万5,000円で、一般会計からの繰入金であります。国保の持つ構造的な問題を踏まえた県からの保険税軽減に対する負担金、県・国からの保険者への支援分及び職員給与費等を繰り入れたものであります。

次に、150ページ下段から次のページにかけての8款繰越金4,954万8,000円は、前年度繰越金であります。

次に、歳出の主なものについて、款ごとに御説明いたします。

154ページをお開きください。1款総務費の決算額は3,638万8,000円で、執行率は99%であります。主なものは、職員人件費や電算処理システム及びシステム改修費、国保連合会への負担金や国民健康保険事業の運営に関する協議会の運営費用などあります。

次に、155ページ下段の2款保険給付費の決算額は12億8,292万9,000円で、執行率は95.3%であり、歳出全体の70.3%を占めております。主なものは、次のページにかけて最上段、1項1目、備考欄(2)一般被保険者療養給付費の10億9,037万4,000円と、156ページ下段から次のページにかけて、2項1目、備考欄(2)一般被保険者高額療養費の1億7,535万円あります。

次に、159ページをお開きください。下段の3款国民健康保険事業費納付金の決算額は4億6,577万9,000円で、執行率は99.9%であります。これは、財政運営の責任主体である静岡県が各市町の医療費の推移等を勘案して算定したものを納付したものであります。

次に、161ページ下段の5款保健事業費の決算額は3,222万7,000円で、執行率は95%であります。主なものは、次のページにかけて、1項1目、備考欄(2)特定健康診査等事業費の12節特定健康診査事業、1,707万8,000円であり、1,288人が町内の医療機関において健康診査を受け、受診率の速報値は47.9%であります。また、健診の結果、特定保健指導の対象者を117人抽出し、うち72人の方を支援しており、利用率は61.5%となっております。

次に、164ページをお開きください。8款諸支出金の決算額は854万1,000円で、執行率は83.8%であります。主なものは、下段の3目償還金の備考欄22節保険給付費等交付金返納金605万2,000

円であります。これは県が全額負担した保険給付費について、前年度の医療費の確定を受け、精算し返還したものであります。

以上が、歳出の主なものであります。

次に、166ページ、実質収支に関する調書を御覧ください。1の歳入総額は18億5,222万9,000円で、2の歳出総額は18億2,586万7,000円、3の歳入歳出差引額及び5の実質収支額は2,636万2,000円となりました。

国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきましては、以上であります。

続きまして、認定第5号 令和5年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について御説明いたします。

初めに、歳入の主なものについて、款ごとに御説明いたします。

178ページをお開きください。1款後期高齢者医療保険料は2億3,045万4,000円、歳入全体の86.6%を占めており、収納率は99.6%であります。なお、不納欠損額が5万円、収入未済額が77万8,000円であります。

次に、中段の2款繰入金の3,379万2,000円は、一般会計からの保険基盤安定繰入金で、備考欄の低所得者等に対する保険料軽減分3,342万7,000円と、社保被扶養者軽減分の36万4,000円であります。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

180ページをお開きください。1款後期高齢者医療広域連合納付金の決算額は2億5,575万7,000円で、歳出全体の99.7%を占め、執行率は96.8%であります。これは、歳入で受け入れた保険料を静岡県後期高齢者医療広域連合へ納付しているものであります。

次に、182ページ、実質収支に関する調書を御覧ください。1の歳入総額は2億6,623万円で、2の歳出総額は2億5,648万1,000円で、3の歳入歳出差引額及び5の実質収支額は974万9,000円となりました。

後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきましては、以上であります。

次に、認定第7号 令和5年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算について御説明いたします。

初めに、歳入の主なものについて、款ごとに御説明いたします。

194ページをお開きください。1款保険料は4億3,777万2,000円で、歳入全体の20.7%を占めており、現年度分の収納率は99.5%であります。なお、不納欠損額が74万7,000円、収入未済額が318万3,000円でありました。主な内訳として、1項1目1節特別徴収保険料現年度分4億704万1,000円は、年金から保険料徴収している第1号被保険者5,367人分で、2節普通徴収保険料現年度分2,898万4,000円は、現金納付や口座振替による普通徴収の被保険者374人分の保険料であります。

次に、中段の2款国庫支出金は4億1,061万4,000円で、歳入全体の19.4%を占めております。主な内訳として、1項1目介護給付費負担金3億1,624万3,000円は、施設給付費の15%と、居宅

介護給付費の20%に相当する額を国が負担するものであります。

次に、2項1目調整交付金5,032万7,000円は給付費の5%相当であります。また、同項2目地域支援事業交付金3,588万8,000円は、歳出4款の地域支援事業に対し補助される交付金であります。

次に、195ページ下段、3款支払基金交付金4億4,460万7,000円は、歳入全体の21%を占めております。第2号被保険者の保険料分で、保険給付費等の27%相当分であります。

次に、195ページの下段、4款県支出金は2億4,778万4,000円で、歳入全体の11.7%を占めております。これは、保険給付費等に対する県の負担分で、施設給付費の17.5%、居宅介護給付費の12.5%及び地域支援事業に対し補助される交付金であります。

次に、196ページ下段の6款繰入金は3億161万円で、歳入全体の14.2%を占めております。内訳は、一般会計と基金からの繰入れで、主なものとして、1目の介護給付費繰入金1億9,092万6,000円は、保険給付費に対し町が負担する12.5%分の繰入金です。また、次のページ、5目その他一般会計繰入金4,702万9,000円は、人件費や介護認定審査会など事務費に対するものであります。

次に、同じページ下段、7款繰越金2億7,294万4,000円は前年度から繰り越したものであります。

次に、歳出の主なものについて、款ごとに御説明をいたします。

199ページ上段、1款総務費の決算額は4,802万4,000円で、執行率は94.1%であります。主なものは、1項の総務管理費、職員人件費及び電算処理等に係る費用や、次のページ中段の3項介護認定審査会費、審査会や認定調査に要する費用などであります。

次に、201ページをお開きください。上段の2款保険給付費の決算額は15億1,856万9,000円で、執行率は90.1%であります。これは歳出全体の80.3%を占めております。まず、1項の介護サービス等諸費14億1,135万6,000円は、要介護認定を受けた650人が受けたサービスであります。内訳の主なものは、その下の1目居宅介護サービス給付費の4億5,452万8,000円は、訪問介護、通所介護サービスなどであり、受給者数は349人であります。また、下段の3目地域密着型介護サービス給付費の1億8,738万6,000円は、小規模な介護老人福祉施設での施設サービスや認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護サービスであり、受給者数は71人であります。また、次のページ5目施設介護サービス給付費7億931万9,000円は、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院に入所して受ける施設サービスであり、受給者数は220人であります。また、203ページの9目居宅介護サービス計画給付費の5,608万2,000円は、居宅介護サービスのケアプラン作成に対する支払いであり、対象者は毎月約327人であります。

次に、下段、2項介護予防サービス等諸費の5,111万1,000円は、要支援と認定された方に対するサービス給付費であります。主なものは、1目介護予防サービス給付費3,742万4,000円で、自立支援や重症化を予防することを目的に利用する介護予防訪問看護や介護予防通所リハビリテー

ションなどの給付費であります。

次に、205ページをお開きください。下段の4項高額介護サービス等費の2,565万1,000円は、利用者負担の月額上限額を超過した金額を払い戻すもので、対象者は毎月約184人です。また、207ページ中段上、7項特定入所者介護サービス等費の2,632万1,000円は、低所得者の施設利用が困難とならないよう、居住費や食費の負担限度額を超えた分を給付するものであります。

次に、208ページ下段、4款地域支援事業費の決算額は8,671万8,000円で、執行率は92.5%であります。1項介護予防・生活支援サービス事業費の2,463万4,000円は、要支援認定者等を対象に、訪問型サービスや通所型サービスにより介護予防を図る事業が主なものであります。

次の209ページ中段、2項一般介護予防事業費の339万8,000円は、ふれあいサロンやおでかけクラブなど介護予防普及啓発事業と、運動教室への指導者派遣などの介護予防活動支援事業を実施しております。

また、210ページ上段の3項包括的支援及び任意事業費の5,860万7,000円の主なものは、1目の総合相談事業費2,750万円で、地域包括支援センター業務を社会福祉法人に業務委託し、783件の相談を受けております。また、212ページ上段の6目生活支援体制整備事業費874万3,000円は、生活支援コーディネーターを町、地域包括支援センター、社会福祉協議会に配置し、様々な地域資源を活用して高齢者の生活全般を支える体制整備を図っております。また、7目認知症総合支援事業費の1,338万1,000円は、認知症地域支援推進員を町、地域包括支援センターに配置し、認知症の方々を早期に支援するため、住民主体で運営されている認知症カフェの支援や認知症サポーターの養成講座の開催など、地域における認知症の啓発に取り組んでおります。

次に、213ページの最下段、5款諸支出金の決算は8,894万9,000円で、執行率は99.8%であります。次のページ、1項償還金及び還付加算金8,128万4,000円の主なものは、2目の償還金で、国庫負担金返還金4,583万円と、県負担金返還金26万5,000円、そして支払基金交付金返還金3,426万1,000円で、令和4年度分の介護給付費負担金等の精算により返還したものであります。

以上が、歳出の主なものであります。

最後に、216ページ、実質収支に関する調書を御覧ください。1の歳入総額は21億1,778万2,000円、2の歳出総額は18億9,227万円で、3の歳入歳出差引額及び5の実質収支額は2億2,551万2,000円となりました。

以上、住民福祉部関係の三つの特別会計についての決算の補足説明を終わりにいたします。

○議長（遠藤 豪君） それでは、ここで10分間休憩します。

午後2時07分 休憩

午後2時17分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで御報告します。政策監は公務のため、ただいまからの会議を欠席しておりますので報告

します。

次に、認定第9号 木質バイオマス発電事業特別会計、認定第11号 温泉供給事業特別会計の2件について補足説明を求めます。

経済産業部長。

○**経済産業部長（大庭和広君）** 経済産業部関係2件の特別会計歳入歳出決算の補足説明を行います。

初めに、認定第9号 令和5年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算について御説明をいたします。

決算書は225ページからとなります。

初めに、歳入の主なものについて御説明いたします。

229ページをお開きください。1款1項1目売電収入5,194万円は、木質バイオマス発電と発電所の屋根を利用して実施している太陽光発電の売電収入であります。2款1項1目寄附金1,030万円は、企業版ふるさと納税制度による寄附金であります。3款1項1目3,500万円は、宅地造成事業特別会計からの繰入金であります。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

231ページをお開きください。1款1項1目発電事業費の決算額は4,652万6,000円で、執行率は97.5%であります。主なものは、備考欄（2）発電事業費のうち、10節燃料費3,268万7,000円と、12節発電所運營業務1,192万9,000円で、発電所の管理運営のために支出したものであります。

次に、232ページをお開きください。4款1項1目繰上充用金の決算額は2,551万5,000円で、収支不足が生じた令和4年度会計の歳入予算に繰上充用したものであります。

次に、実質収支について御説明いたします。

233ページをお開きください。本事業特別会計の実質収支は、歳入総額9,732万1,000円、歳出総額8,411万2,000円で、差引額は1,320万9,000円となり、実質収支額も同額となります。

以上で、令和5年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算の補足説明を終わります。

続きまして、認定第11号 令和5年度小山町温泉供給事業特別会計歳入歳出決算の補足説明をいたします。

決算書は242ページからとなります。

初めに、歳入について御説明いたします。

246ページをお開きください。1款1項1目温泉使用料49万円は、使用料1,401立方メートルに対し、1立方メートルにつき350円を乗じた温泉使用料収入であります。2款1項1目繰越金301万円は、前年度繰越金であります。

次に、歳出について御説明いたします。

247ページをお開きください。1款1項1目業務費の決算額は33万1,000円で、執行率は22.2%

であります。主なものといたしまして、備考欄（２）温泉供給施設維持管理費のうち、10節光熱水費12万6,000円と12節温泉ポンプ点検業務20万4,000円で、温泉供給のための電気料及び温泉ポンプ点検のために支出したものであります。なお、執行率が低い要因は、修繕費の執行がなかったことによるものであります。

最後に、実質収支について御説明いたします。

248ページをお開きください。本事業特別会計の実質収支は、歳入総額350万円、歳出総額33万1,000円で、差引額は316万9,000円となり、実質収支額も同額となります。

以上、経済産業部関係の特別会計について決算補足説明を終わります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、議案第68号 小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定、議案第69号 小山町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定の2点について補足説明を求めます。

都市基盤部長。

○都市基盤部長（清水良久君） 都市基盤部関係の水道及び下水道事業会計決算について順次説明をいたします。

初めに、議案第68号 令和5年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてであります。なお、水道事業決算報告書の金額につきましては、消費税及び地方消費税を含んでおりますことを御承知おきください。

決算書の3ページを御覧ください。

初めに、収益的収入及び支出のうち、収入から御説明いたします。

第1款第1項営業収益、左から6列目の決算額3億2,193万5,000円は、水道料金及び水道加入分担金が主なものであります。前年度と比べて6,162万6,000円の増額となりました。

次に、第2項営業外収益の決算額8,549万6,000円は、固定資産取得時に充当した補助金等について、毎年度一定割合を収益化するための長期前受金戻入7,041万7,000円が主なものであります。

次に、支出について御説明いたします。

第1款第1項営業費用、左から10列目の決算額は3億3,530万5,000円で、執行率は88.1%であります。主なものは、事業の運営費、施設の維持管理費及び減価償却費等であります。

次に、第2項営業外費用の決算額は513万5,000円で、執行率は75.4%であります。主なものは企業債の利息であります。

次に、4ページをお開きください。資本的収入及び支出のうち収入から御説明します。

第1款第1項企業債、左から8列目の決算額1億9,490万円は、須走低区配水場整備事業に対する借入れが主なものであります。

次に、第2項国庫補助金の決算額1億9,754万8,000円は、須走低区配水場整備事業及び町道原向中日向線配水管布設工事等に対する防衛省からの補助金であります。

次に、第4項工事負担金の決算額205万円は、町道1689号線配水管布設替工事に対する建設課からの工事負担金であります。

次に、支出であります。

第1款第1項建設改良費、左から9列目の決算額は5億7,197万2,000円で、執行率は79%であります。主なものは、収入でも説明いたしましたが、防衛補助事業で実施しました須走低区配水場整備事業及び町道原向中日向線配水管布設替工事等であります。

次に、第2項企業債償還金の決算額2,377万1,000円は、令和元年度までに借入れした企業債の償還金で、執行率は99.9%であります。欄外に記載しました資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、2億124万5,280円につきましては、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、並びに当年度分損益勘定留保資金と建設改良積立金で補填をいたしました。

次に、5ページを御覧ください。水道事業損益計算書であります。損益計算書の金額は消費税等を含んでおりません。下から4行目、当年度純利益は3,499万9,000円となりました。

次に、6ページを御覧ください。水道事業剰余金計算書であります。計算書の金額は消費税等を含んでおりません。右から2列目の利益剰余金合計の下から5行目、当年度変動額3,499万9,000円は、先ほど損益計算書でも御説明いたしましたが、当期純利益を計上したもので、これにより利益剰余金の合計は1億9,721万3,000円となりました。

次に、7ページを御覧ください。水道事業剰余金処分計算書の案についてであります。こちらの金額も消費税等を含んでおりません。当年度末の未処分利益剰余金1億3,658万5,000円のうち、当期純利益分の3,499万9,000円を建設改良積立金へ積立て処分することについて議決をお願いするものであります。また、建設改良積立金取崩し分の6,617万4,000円は処分を行わず、前年度処分後残高の3,541万2,000円と合わせた1億158万6,000円を繰越利益剰余金とするものであります。

次に、8ページから9ページにかけては水道事業貸借対照表であります。これは水道事業という企業の財政状態を表すもので、金額について消費税等は含んでおりません。

まず、資産の部であります。1の固定資産ですが、ページ中ほどの一番右側、固定資産の合計は55億1,859万1,000円であり、その下、2の流動資産の下から2行目、流動資産の合計は2億9,186万8,000円であり、資産合計は58億1,046万円となりました。

次に、9ページをお開きください。負債の部であります。3の固定負債、上から5行目、一番右側の固定負債の合計は7億5,396万5,000円、4の流動負債の合計は、上から15行目、一番右側ですが2億2,425万8,000円、その4行下、5の繰延収益の合計は22億2,121万7,000円であり、それらを合わせた負債合計は31億9,944万1,000円となりました。

次に、資本の部であります。6の資本金は22億5,289万1,000円、7の剰余金のうち、(1)資本剰余金の合計は1億6,091万3,000円であります。続いて、(2)利益剰余金の合計は、ページの下から4行目、先ほどの剰余金計算書で説明したとおり1億9,721万3,000円で、剰余金合計としましては、下から3行目の3億5,812万6,000円となります。剰余金と合わせた資本合計は、その下の行で26億1,101万8,000円となりました。負債合計と資本合計を足した額が、一番下の行、負債資本合計で58億1,046万円となり、前のページ最下段にあります資産合計と同額となります。

次の10ページから11ページにかけての注記につきましては、地方公営企業法施行規則第35条の規定により、水道事業会計の会計処理の基準及び手続を記載したものであります。なお、給水状況、財政状況及び工事内容等につきましては、12ページからの小山町水道事業報告書を、収入及び支出の詳細につきましては、20ページからの小山町水道事業会計決算附属明細書を御参照いただきたいと思っております。

次に、議案第69号 令和5年度小山町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてであります。本案は、公営企業会計として初めての決算となります。なお、下水道事業決算報告書の金額につきましては、消費税及び地方消費税を含んでおりますことを御承知おきください。

決算書の3ページを御覧ください。

初めに、収益的収入及び支出のうち収入から御説明いたします。

第1款第1項営業収益、左から6列目の決算額1億684万1,000円は、下水道使用料及び国庫補助金が主なものであります。

次に、第2項営業外収益の決算額1億4,774万2,000円は、固定資産取得時に充当した補助金等について、毎年度一定割合を収益化するための長期前受金戻入と一般会計からの繰入金が主なものであります。

次に、支出について御説明いたします。

第1款第1項営業費用、左から10列目の決算額は2億2,483万7,000円で、執行率は92.4%であります。主なものは、事業の運営費、施設の維持管理費及び減価償却費等であります。

次に、第2項営業外費用の決算額は839万4,000円で、執行率は75.5%であります。主なものは企業債の利息であります。

次に、4ページをお開きください。

資本的収入及び支出のうち収入から説明いたします。

第1款第1項企業債、左から8列目の決算額1,200万円は、須走浄化センター長寿命化対策事業に対する借入れが主なものであります。次に、第2項国庫補助金の決算額1,328万5,000円は、須走浄化センター長寿命化対策電気設備工事に対する国土交通省からの補助金であります。次に、第6項他会計補助金の決算額5,401万2,000円は、一般会計からの繰入金で、企業債償還金への補填財源として繰り入れたものであります。

次に、支出であります。

第1款第1項建設改良費、左から9列目の決算額は2,684万2,000円で、執行率は80.8%であります。主なものは、社会資本整備総合交付金事業で実施いたしました須走浄化センター長寿命化対策事業であります。

次に、第2項企業債償還金の決算額9,198万1,000円は、令和4年度までに借入れした企業債の償還金で、執行率は99.9%であります。欄外に記載しました資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4,075万530円につきましては、当年度分損益勘定留保資金で補填をいたしました。

次に、5ページを御覧ください。下水道事業損益計算書であります。損益計算書の金額は消費税等を含んでおりません。下から4行目、当年度純利益は2,029万円となりました。

次に、6ページを御覧ください。下水道事業剰余金計算書であります。計算書の金額は消費税等を含んでおりません。右から2列目の利益剰余金合計額は、先ほど損益計算書で御説明いたしました当期純利益を計上したもので2,029万円となりました。

次に、7ページを御覧ください。下水道事業剰余金処分計算書の案についてであります。こちらの金額も消費税等を含んでおりません。当年度末の未処分利益剰余金2,029万円のうち、529万円を減債積立金へ、1,500万円を建設改良積立金へ積立て処分することについて議決をお願いするものであります。

次に、8ページから9ページにかけては、下水道事業貸借対照表であります。これは下水道事業という企業の財政状態を表すもので、金額について消費税等は含んでおりません。

まず、資産の部であります。

1の固定資産ですが、ページ中ほどの一番右側、固定資産の合計は23億6,019万2,000円であり、その下、2の流動資産の下から2行目、流動資産の合計は1億1,382万3,000円であり、資産合計は24億7,401万5,000円となりました。

次に、9ページをお開きください。負債の部であります。3の固定負債、上から5行目、一番右側の固定負債の合計は4億1,258万6,000円、4の流動負債の合計は、上から15行目、一番右側の1億6,511万円、更にその4行下、5の繰延収益の合計は14億7,806万1,000円であり、それらを合わせた負債合計は20億5,575万8,000円となりました。

次に、資本の部であります。6の資本金は3億4,678万2,000円、7の剰余金のうち、(1)資本剰余金の合計は5,118万4,000円であります。続いて、(2)利益剰余金の合計は、ページの下から4行目、先ほどの剰余金計算書で説明したとおり2,029万円で、剰余金合計としましては、下から3行目、7,147万5,000円となります。剰余金と合わせた資本合計は、その下の行で4億1,825万7,000円となりました。負債合計と資本合計を足した額が一番下の行、負債資本合計で24億7,401万5,000円となり、前のページ最下段にあります資産合計と同額となります。

次の10ページから11ページにかけての注記につきましては、地方公営企業法施行規則第35条の規定により、下水道事業会計の会計処理の基準及び手続を記載したものであります。なお、接続状況、財政状況及び工事内容等につきましては、12ページからの小山町下水道事業報告書を、収入及び支出の詳細につきましては、20ページからの小山町下水道事業会計決算附属明細書を御参照いただきたいと思います。

水道事業会計決算及び下水道事業会計決算の補足説明は以上でございます。

○議長(遠藤 豪君) 次に、認定第4号 育英奨学資金特別会計の1件について補足説明を求めます。

教育次長。

○教育次長（野木雄次君） 認定第4号 令和5年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算についての補足説明であります。

最初に、歳入の主なものについて説明いたします。

171ページをお願いします。中段の3款1項1目繰越金141万8,000円は、前年度からの繰越金であります。次に、同じページ最下段、4款1項1目貸付元金収入480万円は、貸付元金償還金15人分であり、収入未済額16万3,000円は、生活困窮者1人に係る収入未済額であります。

次に、歳出についてであります。

172ページをお願いします。1款1項1目貸付事業費は108万円で、執行率は100%です。これは大学生3人に貸し付けたものであります。次に、同じページ中段の2款1項1目基金積立費は409万9,000円で、執行率は99.9%、本会計の収支状況から基金に積み立てたものであります。

次に、173ページをお開きください。実質収支に関する調書についてであります。歳入総額は621万8,000円、歳出総額は517万9,000円で、その差引額103万9,000円は剰余金として翌年度へ繰り越したものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤 豪君） 以上で補足説明は終わりました。

次に、監査委員から決算審査意見を求めます。

監査委員 池谷 浩君。

○代表監査委員（池谷 浩君） ただいまより、令和6年8月14日付、小監第23号にて小山町長に提出いたしました令和5年度小山町各会計歳入歳出決算、基金運用状況及び水道事業会計決算、下水道事業会計決算、財政健全化判断比率等の審査意見書の要点について御報告申し上げます。なお、審査の結果は、菌田監査委員と同意見でございますので、私が代表して御報告いたします。

審査は7月1日より7月30日まで、会計管理者及び関係部課長等関係職員の出席を求め、公正不偏の姿勢で実施いたしました。審査に当たっては、小山町監査基準に準拠して実施し、決算計数は正確であるか、予算の執行は適正かつ効率的に行われたか、会計経理事務は関係法規に適合して処理されているか、財政は健全に運営されているか、財産管理は適正であるか等に重点を置き、慎重に審査を実施いたしました。

それでは、審査の結果を御報告いたします。

審査の結果、財務に関する事務の執行、経営に関わる事業の管理、その他の事務の執行については、審査した範囲内において、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるという地方自治法の趣旨の実現のため、おおむね適正かつ効率的に執行されておりました。一部に改善、検討を要すると思われる点が見受けられましたので、これは口頭で指摘いたしました。改善すべき点は早めの対応をお願いいたします。

最初に、一般会計及び特別会計を一括して申し上げます。お手元の審査意見書1ページを御覧ください。

審査に付された各会計歳入歳出決算等の書類は、関係法令の趣旨規定に沿って作成されており、決算計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。

次に、予算の執行状況及び財政運営について、予算は議決の趣旨に沿って、おおむね適正に執行されており、翌年度への繰り越された事業を除き、所期の目的を達成しているものと認められました。

会計経理事務については、毎月行っております例月出納検査を参考に審査を実施し、おおむね適正に処理されていると認められました。

財産の管理状況については、おおむね適正に管理しているものと認められました。

令和5年度の決算の内容ですが、2ページの予算の執行状況を御覧ください。

決算収支の状況ですが、一般会計は歳入総額150億3,116万7,000円、歳出総額144億7,339万1,000円、歳入歳出差引額は5億5,777万6,000円であります。この額から翌年度へ繰り越すべき財源1億3,385万円を差し引いた実質収支額は4億2,392万6,000円、これに前年度の実質収支額3億6,458万3,000円を差し引いた単年度収支額は5,934万3,000円の黒字となりました。

一般会計及び特別会計の歳入歳出決算総額の状況ですが、歳入の調定額に対する収入率は95.4%で、前年度に比べ7.5ポイント増加しております。不納欠損額は776万4,000円で、前年度と比較し521万6,000円増加し、収入未済額は10億2,165万5,000円で、前年度と比較し15億5,169万円減少いたしました。

収入未済額から事業繰越しに伴う補助金等未済額を除いた滞納総額は1億8,940万円であり、ます。町民の皆様にご負担をお願いしている中で公平を期するため、収入未済状況及び不納欠損について各担当者よりその対応を確認いたしました。時効期限までに、計画的、継続的な収納措置を会計収納課を中心に図られるように要望いたします。

財政力指数は0.893で前年度と比較し0.051ポイント増加し、14年連続の普通交付税の交付団体となっております。経常収支比率は89.6%で、前年度と比較し3.8ポイント増加し、実質公債費比率は10.3%で前年度と比較し1.2ポイント増加しております。

水道事業債及び下水道事業債を除く町債の残高は92億2,642万5,000円で、前年度と比較し36億5,960万6,000円減少いたしました。将来負担となる債務負担行為支出予定額は、令和6年度以降の支出予定額12億1,054万1,000円で、前年度と比較し1億9,053万2,000円増加しております。

決算の概要を3ページから11ページに、一般会計の詳細資料を15ページから41ページ、特別会計の詳細資料は45ページから53ページに記載いたしましたので御参考にしてください。

各会計の実質収支は57ページのとおり、全ての事業において黒字であります。財産の状況は58ページに記載してございます。基金の積立では7億2,774万2,000円減少であります。財産の適切な管理を更に進めることをお願いいたします。

次に、地方自治法第241条第5項の規定により審査に付された小山町土地開発基金運用状況でございます。

61ページを御覧ください。審査の結果、本基金は、公用又は公共の利益のために必要な土地をあらかじめ取得する経費に充てるための基金であり、これらについて計数に誤りがなく、基金の運用は条例の趣旨に従って執行されているものと認められました。

次に、小山町水道事業会計及び小山町下水道事業会計を一括して申し上げます。なお、小山町下水道事業会計は令和5年度からで、それ以前は特別会計として事業実施しておりました。

地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、審査を行いました。水道事業会計決算については65ページを、小山町下水道事業会計決算については79ページに記載してあります。審査は7月10日、会計管理者及び関係部課長等、関係職員の出席を求め、毎月の例月出納検査の結果を慎重に審査して行いました。審査の結果、水道事業会計及び下水道事業会計の経営は、地方公営企業法の基本原則の趣旨に従って行われておりました。

公営企業会計は全国統一の基準の下において、経営実態が明らかになります。経営課題に適切に対処するとともに、一層の収益性の向上を図り、経常経費の合理化により効率性を発揮し、経営の健全化を推進していくことを求めます。

水道事業会計においては、事業の経営基盤の安定を図り、将来にわたる安心安全な水道水の供給を引き続きお願いいたします。

また、下水道事業会計においては、令和5年4月1日から、地方公営企業法全部適用の事業になったばかりですが、水道事業会計と同様に、事業の経営基盤の安定を図っていただくようお願いいたします。

次に、91ページを御覧ください。令和5年度小山町財政健全化判断比率等の審査意見について御報告申し上げます。

審査は7月30日、関係職員の出席を求めて各比率の算出のため、法令に基づいて資料が集められ、その算定資料に不足がないか、算定過程に誤りがないか、算定結果に客観的妥当性が認められるか等について、令和5年度決算及び決算統計資料等と照合し、慎重に審査いたしました。

審査の結果、各比率ともに法令に準拠して算出されており、その数値は正確であると認められました。健全化判断比率は、国の示す基準では健全段階の範囲であります。決算審査は、小山町の令和5年度決算について、計数の確認、予算執行、財産管理、財政運営、基金運用状況、財政健全化比率及び水道事業会計、下水道事業会計の決算計数について行いました。

審査意見書1ページ下段に記載してございますが、令和5年度は湯船原における企業立地による雇用拡大と本町における歳入の根幹である町税収入が増加となった一方で、ウクライナ情勢や円安等により、資源価格の上昇や供給制約の影響を受けました。今後、和らぐとの予測もありますが、社会情勢を見極め、予算の内容の一事項として、あらかじめ繰越しをすべき必要性が予想される場合に行う繰越明許費や予算執行の段階において突発的な事態が生じた場合に限り行われる事故繰越を活用し、予算の執行に当たられたい。なお、予算執行の適正化を確保するため、議会の審議を経て、予算と措置される繰越明許費等の制度の活用をされたい。

また、キャッシュレスを推進するためにデジタルシステムが進んだ一方、キャッシュレス利用に伴う手数料の増額が課題となることから、事務事業の見直しを行い、経済的、効率的かつ効果的に実施することにより、最少の経費で最大の効果を上げるとともに、住民福祉の増進を図るよう努めていただきたいと思います。

以上、令和5年度小山町各会計歳入歳出決算及び基金運用状況、水道事業会計決算、下水道事業会計決算、並びに財政健全化判断比率等の審査意見書の要点であります。報告を終わります。

○議長（遠藤 豪君） これで監査報告を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、9月3日火曜日 午前10時開議

認定第2号から認定第11号までの令和5年度会計決算10件と、議案第68号及び議案第69号の令和5年度事業会計利益の処分及び決算の認定2件の計12件を一括議題として質疑を行います。

本日はこれで散会します。

午後3時00分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長	遠 藤	豪
署 名 議 員	臼 井	光 昭
署 名 議 員	小 林	千江子

令和6年第4回小山町議会9月定例会会議録

令和6年9月3日（第3日）

召集の場所 小山町役場議場
開 議 午前10時00分 宣告
出席議員 1番 石原 和美君 2番 池谷 元君
3番 平野 正紀君 4番 牧野 恵一君
5番 臼井 光昭君 6番 小林千江子君
7番 室伏 辰彦君 8番 鈴木 豊君
9番 藺田 豊造君 10番 渡辺 悦郎君
11番 米山 千晴君 12番 岩田 治和君
13番 遠藤 豪君
欠席議員 なし

説明のために出席した者

副 町 長	室伏 博行君	教 育 長	勝俣 純君
政 策 監	湯山 博一君	未 来 創 造 部 長	遠藤 正樹君
企 画 総 務 部 長	長田 忠典君	危 機 管 理 局 長	高村 良文君
住 民 福 祉 部 長	山本 智春君	経 済 産 業 部 長	大庭 和広君
都 市 基 盤 部 長	清水 良久君	教 育 次 長	野木 雄次君
おやまで暮らそう課長	岩田 幸生君	フロンティア推進課長	山本 尚毅君
企 画 政 策 課 長	勝又 徳之君	地 域 振 興 課 長	小野 正彦君
総 務 課 長	渡邊 徹君	くらし環境課長	鈴木 新一君
長 寿 介 護 課 長	杉山 則行君	住 民 課 長	野木 雅代君
健 康 増 進 課 長	伊藤 和彦君	こども未来課長	坂本 竹人君
商 工 観 光 課 長	湯山 浩二君	農 業 振 興 課 長	安部 将彦君
林 業 振 興 課 長	湯山 光司君	上 下 水 道 課 長	山口 幸治君
会 計 管 理 者 兼 会 計 出 納 課 長	伊藤嘉代子君	学 校 教 育 課 長	勝俣 暢哉君
生 涯 学 習 課 長	石田 洋丈君	総務課総務法規・監査班長	山口 紘史君

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長	後藤 喜昭君	議 会 事 務 局 書 記	鈴木 史幸君
会 議 録 署 名 議 員	5番 臼井 光昭君	6番 小林千江子君	

散 会 午後0時00分

(議 事 日 程)

- | | | |
|-------|--------|-------------------------------|
| 日程第1 | 認定第2号 | 令和5年度小山町一般会計歳入歳出決算 |
| 日程第2 | 認定第3号 | 令和5年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第3 | 認定第4号 | 令和5年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第4 | 認定第5号 | 令和5年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第5 | 認定第6号 | 令和5年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第6 | 認定第7号 | 令和5年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第7 | 認定第8号 | 令和5年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第8 | 認定第9号 | 令和5年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第9 | 認定第10号 | 令和5年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第10 | 認定第11号 | 令和5年度小山町温泉供給事業特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第11 | 議案第68号 | 令和5年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定 |
| 日程第12 | 議案第69号 | 令和5年度小山町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定 |

議

事

午前10時00分 開議

○議長（遠藤 豪君） 本日は御苦労さまです。

ここで御報告します。町長は公務のため本日の会議を欠席しておりますので、御報告します。ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

日程第1 認定第2号 令和5年度小山町一般会計歳入歳出決算

○議長（遠藤 豪君） 日程第1 認定第2号 令和5年度小山町一般会計歳入歳出決算を議題とします。

本議案については、8月27日及び8月29日の本会議において、町長の提案説明及び部長等の補足説明は終結しております。

これから質疑を行います。会議運営等規程により、発言の場所について、議員は最初から議員側の壇に登壇し質疑を行い、当局側は自席で答弁を行うこととしています。

また、通告に基づき、一覧のとおり順次一問一答で進めますので、よろしく願いをいたします。

質疑の事前通告の通告順により発言を許します。

最初に、8番 鈴木 豊君。

○8番（鈴木 豊君） おはようございます。それでは、決算書の歳入に関する質疑からさせていただきます。順次、一問一答で行いますので、よろしくお願いいたします。

初めに、昨年も質問しましたが、総括質問で、審査意見書の10ページの経常収支比率ですが、財政構造の弾力性を判断する指標として用いられる経常収支費比率について、前年度から3.8ポイント増加し、89.6ポイントとなっております。また、令和3年度からは11.9ポイント増加しているが、増加した要因についてお伺いします。また、75から80ポイント以下が望ましいとのことだが、これ以上へ上回ってしまったことに対する見解についてお伺いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 令和5年度の経常収支比率については、分母となる経常一般財源が地方交付税や臨時財政対策債の減少があるものの、地方税の増加に伴い、全体で2億2,400万円の増加となりました。その一方、分子となる経常支出額は、燃料等の高騰に伴う光熱水費の増加などにより、全体で3億5,800万円の増となりました。

その結果、経常収支額の増加が経常一般財源の増加を上回ったため、経常収支比率は3.8ポイント増加しました。

近年は、物価高騰及び若年層を中心とした給与の引上げが続いており、経常収支比率を引き上げているものと考えています。

今後も経常支出の増加が予想されることから、経常収支比率の改善に向け、公共施設の適正化など行財政改革を推進し、財政運営の健全化に努めてまいります。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○8番（鈴木 豊君） はい、結構です。

それでは、次に、決算書13ページ、14款2項1目1節の受託児童保育負担金で、他市町からの保育ですが、実人数と、どこからの市町及びどこの園に各何人かお伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○こども未来課長（坂本竹人君） 人数は9人になります。内訳は、御殿場市からすがぬまこども園に2人、きたごうこども園に1人、すばしりこども園に4人、富士市からすがぬまこども園に1人、小田原市からすがぬまこども園に1人となります。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○8番（鈴木 豊君） はい、結構です。

それでは、次から、決算書の歳出に関する質疑をさせていただきます。

初めに、決算書74ページ、3款3項1目19節の備考欄5の児童発達支援事業費の放課後等児童通所支援事業費が、当初予算4,800万円でしたが、3,676万3,434円と大幅な減額となった理由は何かをお伺いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○こども未来課長（坂本竹人君） 当初予算編成時には放課後デイサービス通所支援児童を60人で計上しておりましたが、実績として49人に減少したことによるものであります。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○8番（鈴木 豊君） 結構です。

それでは、次に、決算書75と76ページ3款3項3目のこども園費において、正職員51人であり、パートタイムとフルタイム会計年度任用職員が61人と説明ありましたが、正規職員と会計年度職員とは、会計年度職員が多くなっている実情についてどのように考えているのか。また、現在保育士等は足りて、保育に支障はきたしていないのかお伺いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○こども未来課長（坂本竹人君） 保育教諭につきましては、正規職員は原則クラス担任を、会計年度任用職員はクラス支援として配置を行っております。保育時間が長時間でありますので、多くの会計年度任用職員を必要とするものになります。また、人数につきましては、現在、潤沢で

はありませんが足りており、支障はきたしていないところであります。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○8番（鈴木 豊君） パートタイムとフルタイムが最近多いということの中で、長期にわたってパートタイムやフルタイムの職員がいると聞いておりますが、一番長い人でどのぐらいの勤務年数があるのかお伺いしたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○子ども未来課長（坂本竹人君） 会計年度任用職員につきましては5年が一番長く、そこで再度もう1回採用になりますので5年になります。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○8番（鈴木 豊君） はい、結構です。

それでは、最後になりますが、決算書の4款1項の衛生費83ページから85ページにかけての、各項目の委託料と扶助費などの不用額が全体的に多いと思われませんが、どのような理由かをお伺いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（伊藤和彦君） まず、4款1項2目の委託料の主な理由ですが、令和5年度末まで行っておりました風しん対策事業費の検査1,687件分、予防接種195件分を見込んでおりましたが、任意での検査及び接種であったため、検査率で3.4%、接種率で8.7%と低かったことによるものと、新型コロナワクチン接種体制確保事業費の個別接種医療機関等への接種委託料による不用額であります。これは新型コロナが2類から5類に変わったことによる接種者の減と考えます。

次に、扶助費ですが、肺炎球菌や四種混合などの個別予防接種の助成費の申請が20件を見込んでいたところ7件であったことによる不用額であります。

次に、4款1項3目の委託料の主な理由ですが、基本健康診査などでは対象者633人に対して実施者230人、受診率36.3%、各種がん検診では対象者2万1,833人に対しまして、実施者6,605人、30.3%であったことによる不用額であります。

次に、扶助費ですが、若年がん患者等支援助成であり、医療用ウィッグに対する助成が2件であったことによる不用額であります。

次に、4款1項4目の委託料ですが、妊婦や乳児健診、産後ケア事業などの費用で、新生児が少なかったことや妊産婦に対する町のサポート体制が充実していることにより、当該事業の利用が少なかったことが不用額の要因と考えます。

最後に、扶助費ですが、不妊・不育時療養助成で申請者が前年の29組に対しまして、23組と減少したことによるものと、未熟児養育医療給付費2人分を計上しておりましたが、1人分の給付で済んだこと、また新生児集中治療室を利用しましたが、治療費自体が低く済んだことによるも

の、18歳までの通院や入院全ての医療費を助成することも医療費助成が見込みよりも少なかったことによるなど、不用額であります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○8番（鈴木 豊君） 1点だけ質問させていただきます。

不用額が全体的に多いということの中で、途中で件数とかが分からなかったのかどうか、もう一度お伺いしたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（伊藤和彦君） 委託料につきましては主に予防接種であり、また扶助費につきましては医療費等の償還払いであるため、年度末まで予算を確保していく必要があったということで予算残となってしまいました。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○8番（鈴木 豊君） 分かりました。以上で終わります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、2番 池谷 元君。

○2番（池谷 元君） 私は主要な施策の成果から2点お伺いいたします。

まず、最初に10ページ、下から5行目、産前産後サポート事業で、産後ケア（b）デイサービス型（1日）の利用者が1名ということですが、なぜ利用者が少なかったのでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（伊藤和彦君） 町では、保健師などの専門職による積極的な相談支援を行っているため、心身の不調や育児不安を解消するため、デイサービス型1日の支援に結びつかなかったと考えております。また、働き方改革の推進から、家族内の支援が受けやすい環境が整い、1日かけての医療機関での産後ケア事業を受ける必要がなかったのではないかと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○2番（池谷 元君） 再質問させていただきます。

利用金額についてなんですけれども、御殿場市の方が若干お安くなっていると聞いておりますが、小山町の方も以前質問させてもらったときに金額は下げたのですが、やはり隣町と同じような金額にそろえるというお考えはあるかどうかお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（伊藤和彦君） まず、自己負担額ですが、令和6年度から今まである病院ですが、9,300円から6,200円に下げさせていただいております。また、今後も見直し等は考えてまいりたいと思います。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○2番（池谷 元君） 次の質問に移らせていただきます。

それでは、2点目なんですけれども、同じく主要な施策の成果19ページ、上から3行目、小山町文化芸術振興条例及び小山町文化芸術基本計画に基づき、生涯学習推進委員会において、文化芸術振興に関する進捗管理や新たな提案などの協議を行ったとのことですが、協議の内容はどのような内容だったのか、お聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（石田洋丈君） 生涯学習推進委員会では、文化芸術活動を含めた生涯学習全般の事業実績を確認し、今後の事業推進に向けた意見交換等の協議を行っています。

文化芸術の分野の一例としましては、各種教室など良い講座が実施されているが、発信媒体を工夫した広報がもっと必要である。また、地域の団体間連携を進めていきたいといった御意見や、今後の事業継続に関しては人材育成がネックであるといった課題についての発言などがありました。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○2番（池谷 元君） 質問の方は以上です。

○議長（遠藤 豪君） 次に、10番 渡辺悦郎君。

○10番（渡辺悦郎君） 決算書歳出の方から6件の質問をさせていただきます。

まず最初に、決算書70ページ、3款1項1目12節高齢者デジタル支援事業の事業内容についてお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○長寿介護課長（杉山則行君） デジタル活用に不安のある高齢者の解消を目的にスマホ講習会を開催した委託料です。1時間の講座を18回開催し、参加者2名に対して講師が1人つき、延べ122人の高齢者が参加した事業です。ユーチューブやLINEの使い方、アプリのインストール方法などの説明を参加者のスマホを使用して説明しました。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○10番（渡辺悦郎君） ございません。

次の質問に移ります。

決算書77ページ、3款3項3目13節子ども園管理運営費の中で、清掃用具等の使用料について詳細を伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○子ども未来課長（坂本竹人君） 園舎清掃用のモップと調理室の抗菌マットになります。モップは各園に2本、抗菌マットは、すばしり子ども園が1枚、それ以外は2枚で、2週間ごと交換し

ているものであります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○10番（渡辺悦郎君） ございません。

次に移ります。

決算書81ページ、4款1項1目10節保健衛生管理費の修繕料について、その詳細を伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（伊藤和彦君） 修繕料の詳細につきましては、公設民営であります町内2か所の
医院の修繕料であります。

主なものにつきましては、自動ドアのセンサーや油圧の不良による修繕、照明器具の破損による修繕などです。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○10番（渡辺悦郎君） ございません。

次の質問に移ります。

決算書129ページ、9款3項1目12節及び132ページ、9款3項2目12節外国人指導員A L Tの
小学校、中学校における派遣の延べ人数をお知らせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○学校教育課長（勝俣暢哉君） A L Tを派遣しての外国語の授業は小学校3年生から実施しております。小学校3、4年生の外国語活動の年間授業数は35時間で、五つの小学校で12クラスありますので、延べ420時間。また、5、6年生の外国語の年間授業数は70時間で、同じく12クラスありまして、延べ840時間。中学校の各学年の外国語の年間授業数は140時間で、17クラスあり、延べ2,380時間。合計で3,640時間を5人のA L Tを派遣して外国語の授業を実施しております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○10番（渡辺悦郎君） ございません。

次の質問に移ります。

決算書130ページ、9款3項1目13節土地借上料について、その詳細を伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○学校教育課長（勝俣暢哉君） 土地の借上料1,386万4,695円は、北郷中学校と須走中学校の学校
用地の借上料です。

内訳を申し上げます。北郷中学校の借上料は584万6,452円で、地権者は13人、借上面積は1万6,128.85平米です。須走中学校の借上料は801万8,243円、地権者は3人、借上面積は2万2,272.9平米であります。

以上になります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○10番（渡辺悦郎君） ございません。

最後の質問になります。

決算書136ページ、9款3項1目13節町民プール管理業務の業務内容について伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（石田洋丈君） 町民プール管理業務は、夏休み期間中に明倫小学校のプールを利用し、子ども向け町民プールとして開放するための委託事業です。業務の概要は、監視員6人を配置し利用者の安全確保を行うこと、またプール施設の清掃や水質管理などの施設の管理に関することを委託し実施しています。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○10番（渡辺悦郎君） ございません。以上で終わります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、1番 石原和美君。

○1番（石原和美君） 私の方からは、主要な施策の成果、また決算書の方から合わせて6件の質問をさせていただきます。

まずは、1件目の質問です。

主要な施策の成果21ページ、下から8行目、富士山麓フロンティアパーク小山において10区画の企業進出が決定し、うち7企業が操業中とのことですが、残りの3企業の現況、操業予定について伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○フロンティア推進課長（山本尚毅君） 操業を開始していない残りの3企業についてですが、アクシージア株式会社、株式会社ジーシー、株式会社手原産業が令和6年3月末の時点では操業に至っておりませんでした。

アクシージア株式会社は今年の4月に建物が完成し、5月から操業を開始しております。

株式会社ジーシーは、昨年度に県と協議の上で株式会社ハナミスイから土地を購入しており、令和8年度の操業開始に向けて計画を進めております。

株式会社手原産業においては操業を断念しており、今年度に県と協議の上で土地を売却する方針が決定しております。この土地の購入希望の会社もありますので、進出企業が決まりましたら適宜情報を発信してまいります。

以上となります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○1番（石原和美君） 結構です。

次の質問に移ります。

主要な施策の成果24ページ、下から3行目、4行目、新規認定農業者2名の年代、また現在ま

でに農業認定者によりどれくらいの農地が耕作されましたでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○農業振興課長（安部将彦君） 新規認定農業者の2名の年代につきましては、50代が1人、60代が1人です。現在の認定農業者、法人を含む29人おりますが、農地中間管理機構を通じて耕作されている農地の面積は約76ヘクタールに及びます。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○1番（石原和美君） 認定農業者を増やすことは、持続可能な農業や地域の活性化のために非常に重要と考えますが、認定農業者を増やすためにどのような取組をされていますでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○農業振興課長（安部将彦君） 認定農業者制度は、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を町が認定し、その計画達成に向け、各種支援措置を講じ、応援していくものです。

長期低利融資の支援や農業機械・施設の補助の活用などメリットの発信や、農業委員、地域ごとの農地利用最適化推進員による声かけなど、新たな担い手の掘り起こしを行っております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○1番（石原和美君） それでは、次の質問に行きます。

主要な施策の成果28ページ、下から2行目、ライフデザインセミナーは、対象者やテーマによって種類が異なると思いますが、高校生を対象として開催したライフデザインセミナーの内容と感想等について伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田幸生君） 高校生を対象としたライフデザインセミナーの内容につきましては、結婚や育児など将来の様々なライフイベントに柔軟に対応できるよう、知識と情報を習得する機会の提供を行いました。

感想についてであります。アンケート調査では、「自分の将来・進路について深く考えることができた」、「今すべきことが考えられたことがよかった」と約90%の生徒がセミナーに参加してよかったと回答しております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○1番（石原和美君） このようなセミナーを継続的に実施する予定はおありでしょうか。また、今後は他の学校や地域の生徒にも対象を拡大する予定はございますでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田幸生君） まず、1点目の今後なんですけれども、現在、高校とも

調整をしておるんですけれども、なかなか学校行事との調整がうまくいかないものですから、またこちらの方につきましては、随時調整をしてみたいと考えております。

また、更に地元のほかの高校生等々もありますけれども、昨年度も3回目に小山高校及び町内の在住の高校生、並びに大学生とオンラインセミナー等も実施してまいりました。そこも含めて検討してみたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○1番（石原和美君） 次の質問に移ります。

決算書歳出41ページ、2款1項4目2事業16節水防倉庫等用地1,783万4,000円とありますが、新たな倉庫建設のためなのか、その目的について伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 水防倉庫用地は、今まで賃貸借をしていた既存の水防倉庫などの用地を購入したものです。具体的には、鮎沢川側沿いの小山交番に隣接する土地4筆です。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○1番（石原和美君） なぜ既存の倉庫がある場所を新たに取得されたのか、その理由について伺います。また、周辺地との地価と比較して取得価格は妥当であったのでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 再質問にお答えいたします。

まず、なぜ購入したのかということですが、地主の方から買ってほしいという依頼がありまして、将来的に水防倉庫というのは必要な施設であると考えたことから購入に至りました。また、妥当な単価で買ったのかということですが、こちら地主さんとの交渉によりまして、固定資産評価額でいいよということで、時価よりもかなり安く購入できたものと考えております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○1番（石原和美君） 次の質問に移ります。

決算書歳出47ページ、2款1項2目3事業DX推進費1,335万1,000円は、DXガイドラインに基づき進めている事業との御説明でしたが、事業の概要について伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） DX推進事業は、文字認識からシステムへの入力までワンストップで行うRPA及びAI-OCR運用のための利用、サポート、研修等支援業務委託と、DXと人材育成を推進するため、CIO補佐業務を委託したものが主なものであります。

ほか、電子申請システム利用事業や職員間の業務上の情報共有を図るためのグループチャットサービス調達事業、RPAシステム調達事業などを実施しております。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○1番（石原和美君） これらの事業によって住民の生活はどのように便利になったのか、具体的な事例等がございましたら伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） 住民向けの取組といたしまして、具体的な事例ですけれども、電子申請システム「L o G oフォーム」では、町独自で、現在、住民票、印鑑証明、税務関係証明など九つのオンライン申請の手続を可能にいたしました。それから、各地区の体育館の電子申請とリモートロックによりまして、申請、鍵の受渡しを不要としております。

それから、令和5年度に検討した窓口の検討から、現在、デジタル・フロントヤード事業を導入中で進めてございます。

DX推進事業につきましては、DXガイドラインなどに基づいて全庁的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○1番（石原和美君） 次の質問に移ります。

決算書歳出93ページ、5款1項3目4事業18節小山町防衛施設周辺民生安定施設整備事業費補助金1億259万3,000円は富士伊豆農業協同組合の低温貯蔵施設に活用との御説明でしたが、富士伊豆農業協同組合北郷支店敷地内に建設された施設の詳細について伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○農業振興課長（安部将彦君） 当該事業は、防衛省の補助事業を活用し、間接補助により富士伊豆農業協同組合に補助したものであります。

施設の場所は、北郷支店の敷地内であり、小山町全域の米出荷農家の出荷米5,400俵を集荷保管可能な規模で、玄米の品質管理が可能な15度以下を保てる冷蔵設備を完備した倉庫であります。今年度秋から本格稼働となる予定になっております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○1番（石原和美君） この施設なんですけれども、貯蔵以外の機能は備えているのでしょうか。また、新たな低温貯蔵施設建設によって期待できる効果について伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○農業振興課長（安部将彦君） 貯蔵施設でありまして、貯蔵以外の機能等はございません。また、この施設の効果ですけれども、低温による品質管理のため、ブランド米である御殿場コシヒカリの品質に対しまして、今後販売等に向けて効果があるという施設になっておりますので、その辺の効果が見込めると思われます。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○1番（石原和美君） 以上で私の質問を終了いたします。

○議長（遠藤 豪君） それでは、ここで職員の入退室を許可します。議員の皆様はしばらくお待ちください。

次に、7番 室伏辰彦君。

○7番（室伏辰彦君） 自分の方からは、4点ほど主要な施策の成果が1問、決算書の方から3問質問させていただきます。

まず、最初に、主要な施策の成果21ページ、下から2行目、湯船原林業エリア、町が推進する持続可能な地域資源循環型林業の構築に向け、林業に係る民間企業の集約に努め、森の金太郎発電所の隣接地に木質バイオマス燃料加工施設の建設が進められたとありますが、燃料加工施設の建設の進捗状況を伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○林業振興課長（湯山光司君） この事業は令和6年度に繰越した事業であり、現在、施設の造成工事が完了し、建屋の建築に着手しております。機械設備等につきましては、海外で製作されており、製品が到着次第、据付けの計画となっております。なお、完成予定日は令和7年2月末日としております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○7番（室伏辰彦君） 次に行きます。

決算書歳入26ページ、19款1項5目1節企業版ふるさと寄附金5,630万円について、16件の寄附があったと聞きましたが、どのように使われるのか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○地域振興課長（小野正彦君） 企業版ふるさと納税は、事業を指定して寄附をいただいております。企業名、金額等を公表しないしてほしいという企業もあるため、寄附を充てた事業名、件数のみお答えさせていただきます。

16件の寄附のうち、便利で快適なまちづくり事業の足柄S A周辺地区町道整備事業に12件、活力あふれるまちづくり事業の第59回富士山金太郎夏まつり事業に3件、同じく活力あふれるまちづくり事業の新たなビジネスモデル創出事業に1件の寄附をいただきました。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○7番（室伏辰彦君） 次の質問に移ります。

決算書歳出104ページ、6款2項2目6事業駿河小山駅前交流センター管理費729万8,000円について、観光協会に管理を委ねているが、自転車の貸出しは低調だと認識しております。観光協

会での売上げも芳しくないと感じています。このまま助成を続けていくのか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（湯山浩二君） 町では令和4年度から駿河小山駅前交流センターに会計年度任用職員を配置し、観光協会と連携して施設の管理運営を行っているところでございます。

令和5年度の貸出し自転車の利用実績は前年度に比べ110台増加いたしました。施設の利用者数も増加傾向にありますことから、観光協会では自主事業として実施している飲食、物販部門について強化している状況でございます。

今後も施設の適切な維持管理と誘客に向けた利活用を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問等はありませんか。

○7番（室伏辰彦君） 次の質問に移ります。

決算書260ページ、国債、地方債、政府保証債。決算年度末現在におけるそれぞれの管理数、利率、額面金額、受取利息について伺います。あわせて、財産に関する調書における有価証券のように、有価債券として債権の名称別に記載すべきと考えますが、町の考えを伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○会計管理者兼会計収納課長（伊藤嘉代子君） 初めに、国債につきましては、財政調整基金において、5年国債を1銘柄、利率0.3%、受取利息は年間30万円です。また、総合計画推進基金において、10年国債を1銘柄、利率0.6%、受取利息は年間60万円です。

次に、地方債につきましては、財政調整基金において、大阪府債10年債を1銘柄、利率0.875%、受取利息は年間87万5,000円です。また、総合計画推進基金において、静岡市債10年債を1銘柄、利率0.977%、受取利息は年間97万7,000円です。

次に、政府保証債につきましては、庁舎建設基金において、20年債を1銘柄、利率1.442%、受取利息は年間144万2,000円です。

以上、令和5年度は国債2銘柄、地方債2銘柄、政府保証債1銘柄、合計5銘柄を購入し、額面金額は全て1億円であります。

なお、債券を名称別に記載することにつきましては、今後、債券を購入している市町の例を参考にして検討いたします。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○7番（室伏辰彦君） 以上で終わりにします。ありがとうございました。

○議長（遠藤 豪君） 次に、4番 牧野恵一君。

○4番（牧野恵一君） 私は4点質問いたします。

初めに、歳入に関してであります。ページは23ページ、17款2項10目県の補助金の関係です。

この1節、2節には、いわゆる少子化対策の項目になっておりまして、1節が地域少子化対策

重点推進交付金、それから2節においては、ふじのくに新・少子化突破展開事業費補助金という名前が付されているわけでありませけれども、その大きな目的の割には事業費そのものが少ないではないか。この事業の内容、それから効果についてお尋ねをいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田幸生君） 1節の地域少子化対策重点推進交付金の内容につきましては、石原議員で答弁いたしました、高校生等を対象としたライフデザインセミナーの実施と、結婚新生活支援補助金に対する推進交付金であります。

効果についてであります。若者世代の移住定住や少子化対策を促進とした県の補助事業であり、実施したものであります。

2節のふじのくに新・少子化突破展開事業費補助金の内容についてであります。本町で勤務する20歳から40歳程度の独身男女を対象に、次世代業種交流会として実施したものであります。効果についてであります。豊門公園西洋館で2回実施しており、町が間に入り、結婚活動を支援したものであります。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問ありませんか。

○4番（牧野恵一君） 了解しました。

次に、2点目の質問をさせていただきます。

決算書の68ページ、3款1項4目27節であります。国民健康保険特別会計の繰出金については、一般会計から繰り出しを当然しているわけですが、この算定根拠といいますか、ルールについてはどうなっているのかお聞きします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民課長（野木雅代君） 国民健康保険特別会計繰出金の算定根拠についてであります。

国民健康保険特別会計繰出金は、保険基盤安定制度に係る繰り出しや、出産育児一時金に係る繰り出しなど、七つの種類により繰り出しております。いずれも国民健康保険法に基づく繰出金でございます。

なお、令和5年度の国民健康保険繰出金については、令和5年5月に国から通知がございまして、国民健康保険制度の運営に関して市町村の一般会計から国民健康保険特別会計に繰り出す基本的な考え方等が示されてございまして、小山町におきましても、この考え方にとり、国民健康保険特別会計への繰り出しがなされております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○4番（牧野恵一君） ただいまの件で了解しました。

次ですけれども、歳出72ページの3款2項2目27節で介護保険特別会計の繰出金でございますが、当初予算に対して支出済額が約4,000万円少なかったわけでありませ、4,000万円少なくな

った理由についてお尋ねします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○長寿介護課長（杉山則行君） 少なくなった理由は、介護給付費が減少したこと等によるものです。第8期介護保険事業計画により編成した介護保険特別会計令和5年度当初予算では、介護給付費を18億1,256万円と見込んでおりましたが、実績では15億1,857万円となり、介護給付費の12.5%が町負担分で約3,600万円減額となったことが繰出金減少の主な理由です。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○4番（牧野恵一君） 再質問させていただきます。

今の低くなった要因ですけれども、うがった見方で恐縮ですけれども、これが料金を高く取り過ぎていたということはないのでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○長寿介護課長（杉山則行君） 第8期の介護保険事業計画につきましては、計画期間が令和3年度から令和5年度までとなっており、令和2年度において、その計画期間の保険料を算定したところでは、

令和2年度におきましては、介護給付費が年々伸びていくという推計の下、保険料を決定しましたので、その段階において保険料の算定は適切であったものと考えております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○4番（牧野恵一君） 了解です。

次の質問をお願いします。

決算書の135ページですが、9款4項3目図書館費でありますけれども、執行率が48%、更に支出済額が25万3,000円ということでもあります。これで公設図書館としての機能を果たしているのでしょうか。それに関連して、指定管理者との連携というものが密に行われているのでしょうか、お聞きします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（石田洋丈君） 決算額の25万3,000円は、町が直接事業を実施している二つの事業に係る経費であります。

内訳としましては、新生児を対象にしたブックスタート事業及び小学校新入学児を対象にしたセカンドブック事業に係る図書購入経費でございます。

町立図書館としての維持管理・運営につきましては、指定管理者が実施をしております。指定管理者は、図書館司書を配置し、来館者からの相談や要望に応える図書館サービスを提供するとともに、読み聞かせや図書館体験など様々な工夫を取り入れた事業に努めております。

町との連携としましては、広報おやまや無線放送による情報発信について取り組み、図書館利

用者の拡大に向け互いに連携をしているところです。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○4番（牧野恵一君） 再質問をお願いします。

例えば町の事業分として25万3,000円で、ブックスタート、それからセカンド云々ということでしたけども、図書館の運営というものは、生涯学習の上でも非常に大きなウエートを占める、意味があると思うんです。そういう点で、今の指定管理者とのつながり具合で、そういう行政としての責任を果たしているということになるのかとか、あるいは行政から、生涯学習の図書館はもう民間にお任せだよという姿勢になっていないかどうか、その辺を確認させてもらいたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（石田洋丈君） 図書館についての重要性というものは、当然、生涯学習の中でも大変大きなウエートを占めていると認識をしております。

こちらの事業につきましては、生涯学習推進委員会の方にも毎年報告をして、事業について協議をしていただいたり、あとは日頃から図書館のスタッフなどとも私も会話をするように心がけておりまして、利用者の声をなるだけ聞けるように努めております。

やはり指定管理者に丸投げをするというようなことのないようにこれからも努め、利用者拡大に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○4番（牧野恵一君） 了解しました。

○議長（遠藤 豪君） 次に、5番 臼井光昭君。

○5番（臼井光昭君） 3点、一問一答方式で行いますのでよろしくをお願いします。

まず、最初ですけれども、主要な施策の成果25ページ、上から10行目、農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動を支援する日本型直接支払の実施、多面的機能支払交付金7地区、1万1,926アールとありますが、7地区の地区名をお伺いします。また、7地区はほぼ固定的なのでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○農業振興課長（安部将彦君） 当該交付金の7地区の地区名につきましては、上野地区で2件、一色地区で2件、吉久保、阿多野、棚頭各1地区の計7地区であります。

この7地区は固定かにつきましては、本事業は5か年継続の活動となっております。令和6年度は新たに一色、用沢の2地区が加わり、現在9地区で実施しております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○5番（白井光昭君） ありがとうございます。

次ですけれども、主要な施策の成果25ページ、上から12行目、環境保全型農業直接支払交付金20人、2,581アールとのことですが、具体的な事例をお伺いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○農業振興課長（安部将彦君） 化学肥料・化学合成農薬の使用を県の慣行レベルから5割以上低減する取組を行っている御殿場・小山エコ栽培米出荷組合の組合員が、病害虫の予防や防除、雑草管理を総合的に実施している取組に対しまして、交付している事業になります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○5番（白井光昭君） ありがとうございます。

次に、決算書歳出91ページ、5款1項2目3事業18節の有害鳥獣対策事業として猟友会との連携に投じた費用金額をお伺いします。また、令和5年に実施した鳥獣被害防護柵設置補助金事業の実施件数、金額、そして今後の課題がありましたら、お伺いしたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○農業振興課長（安部将彦君） 猟友会との連携の費用につきましては、小山町鳥獣被害対策協議会補助金のうち、緊急捕獲活動支援など362万4,000円と、駿東猟友会小山支部助成金61万8,000円です。

また、当該協議会で実施しております鳥獣被害防護柵設置補助金の実績につきましては、昨年度実施件数4件、補助金額15万2,000円です。

課題といたしましては、当該補助金の利用が減少傾向ではありますが、今年度は既に5件の申請があります。引き続き、事業のPRや防護柵の有効な設置方法等の講習会の実施に努めてまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありますか。

○5番（白井光昭君） ありがとうございます。以上で終わります。

○議長（遠藤 豪君） それでは、ここで10分間休憩します。

午前10時58分 休憩

午前11時08分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番 小林千江子君。

○6番（小林千江子君） 4点ほど、歳出でお伺いさせていただきます。

まず、61ページ、空き家実態調査2款7項3目434万5,000円に関してお伺いいたします。

空き家実態の調査ということですが、まず、空き家の対象となる物件の条件を含め、そ

それぞれの地区における件数や調査済みの件数など、町内の空き家実態の状況の詳細をお聞かせください。また、調査を実施してみて見えてきた課題や問題点、今後の可能性や取組なども含めお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田幸生君） 空き家の対象となる物件条件は、人が住んでいない戸建て住宅や集合住宅、店舗などを対象に調査を実施いたしました。

地区別件数は、成美地区で133件、明倫地区50件、足柄地区31件、北郷地区47件、須走地区135件の計396件であります。

調査済みの件数についてですが、平成27年度から区長会を通じて上げていただいた件数は91件ございました。

また、こちらの方の先ほどの396件の内訳でございますが、専用住宅が323件、店舗併用住宅が31件、集合住宅が6件、その他が36件でありました。

今回実施した調査で見えてきた課題について、空き家として該当しないものも多くありましたので、再度、区長会にもお願いし、再調査をまいります。

問題点につきましては、危険空き家にならないよう早い段階から相談や助言指導などの対策を講じていきたいと考えております。

今後の可能性や取組については、利活用可能な物件については、町内不動産業者と連携し、不動産バンクの利活用に努めてまいります。また、危険空き家等につきましては、空家対策補助金を活用してもらい、解体するよう、町で交渉してまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○6番（小林千江子君） それでは、次の質問に移らさせていただきます。

63ページ、2款8項1目修繕料に関してお伺いいたします。

スタジオタウン小山推進事業費の修繕費ですけれども、498万円が計上されております。その詳細をお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○地域振興課長（小野正彦君） 修繕料498万5,640円の内訳は、小山フィルムファクトリーの浄化槽施設、曝気水中プロア2台の交換工事に要した費用234万5,640円と、小山フィルムファクトリーの廊下で雨漏りが発生し、屋上とバルコニーに防水工事を行った費用が264万円となっております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○6番（小林千江子君） 再質問をお願いします。

過去を遡ってみましても、毎年のように、この建物に関しては修繕が行われております。多く

の町税が投じられているわけですけれども、その費用対効果などを含め、公共施設の適正化、建物自体の存続など、協議の場は持たれているのでしょうか、お聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○地域振興課長（小野正彦君） 小山フィルムファクトリーでは雨漏り等が結構発生している状況ではありますが、そこら辺も様子を見ながら、緊急にやらなければならないところは緊急にやるというところで、様子を見ながら修正をしている状況でございます。

小山フィルムファクトリーがあることにつきまして、地域の活性化、小山町のPR等につながると考えておりますので、フィルムファクトリー小山町フィルムコミッション事業は有効であると考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○6番（小林千江子君） では、次の質問に移らせていただきます。

63ページ、2款8項1目、同じくスタジオタウン小山推進事業費、指定管理料の900万円に関してお伺いいたします。

令和6年4月に行われた定例記者会見では、ロケ支援数166件と御報告をいただいております。

NPO法人小山町フィルムコミッションがもたらした町内における経済効果をお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○地域振興課長（小野正彦君） NPO法人小山町フィルムコミッションのロケ支援等の経済効果は、宿泊、食事、施設の使用料、エキストラへの報酬など約8,800万円です。この8,800万円には制作会社などが滞在中にコンビニ等で支出した費用は含まれておりません。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○6番（小林千江子君） 再質問をお願いします。

それだけの経済効果が生まれるだけの活動実績があるということは、それだけしっかりとした運営が行われていると感じられます。コロナも明け、そのようなしっかりとした売上げの見通しがあるのであれば、先ほど答弁にもありましたように、地域の活性化、小山町のPRはもちろんですけれども、今後、町の支援を徐々に離れ、1団体として独立する働きかけを検討することも求められるのかなと思われませんが、町のお考えをお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○地域振興課長（小野正彦君） 再質問にお答えします。

現在、小山町フィルムコミッションの指定管理料につきましては、人件費、施設の維持管理費、機械警備、浄化槽点検等の費用で900万円の指定管理料を払っております。その中で今、経済効果も8,800万円、売上げの方もロケの件数については伸びているというところもありますので、今後、独立していけるようなことも考えていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○6番（小林千江子君） 次の質問に移らせていただきます。

86ページ、4款2項1目野良猫用捕獲機及び飼い猫適正飼養補助金に関してお伺いいたします。

野良猫捕獲機が新たに追加され、また飼い猫適正飼養補助金が昨年に比べ倍額の金額がかかっているようですが、その詳細をお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○くらし環境課長（鈴木新一君） 初めに、野良猫用捕獲機であります。町では令和4年度まで2機の野良猫用捕獲機を持っていましたが、町民から地域猫保護活動の不妊のための捕獲依頼があった際、捕獲機が足りず、捕獲を待ってもらうこともありましたので、捕獲機1機を追加したものであります。

次に、飼い猫適正飼養補助金についてであります。

町では、猫の適正な保護管理により動物愛護を図るため、飼い猫の生殖機能を処置する者に対し、1匹につき3,000円の補助をしております。令和5年度は37件の申請があり、令和4年度の18件と比較しますと、19件5万7,000円の増となっております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○6番（小林千江子君） 大変勉強不足で本当申し訳ないんですけども、この野良猫用の捕獲機とありますが、野良犬は対象外というような考え方でよろしいでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○くらし環境課長（鈴木新一君） 小林議員の再質問にお答えします。

基本的には、最近、野良犬というものがいませんというか、野良犬の捕獲の依頼等もありません。今回の野良猫用捕獲機は、あくまでも猫用の捕獲機となっております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○6番（小林千江子君） ありがとうございます。

近年は、むやみに殺処分などが行われないよう、保健所も対応がなされていると聞き及んでいるわけですが、町の捕獲した猫、犬はいないというお話でしたけれども、保健所収容数、または殺処分などはありますでしょうか、お聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○くらし環境課長（鈴木新一君） 再々質問にお答えします。

町で捕獲した猫につきましては、町の方で病院に連れて行きまして、去勢不妊手術をして元の場所に戻しております。

殺処分につきましては、県の方のデータになりますが、令和5年度、猫については63匹殺処分

をしております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○6番（小林千江子君） 以上で質問を終わりにします。

○議長（遠藤 豪君） 次に、3番 平野正紀君。

○3番（平野正紀君） 6点ほど質問をさせていただきます。

初めに、審査意見書の32ページ、健康福祉会館利用者数、関連しまして、主要な施策の成果13ページ、(e) メタボ対策、関連してになります。

健康福祉会館のリラクゼーションスタジオの利用者でございますが、ボディーメンテナンス等の保健事業の効果もあり、どの程度利用者が増加しているのかお伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（伊藤和彦君） リラクゼーションスタジオの利用者につきましては、令和4年度では5,763人、令和5年では6,377人であり、比較して10%、614人の増加となっております。

増加した要因につきましては、新型コロナウイルスが5類になり、行動制限が緩和されたこと、また出張健康相談の「健康屋さん」などの保健指導において、保健師や栄養士などから日常生活での運動の必要性について啓発を行ったことによる相乗効果での利用率の向上が考えられます。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○3番（平野正紀君） 再質問をさせていただきます。

令和5年度からリラクゼーションスタジオを月曜休みから水曜休みに変更し、総合体育館のトレーニングルームと休みが重ならない工夫をして、利用者の運動機会の確保と利便向上に努めておりますが、これに関連して、利用者数の動向と利用者の評判はどのようなものであるかお伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（伊藤和彦君） 再質問にお答えいたします。

健康福祉会館の2期目の指定管理者を決める際に、町全体として1週間毎日健康器具を利用できるように、リラクゼーションスタジオの休館日の変更やトレーニングマシンのリニューアルの提案があり、比較的負荷を抑える機械を導入しております。その成果もありまして、誰にでも利用しやすい環境となっており、多くの高齢者の方にも利用していただき、好評の声をいただいております。

なお、利用者数の動向につきましては、年間を通しまして月曜日の利用者が約1,150人と順調であります。ほかの曜日についても増加傾向にあります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○3番（平野正紀君） 次の質問です。

審査意見書91ページ、実質公債費比率、将来負担比率についてです。

実質公債費比率はここ数年増加しており、将来負担比率においても令和3年度から発生しまして、著しく上昇しております。町財政が年々借金に依存する割合が増大していることに、監査委員による審査意見書は、早期健全化基準等に近づかない財政運営に努めるよう警告しておりますが、どのような見解か伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 公債費については、交付税措置のある有利な地方債を活用するように努めております。

将来負担比率については、平成30年度のふるさと寄附金によって各種基金が大幅に増加したことにより、算出されないことがありました。監査委員の審査意見書のとおり、実質公債費比率、将来負担比率ともに早期健全化基準等に近づかないよう、計画的な地方債の活用や基金残高等を考慮した、健全な財政運営に努めてまいります。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○3番（平野正紀君） 次の質問です。

主要な施策の成果20ページ、上から11行目、並びに決算書の歳出137ページ、9款5項1目2事業18節スポーツ指導者資格取得支援助成金であります。

5件、3万2,000円の実績でございますが、どのスポーツで、資格の種類、どのような方が対象となったのかお伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（石田洋丈君） スポーツ指導者資格取得支援助成金につきまして、種目はサッカー1人、バドミントン2人、野球2人で、3種目、計5人に助成をしています。

資格の種類は、日本スポーツ協会公認のスポーツ指導者資格でありますコーチングアシスタント及び日本サッカー協会公認D級コーチの資格更新のために制度を活用しておりまして、対象者5人全員がスポーツ少年団の指導者です。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○3番（平野正紀君） 再質問をさせていただきます。

この制度を有効活用していただいて、様々なスポーツ指導者の底辺拡大に努めてほしいわけですが、とりわけ、今後進めていかれる中学校部活動指導の地域移行を見据えて、指導者の確保に向けた取組についてどのような見解であるのかお伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（石田洋丈君） 中学校部活動の地域連携・地域移行におきまして、指導者の確保

は重要な要素であります。地域スポーツ団体の御理解、御協力をいただきながら、子ども達のスポーツ機会の確保、拡大に資するよう、この制度の活用をはじめ必要な施策について検討を進めてまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○3番（平野正紀君） 次の質問です。

決算書の歳入28ページ、20款2項4目1節総合計画推進基金繰入金4億1,950万円の充当先の全ての事業とその充当金額についてお伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 総合計画推進基金を充当した事業は、一つ目として、林道整備事業2,656万円。こちらは県単林道整備、山村路網整備でございます。

2点目として、未来拠点事業費8,188万1,000円。内容としては、地域産業立地事業費補助金でございます。

3点目としましては、小山PA周辺開発事業特別会計繰出金1億5,244万円。こちらは小山PA第2工区用地代でございます。

4番目としまして、スポーツツーリズム推進事業費1,200万円。内容としましては、合宿誘致促進事業補助金、ツアー・オブ・ジャパンでございます。

5点目としましては、公共施設地区対応事業8,100万円。こちらは地区要望等の対応でございます。

6点目として、町道整備事業費1,961万9,000円。こちらは町道整備で起債や9条交付金以外の部分でございます。

7点目として、道路構造物長寿命化事業費4,600万円。橋梁等修繕の起債等以外の部分で充当させていただきました。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○3番（平野正紀君） 再質問をお願いします。

7種類の事業に充当しているわけですが、公共施設地区要望対応事業のような、言わば経常的にかかる事業ですとか、道路整備事業の補助、裏負担です。これに充てるべき財源は一般財源が適当であると私は考えますが、どのような見解でしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 再質問にお答えいたします。

総合計画推進基金の設置目的は、総合計画に定める重点事業の推進を図るためであり、先ほど回答した令和5年度に実施した事業は、その目的に沿って基金を充当しております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○3番（平野正紀君） 次の質問です。

決算書歳出の80ページです。4款1項1目1事業人件費になりますが、保健師の産休・育児休業による代替職務としまして、会計年度任用職員に助産師を任用しておりますが、妊産婦の町民から、とても安心感があるとの良い評価をいただいております。このようなことから、今後も継続して、母子保健業務や新年度設置に向けて準備を進めているこども家庭センターでの業務に助産師を登用するべく、採用・任用すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（伊藤和彦君） 助産師につきましては、保健師の産休・育休による代替職務として会計年度任用職員を健康増進課で任用しており、保健師が配置できる体制になれば保健師を配置することとなります。助産師の採用や任用につきましては、母子保健事業の取組を進める中で今後検討してまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○3番（平野正紀君） 最後の質問です。

決算書の歳出134ページ、9款4項1目4事業男女共同参画推進事業費12万4,000円の施策の成果と第5次行動計画の進捗管理はどのようなものであるのかお伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（石田洋丈君） 本事業の取組としては、男女共同参画に関する図書の企画展やLGBTパネル展の開催のほか、令和6年3月に開催した男女共同参画推進講演会が主なものとなります。

講演会参加者へのアンケートでは、8割以上が参加してよかったと答えている一方で、最新の町民アンケートでは、普段の生活の中で男女が平等であるとする割合は36%で、横ばいの状況が続いており、引き続き地道な意識啓発活動が必要と考えています。

行動計画の進捗管理については、令和5年度は事業所意識調査を実施し、男女共同参画推進協議会において報告をしています。事業所系の指標の進捗について令和3年度と比較しますと、男性の育児休業の取得率は18ポイントアップの34%に、再雇用制度を行っている事業所は6ポイントアップの35%になり、徐々に目標値に近づいている状況でありました。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○3番（平野正紀君） 質問ではございませんけれども、男女共同参画社会への町民の意識はまだまだ醸成されていないのではないかと感じております。積極的かつ前向きな取組をお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（遠藤 豪君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第2号 令和5年度小山町一般会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、認定第2号は所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第2 認定第3号 令和5年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

日程第3 認定第4号 令和5年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算

日程第4 認定第5号 令和5年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

日程第5 認定第6号 令和5年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算

日程第6 認定第7号 令和5年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算

日程第7 認定第8号 令和5年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算

日程第8 認定第9号 令和5年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算

日程第9 認定第10号 令和5年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計歳入歳出決算

日程第10 認定第11号 令和5年度小山町温泉供給事業特別会計歳入歳出決算

日程第11 議案第68号 令和5年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定

日程第12 議案第69号 令和5年度小山町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定

○議長（遠藤 豪君） お諮りします。日程第2 認定第3号から日程第10 認定第11号までの令和5年度特別会計決算10件及び日程第11 議案第68号から日程第12 議案第69号までの令和5年度事業会計利益の処分及び決算の認定2件の計12件については、一括質疑とすることにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、認定第2号から議案第69号までを一括議題といたします。

本事案については、8月27日及び8月29日の本会議において、町長の提案説明及び部長等の補足説明は終了しております。

これから質疑を行います。会計ごとに順次発言を許します。

初めに、国民健康保険特別会計について、質疑の事前通告の通告順により発言を許します。

最初に、8番 鈴木 豊君。

○8番（鈴木 豊君） それでは、認定第3号 令和5年度国民健康保険特別会計決算質疑をさせていただきます。

初めに、決算書157ページ、2款2項1目18節の高額医療費1億7,535万円と、昨年より2,000万

円ほど増額となり、多額の額を支出しておりますが、対象となる多い病気の種類は何かをお伺いいたします。また、何が要因と考えるのかお伺いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民課長（野木雅代君） 高額療養費の対象となることが多い病気の種類でございますが、循環器系の疾患、新生物、内分泌・栄養及び代謝疾患などが上位を占めております。

これらの病気は、日常生活における塩分やカロリーの過剰摂取や運動不足などの積み重ねが主な要因と考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○8番（鈴木 豊君） 1点だけお伺いします。

高額医療費が減額になるような方策を何か考えているのでしょうか、お伺いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民課長（野木雅代君） 再質問にお答えをさせていただきます。

すぐ結果が出るというような施策は特になく考えます。なので、まずは毎年の検診を受診していただきまして、御自身の体の状態を知っていただくことが重要と考えます。また、健診結果によりまして、該当する方については特定保健指導につなげて、生活習慣の改善を引き続き促してまいりたいと考えております。

あと、令和元年度から実施をしております糖尿病性腎症重症化予防事業というのがございますが、そちらを推進することによりまして、腎不全の重症化や人工透析を予防してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○8番（鈴木 豊君） 次に、移りたいと思います。

次に、決算書162ページ、5款1項1目12節の特定健康診査事業として1,707万8,000円の決算ですが、1,288人の受診で、受診率は令和5年度47.9%であると説明がありましたが、昨年と比べて受診者が減っているように思いますので、職員も努力していると思いますが、更に50%以上になるように、今までと違った啓発等も必要だと思いますが、何か方策を考えているのか。また、受診率上げるにも御殿場市の病院でも受診できるようにしたらどうかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民課長（野木雅代君） 受診率向上の方策につきましては、初めて特定健診の対象となります40歳の被保険者の方と、2回目となります41歳の被保険者の方の自己負担金額を無料といたしまして、連続受診及び健診受診の習慣づけを後押しするなどのこれまでの取組に加えまして、今年度は受診勧奨通知を手にとって中身を読んでいただけるように、通知のサイズをはがきサイズからA4サイズへ大型化するとともに、町内の医療機関へ通院している健診未受診者の方に通院先

の医療機関でも受診できる旨の通知の送付を計画しております。

そして、御殿場市の医療機関における特定健診の受診につきましては、以前から医師会様等と協議を進めておりますが、残念ながら進捗は得られてございません。地域医療を維持する観点から、地域の医療機関で受けていただくというの、一つの考え方で重要なことということもありますので、今後も検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○8番（鈴木 豊君） 再質問ではございませんが、今、御殿場市の病院等というのは、やはり町内でもだいぶ医師にかかっているのは多いもので、そちらで受けた方がという人もだいぶ多いようですので、今後また検討していただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、3番 平野正紀君。

○3番（平野正紀君） 1点、質問をさせていただきます。

審査意見書の49ページ、表中の7の項目、単年度収支額です。

平成30年度から単年度収支は赤字が続いており、この間、繰越金により形式収支では黒字の決算となっております。繰越金も少額となった現状では、税率改正や基金繰入れも視野に入ると考えられますが、今後の展望を伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民課長（野木雅代君） 今後の展望についてでございますが、被保険者数の減少による収入減及び医療の高度化等により保険給付費の増加が見込まれるなど、収支の見通しは依然として厳しい状況が続くことが予測されます。

このため、健全運営に向けまして、国保税の収納率向上対策や医療費適正化対策、保健事業の推進に引き続き地道に取り組んでまいりますとともに、基金の活用や保険者努力支援交付金などの公費をより多く獲得するよう努めてまいりたいと考えます。

また、税率改定につきましては原則2年ごと実施させていただくとしておりまして、令和5年度は、静岡県内市町の賦課方式統一に向けた資産割と介護分の世帯割の廃止とともに、皆様に広く軽く御負担いただくように、1人当たりの賦課総額の引上げをさせていただいたところです。令和7年度に予定している税率改定につきましても、急激な負担増とならないように熟慮しながら税率の検討をしてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○3番（平野正紀君） ございません。以上で終わります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、介護保険特別会計について、質疑の事前通告の通告順により発言を許します。

3番 平野正紀君。

○3番(平野正紀君) 1点、お伺いいたします。

決算書歳出の209ページ、4款1項1目2事業18節、関連しまして213ページ、4款3項7目2事業12節です。

こちらは、介護予防・生活支援サービス事業1,988万5,000円及び認知症総合支援事業1,100万円です。これは保険者であります小山町と地域包括支援センターの委託により実施をしている元気塾であります。大変好評で、ぜひとも今後も幅を広げていきたい事業であります。この事業の実施概要や介護・認知症予防への効果についてお伺いいたします。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○長寿介護課長(杉山則行君) 元気塾は、介護度が低い、または介護認定を受けていない高齢者を対象とした介護予防事業で、令和5年度は336回開催され、延べ4,020人が参加されました。会場へは送迎があり、認知機能のトレーニングや体操、合唱、ゲーム、手工芸などの介護予防活動が楽しく実施されています。

元気塾は要介護状態になることを極力遅らせ、既に介護が必要な場合に状態を悪化させないよう、早期に改善を図ることを目的としております。

介護認定者数が年々減少傾向にあること、特に要介護4や5の重度の要介護者が減少しているのは、元気塾の開催が要因の一つになっていると考えております。

以上です。

○議長(遠藤 豪君) ほかに質疑、再質問はありませんか。

○3番(平野正紀君) ございません。以上で終わります。

○議長(遠藤 豪君) 次に、木質バイオマス発電事業特別会計について、質疑の事前通告の通告順により発言を許します。

5番 臼井光昭君。

○5番(臼井光昭君) 3件お伺いします。

まず、最初にバイオマス発電事業の事業費は665万6,000円の赤字です。この赤字は寄附金1,030万円、他会計からの繰入金3,500万円により補填されています。この木質バイオマス発電事業は、事業開始から赤字が続いていますが、どのような方法でいつまでに事業赤字を解消し、黒字化するのかお伺いします。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○経済産業部長(大庭和広君) 本事業特別会計の当該年度実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支では、令和4年度から黒字となっております。今回、3,500万円を繰り入れたことにより、過去の発電所の火災等により生じていた実質収支の赤字も解消されたものであります。

今後、令和7年度から予定しております売熱事業の開始により、更に安定した事業運営ができるものと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○5番（臼井光昭君） ありません。

次に、決算書歳入229ページ、2款1項1目寄附金1,030万円は企業版ふるさと納税による資金です。

企業版ふるさと納税は自治体が寄附を受けた企業に対して、行政上優遇設置や特定の便宜を図る可能性があること、また寄附金を使って行われる事業が企業に有利な形で計画・運営されることにより、自治体の公共性が損なわれるリスクがあります。このようなリスクを回避するため、自治体は企業から受けた寄附金の使途について詳細な報告義務があります。

このような背景から、本事業に寄せられている企業版ふるさと納税の法人名、金額をお伺いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○林業振興課長（湯山光司君） 企業版ふるさと納税は、木質バイオマス発電所を応援いただいている企業9者からいただいております。

御質問の法人名や寄附額については、公表を望まないとの企業の意向もありますので、公表できる項目についてのみお話しいたします。

申し上げますと、国土防災技術株式会社から20万円です。

次に、会社名のみになりますが、株式会社サラダボウル、平野電機有限会社、坪井工業株式会社、株式会社ファースト、株式会社日さくの5者からいただいたものであります。

次に、1者については金額のみ公表となっております。寄附額は10万円です。

残りの2者につきましては、全て非公表となっております。

なお、企業版ふるさと納税に寄附をいただいた企業の皆様は、町のホームページに掲載しております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○5番（臼井光昭君） ありがとうございました。

続きまして、決算書231ページ、1款1項1目木質バイオマス発電事業の備考10燃料費が令和4年度に比べ400万円弱増加しています。燃料費増加の理由、また令和4年と令和5年のペレットの購入量と単価をお伺いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○林業振興課長（湯山光司君） 燃料費増加の理由につきましては、令和4年度と比較し発電時間が増加したことによる燃料の消費量の増加や、物価高騰によりペレット単価の上昇によるものであります。

次に、購入量と単価についてであります。令和4年度の購入量は792トンで、1キログラム当

たり税抜きで33円です。また、令和5年度の購入量は840トンで、1キログラム当たり税抜き36円となっております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○5番（臼井光昭君） 以上で質問を終了します。ありがとうございました。

○議長（遠藤 豪君） 次に、水道会計について、質疑の事前通告の通告順により発言を許します。
6番 小林千江子君。

○6番（小林千江子君） 水道事業会計全体に対し、1件質問をさせていただきます。

エネルギーや物価は高騰している中、逆に利用者の人口は減少の一途をたどっております。水道料金の改定が実施され、実績も見えてきた中、今後の見通しや懸念事項、また水道料金の更なる改定の必要性など、町や上下水道審議会はどのような協議を図り、またどのような見解をお持ちなのかお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○上下水道課長（山口幸治君） 水道事業の今後の見通しや懸念事項であります。人口減少は全国的に避けられない課題であり、水需要の減少傾向は続くものと考えますが、事業執行の収支バランスを見極めながら進めることで、しばらくは令和5年度と同程度の収支状況で運営できると考えております。

また、料金改定の必要性につきましては、現在、改定から1年9か月が経過したところで、更に2、3年の財政状況を注視していく状況にあると考えております。

具体的に料金改定を検討する際には、上下水道審議会にて水道料金及び下水道使用料の適正な料金体系の在り方について諮問し、答申を受けることとなります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○6番（小林千江子君） ありません。以上で質問を終わりにします。

○議長（遠藤 豪君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第3号 令和5年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、認定第3号は所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第4号 令和5年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、認定第4号は所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第5号 令和5年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、認定第5号は所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第6号 令和5年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、認定第6号は所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第7号 令和5年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、認定第7号は所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第8号 令和5年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、認定第8号は所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第9号 令和5年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、認定第9号は所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第10号 令和5年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計歳入歳出決算は、会議規

則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、認定第10号は所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第11号 令和5年度小山町温泉供給事業特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、認定第11号は所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第68号 令和5年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、議案第68号は所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第69号 令和5年度小山町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、議案第69号は所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次回は9月4日水曜日 午前10時開議

通告による一般質問を行います。

本日はこれで散会します。

午後0時00分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 遠 藤 豪

署 名 議 員 白 井 光 昭

署 名 議 員 小 林 千 江 子

令和6年第4回小山町議会9月定例会会議録

令和6年9月4日（第4日）

召集の場所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 石原 和美君 2番 池谷 元君
3番 平野 正紀君 4番 牧野 恵一君
5番 臼井 光昭君 6番 小林千江子君
7番 室伏 辰彦君 8番 鈴木 豊君
9番 藺田 豊造君 10番 渡辺 悦郎君
11番 米山 千晴君 12番 岩田 治和君
13番 遠藤 豪君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	室伏 博行君
教 育 長	勝俣 純君	政 策 監	湯山 博一君
未来創造部長	遠藤 正樹君	企画総務部長	長田 忠典君
危機管理局長	高村 良文君	住民福祉部長	山本 智春君
経済産業部長	大庭 和広君	都市基盤部長	清水 良久君
教育次長	野木 雄次君	おやまで暮らそう課長	岩田 幸生君
企画政策課長	勝又 徳之君	地域振興課長	小野 正彦君
総務課長	渡邊 徹君	健康増進課長	伊藤 和彦君
こども未来課長	坂本 竹人君	農業振興課長	安部 将彦君
建設課長	込山 次保君	総務課総務法規・監査班長	山口 紘史君

職務のために出席した者

議会事務局 長 後藤 喜昭君 議会事務局書記 鈴木 史幸君

会議録署名議員 5番 臼井 光昭君 6番 小林千江子君

散 会 午後1時52分

(議 事 日 程)

日程第1 一般質問

(代表質問)

8番 鈴木 豊君

1. 町長のマニフェスト評価について
2. ふるさと納税の今後の戦略について

12番 岩田治和君

1. 町民温水プールの設置見直しについて

(個人質問)

1番 石原和美君

1. 放課後児童クラブについて
2. 事故防止のため、道路標示の点検、整備を！

7番 室伏辰彦君

1. 子育て世代が住みたい町について

5番 臼井光昭君

1. 2050年、農業従事者激減時代への備えについて

議

事

午前10時00分 開議

○議長（遠藤 豪君） 本日は御苦労さまです。

ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

議員の質問場所については、一括質問一括答弁方式の場合は、最初は執行機関側の壇にて質問し、再質問からは議員側の壇で質問を行います。

当局側の答弁場所については、一括質問一括答弁方式の場合は、登壇にて答弁し、再質問については、自席で答弁を行うこととしますので、御協力をお願いします。

日程第1 一般質問

○議長（遠藤 豪君） 日程第1 これより一般質問を行います。

それでは、まず代表質問を行います。

最初に、8番 鈴木 豊君。

○8番（鈴木 豊君） おはようございます。それでは、小山町議会会派新生会を代表しまして、決算議会において、通告により2項目の代表質問をさせていただきます。

会派として、込山町長は、今後の町政をどのように政治的主観に基づき導いていくのかの考えをお伺いいたします。

まず、1項目めでありますが、町長のマニフェスト評価についてお伺いいたします。

込山町長は、昨年4月の統一地方選挙において、おやま再稼働を掲げて当選されました。昨年5月より、そのマニフェストにより様々な事業を進めていると私どもは思っています。三来拠点事業も、込山町長は、種をまき花が咲くところにきて退陣されましたが、復活され、現在は実がなってきました、優良企業をはじめ、湯船原工業団地にはほとんど進出されてきました。今後の町への税増収や雇用確保などにも恩恵が現実の実績となってきたのが、町民にも感じてきたのではないかと思います。

再稼働のマニフェストも九つの柱で91項目であります。

現在、達成されたものも増えてきましたが、マニフェストの中には課題がある事業もあります。

今後の停滞から前進へのおやまを元気にしていただければと、私どもは期待するものであります。

私どもは、町民の皆さんがどのような形で町長のマニフェストが進められているのか問合せがありますので、次のとおり質問いたします。

一つ目としまして、町長は、町政を再稼働して1年4か月ほどであります、事務事業の評価

は各課職員等とヒアリングなどを実施していると思いますが、現在、町長としてマニフェストなどに対して、どのくらいの評価をしているのか、お伺いいたします。

二つ目としまして、マニフェストも九つの柱で91項目あり、全てクリアするには体力や知力などもいると思いますし、町長の任期中に全てできるのか危惧する声がありますが、その点、町長はどのような考えを持つのか、お伺いします。

3点目は、町長の進める事務事業を実施していくには、職員の人材育成も必要と思いますし、職員のノルマの増大による負担が過重にならないように、上司などが部下へのフォロー体制も考えていかなければならないと思いますが、どのようにしていくべきと考えているのか、お伺いします。

1項目目の質問は、以上であります。

続きまして、2項目目の質問に入ります。

ふるさと納税の今後の戦略についてであります。

ふるさと納税制度は、生まれ育ったふるさとに貢献できる制度や自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度を理念として創設されました。

今や、ふるさと納税制度による寄附総額が2023年度に初めて1兆円を超え、利用者も1,000万人規模と報道されていました。

全国的に各自治体が返礼品の品目を拡充していることや、最近の物価高により、日用品などを選ぶ利用者の増加も理由としているのではないかと思います。

最近、総務省も返礼品の調達や経費に関するルールを決め、厳格化してきております。

小山町も平成27年度よりふるさと納税を実施しておりますが、最近、努力により若干伸びてきているようで、令和5年度6億500万円から6年度10億円の当初予算を計上している現状であります。

しかし、近隣の沼津市や御殿場市などでは、様々な戦略を設けまして、納税額が非常に伸びている様子が見えます。

小山町としても、今後、多くの事務事業を実施していくためにも、新たな戦略を考えていくべきだと思います。

そこで、次のとおり質問いたします。

一つ目としまして、まず、町のふるさと納税の増額への戦略はどのような方向づけにしていこうかと考えているのか、町長に伺います。

二つ目は、以前、私ども会派で要望しました、まちづくり公社の立ち上げについて、既に検討し部署なども検討しているようですが、どのようなまちづくり公社にしていきたいのか、現在の考えをお伺いします。

三つ目としまして、ふるさと納税の寄附金について、この使い道をあまり町民が情報を得ていないと思われるので、今後、整備した施設や実施された事業、これから実施したい事業などに

ついでに、使途についての広報PRをすべきと思いますし、寄附金が町民の生活に還元されているのを知らせるにもよいと思いますので、その点の考えをお伺いいたします。

以上よろしく申し上げます。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 鈴木議員にお答えをいたします。

初めに、町長マニフェストなどに対する評価についてであります。

今回私が掲げた91項目の政策提言は、いずれも、おやまを前進させ、また再稼働が必要と考えた事業であります。小山町を元気にするため、政策提言の一丁目一番地、「子育て教育100年の計への挑戦」を掲げ、以下九つのチャレンジ項目を柱としてまとめたものであり、昨年の町長選において頂戴した町民の信任に背くことのないよう、スピード感を持って町政運営に当たる決意でございます。

マニフェストにつきましては、毎年その評価を実施することとし、本年は6月末から7月中旬にかけて各課ヒアリングを実施し、91の項目に対し、それぞれ5段階での自己評価を行いました。就任して1年間の進捗率は、75%以上の項目では12件、13%で、具体的な取組を幾つか挙げますと、町営学習塾の開設、出産祝い金の見直し、スポーツ合宿の誘致などを実現しております。

一方で、25%以下の項目は57件で63%であり、今後取り組むべき課題も浮き彫りとなってきました。

政策提言は私と町民の皆様とのお約束であり、その達成評価は町政の進捗をはかる重要な物差しであると考えておりますので、引き続き定期的に状況を確認し、評価を行いながら進めていきたいと考えております。

次に、91項目のマニフェストを町長の任期中に全てできるのか危惧する声もあるが、どのような考えを持っているのかについてであります。

政策提言について、常にスピード感を持って実行していくことを心がけております。私の政策提言には、短期で実現できるものだけでなく、中長期的に取り組むべき事業も多数掲げております。中長期的となる取組については、まずはその基礎となる研究や検討に早期に着手し、方向性、方針を決めることが実現に向けての一步だと考えております。

令和8年度から予定している後期基本計画、総合戦略において、さらに継続して取り組める体制づくりも行った上で推進していきたいと考えております。

次に、職員の人材育成や組織内のフォロー体制についてであります。

議員御指摘のとおり、職員の人材育成やスキルアップは、必要不可欠なものだと考えています。そのため、毎年、年度当初に職員研修計画を作成し、個々の職員の役職、年齢、担当業務に応じた研修を受講させており、それ以外でも職員が自ら希望する研修を受講できるようにしております。

組織内のフォロー体制については、所属長には、一定の職員に業務が集中することなく、フォ

ロー体制がしっかり取れるように、所属内での業務分担を適正に行うように指示をしてきております。

また、各所属長は、課員の業務目標の進捗状況や業務に関する課題を把握するため、年に3回、課員との面談を実施しており、風通しのよい、明るく情報共有がしやすい職場環境となるよう努めています。

さらに、業務量に応じた適正な職員配置をするため、計画的な職員採用を実施しております。

また、臨時的に業務量が多くなった場合には、会計年度任用職員を採用し、円滑な業務執行に努めているところであります。

次に、ふるさと納税の今後の戦略についてのうち、はじめに、ふるさと納税の増額への戦略をどのような方向づけにしていくべきと考えるかについてであります。

ふるさと納税制度は、地域資源を活用し、町の魅力を高く発信することができる制度であります。寄附額の増額により直接的な財源確保だけでなく、返礼品提供による産業の活性化、地域外からの消費の流入、雇用の促進等の効果があると考えております。

町では、本年度新たな返礼品の開発や周知活動等に取り組むため、関係各課から様々な立場の職員12人を選定し、ふるさと納税プロジェクトチームを立ち上げました。

今まで3回開催され、プロジェクトチーム会議では活発に意見交換を行い、新たにふるさと納税のチラシを作成し、町内二つの道の駅や富士山静岡空港など人が多く集まるところへチラシを置いたり、町の封筒へふるさと納税PRの印刷を進めているところでございます。

また、新たなふるさと納税ポータルサイトの開設、ポータルサイト内の情報更新を行っております。

さらに、先ほど申し上げました返礼品提供による産業の活性化、地域外からの消費の流入、雇用の促進という効果を上げるために、地域商社であるまちづくり公社を立ち上げ、寄附額の増額に努めてまいります。

地域商社であるまちづくり公社は、町内の生産者や地元企業に従来以上の収益をもたらせるよう、特産品や観光資源を活用して地域外へ販路を拡大し「稼ぐ力」を強化するとともに、町内での循環を促して地域経済を活性化させることが期待できます。

ふるさと納税は、既に全国で1兆円を超える規模となっていますが、いまだ利用経験のある納税者は3割程度であり、今後も利用者の増加が予想されます。当然、各自治体間の競争も更に激化するため、これに専門的に取り組む組織として、まちづくり公社の存在意義は大きいものと考えております。

特に小山町は、海産物や肉類、フルーツなど、ふるさと納税で全国的に上位を占める返礼品がありません。納税者に訴える返礼品の開拓・開発が急務であることから、柔軟に対応可能な町の100%出資による株式会社として設立し、ふるさと納税の増収に多方面から取り組んでいただきたいと考えております。

まちづくり公社は、ふるさと納税に関する業務のほか、着地型観光商品の開発や販促活動、イベント開催などの観光事業、町内には不足しているデジタル人材の育成や、都市部へ流出しているデジタル関連経費を町内に還流させるためのDX事業、公共施設の利活用や指定管理者等を視野に入れたまちづくり事業などを展開していく計画であります。地域の課題をビジネスの手法で解決することを目指す組織として、まちづくり公社を設立・運営してまいりたいと考えております。

次に、ふるさと納税の寄附金の使い道について広報PRすべきではないかについてであります。

使い道につきましては、現在、町のホームページやふるさと納税ポータルサイトで周知しているところであります。さらに、町民に知っていただくためにも、来月発行の広報おやま10月号で、ふるさと納税寄附により実施した事業等の紹介を行い、来年度以降も継続して広報していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありますか。

○8番（鈴木 豊君） それでは、1件目の町長のマニフェスト評価についてですが、3点ほど再質問させていただきます。

1点目は、今後取り組むべき課題も浮き彫りになってきましたと答弁がありましたが、どのような課題と今後どのような形でマニフェストを完遂するように考えているのか、再度お伺いします。

2点目は、マニフェストの政策提言には中長期的に取り組むべき事業も多数掲げていまして、研究や検討に早期着手し、方向性や方針を決めることが実現に向けての一步だと申しましたが、事業を達成する方向性などには町民との大きな相違がないようにと思いますが、考えはいかがでしょうか。

3点目は、以前、込山町長が後援会や町民などに対して公開していたマニフェストなどの評価の途中経過や実施実績などの場の実施する考えはあるのか、お伺いいたします。

次に、2件目のふるさと納税の今後の戦略についての再質問ですが、2点ほどお伺いします。

1点目は、商品開発の部分において、企業との連携も非常に重要であるので、今までのふるさと納税の返礼品について、課題や成功例などと担当が苦労してきた実績などをお伺いしたいと思います。

2点目は、三島市によりますと、2022年度のふるさと納税寄附額は2億6,000万円で、返礼品の費用や事務経費などを差し引くと、約半額の1億3,000万円が税収増になる一方、22年度に市外に流出した市民税が約3億3,000万円に上ると報道がありました。

小山町の住民税の流出面はどのくらいか、お伺いしたいと思います。

以上、再質問であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 鈴木議員の再質問にお答えをいたします。

初めに、今後取り組むべき課題と、どのような形でマニフェストを完遂するように考えているのか及び中長期的に取り組む事業と達成する方策についてであります。

中長期的に取り組むべき課題といたしましては、温水プールの設置、小山高校の差別化、駿河小山駅前再開発、北郷支所の建て替えなどが挙げられます。

政策提言を作成した時点から状況が変化し、再検討が必要となった政策、また中長期的に取り組む必要となっている政策が課題となっており、これらについては引き続き研究や検討を重ね、進捗管理をしながら完遂に向けて取り組んでまいります。

政策提言に掲げた事項をスピード感を持って進めていくことが、町民の皆様とのお約束でありますので、令和7年度に策定を予定している総合計画後期基本計画において明確化し、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、マニフェストの評価の途中経過や実績報告などを実施するかについてであります。

町民の皆様への報告として大事なことであるため、以前と同様に実施したいと考えております。以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 私から、ふるさと納税についてお答えさせていただきます。

初めに、1点目の商品開発についてであります。

課題につきましては、寄附者の需要に合った返礼品の発掘であります。

先ほど町長が申し上げたとおり、本町には、ふるさと納税の返礼品として全国的に人気のある肉、海鮮、フルーツなど地域資源が少ないのが課題であります。そこで、近年返礼品として人気のある普段使っている食料品や日用品に注目し、新たな返礼品の追加に努めてまいりました。

成功例といたしましては、炭酸水や天然水など飲料の返礼品の内容や提供方法などについて研究を重ね、寄附額の見直しや定期便の追加など、寄附者の需要に合わせて変更しております。

その結果、炭酸水につきましては、4月から8月までの寄附件数は、昨年度比で802件から1万4,655件、1,827%増ということで、寄附金額は506万4,000円から8,487万8,000円と増加しているところであります。

また、新たに操業を開始した事業者や新規事業を始めた事業者には、直接担当が伺って、ふるさと納税の制度説明から新規返礼品の御提案等を伺っております。その結果、総務省への返礼品申請件数は、令和5年度が799件でありましたところ、本年度は1,141件と増加したところであります。

次に、2点目のふるさと納税による小山町の住民税の流出はどのくらいかについてであります。

令和5年度の小山町民の他市町村へのふるさと納税の件数は891件で、寄附額は6,010万1,750円であります。

町民税の影響額につきましては、2,960万8,240円となっているところであります。

説明は以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○8番（鈴木 豊君） 再々質問ですが、3点ほど再々質問をさせていただきます。

1点目は、まず町長のマニフェスト評価の件ですが、職員のスキルアップなどの対応については、当局において計画して研修などを実施していることは承知していることですが、今後、町長のマニフェストの事業において職員体制が十分なのか心配していますので、その点の考えを再度伺いたします。

2点目は、町長が掲げるマニフェストについて、任期が今後あと2年半余ありますが、町民に対しての町長の思いを最後に伺いたしたいと思います。

3点目は、2件目のふるさと納税の件についてですが、今後、上位の返礼品以外に開発する予定の返礼品が先ほど若干回答がありましたんですけど、あれば幾つか挙げてほしいと思いますがいかがでしょうか。

以上3点、再質問をさせていただきます。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） まず、1点目でございますが、私、今までにマニフェストを4回つくりました。1回は町長落選で日の目を見ておりませんが、町長1期目、2期目、そして今、3期目のマニフェストを一生懸命進めております。

かつて私、第12回マニフェスト大賞という全国の自治体に関係しているもので、この審査員長が三重県の知事であられた北川正恭さんですね。マニフェストの大家でございますが、この人が審査員長ということで、このときに首長部門、市町村長ですね。首長部門で優秀賞を、私、いただきました。優秀賞ですね。

それとあと、私、前の任期中には、町内を対象にマニフェスト大会をやってきました。合計4回やったでしょうか。最後のマニフェスト大賞のその成績なんですけど、これは全て外部の方に審査をしていただいて、やっていただきました。最後のこの評価点が83.4で、なかなかこれは100%は難しいんですよ。一生懸命やってみても83.4という成績で、これが第12回のマニフェスト大賞をいただいたと、こういうことにつながっていると、そういうことでございました。

そういうことで、後についても御心配いただいておりますが、実績を私は持っておりますので、その辺はひとつ、十分できるかどうかは分かりませんが、2番目の質問の答えになるかと思いますが、100%これを達成できるように全力投球していくと、頑張っていくと、そういうことで御理解いただきたいと思っております。

あと、3番目、新しい返礼品です。

おととい、プロキシマーの社長が来られました。来たのは、プロキシマーがこれから生産していくサーモンを小山町の返礼品にしたいということでお願いをさせていただきました。そのことで相談に来られたわけでございまして。ここで秋口から出荷が始まるんですが、これについては向こ

う10年間丸紅が引き受けると、こういうことになっているようでございまして、丸紅さんの指定する加工所にこれを運んで3枚におろすと、こういうことに今計画はなっているということでございますが、この3枚におろす加工を小山町にやらしてくれないかと。先ほど申したまちづくり公社がせっかくできるものですから、まちづくり公社にこれをやっていただいて、小山町が3枚におろす仕事を、加工を引き受けると。北海道の、ちょっと町名は忘れましたが、サーモンをやっている町は、返礼品で100億円ぐらい売り上げています。それを超すぐらい小山町も頑張ればできるのかなと、そんなふうなことももくろんでいるということです。

これからいろいろできるかどうか組み立てていくわけですが、また、寄り寄りまたその辺が進むようでしたら、議会の方に御相談させてもらって、御協力をいただきたいと考えております。

場所は、考えているのは、湯船原に大和さんが持っている土地があるものですから、一部ここをお借りして加工場にすればいいのかなと、こんなふうに考えております。

あと、肉の関係を今やっております、加工所が小山町にあれば、これが町の返礼品として使えるということでございまして、今これについては取組をしております。

あとキムチですね。キムチ。これは、246号の菅沼の交差点の富士山側に今キムチの工場ができました。まだ出荷はしておりませんが、ここと今担当が話をしてくれておりまして、このキムチも小山町の産として出荷できるのかなと期待をいたしていると、今こんな状況です。

以上です。

○8番（鈴木 豊君） はい、分かりました。

以上で終わります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、12番 岩田治和君。

○12番（岩田治和君） 町民本位の会を代表いたしまして、町民温水プールの設置見直しについて質問いたします。

建設に向け進められています町民温水プールについては、本年3月の定例議会にて調査費500万円を議案として提出され、賛成6、反対6の同数に議案を二分した採決となりました。議長採決で調査費が認められました。

また、6月の定例議会においては、補正予算として更に調査費1,000万円上乗せした議案が提出され、3月議会と同様に賛成6、反対6の議案を二分した採決となり、議長採決で1,000万円の補正予算が承認されました。

これまで多くの町民から、事前に十分な説明もなく、意見を聞く機会もなく、町民の知らない間に独断専行したことは理解できないなど、不満が寄せられています。

近年、全国的に多くの小中学校のプールは老朽化が目立ち、修繕費、改修費等の維持費が高額化し、公営プールは1996年をピークに新設するのではなく減少の傾向にあります。その代わりに、水泳の授業は民間のスイミングスクールの温水プールを利用し、専門指導者に委託することによりコストも大幅に抑えられ、児童生徒の安心安全が確保され、教育関係者からも好評を得ていま

す。

本町においては、近隣の御殿場市内で数か所の民間温水プールの利用が可能であり、新設するより好ましい方法と思われます。

温水プールを新設し、維持管理の費用は、他の自治体の例から見ると、毎年1億数千万円が必要となり、修繕費等を加えますと、更に高額な費用負担が生じることを考えると、再検討する必要があると思われます。

また、現存のプールは、修繕困難な場合でも、解体撤去するのではなく防火用のプールとして残している自治体も多く見受けられます。

なお、本町においては、20年ほど前に健康福社会館に温泉施設がありましたが、燃料費が高騰になったことなどから維持管理が困難なことにより廃止となった経緯もあります。その反省が活かされているのか疑問であります。

このようなことから、町長に次の点について答弁を求めます。

1 番目、議会が二分し町民の十分な理解もないまま温水プール設置に向け進めるのか、答弁を求めます。

2 番目、近年、多くの自治体では既存の温水プールの廃止が目立つが、どのように考えているのか、答弁を求めます。

3 番目、今後の維持管理費は膨大な費用が予想され、他の行政サービスに影響は出ないのか、答弁を伺います。

4 番目、熱源に温泉利用や太陽熱温水器の利用は考えられないのか、答弁を求めます。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 議長、答弁をする前に、岩田議員の質問の中で不明な点があるので反問させていただきますと思いますが、お許し願えますか。

○議長（遠藤 豪君） ただいま町長から反問の申出がありました。会議規則第63条の2第1項の規定により、これを許可します。

なお、反問は、質問の趣旨及び政策的な意図を明らかにし、議員及び答弁者の相互の理解を深めるために行うものでありますので、御承知おきください。

それでは、町長。

○町長（込山正秀君） はい、了解しました。今、質問の中で、「健康福社会館に温泉施設がありましたが、燃料が高騰になったことなどから維持管理が困難なことにより廃止となった」と、こういう御質問の中に一文ございますが、ちょっとこれは間違っていますね。

私も町長に前回なったときに、何とかあそこを再現しようということいろいろ調査してやりましたが、実際は、原因は温泉が枯渇しちゃったのか。それで、ポンプで上げていたものですから、ポンプが駄目になっちゃったということで、それで取りやめたんですね。取りやめた。燃料

が高騰したからやめたんじゃないですよ。これは、ちょっと後からこの間違いの文脈を削減してください。これが1点。

あと、岩田議員におかれましては、今まで2回温水プールの予算に反対をされてきました。また、岩田議員が代表を務めている議会町民本位の会では、町民に向けた温水プール反対と取れるような公報ビラを2回出されてきております。にもかかわらず、質問4番目、熱源に温泉利用や太陽熱温水器の利用は考えられないのかの質問は、今後温水プール建設に対して助言とも、建設に前向きに受け取れる内容でございます。

岩田議員は、温水プール建設に賛成か反対か本心を伺いたいと思います。反対であるならば、助言とも取れる質問、4番ですね、なぜこの質問をしたのか。この辺を後で御明快にお答えいただきたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 岩田議員、ただいまの反問に対して、反問のあった内容に限って答弁をお願いいたします。2点お願いします。

○12番（岩田治和君） まず、一つ目です。よろしいですか。

○議長（遠藤 豪君） ちょっと待って。町長、降壇願います。

岩田治和議員、どうぞ。

○12番（岩田治和君） まず、健康福祉会館の温泉施設の件ですが、ちょうど私が初めて議員になりまして、総務委員会とか何かちょっと、今までは総務建設委員会じゃなかったんですけど、ここで、委員会でだいぶ質疑があったことは、私よく記憶しています。

一つには、あそこの施設は、温泉じゃなくて鉱泉で、温度が上がらないということでは前から言われていました。そのため、温泉施設は沸かさなければ入れないということがありまして、年間の燃料費がどの程度かかるかということは委員会でもだいぶ問題視されておりました。それはよく私も記憶しております。

もう一つは、同時期に、ちょうど長田町長のときですけど、足柄地区にRDFができるその交換条件として、足柄地区に温泉施設を造りたいというような話が出てきました。ただ、この小さな小山町に温泉施設が2か所も必要なのかということ、その委員会の中でも示されまして、健康福祉会館の方は燃料費が高くつくから今後廃止の方向で持っていきたいというようなことを、私は委員会の中で聞いた記憶があります。

それで、2番目の、反対ビラで反対の意向が私どもの町民本位の会であるのかというのは、一応二度とも町民の声を活かしまして、皆さんの声を聞かせてくださいという意向でビラを配布しております。

会派全体としては、どちらかというと、負の遺産を残すべきではないから、今温水プールは必要ないんじゃないかということが大半になっておりますが、町の本位の気持ちとしてどのような考えを持っているのか、それを聞きたいために、今回の9月の代表質問で、この点について細かい点の答弁を伺いたいと思ってやっています。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） ちょっと待ってください。

○町長（込山正秀君） 最初の件なんです、岩田さんがおっしゃっているのは、燃料が高騰になったということでやめたということを書いているんですね、質問の中に。今おっしゃるような足柄に温泉ができたからやめるといってお話じゃないですね。だから、これは間違っているから削除してくださいと、こういうお願いです。

2点目なんです、あなたは温水プールを造ることに賛成か反対か、その辺をはっきりしてください。

以上です。

○12番（岩田治和君） 一応、反対か賛成か。その前に、じゃあ健康福社会館の温泉施設の方も、一応私の方でも質問要旨で書いてありますように、必ずしも燃料費の高騰だけじゃなくて、そういうような要素も重なって廃止したんだというふうに、一応そういうようなことなどから維持管理が困難なことにより廃止となった経緯もあるということで書いております。

もう一つ、反対か賛成かということも、細かい点で数値が出てない。また、私どもも小山町の小学校5か所のプールを会派として視察に行ってきました。それを見た中で、どうしても理解できない点がありますので、一応私は反対の方向とは決めてはいます。ただ、細かい町からの提出される資料がちょっと不足していますので、その辺は十分な内容をもうちょっと審議すべきだとは十分考えております。

○議長（遠藤 豪君） 以上で、反問を終了します。

答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 岩田議員にお答えをいたします。

初めに、議会が二分し町民の十分な理解もないまま温水プール設置に向け進めるのかについてであります。

鈴木議員の答弁でも申し上げましたが、今回私が掲げた91項目の政策提言を実現するにあたり、町民の信任に背くことのないよう、スピード感を持って町政運営に当たる決意であります。その中でも、一丁目一番地の「子育て教育100年の計への挑戦」の1番目に、温水プールの設置を掲げました。

現在、本町には、各小学校に五つのプールが設置されており、主に水泳の授業に活用されていますが、経年劣化による腐食や漏水、機械設備の老朽化による故障などが頻発しています。町では、応急的な維持修繕等の対応を講じてはいるものの、抜本的な改善が課題となっています。また、全てが屋外プールであることから、利用は天候に左右されます。近年では、雨天や水温が低いときだけでなく、熱中症警戒アラートや雷注意報が発令されたときにもプールが使用できません。このため、小学校の水泳授業の実施率は、計画の半分以下となっております。さらに、水質検査や清掃、薬剤投下など日常的なプールの維持管理業務も教師の負担となっていることから、

日々の軽減が図られることが期待できます。

また一方で、健康増進や生涯学習のために日常的に活用できるプールが町内にありません。人生100年時代を迎えて、町民が健康で長生きするためには、身近に気軽にスポーツを楽しめる環境を更に充実させることが大変重要でございます。

このため、小学校のプールを集約した町民全員で使える温水プールが必要であるとの認識の下、まずは昨年度に引き続き町民の意見交換会を開催いたします。意見交換会で集めた御意見を踏まえて、子どもから高齢者、障がいのある方など誰もが利用しやすい施設機能を検討し、適正な整備計画や管理運営方式等をまとめた基本計画を策定し、なるべく早く議会にお諮りをいたします。

次に、近年、多くの自治体では既存の温水プールの廃止が目立つが、どのように考えているかについてであります。

温水プールを廃止している自治体がある一方で、過去10年以内に竣工した温水プールは、北海道北見市、埼玉県戸田市、長野県木曾町、広島県呉市、奈良県大和郡山市、京都府福知山市など数多く見られます。このように、プールの設置または廃止については、それぞれの自治体の置かれている環境によって異なっているものと思われま。

本町では、小学校の屋外プールの老朽化が進み建て替え時期が近づいていることや、町民の健康増進のためのプール施設がないことから、早期の温水プールの設置が必要と認識をしております。なお、茨城県鹿嶋市では、平成31年に五つの小中学校の屋外プールの機能を集約した上で、一般の方も通年利用可能な利便性の高い屋内温水プールを整備しており、本町もこの方式に倣ってまいりたいと考えております。

次に、今後の維持管理費は膨大な費用が予想され、他のサービスに影響はないのかについてであります。

維持管理費については、民間企業のノウハウを活かし効率的な運営による経費削減や、水泳教室等のサービス提供による収入増など、官民連携手法によって町の財政負担の軽減を図ります。

また、水中ウォークや水泳により健康管理を図ることにより、健康寿命の延伸ができ医療費の削減も期待ができます。

次に、熱源に温泉利用や太陽熱温水器の利用は考えられないのかについてであります。

プールの温水を作る熱源は、様々な手法があると考えております。これらの施設建設は環境に配慮した機能を有することが重要でありますので、持続可能な運営ができるよう、太陽光など再生可能エネルギーの活用も検討し基本計画を策定してまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありますか。

○12番（岩田治和君） 再質問いたします。

今の答弁の中で、ちょっと私、反論したい点があるんですが、経年劣化による腐食や漏水、機械設備の老朽化による故障などが頻発していますというような答弁があったわけですけど、町か

ら、教育委員会の方からもいただいた資料で、修繕費というのは、ここ3年間見ても100万円以下で、5か所のプール、ほとんど費用的にはそんな、定期的な補修で済んでいるわけです。ですから、故障などが頻発しているとは言えないんじゃないかという、この資料の方から私どもは判断しているわけです。

それと、もう一つ、プールの維持管理業務も教師の負担となっていることからということで、これも教育関係者の中から話を聞いたんですが、この日常の維持管理の業務、薬剤投下とか、清掃はちょっと今外部に委託しているから関係ないようですけど、ほとんどそれほど負担になるほどの業務ではないというふうに聞いております。

それよりも、今、全国的にはやっているというか、進んでいるのは、民間のスイミングスクール等に水泳指導を委託して、そこで専門の指導員に水泳を教えてもらう、また、管理もそこで任せる、そういうような方向でやってもらえれば教師の方も助かるんだというような意見を聞いております。ですから、必ずしも温水プールを造るんじゃなくて、時代的な、50年ほど昔とは今は違いますので、民間のスイミングスクールが近場にありますので、そこで生徒、児童の水泳指導をやっていただけるようなアウトソーシングの方法を選ぶことが必要じゃないかと思います。その辺についても、もう一度答弁を伺いたいと思います。

それと、町内の5校のプールの不具合について、細かく視察してまいりました。これについても、大きな補修、不具合の箇所、それでまた補修箇所も見受けられなかったものですから、現状を見ても、先ほどの答弁の中で、茨城県鹿嶋市のように五つの小中学校の屋外プールを集約した形で温水プールを造るというよりも、現状のプールをそのまま活かすというような方法が、十分やっていけるのではないかと私は考えますので、その点についても答弁を伺いたいと思います。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） ちょっと今のお話ですけど、プールも成美小学校、築65年ですよ。分かります？ それと、あと北郷、足柄は50年を越してますよ。

（「使えるよ」との声あり）

○町長（込山正秀君） それはちょっといかがかなと思いますよ。50年前ですよ。

それと、今、もう一つアウトソーシングの話がございますが、御殿場のスイミングスクール、これは幾らか知っていますか。1週間2回で8,000円近いですよ。1週間2回で。うちの孫はもう辞めちゃいました、高いもんだから、そんなことを嫁が言っていました。そう簡単にはいかないでしょう、そりゃあアウトソーシングは。

あとは教育次長にお願いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育次長（野木雄次君） 私からは、1問目の再質問についてお答えをさせていただきます。

修繕が頻発しているとは言えないという趣旨の御質問かと思いますが、頻発しているか

どうかというのは捉え方かなと思いますので、視察の際に私どもがお渡ししました資料についての数字を挙げさせていただきます。

まず、プールの修繕につきましては、令和5年度の修繕額が77万7,000円余、それから令和6年度はこれまでに45万1,000円というふうになっております。その他に、修繕以外に維持管理費としまして、3か年にわたる維持管理費、プール用薬剤、それからろ過装置点検業務、それから水道料金、これらを合わせた数字を3で割りますと、年平均190万円余というふうになっております。

それから、先ほどの町長の答弁の補足になるかと思えますけれども、漏水に関する報告が足柄小学校小プールにおいてありまして、これについて修繕が必要だということで、概算で7,000万円という数字が出ております。小プールが使えまないと、低学年の授業に支障をきたしますので、それに代わる措置として、プールの底を底上げするような工夫をしました。それについての費用が、おおむね250万円というふうになっております。

それから、3点目ですけれども、これも先ほどの町長の答弁の補足になるかなと思えますけれども、授業は今現在、計画日数に対して4割しかできていないという状況を考えますと、プールを集約した中で計画どおりの授業が進められるということが望ましいというふうに考えております。

以上であります。

○教育長(勝俣 純君) 引き続き、御質問にお答えいたします。

二つ目の質問でしたけど、教師の負担があまりないという表現がありましたけれども、当然それだったらアウトソーシングする必要もないという考え方になると思うんですけれども、現状として、私達は授業としてやっていますので、スイミングスクールに行くのとは少し違うと。授業としてやるべきものを、教員が教員の免許法にのっとって進めておりますので、その点を御理解いただけると、あえてありがたいかなというふうに思うところですが、

今年7月に高知県高知市で小学校4年生が水死してしまうという大変痛ましい事故がありました。当然ですが、その学校は築35年のプールで、ポンプ等が壊れていたのも近隣の南海中学校というところに借りに行ったということで、水深の違いもあつたりして、校長等も含めての指導が入っておるところです。実際にこのような形で、全国で水泳に関する事故というのは非常に多いというのが、大変悲しい事実であります。

特に、この今プールを借りに行っていた南海中学校という学校は、1955年、昭和30年に、皆さんも御存じかもしれませんが、宇高連絡船が沈没してしまったとき、衝突して事故で沈んでしまったとき、多くの小中学生、また教員も修学旅行中でその連絡船に乗っていて水死してしまうという事故も起こりました。130名ほどの人が亡くなっているという痛ましい事故が起こっています。それを基に、文部科学省等含めて水泳の授業の強化が始まっていますので、ちょうど1955年、今から考えるともう60年ぐらい、もっと前になる話ですが、ちょうどその時期からプールを造り始めていますので、当然ですが、全国の学校でプールの老朽化が問題になって

いるということは、これは周知の事実であると思います。

私達としては、配慮に配慮を重ねて、子ども達のよりよい環境を維持していきたい、そういうふうを考えているところです。ですから、その中で、町として皆さんが子ども達にやってくださる最大の努力を町の方をお願いできることを、私は学校教育を代表してお願いしたいところです。

いずれにしましても、現状のプールとして、私も皆さんとプールの視察、一緒に同行させてもらいましたけれども、自分が子どものときから入っていた成美小学校のプールが、1か月もたたないうちに水が半分以下になってしまう。本当に古くなっちゃったんだなというところも感じるところがありました。やっぱりいろんな形で子ども達のよりよい教育環境の維持をお願いしたいというふうに考えているところです。

私からは以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○12番（岩田治和君） 再々質問いたします。

反問権が許されているようですから、そちらの方にちょっと先、答弁をさせていただければと思うんですけど。

先ほど教育次長が申されていましたが足柄小学校の小プールの方の補修が必要だということで、7,000万円かかるということも私は承知しております。実際に、確かにああいう不備があるところはあるんですけど、今の大きいプールで、足柄小学校ですと、75名のためにそれだけ費用をあれするよりも、簡単に底上げして、プラスチックの板を使っておられましたけど、それで対応が取れば、別に何の支障もないとは思われます。

それでまた、私どもの方からも提案しているように、民間の温水プールを使って教育することもできるようですけど、私どもは民間プールの視察も行ってきました。それで話をよく聞きますと、どういう形態であろうとも、一応学校教育の、例えば施設だけを使わせる場合もあるし、指導と監視を含めてやることもできるし、幾つかのやり方は、これからもしそういう話があれば対応できるというお答えもいただけてきました。ですから、学校教育法の教員免許を持っている方しか教育ができないということじゃなくて、教師と一緒にやってやることもできるし、全面的に民間に任すということもできると思われます。

それで、私の再々質問の方ですが、一番会派でも問題になっている点が、維持管理費の点なんです。安くできる方法をいろいろ町でも考えているようですけど、いろんな方式がありますけど、民間連携手法によって町の財政負担の軽減を図りますということですけど、ほかの自治体とか近くの温水プールを管理しているようなところを見ても、1億数千万円のやはり維持管理費が必要だというふうに聞いております。

それで、プールを維持するためには、町の方から6名程度の人員で足りるというようなことを言われていたんですけど、やはり温泉施設と同じように温度を下げないで温水プールを保っていくには、24時間で管理していかなきゃならないということがあるらしいです。そのためには、民

間プールの方では、大体最低でも20名程度を見込んでいるということです。

維持管理費用が、町の方では7,000万円程度というような話は聞いておりますけど、どうしても人件費がかさむ。それで、燃料費の方も数千万円かかるということを考えると、やはりこの点については、維持管理費、もう少し大幅に下げれる削減方針があれば、私は個人的な考えですけど、この温水プールには反対できないなというふうに思っております。

(「賛成か」と呼ぶ者あり)

○12番(岩田治和君) いや、だからそれだけの根拠を出してもらえれば、賛成することもあります。

ただ、今の段階では、例えば近くの神奈川県の二宮町でも全面的に廃止しました。あと、伊豆の国市でも温水プールを無くす方針、これはどう考えてもやはり維持管理費が大変だからということで、また修繕費が年々かさんでいくということで廃止の方向に向かっているという。さらに、裾野市の知り合いから聞いた話ですと、温泉施設も裾野市では廃止の声が上がっているというようなことも聞いております。

やはり当初はいいんですけど、長い間、今後10年、20年、やはり私は負の遺産は残すべきじゃないと思っておりますので、この維持管理費について、削減をどのように今後取り組まれるのか、その点について答弁をいただきたいと思えます。

○議長(遠藤 豪君) 岩田議員に申し上げます。先ほど反問権の関係が出ておりましたけれども、反問権は、小山町でいいますと、町長のみにはしか与えられておりませんので、一般議員は反問権はございませんので、お間違いのないようお願いしたいと思います。

ただいまの再々質問について答弁を求めます。

○町長(込山正秀君) 岩田議員の再々質問にお答えをいたします。

今、基本計画をつくっている最中なんです。これはパッケージでどのぐらいの建築費がかかるか、維持管理費がかかるか、また収入がどのぐらい入ってくるかという、これを今試算していただいているところなんです。

だから、ここで今言う幾らということは、アバウトの金額は出ても、全体的な運営面のお金はまだこれから出していくと、これをまた皆さん方にお諮りして御協議いただくと、こういうことですから、先に維持管理が高い高いと、そこが先行っちゃうと困りますよ。ちゃんとパッケージを出した上で、その辺の御判断をいただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○12番(岩田治和君) 今後とも町民に理解される、できるような資料を、また説明をしていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議長(遠藤 豪君) それでは、ここで10分間休憩します。

午前11時10分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、個人質問を行います。

通告順により順次発言を許します。

次に、1番 石原和美君。

○1番（石原和美君） 通告に従いまして、一括質問一括答弁方式で2件の質問をさせていただきます。

まず、1件目の質問です。

放課後児童クラブについて。

町内には五つの放課後児童クラブがあります。放課後児童クラブの利用者は年々増加傾向にあり、こども家庭庁の調べでは、令和5年5月1日現在の登録児童数は約146万人、前年比約6万5,000人増、利用できなかった児童数は、前年より1万6,000人増となっています。

小山町におきましても、放課後児童クラブを利用する児童は年々増えている状況です。働く親にとって、放課後、子どもの居場所があることで安心して働くことができ、子どもにとっても一日の学校生活を終え、帰宅するまで皆と楽しく安全に過ごせる場があるということはあるがたいことであり、それを支えてくださっている支援員の皆様、事務局、担当課の皆様には心より感謝申し上げます。

国が策定した新・放課後子ども総合プランの中には、放課後児童クラブは、単に保護者が労働等により昼間家庭にいない場合に、児童を放課後に預かるだけでなく、遊びの場、生活の場として子どもの主体性を尊重し、子どもの自立性、社会性等のより一層の向上を図るとあります。児童数が年々増加する今、児童の健全な育成のための環境づくりは重要と考えます。これらを踏まえ、以下の質問をいたします。

まず、1点目、高まる女性の就業率に対応すべく、いわゆる小学校入学とともに仕事を辞めたり、働き方を変えなければならない小1の壁に突き当たらないよう、待機児童0を目指すべきと考えますが、現在の状況を伺います。

2点目、小山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の中では、施設における児童1人当たりの面積はおおむね1.65平方メートル以上となっていますが、去年、私も町内5か所の全施設を見学させていただきました際に、児童数に対して狭いのではないかと感じる施設がありました。この目安について町の考えを伺います。

3点目、各児童クラブの支援員、補助員の必要人数に対する欠員状況を伺います。

4点目、町が考える放課後児童クラブの今後の課題と問題点について伺います。

次に、2件目の質問です。

道路標示の明確化と通報システムについて。

数年前、川崎市内で起きた事故ですが、片側2車線の直線道路で、男性が横断歩道を横断中、

タンクローリーにはねられ頭の骨が折れるなどの大けがを負いました。男性は障がいを残し、介護が必要になったということです。原因は、横断歩道の白線が摩耗して消えていたためとして、県に対し損害賠償を求めた訴訟を起こし、裁判所もそれを認め、県が賠償金の一部を負担する結果となりました。

これは横断歩道上の事故でしたが、道路の白線表示が摩耗し見えづらくなっていることで事故につながる可能性は高くなります。また、交通事故の際、センターラインが劣化により見えなくなっていたことで、過失割合に影響したという事例もございます。特に人が通行する通学路等の道路と歩道部分の境界線は明確化することで歩行者、運転主双方にとって事故抑止につながります。道路の表示につきましては、センターライン、外側線、車線境界線については、国、県、町の管理。横断歩道、停止線、「止まれ」などの文字、一時停止に関しては、警察の管理ということになっています。

以前、町道の合流注意の道路上の文字が全く消えているとの御指摘を受け、建設課に連絡し、年度内に対応していただき大変にありがたかったです。また、先日、町内の方から、町内14か所、横断歩道、停止線、止まれの文字等が摩耗により消えかかっているとの指摘を受け、建設課につなげました。日頃の担当課の努力にもかかわらず、まだまだ不明瞭な白線、道路標示があちらこちらに見受けられます。町民の安全を守るため、日頃の点検整備は重要と考えます。

以上を踏まえ、以下の質問をいたします。

まず、1点目、現状、白線等、道路標示に関する定期的な点検は行われていますでしょうか。

2点目、道路標示の摩耗や劣化による現状をどのように把握されていますでしょうか。

3点目、町民からの白線等に関する通報時の対応について、町道、また県道と国道それぞれについて伺います。

4点目、町の公式LINEから道路の損傷等を通報することができる通報情報システムについて伺います。また、現在までの利用状況はいかがでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（山本智春君） 私からは、放課後児童クラブについてお答えをさせていただきます。

初めに、放課後児童クラブの状況についてであります。

9月1日時点で、成美小放課後児童クラブで7名の待機児童が生じておりますが、ほかの児童クラブでは待機児童は生じていない状況であります。

1、2年生につきましては、運営規定の面積の定員を超えて受入れを行っていることから、いわゆる小1の壁はないと認識しております。

また、夏休みにつきましては、成美小放課後児童クラブでは、放課後子ども教室で使用している教室を利用し、希望する児童全ての受入れを行っており、長期休暇中に子どもが1人でいないように配慮しているところであります。

次に、面積についての町の考えであります。

国の基準において、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上と定められておりますが、面積規定より多くの利用希望があるクラブでは、現場の状況等を勘案し超過で受入れを行っております。

このように、保護者のニーズに応えられるよう対応しているため、議員の御指摘のとおり、1人当たりの面積が少し狭くなっているクラブもあるのが現状であります。

これは、町が待機児童を減らすことを第一に運営しているためであります。安全・安心に過ごせる範囲での受入れを行っているものであります。

次に、支援員、補助員の状況ですが、職員については、国の放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準により、支援員の数は支援の単位ごと2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員をもってこれに代えることができると定められております。

町の各クラブでは、3人から4人の勤務体制が取れるよう職員の配置をしており、現状での人員の欠員はありません。

しかし、土曜日の開所による振替や病気休暇などで人員不足が生じる場合には、事務局職員による応援で対応しているところでもあります。

最後に、今後の課題と問題点については、子どもの人数は減少傾向であります。放課後児童クラブの入所希望は増加傾向にあり、一部のクラブでは待機児童がしばらく生じてしまう状況が予想されます。

しかし、少子化がこのまま進むと、数年後には現在の施設で全ての利用希望者の受入れが可能になることも想定される状況であり、施設整備をどのように対応していくのかが問題となっております。

また、支援員の高齢化が進んでおり、若い世代の職員も少ないため、次代を担うリーダーの育成や雇用にも課題があると考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○都市基盤部長（清水良久君） 私からは、事故防止のための道路標示の点検整備についてお答えいたします。

道路の区画線、路面標示などにつきましては、日々の道路パトロールで目視点検を実施しており、区画線の摩耗や劣化が著しい箇所がある場合は、安全施設設置工事の中で、区画線の引き直し等を実施しているところでもあります。

また、町道について通報を受けた際は、現場の確認をし、緊急を要する場合は、道路維持補修事業で補修等を実施しております。なお、県道の場合は、静岡県沼津土木事務所御殿場支所へ、国道の場合は、国土交通省御殿場国道維持出張所へ連絡し、対応をお願いしております。

次に、通報情報システムについてですが、道路等の異常を発見された方が、スマートフォン等

のアプリであるLINEを利用し、小山町公式アカウントから道路の損傷や異常を通報していただくと、建設課で電子メール形式で受信できるというものであります。

操作方法につきましては、広報おやまや町のホームページへ掲載し、町民への周知を図っております。

通報情報システムによる通報件数につきましては、令和4年度は23件、令和5年度は33件、令和6年度は17件であります。

今後も本システムの周知に努めるとともに、適正な道路維持管理に努めてまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありますか。

○1番（石原和美君） 再質問をいたします。

まず、1件目の質問に対して、放課後児童クラブの施設の広さは、子ども達の安全確保、多様な活動の展開、そして心身の発達に不可欠です。さらに、感染症予防の観点からも、ある程度の広さは確保されるべきと考えます。五つの施設のうち、成美小学校の施設に関しましては、校内の一つの教室のみ使用ということですが、空き教室を使用するなど、対応は可能でしょうか。特に成美小学校は、今後も児童数が増えれば、待機児童も増えると予想されます。ある程度の人数に見合った広さが必要と考えます。町のお考えを伺います。

また、2点目、施設の利用効率を高め、地域とのつながりを深めることを目的とした放課後児童クラブと放課後子ども教室との連携強化を国が打ち出していますが、現状を伺います。

また、3点目、現段階で支援員は足りているとのことでしたが、土曜日開所時の出勤による振替や突発的な事象による対応は間に合わないとのことでした。支援員が多くいることで緊急時の対応も可能となり、一人一人の状況に合わせた適切な支援ができます。また、万が一の事故に備えて、複数の目で見守ることが重要であり、今後更に増えるであろう児童数に対応するため、支援員の増員は必要だと思います。そのために、まず支援員の処遇改善が不可欠ですが、令和6年度から始まる国の交付金や配置基準の緩和等を含め、町のお考えを伺います。

4点目、支援員の高齢化に対応すべく、若い世代の雇用や次代を担うリーダーの育成のための方策をどのようにお考えでしょうか。

2件目の質問に対して、道路標示等については、日頃のパトロールで目視点検、また白線の摩耗や劣化については、秋から年度末に行われる安全施設設置工事の中で対処しているとのことでしたが、修復の優先順位を決める基準は何でしょうか。

2点目、広い小山町内です。なかなか全域を見回るのは大変かと思われまので、地区要望、通報等も大切な情報源となります。その際、上がってきた要望、通報の対象道路または通報箇所が町の管轄外だったとき、さらに、ほとんど白線や横断歩道の表示が見えなくなっている等の緊急性を要する箇所については、町民の安全のため至急の案件として強く関係機関に訴え要望すべきと考えますが、この点はいかがでしょう。

3点目、通報情報システムにつきましては、他の市町は道路専用の通報アプリを単独で運用しているところが多いですが、小山町は道路、道路上の漏水、公園関係と三つの項目に分かれています。道路の不具合を電話や来庁して報告しなくても瞬時に情報提供できるので、受け取る側も業務の効率性を高める意味では大変に有効です。受け取った情報はどのように処理されているのでしょうか。

あと4点目の質問ですが、スマホを使った通報アプリは、本年1月に発生した能登地震直後に、被災地域で、ある団体が市民がスマートフォンから位置情報と写真を添えて情報発信できるサービスを開始しました。それにより、インフラ管理を担う自治体がいち早く損傷状況を把握し、その復旧までの対応管理を行うことが可能となったそうです。

小山町も町の公式LINEから通報できるアプリを導入していただいております、大変にありがたいところですが、利用件数から見ても、この通報アプリ、まだまだ認知度が低いと感じます。小山町でも14年前に甚大な被害を被った水害が起きました。災害時には非常に有効なこのシステム、平時から活用することで災害時の対応力を高めることができます。さらなる周知が必要と考えますが、周知拡大に向けての方策をお答えください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（山本智春君） 石原議員の再質問にお答えします。

初めに、1点目の成美小学校の放課後児童クラブの児童1人当たりの面積が狭い状況の対応についてです。

成美小学校では、夏休み期間中に増える利用者に対応するため、期間中使用していない放課後子ども教室を利用し、待機児童対策を行っております。

これを通年で行うには、ほかの教室の利用を検討する必要がありますが、離れた場所になると支援員の人数を増やさなければならなかったり、北郷小学校の放課後児童クラブのように支援の単位を2か所に分ける場合には施設整備が必要になるため、今後、将来的な状況も踏まえ、どういった対応が望ましいのか検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目の放課後児童クラブと放課後子ども教室との連携強化についてであります。

国は、新・放課後子ども総合プランで、共働きの家庭の小1の壁を打破するとともに、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型を中心とし、全ての児童が放課後などに安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう推進しています。

町では、全ての小学校で放課後子ども教室を実施しており、また、放課後児童クラブは、小学校の同一敷地内または隣接地で運営しているため、放課後児童クラブを利用する児童も事前に申込みをすることで放課後子ども教室も利用できるなど、学校、放課後子ども教室、放課後児童クラブ、自宅を安全に行き来することができるよう連携しております。

次に、3点目の支援員の処遇改善や配置についてであります。

支援員、補助員の給与や休暇等の処遇改善については、町の会計年度任用職員の原則に準じて

行っております。

現状において、支援員等の配置は基準以上であり、さらなる増員は利用料の値上げにもつながるため、利用人数や状況を踏まえながら慎重に検討してまいります。

最後に、4点目の支援員の若い世代の雇用や次代を担うリーダーの育成のための方策についてです。

放課後児童クラブの就労時間が放課後から19時までの短時間で、安定した収入が得られないことや、土曜日や学校の夏休み期間などはローテーションによる長時間勤務になるなど、若い世代が働きにくい状況であると認識しております。

支援員等の雇用は、放課後児童健全育成会が行っていますので、子育てが一段落した世代の雇用に力を入れたり、国庫補助の活用により処遇改善等の工夫をするなどの助言をしております。

また、全職員を対象とした研修の実施や指導員の巡回により、支援員等の資質向上が図れるよう指導してまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○建設課長（込山次保君） 私からは、建設課関係の再質問にお答えいたします。

初めに、区画線の引き直しについてでございますが、区画線が消えてしまっていて見えなくなっているところはもちろんのこと、学校周辺の通学路等で、歩行者が多く通るところや、交通量の多い幹線町道を優先して実施しております。

次に、町の管轄外の案件についてでございますが、町が舗装工事を実施した場合に横断歩道の引き直しを行うことがあります。それ以外は横断歩道の引き直しはしておりません。今後も緊急性の有無も含め、随時関係機関へ進達するようにいたします。

次に、通報情報システムについてでございますが、建設課で、通報を受け取りましたら職員が現場を確認し、道路補修等の必要な処置を実施しております。

次に、通報情報システムの周知についてでございますが、引き続き町のホームページや広報おやまで継続して行ってまいります。

今後も通報情報システムを活用して、道路の補修、整備が迅速にできるようにいたします。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○1番（石原和美君） 施設の広さに対する児童1人の面積は、成美1.38平方メートル、明倫1.6平方メートル、足柄2.6平方メートル、北郷、こちらは2か所施設がございますが、みらい2.2平方メートル、えがお2.0平方メートル、須走1.8平方メートルと、かなりの差が出ております。全ての児童が平等に質の高い放課後児童クラブサービスを受ける権利を持っていますので、施設の広さの差は、この原則に反するものではないでしょうか。

他の施設と同様の環境を整備し、全ての子ども達が安心して過ごせるように、予算の確保と計

画的な施設拡張を進めるべきと考えます。例えば、教室を増やすためには、支援員を増員する必要があるとのことでしたが、令和6年度より、新たに国の交付金として運営費の補助が始まります。小山町も5施設のうち4施設が補助対象となるとのことですので、運営費も増額となるようでしたら、支援員、補助員の増員、また処遇改善を進めるべきと考えますが、町のお考えを伺います。

また、2点目の質問です。友達との関わり方やルールを守ることを教え、社会性を育む上でも、支援員の役割は大きいと言えます。今までの支援員等の資質向上のための研修会などの実績と今後の予定を伺います。

2件目の質問に対して、再々質問いたします。

今までの御答弁をお聞きしまして、やはり県、町、警察それぞれの管轄があり、連携を強化するといっても限界を感じるころでございます。そこで例えば、町内の一般道を対象に警察、県土木事務所、町が合同で点検を行っていただく機会を設けていただき、現場を実際に確認することにより危険性、緊急性や優先度を共有しながら把握することができます。現状把握において有効性の高い方法ではないかと思いますが、町のお考えを伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（山本智春君） 石原議員の再々質問にお答えいたします。

放課後児童クラブの安定的な運営を図るため、子ども・子育て支援交付金の補助基準が新たに創設されました。

繰り返しになりますが、支援員、補助員については、基準以上の配置となっておりますので、今後、処遇改善や利用料金と併せて、施設の面積課題につきましても検討していきたいと考えております。

研修会の実績等ではありますが、毎月の代表者会議で、各クラブの代表者に指導員から講話を実施しており、今年度は育成会の総会時にグループワーク的な研修を行いました。また、県のアドバイザーに来ていただいたの現地研修や、県主催の研修に支援員の参加を積極的に行っております。

今後もさらなる研修の実施により、支援員や補助員の資質向上が図れるように指導してまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○建設課長（込山次保君） 私からは、再々質問のうち、関係機関との連携についてお答えいたします。

町では、小学校において、交通安全リーダーと語る会の中で、通学路の危険箇所等について、児童と区長さん、交通指導員の方との話合いの場を持っております。その結果を踏まえて、危険箇所等を把握するとともに、必要な対策を講じております。

警察や県土木事務所との点検につきましては、必要に応じて行うようにいたします。

これからも関係機関と連携し、安全安心な道路管理に努めてまいります。

以上であります。

○1番（石原和美君） 以上、述べてきたように、子ども達が心身ともに健やかに成長できる環境を整備するためには、広々とした活動スペースの確保、一人一人の子どもに目が行き届くような支援員の配置、専門性の高い支援員の育成という3点を柱とした、より一層の環境整備が求められます。これらの点について、具体的な取組を進めていただくようお願いいたします。

また、町内全域の道路の管理、整備は本当に大変かと思いますが、今後も警察との連携や通報システムなどのチェック機能の強化に努められ、安全で快適なまちづくりに貢献されることを期待しております。

以上で質問を終わります。

○議長（遠藤 豪君） それでは、ここで午後1時まで休憩いたします。

午前11時50分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番 室伏辰彦君。

○7番（室伏辰彦君） 一括質問一括答弁方式で質問をします。

件名は、子育て世代が住みたい町についてです。

込山町長が就任され1年と数か月がたちました。これまで町長は、様々な子育て施策を実施されています。学校給食の無料化、18歳までの医療費の無料化や出産祝い金の創設、グランファミリア等の移住定住施策などです。しかしながら、小山町でも子どもの人口は減少をたどっております。

子育てしやすい、住みたいと思うまちづくりにとって、不便性を取り除いていくことは重要であり不可欠です。そこで、次の3点を伺います。

1、なぜ人口が流出するのか、若者である子育て人口が少ないのか、現在の状況について因果関係は整理されていますか。また、町が考える適正人口と適正世代人口はどのくらいを想定しているのか伺います。

2、ハード面・ソフト面を含め、子育て世代が住みたいと思う町はどのような町だと考えているのか、町長に伺います。

3、現状、小山町には、産婦人科はなく、小児科専門の病院がありません。子育て世代にとって医療的な不安や心配、産前産後の体調面について相談し安心感を得ることは重要なことです。現在、町が行っている対応ではなく、医師や看護師、助産婦のアドバイスが受けられるサービスがあります。具体的には、24時間受付の電話相談やLINEを活用したオンライン相談などがで

きます。全国的に見ても、多くの自治体が導入されております。近隣では、裾野市が2年前から始めています。神奈川県近隣の南足柄市、大井町、箱根町でも始めています。これらの自治体では、キッズパブリックという会社の小児科オンラインを導入しております。オンライン医療相談サービスや医療記事配信を行っており、自治体と一体になり妊娠、出産、子育てを手厚くサポートするようになっているものです。小山町では、だれでも健康相談という24時間電話相談ができるサービスを、T-P E Cという会社で20年前から取り入れています。子育て世帯向けの相談に特化しているサービスも行っていると聞き、先日どのようなものか話を聞きに行ってきました。T-P E Cのサービスでは24時間、アプリを併用し、子どもの受診の目安、相談、アドバイスをより気軽に受けられます。ほかにもこのようなサービスを行っている企業があるとも聞いております。

小山町での子育て世帯の医療サービスは、他の市町に比べても特に重要だと考えますが、町としてどのように考えているのか伺います。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 室伏議員にお答えをいたします。

初めに、なぜ人口が流出し、若者である子育て人口が少ないのかと、現在の状況との因果関係についてであります。

本町では、高校卒業後、都市部の大学や専門学校に進学し、そのまま就職するケースが多く、都市部の方が買物に困らない、公共交通の充実、通勤・通学が便利など、生活する上での利便性が高い点が、人口流出の原因であると考えております。

町では、平成27年に小山町人口ビジョンを策定し、人口減少の要因となる自然減と社会減への対応を始めました。

自然減に対しましては、様々な取組により合計特殊出生率の上昇を目指し、社会減に対しましては、三来拠点事業の推進や観光産業等により雇用機会の創出に努めてまいりました。

今年4月に、新たな日本の地域別将来推計人口が公表をされました。

本町は、消滅自治体からその他自治体に分類されることになりました。

次に、町が考える適正人口と適正世代人口についてであります。

先に述べました人口ビジョンでは、この二つの用語を使用した目標値の設定は行っておりませんが、令和42年の本町の目標人口を1万7,000人と設定をしております。

次に、ハード面・ソフト面を含め、子育て世代が住みたいと思う町はどのような町だと考えているのかについてであります。

私の政策提言「おやまを元気にする金太郎作戦」の「子育て教育100年の計への挑戦」は、子育て世代をはじめとする、多くの町民の方々に情報発信しており、優先していくべきだと考えております。

本町が、住み続ける場、子育てする場として選ばれるよう、子育て・教育環境の質の向上に取り組みながら、適切な行財政運営の下で行政サービスの質を確保し、満足度を高めたいと考えております。

ハード面では、戸建て住宅や賃貸物件のニーズが高まっていることから、これまでに6地区、113区画の宅地分譲事業を行い、全て完売をいたしております。

今後は、菅沼谷戸地区土地区画整理事業や須走日向地区宅地造成事業をはじめ、用沢大畑ケ地区宅地造成事業などにも着手してまいります。

また、賃貸物件につきましては、引き続き誘致を進めてまいります。

さらに、町内の空き家、空き地を活用できるよう町内の不動産業者と連携し、不動産バンクの一層の充実にも努めてまいります。

次に、ソフト面についてであります。幼児教育・保育料の無償化により、3歳児から5歳児クラスの保育料と、0歳から2歳児クラスの住民税非課税世帯の保育料は無料となっております。

さらに、町独自の施策として、多子軽減制度により、第2子以降の保育料は無料としております。

また、出産祝給付金といたしまして、第1子10万円、第2子20万円、第3子30万円、第4子以降50万円など、様々なメニューを設けております。

今後も、子育て世代が住みたいと思う町になるよう、ハード・ソフト両面から事業の推進に努めてまいります。

その他の御質問につきましては、住民福祉部長から答弁させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（山本智春君） 室伏議員の御質問にお答えします。

町では、子育て世代へのサポートとして、妊婦の妊娠・出産の不安を軽減するための妊婦健診や、妊婦の健康管理と出産・育児に関する知識の向上を図ることを目的としたパパママ学級などの事業を実施しております。また、新生児の出生後には全家庭を対象に助産師や保健師が新生児訪問を行い、その他にも産前産後サポートや、各種産後ケアなどの町が事業主体となって様々なサポート体制を取り、妊産婦一人一人に寄り添った対応をしております。併せて、町では、議員御案内の24時間無料で誰でも健康や医療・育児等の相談ができる無料電話健康相談を行っております。

しかし、現状の健康相談は電話のみの相談であり、LINE等を活用したオンラインでの相談につきましては対応しておりません。

子育て世代の方は、パソコンやスマートフォンに慣れていて、文書や画像を利用した相談もできることから、オンラインでの実施についても今後検討してまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○7番（室伏辰彦君） 3点ほど再質問をさせていただきます。

1、以前は、都市部に進学しても地元で就職する方が多かったです。しかし、現在は、そのまま都市部で就職してしまう若い方が多いです。通勤できる範囲であっても戻ってきません。小山町には魅力がないという方もおります。質問の答弁でも、魅力のあるまちづくりを進めますとか、魅力ある住環境整備を整えますとかの答弁があり、議会だよりに記載されております。現在の町の魅力は何だと考えているのか伺います。

また、令和42年に1万7,000人の人口を維持するには、今まで以上の努力が必要で、適正世代別人口を分析する必要があるのではないかと考えます。適正世代別人口について、どのように分析しているのか伺います。

2、給食費・医療費・保育料を無料にして努力はしておりますが、子育て世帯は増えていないと感じられます。子育て世代が住みたい町はどのような町なのか。具体的なイメージが定まっていなければ、いろいろな事業を進めても効果が発揮できないと考えます。人口が増えることでどのようなメリットがあるか整理した上で事業を進める必要があります。企業が進出すれば子育て世代が増えるとは限りません。子育て世代が住みたいと思う町とはどのような町なのか、再度伺います。

3、確かに町で発行している子育て支援BOOKに、「いつでも健康相談」の記載があります。しかし、冊子の20ページに3行程度の紹介であり、非常に分かりづらいと思います。町がせっかく契約して企業に手数料を支払っているのですから、最初の1、2ページの「妊娠がわかったら」、「赤ちゃんが生まれたら」の欄にも記載した方が分かりやすく、多くの町民に認識されやすいと思いますが、当局の考えを伺います。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 私からは、室伏議員の再質問1件目、小山町の魅力と適正世代別人口についてお答えさせていただきます。

本町では、毎年、総合計画の施策に関する町民アンケートを実施しております。そのうち評価の高いものが本町の魅力、評価の低いものが本町の課題として捉え、施策の優先事項として取り組んでまいりました。

特に評価が高い安全な水道水の供給、交通事故や犯罪が少ないなど、安全・安心な町については調査開始以来評価が高く、本町の大きな魅力であると考えております。

一方で、商業地、住みやすい環境については、依然として評価が低いことから、引き続き重点的に施策を検討していく必要があると考えております。

次に、適正世代別人口についてであります。先ほど町長の答弁のとおり、適正世代別人口については、目標値等の設定及び分析は行っておりません。これは、デジタル田園都市国家構想総

合戦略など、国の計画等において明確な定義がなく、また統一的なガイドライン等もないためです。

一方で、まち・ひと・しごと創生法に基づく、地方版総合戦略の策定、改定においては、本町の人口の現状及び将来の見通しに関する最新の統計を踏まえることとされており、今年度中に策定予定の総合戦略においては、令和5年12月に公表された国立社会保障・人口問題研究所の日本の地域別将来推計人口や、手引などを活用し、改めて本町の人口推計を行うこととしております。

また、新たな人口推計を踏まえた地方版総合戦略及び令和7年度策定予定の小山町総合計画後期基本計画を基に、デジタル田園都市国家構想交付金など国の支援策の積極的な活用を図りながら、施策を展開してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 私からは、2番目の子育て世代が住みたいと思う町はどのような町なのかについてお答えをいたします。

先ほどの答弁の繰り返しとなりますが、本町では、これまで住宅施策に力を入れてまいりました。

南藤曲のクルドサックでは、16区画中、子育て中の12世帯が、わさび平では、36区画中、24世帯が土地を購入し居住をされております。

また、子育て世帯を対象とした落合地域優良賃貸住宅では、竣工から40世帯が入居し、ずっと満室の状態です。

このように宅地造成や住宅整備を行うことで、子育て世帯の住居のニーズはますます高まっており、今後、菅沼沖田地区でも子育て世帯を対象とした地域優良賃貸住宅を整備するとともに、子育て世代が魅力を感じるよう、北郷地区でも商業施設の誘致にも取り組んでまいります。

先ほど申し上げたように、給食費・医療費・保育料を無料にしても、企業が進出をしても、子育て世代がすぐに増えるとは限りません。しかしながら、何も行わなければ、人口減少は更に進むでしょう。

込山町長の「子育て教育100年の計への挑戦」は、目先のことよりも、先を見据えて、こうしたハード面・ソフト面を含めた事業を実施していくことこそが、本町が子育て世代が住みたいと思われる町になることであると考えて前に進んでおります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（山本智春君） 私からは、町が発行している子育て支援BOOKの「いつでも健康相談」の記載についての御質問にお答えをさせていただきます。

町が実施しているいつでも健康相談については、町の保健事業予定表やこども医療費受給者証の送付案内などにも掲載して周知を図っております。

子育て支援BOOKは、妊娠から出産、子育てなどの支援をするため、町が年度当初に発行しておりますので、御提案の健康相談の掲載場所の変更については、来年度の冊子の発行に向けて、より認識していただけるよう検討してまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○7番（室伏辰彦君） 再々質問を1問させていただきます。

先ほどの安全な水道水の供給、交通事故や犯罪が少ないということはすばらしいことではありますが、今の若い世代が魅力を感じ定住することにとってはインパクトのあることではないと思います。これらのことは、もう何十年も前からそうであるからです。

インフラでは都市部に勝てないことは分かっていることですから、他の点で魅力をつくっていく必要があると思います。例えばですが、日本の人口は、これから毎年100万人近く減少していく中で、分譲地開発等では限りがあるのではないのでしょうか。町が力を入れている住環境の整備では、賃貸住宅・分譲地に付随した小さくてもいい公園づくりが必要ではないか。若い方で小山町で商売をしたい方がいれば、さらなる起業支援の充実が必要であり、農業を志す方がいたら農地付住宅の提供を考えていく必要があると思います。このようなことを進めていけば、町の魅力が上がり、若い方で住みたいと思う人が増えるのではないかと思います。その点の町の考えを伺います。

また、店が少ないとか、交通の便以外で若い方が何を求めているか。若い方に向けたアンケート調査をしていけば、具体的な調査結果を伺います。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 私からは、再々質問のうちのアンケート調査以外のことについてお答えをいたします。

初めに、住環境の整備では、賃貸住宅・分譲地に付随した公園づくりが必要ではないかについてであります。

わさび平地区では、エリアの中央部に、居住する人達が共用で利用するコモンスペースを設けました。

南藤曲地区では、県から認定を受け、豊かな暮らし空間創成住宅整備として、子育てに優しい住宅地の整備に努めてまいりました。

その他の住宅整備でも、都市公園や児童公園をすぐ利用できるよう配置に留意してまいりましたが、公園整備費や維持管理費につきましては、今後の増大が予測されるため、検討してまいります。

次に、若い方への起業支援でございますが、駿河小山駅前の喫茶店がリニューアルオープンするなど、新しい取組も出てまいりましたので、起業支援につきまして今後検討してまいります。

最後に、農地付住宅の提供につきましては、都市計画法や農地法等の法令による制約もありますが、例えば家庭菜園付の住宅も提供の一つと、このように考えられますので、こちらも今後検討してまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 室伏議員の再々質問にお答えさせていただきます。

私からは、若い方に向けたアンケート調査の結果についてお答えいたします。

毎年実施しています町民アンケートの中で、20代の方の意見を拾い上げてみますと、緑や水の保全、景観の向上など、小山町の魅力を更に向上してほしいというような意見がありました。

また、子ども達のためにもっと施策を講じてほしい、子どもが遊べるところを増やしてほしい、小中学生に向けたクラブ活動を充実してほしいなど、子育て環境のさらなる充実を求める声がありました。

また、昨年2市1町で実施いたしました高校生アンケートでは、中学生、高校生のときには多様なスポーツや文化活動がしたい、したかったなど、活動の充実や多様化を求めることが分かりました。

自由意見では、若者が楽しく過ごせるまちづくりや、遊べる場所や娯楽施設など、若者向けの施設を望む声が出されたところであります。

以上でございます。

○7番（室伏辰彦君） 以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（遠藤 豪君） 次に、5番 臼井光昭君。

○5番（臼井光昭君） 2050年農業従事者激減時代への備えについて、一括質問一括答弁方式で行いますので、よろしく申し上げます。

先日、日経新聞や三菱総合研究所から、2050年の食料供給未来予想についての発表がありました。それによると、2050年には農業従事者の高齢化と若年層の農業離れが進むため、農業を営む農業経営体数が今より約80%減少し、約17万になるとのことです。

この予測が現実となれば、米や野菜などの農産物が大幅に減少し、現在のように十分な食料を確保することが困難になります。人口減少を考慮しても、食料供給の減少率が上回ることを懸念されます。

国は10年後を見据えた地域計画の作成を推進しており、小山町も既に地域ごとに農業の担い手をどう解決すべきか話し合いを進め、地域計画書の作成に取り組んでいます。

しかし、主たる担い手である農業法人や受託農業者の活動は、小山町のような中山間地域においては、生産性の問題から限定的になると予想されます。

既に担い手の減少は始まっており、耕作放棄地が増加しつつあります。この現状は、小山町のくらし環境に大きな影響を与える可能性があります。

特に次のようなリスクが懸念されています。

①鳥獣害虫被害の増加。耕作放棄地が雑草や樹木で覆われることで、野生動物の侵入や害虫の繁殖が増加するおそれがあります。

②火災のリスク。乾燥する季節には雑草火災が発生しやすく、地域全体に危険が及ぶ可能性があります。

③環境の悪化。放置された農地から流出水が川に流れ込み、水質が悪化する可能性があります。また、景観の悪化は、観光や住民の生活環境に悪影響を及ぼす可能性があります。

④地域経済への影響。耕作放棄地の増加により、地域全体の不動産価値が低下し、経済活動が停滞するおそれがあります。

⑤社会的問題。耕作放棄地の増加は、地域社会の連帯感やコミュニティの結束を弱め、社会的な活力が失われる可能性があります。また、不法投棄や不法侵入などの治安問題が発生するリスクも高まります。

将来に向けて、プロの農業者だけでなく、一般の町民も農業の担い手として活動できる場が必要だと考えます。その一策として、地域ふれあい農園を小山町の全域に新設する考えはあるのでしょうか。

地域ふれあい農園の効果は次のとおりです。

①耕作放棄地の再利用、②食料生産の維持、③農業を通じた地域コミュニティの活性化、④暮らし環境の改善、⑤耕作放棄地リスクの軽減。

小山町の五つの区地域それぞれに点在する耕作放棄地を活用して、地域ふれあい農園を設置することで、高齢者、勤労者、子ども達が歩いて来られる身近な場所で農業に触れる機会を創出できます。

しかしながら、地域ふれあい農園の実現にあたっては、次のような課題があることも認識しております。

①管理運営の問題。地域ふれあい農園を誰が管理・運営するかが最大の課題です。本来、利用者や利用者の代表などの役員が管理するのが望ましいのですが、現在の社会情勢を考えると、利用者から管理者を出すのは難しい状況です。

②行政の関与の必要性。農業従事者の激減と食料安全の問題は、国、県、町行政の課題でもあります。そのため、地域ふれあい農園の設置や管理運営には町行政が関与すべきだと考えます。

③管理体制の構築。町には複数の地域ふれあい農園が生まれることになるため、町行政が指定管理者制度などの手法を用いて管理する仕組みや、補助金、行政による投資が必要になると考えられます。

以上の背景を踏まえ、次の7点について、町の見解や具体的な対策をお伺いします。

①過去3年間の農業担い手の推移状況をお聞かせください。

②10年後の農業担い手として、農業法人、受託農業者、自営農家による耕作は、農地全体の何%

が可能と予測されますか。

③耕作放棄地は何%になると予想されますか。

④耕作放棄地のリスクに対してはどのような対策を考えていますか。特に鳥獣害虫被害、火災、環境悪化、地域経済への影響、社会的問題などについて、具体的な対策をお聞かせください。

⑤耕作放棄地の増加が地域の治安や景観に与える影響について、どのような認識をお持ちでしょうか。また、これらの問題に対する予防策や対応策についてお聞かせください。

⑥小山町の各地域に地域ふれあい農園を造ることに對し、どのようにお考えでしょうか。

⑦地域ふれあい農園の管理運営について、町行政やJAが指定管理者制度などの手法を用いて関与する可能性はありますか。また、この取組に対する補助金や行政投資についてのお考えをお聞かせください。

以上で質問を終わります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○経済産業部長（大庭和広君） 白井議員にお答えをいたします。

初めに、2050年農業従事者激減時代への備えについてのうち、過去3年間の農業担い手の推移状況についてであります。

農業法人の数は、2021、22年度が6法人、23年度が7法人であり、受託農業者は、2021、22年度が64人、23年度が60人、自営農家を含む農家数については、各年ごとのデータがないため、5年ごとに調査している農林業センサスによりますと、2015年は704戸、2020年は651戸であり、特に自営農家を含む農家数は減少しております。

次に、10年後の農業の担い手による耕作は全体の何%が可能か。また、耕作放棄地は何%になると予測されるかについてであります。

本町の2023年の農地面積は535ヘクタールで、10年前と比較すると61ヘクタール、割合にして約11%減少しております。今後も同程度の水準で推移すると仮定した場合、10年後の農地面積は約476ヘクタールになると予測されます。

また、耕作放棄地は、2023年度が16ヘクタールであり、農地面積全体の約3%となっております。農地面積が減少する一方、耕作放棄地はここ数年横ばいで推移しており、全国的にも同様な傾向が見られます。このことから、10年後の耕作放棄地の面積も同様に推移するものと仮定した場合、耕作放棄地は農地面積全体の約3.4%と予測されます。

次に、耕作放棄地のリスクに対する対策と耕作放棄地の増加が地域の治安や景観に与える影響についての認識と予防策、対応策についてであります。

農地は、農業生産にとって最も基礎的な資源であるとともに、治水や地下水の涵養の機能を果たすなど、我々にとって必要不可欠な財産であります。耕作放棄地の増加は、食を支える大切な農地の減少だけでなく、病虫害の発生源や有害鳥獣のすみかとなり、周辺農地に悪影響を及ぼす上、地域の治安や農村景観の悪化につながると認識をしております。

耕作放棄地の対策につきましては、その解消には多額の費用と労力を要することから、その発生を未然に防止することが重要であると考えます。そのため、農地の基盤整備を推進することや、農地中間管理事業を活用した農地利用の集積・集約化を図ること、また、地域の共同活動に対する交付金を積極的に活用し、地域農業を活性化することが耕作放棄地の発生防止に有効であると考えております。

現在、町では、地域での話し合いを通じて農業の将来像を取りまとめる地域計画の作成を各地域で行っております。将来の農地利用について、地域でしっかりと話し合い、課題や対策について共有することが重要であると考えております。

次に、各地域に地域ふれあい農園を造ることに対する考え、また、運営に行政が関与する可能性についてであります。

現在、町内には、町で開設している足柄ふれあい農園があり、今年度から指定管理者制度を活用し運営しております。利用者に対する栽培指導や農機具の貸出しなど、農作業の未経験者にとっても利用しやすい農園であり、好評をいただいております。

ふれあい農園につきましては、管理運営などに対する課題もあると思いますが、町民の方々が農作物を栽培、収穫する喜びを得ることのみならず、農の理解促進に加え、農地の利活用など多様な効用が期待できるものと考えております。

今後、地域で行うふれあい農園の取組や管理運営に対する支援については、地域の声を聞きながら検討していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○5番（白井光昭君） 再質問をさせていただきます。

まず、耕作放棄地の将来予測についてです。

研究所報告では、農家戸数が、2040年に約半数、2050年には2割になる予測であります。御回答では、耕作放棄地が今後も現状維持で推移するとのことでした。この予測はあまりに楽観的ではないでしょうか。特に、我が町は中山間地域に属しており、農業の生産性を高めることが非常に難しい状況にあります。例えば、東北地方の平野部とは異なり、傾斜地にあるほ場は面積が狭く、ほ場間に草地が多く存在します。これにより、草刈りなどの副次的な作業が増加し、農業機械の移動時間も多くなるため、効率的な農業経営が難しくなります。さらに、地球温暖化の影響で、酷暑の中での農作業が敬遠され、農業法人の社員不足が増し、農業法人の維持は困難になると思います。

その結果、農地を農業法人に提供または貸与することが可能なケースは限定的であり、耕作放棄地が増えるリスクが高まると考えられます。このような中山間地域特有の課題を踏まえた上で、耕作放棄地が現状維持で推移するという予測がどのようにして立てられたのか、その根拠を再度詳しく説明いただきたいと思っております。また、もし予測が誤っていた場合に、どのようなリスクが

生じると考えているのか、具体的な影響についてもお聞かせください。

次に、耕作放棄地のリスクと対策について、お尋ねします。

御回答では、耕作放棄地のリスクについて認識が示されましたが、具体的な対策としては、農地の基盤整備や農地利用の集積・集約化、地域の共同活動の支援が挙げられております。しかし、さきに述べたように、中山間地域では、ほ場の集積・集約化が平野部のように進むとは限らず、これらの対策は現実的な解決策として不十分に感じられます。

特に、耕作放棄地が増加することで生じる鳥獣害虫被害、火災、環境悪化などのリスクに対して、具体的な防止策や早期対応策がもっと必要ではないでしょうか。こうした問題に対し、当局としてはどのような緊急対策を講じる予定があるのか、より具体的にお答えいただけますでしょうか。

また、町民へのリスク共有と啓発についてもお聞きします。

農業や食料供給に関するリスクが地域全体に及ぶ深刻な影響について、町民が十分に理解し、共に解決策を考えるためには、積極的な情報共有と啓発活動が不可欠です。この回答では、地域計画の策定や話合いの重要性が強調されていますが、町民全体にこの危機感を広めるための具体的な施策が示されていないように思います。例えば、町民向けの説明会やワークショップ、または学校教育において、農業の重要性を学ぶ機会の提供など、具体的な取組を行う計画はありますでしょうか。

最後に、地域ふれあい農園の展開についてお伺いします。

町内の足柄ふれあい農園が成功していることは喜ばしいことですが、この成功を踏まえ、他の地域にも同様の農園を展開する計画があるのか、また、その運営に関して行政がどの程度関与するのか、具体的なビジョンをお聞かせください。さらに、農業の理解促進や地域活性化のため、これらの農園が果たす役割について、どのように評価されているのか、そして今後の展望を詳しく説明いただければと思います。

以上、幾つかの点について、再度お伺いします。

町民の皆様が、将来の農業や食料供給に関するリスクを理解し、共に解決策を見つけていくために、当局として積極的な対応を期待しております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○農業振興課長（安部将彦君） 臼井議員の再質問にお答えします。

最初に、耕作放棄地が横ばいで推移するという予測の根拠についてであります。

地域計画の策定に向け、昨年末に、町内全農家を対象とした農地利用意向調査を実施しました。

その調査の中で、「現在の耕作状況について」、自家で耕作、管理のみと回答した割合と、「今後の農地の利用について」、自家で耕作、管理のみと回答した割合が同程度でありました。

この結果から、今後10年後においても、自家の農地については耕作、管理する意識が高く、す

ぐに耕作放棄地にはつながらないものと判断したものであります。

次に、耕作放棄地が増加することで生じるリスクについてであります。

さきの答弁のとおり、耕作放棄地の発生を未然に防止するために、各種取組を推進することは重要であり、農地の利用を図るためには、新たな農業の担い手の育成や省力化のためのスマート農業の取組、集落単位での法人化への取組なども重要であると考えております。そのためにも、地域での話し合いを通じて、課題や対策について意見共有が必要であると考えており、地域計画の取組と併せ、定期的な話し合いの場を推進し、農地が有効に利用されるよう取り組んでまいります。

次に、町民へのリスク共有と啓発について、町民向けの説明会や学校教育において農業の重要性を学ぶ機会の提供などに取り組む計画についてであります。

先月、町民の皆様を対象に、「農のある暮らし実践セミナー」を開催し、自然農法を取り入れた誰でもできる野菜の栽培方法や、自分で育て自分で食べる自産自消の取組など、農に関わる手軽さや楽しさなどを発信いたしました。

学校教育においては、小学校5年生のお米の学習を各校で実施するとともに、学校給食への地場農産物の活用など食育の取組も推進しております。また、農業委員会と連携したこども園ファームにも取り組んでおり、今後も農業の重要性を学ぶ機会を提供してまいります。

最後に、地域ふれあい農園について、他地域にも同様に展開する計画及びビジョンがあるか、また、ふれあい農園が果たす役割の評価と今後の展望についてであります。

足柄ふれあい農園と同様の農園を他地域へ展開する計画については、現在はございません。先の答弁のとおり、ふれあい農園が果たす役割は、町民の方々が農作物を栽培、収穫する喜びを得ることのみならず、農の理解促進に加え、農地の利活用が図られるなど、多様な効用が期待できるものと認識しております。多くの町民が土に触れ、楽しさ、すばらしさを創出する場である地域のふれあい農園について、開設や管理運営の支援など、地域の声を聞きながら検討してまいります。

以上であります。

○5番（白井光昭君） 以上で質問を終わります。

○議長（遠藤 豪君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、9月9日月曜日 午前10時開議

通告による一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後1時52分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 遠 藤 豪

署 名 議 員 臼 井 光 昭

署 名 議 員 小 林 千江子

令和6年第4回小山町議会9月定例会会議録

令和6年9月9日（第5日）

召集の場所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 石原 和美君 2番 池谷 元君
3番 平野 正紀君 4番 牧野 恵一君
5番 臼井 光昭君 6番 小林千江子君
7番 室伏 辰彦君 8番 鈴木 豊君
9番 藺田 豊造君 10番 渡辺 悦郎君
11番 米山 千晴君 12番 岩田 治和君
13番 遠藤 豪君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	室伏 博行君
教 育 長	勝俣 純君	政 策 監	湯山 博一君
未来創造部長	遠藤 正樹君	企画総務部長	長田 忠典君
危機管理局長	高村 良文君	住民福祉部長	山本 智春君
経済産業部長	大庭 和広君	都市基盤部長	清水 良久君
教育次長	野木 雄次君	企画政策課長	勝又 徳之君
地域振興課長	小野 正彦君	総務課長	渡邊 徹君
社会福祉課長	長田 孝代君	長寿介護課長	杉山 則行君
健康増進課長	伊藤 和彦君	生涯学習課長	石田 洋丈君
総務課総務法規・監査班長	山口 紘史君		

職務のために出席した者

議会事務局長	後藤 喜昭君	議会事務局書記	鈴木 史幸君
会議録署名議員	5番 臼井 光昭君	6番 小林千江子君	

散 会 午後1時48分

(議 事 日 程)

日程第1 一般質問

10番 渡辺悦郎君

1. 町営学習塾について
2. 異文化交流の強化について

6番 小林千江子君

1. 町民協働型のまちづくりの更なる取り組みに関して

4番 牧野恵一君

1. 小山町役場職員の高額給与について

3番 平野正紀君

1. 健康寿命延伸に向けての取組は
2. 障がいのある方が生き生きと暮らすまちづくりを

議

事

午前10時00分 開議

○議長（遠藤 豪君） 本日は御苦労さまです。

ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

議員の質問場所については、一括質問一括答弁方式の場合は、最初は執行機関側の壇にて質問し、再質問からは議員側の壇で、一問一答方式の場合は、最初から議員側の壇で質問を行います。

当局側の答弁場所については、一括質問一括答弁方式の場合は、登壇にて答弁し、一問一答方式の場合は、大項目の最初の答弁は登壇にて答弁し、次の質問からは議席にて答弁を行うこととします。再質問については、全て自席で答弁を行うこととしますので、御協力をお願いします。

日程第1 一般質問

○議長（遠藤 豪君） 日程第1 これより一般質問を行います。

通告順により順次発言を許します。

最初に、10番 渡辺悦郎君。

○10番（渡辺悦郎君） 本日は、一括質問一括答弁方式にて2件の質問を行います。

町長再就任後、1年4か月を経過しました。今回の質問は、昨年9月定例会において質問しました町長マニフェストの一丁目一番地に掲げている子育て教育100年の計への挑戦の中の答弁から2件の質問を行います。

未来を担う子ども達への対応は、よりスピード感を持って行わなければ意味がないと私は考えております。中には、慎重に進めなければならない、町民一人一人の意見を反映するために時間をかけて意見を聴取すべきと考える方もいますが、子どもは1年をたつと園生から児童に、また児童から生徒へと進んでまいります。政治はスピード感を持って停滞から前進というキャッチフレーズに共感しているところであります。

昨年9月定例会におきまして、答弁されました関連の2件の質問であります。

まず最初に、町営学習塾について質問いたします。既に須走の旧JA富士伊豆農業協同組合建屋を購入し、今年5月から開始をしている事業であります。

次の件について、伺います。町営学習塾の現状を伺います。履修者の状況、学年、履修科目、地区別等についてお答えください。

次に、今後の展開について伺います。

2番目の質問です。次に、異文化交流について質問いたします。昨年の質問で、外国語指導助手（ALT）以外に生きた英語の教育ができないかと伺いました。その際に、一般財団法人自治

体国際化協会、通称CLAIRと申しますけれども、CLAIRの語学指導等を行い、異文化交流を行う国際交流員（CIR）の受入れを進めたいとありました。ALTについては、多くの町民が学校での授業や地域活動に参加して概要を周知しているところではありますが、CIRについては、概要さえ知らない町民が多く、私自身も詳細について分からないため調べてみました。ALT、CIR、そしてスポーツ国際交流員（SEA）は、JETプログラムという総務省、外務省、文部科学省、そして一般財団法人、自治体国際化協会が行っているJETプログラムの中の授業であることを再認識した次第であります。

昨年、2023年7月時点のデータになりますが、ALT、CIR、SEAの参加者は、ALT5,355人、CIR468人、SEA8人、合計5,831人となっております。グローバル化する社会において、JETプログラムは町にとっても未来を担う子ども達にとって魅力あるまちづくりの一端と推測するところであります。特にJETプログラム参加者のうち1割にも満たない国際交流員の招致は、町にとってとても有効だと考えております。

そこで、昨年の町長答弁にありました国際交流員（CIR）について、次の質問をいたします。

まず最初に、国際交流員を招致しているのか伺います。次に、国際交流員の職務内容について伺います。最後に今後の展開について伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 渡辺議員にお答えいたします。

はじめに、町営学習塾の状況についてであります。

町営学習塾につきましては、本年3月20日に、須走地区の旧JA富士伊豆須走支店の建物を一部改修して開塾し、4月末までを無料体験期間として約70人の小中学生に体験していただきました。無料体験後5月1日からは正式に入塾していただき、8月1日現在で62人の児童・生徒が通っております。小学生は基礎学力と算数、中学生は数学と英語のどちらか、または両方の受講が可能で、17時からと18時30分からの2回、それぞれ80分の時間枠を設け、月、火、木、金の4日間から子ども達が選んだ曜日で受講しております。

小中学校別の受講状況につきましては、小学生は合計25人で、内訳は須走小が4年生10人、5年生3人、6年生6人の計19人、成美小が4年生1人と6年生2人の計3人、北郷小が5年生2人と6年生1人の計3人、明倫小と足柄小は0人となっており、教科につきましては、基礎学力13人、算数19人が受講しております。中学生は合計37人で、内訳は、須走中が1年生、3年生各9人、2年生7人の計25人、小山中が1年生5人と2年生1人の計6人、北郷中が1年生4人、2年生、3年生各1人の計6人で、教科につきましては、数学が36人、英語29人が受講しております。

今回開設した塾は、全国各地で展開する明光ネットワークジャパン、いわゆる明光義塾と連携して運営をしており、講師が大勢に一括で教える講義形式ではなく、各個人のIDとタブレットを活用したAI教材による一人一人の弱点や理解度に合わせた学習を行っております。また、定

期テスト前の対策や夏期講習など、学校のカリキュラムに応じたメニューを実施し、多くのデータや知見を有する民間事業者のノウハウを活かした運営により、児童生徒からの評判は、割り算の筆算が少し得意になった、学校の授業がより分かりやすくなったなど好評価の意見を多くいただいております。

授業運営については、現在、会計年度任用職員と人材派遣の2人のスタッフで行っておりますが、今後は、国の地域活性化起業人制度を活用し、スタッフを増員して、更に運営を円滑にできるよう充実させてまいります。

実際に始まってみますと、須走地区以外にも先ほど学校別の人数を申し上げたとおり、他地区から通っている子ども達があります。今後は、他地区のニーズや要望を把握し、他地区への開設を検討していきたいと考えております。

次に、異文化交流の強化についてのうち、初めに、国際交流員を招致しているのかについてであります。

本町では、JETプログラムの語学指導等を行う外国青年招致事業を活用し、本年8月から1年間、国際交流員を招致しております。国際交流員として本庁に勤務していただいている方は、カナダ出身のジョン・アンドリュースさん、愛称はジャックといいます。ジャックさんは日本語能力が非常に高く、日常会話から基礎的なビジネス用語まで使いこなすことができます。その能力を十分に発揮していただき、職員や地域住民との異文化交流や語学指導など、幅広い分野で活躍していただくことを期待しているところであります。年齢は28歳で、月曜日から金曜日の8時30分から16時30分まで地域振興課に席を置き勤務しております。また、今月広報おやま9月号でも紹介をさせていただいておりますので、ぜひ御覧いただきたいと思っております。

次に、国際交流員の職務内容についてであります。

国際交流員が来日する前の本年6月と来日後に関係する部署の職員で意見や要望を聞き、業務内容について検討を行いました。具体的には、海外向けにSNSを活用し、町の魅力を発信する、町民向けの英語教室や外国人向けの日本語教室、外国人町内転入者への案内文書の翻訳、また小山町国際友好協会と協力して、きんたろうひろばでの英語教室や英語スピーチコンテストの支援など、町全体の業務に携わっていただく予定となっております。今後、関係部署等とスケジュール調整を行い、小山町ならではの活動、外国人目線での活動をしていただきたいと考えております。

次に、今後の展開についてであります。

これから本町を担っていく子ども達が国際社会で活躍していくためにも、国際交流の機会の提供は大変重要であると考えております。そのため、国際交流員が積極的に地域やこども園、小学校、中学校などに出向いての文化学習などに取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○10番（渡辺悦郎君） 再質問させていただきます。

まず、町営学習塾についてであります。

短期間での参加率としては順調と推察できます。そこで次の点について質問いたします。

教科目について伺います。受講者のニーズにより内容について、ある程度の考慮はできるのか伺います。

次に、須走地区以外からまとまったの受講ができないかとの声があると聞いております。他地域での開校の予定はないか伺います。

大きな2番です。異文化交流について伺います。

質問の通告を広報おやまや議員懇談会においてミスタージャックの紹介がありました。町の国際交流都市ミッション市ではありませんが、カナダからおいでいただいていること、また、本人の明るく素直な人柄や町民老若男女を受け入れてくれるすてきな笑顔を拝見して、頼もしく感じるところです。そこで、次の質問であります。

繰り返しになりますが、業務内容が多岐にわたっておりますが、特に町民との交流についてどのように携わっていくのか伺います。

次に、業務内容から期待するところが大き過ぎないか心配しております。増員についての考えを伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 渡辺悦郎議員の再質問にお答えさせていただきます。

初めに、町営学習塾についてであります。

そのうち、受講者のニーズなどにより、ある程度の考慮ができているのかについてでありますけれども、教科目の追加についてお答えいたしますと、小学生については、今後、英語検定の受験を想定した英語の追加を、中学生につきましては、理科、社会の追加をそれぞれ検討しております。まずは受講生限定で試験的に導入することを考えております。また、教室の広さや授業数、講師の人数に限りがありますので、本格的に導入するための運用上の課題や受講生、保護者の反応を見ながら検証してまいりたいと考えております。

次に、他地域での開校の予定についてでありますけれども、町営学習塾の運営に当たっては日々改善を繰り返しております。テスト期間や長期休暇の特別開校や、先ほどお答えしました教科目の追加など、様々な取組を試験的に行いながら、年間を通じた町営学習塾の効果的な運用方法の確立を目指しているところであります。まだその確率が十分でないところもございまして、また、他地域での横展開に当たりましては、そういった運用方法の確立や会場、講師の確保などが必要となりますことから、まず、現在の須走地区の授業を確立させていただくということで授業に注力させていただき、今後スムーズに横展開が早急にできるよう土台をつくっていきたいと考えております。

次に、異文化交流についてであります。

ジャックにつきましては、今現在の町民の交流につきまして、非常に積極的に活動を既にしていただいております。一昨日、先週でありますけれども、明倫小学校の稲刈りに参加をしたり、昨日は総合文化会館で開催いたしましたMOVIE CAMPにも参加して、町民の皆さんから、1人から記念撮影を求められたりとか、そういったところにも参加したり、今月17日にはきんたろうひろばで行われる英語であそぼうにも参加を予定しております。町で開催するイベントには積極的に参加していただき、町民との交流を図っていきたいと考えております。

次に、増員についてでありますけれども、町では国際交流が大変期待されているところでありますけれども、国際交流員の今はジャックでありますけれども、交流員の負担が大きくなるような業務の調整をしていきたいと考えております。また、必要に応じて増員も検討していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○10番（渡辺悦郎君） 再々質問をさせていただきます。

ただいまの答弁で、町では町営学習塾において施策を進めながら問題点を解決、または修正して、より良い学習環境を整えていくというふうに理解しました。また、国際交流員についても積極的に活動していただき、小山町の情報発信に加え、町民との触れ合いを設けていただき、文化の交流を進めていただくと理解したところであります。

そこで町長に伺います。

私は、子育て世代に夢ある事業の推進をスピード感を持って進めていくことが結果をもたらすと確信しております。町長の所見を伺いたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 渡辺議員の再々質問にお答えをいたしたいと思っております。

渡辺さんからも御指摘があったとおり、やっぱりスピード感を持ってやるのがまず大事ななということでございます。ALTにつきましては、この後、私、フィリピンへ行っていますが、フィリピンからALTの講師を調整しようということで、これは国の補助事業がございますので、町にはこれ負担はかからないという事業でございますので、これを進めたり、今部長からもお話あったとおり、塾の横展開、これについても今部長の答弁とおり、もうちょっとしっかり足元を固めて、様子を見ながら、来年にはいきませんが、1年置いたぐらいで、また、他地区で横展開をしていこうと、こんなことも考えております。

以上です。

○10番（渡辺悦郎君） 最後に、子育てにおける施策はとても重要だと思います。今回は、今年の町長答弁に基づき、学習塾による学力向上、また国際交流員の活動について質問いたしました。グローバル化時代に対応するために、元となる外国指導助手（ALT）、これを充実し、国際交流員（CIR）により文化や情報を発信、また学ぶことで、未来を担う子ども達に夢ある学習環境

を整えて、住みたい町、住んでもらえる町にするために施策を進めてほしいと願い、質問を終わります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、6番 小林千江子君。

○6番（小林千江子君） 通告に従い、町民協働型のまちづくりの更なる取組に関してを議題とし、一括質問一括答弁にて質問をさせていただきます。

町民協働のまちづくりとは、住民と行政がともに町が抱える課題や町民の希望するサービスに取り組み、住んでよかった、住み続けたいと実感できるまちづくりを進めることです。地方分権の推進から始まり、人口の減少、少子高齢化、危機管理や防災対策、教育や保育の充実、高齢者福祉、子どもの貧困、生物多様性の保全や自然環境の保護、男女共同参画に多文化共生の推進、地域のつながりの希薄化が増し、社会情勢も大きく変化を遂げ、今やこれらの課題は行政だけ、町役場だけで解決するには厳しく、広く町民と行政が協力・連携して公共的な課題に取り組む町民協働という新しい手法が求められています。それはつまり、町民と行政が互いに補い、協力し合いながら政策を進めていく新たなまちづくりのスタイルの構築です。それが町民協働の推進です。

小山町はと申し上げますと、小山町自治基本条例において、まちづくり基本理念及び基本原則として、町民がまちづくりの主体であることを認識し、参加と協働によるまちづくりの推進を図ると基本理念に記しております。また、小山町は町民活動サポートとして、小山町地域まちづくり事業を実施し、地域活動に対し助成を行っております。

しかしながら、小山町地域まちづくり事業を活用するには大がかりな組織体制が求められており、住民が日常生活でふと感じたこと、気づいたことなどを始めるには、少し敷居が高いようにも感じられます。また、例年同じ団体が事業へ申請を行い、新たな事業の展開が弱いようにも見受けられます。地域住民のアイデアが活かされた小山町らしい町民協働まちづくりが浸透し、実施されるにはどうしたらよいか。また、町民の活動が始めやすく続きやすいものになるようには、環境をどう整え、支援していくのがよいか、検証が求められる時期に差しかかっているのではと感じられます。

上記を踏まえ、町に数点お伺いいたします。

まず一つ目に、現在の町民協働の現状と課題をお聞かせください。

次に、地域まちづくり事業に関してお伺いいたします。

現在、町の補助パターンは二通りです。一つ目は小学校区単位の町内自治組織、または、町内自治組織が中心となって小学校区単位で形成されている団体活動へのサポート支援で、限度額25万円の対象経費を100%補助するものです。二つ目が、先ほど説明した団体以外の活動に際し、補助対象経費の3分の2以内、限度額は同じ25万円をサポートするという取組です。25万円という大きな額の支援はもちろん大切ですが、小さくとも始めやすい事業チャレンジを支援できるような取組、例えば1万円から5万円など、補助対象経費を100%出してもらえるような、まずは始め

ることを支援してもらえらるような、スモールステップチャレンジ支援の新設を検討することも有益と感じます。町のお考えをお聞かせください。

次に、町の担当課や町の職員に協力してもらえらる体制づくりに関してお伺いいたします。

何か新しいことをするには、不慣れな環境へ挑戦することが求められます。もちろん、それらを攻略し、自ら切り開く能力も事業を展開する上では大きく求められますが、やはり町民協働を目指すのであれば、ただ単に案件に対し額面上の金額を提供するのではなく、町の担当課や関係する課や職員からサポートが受けられることで、より事業がスムーズに進み、また安心感を持ってチャレンジができる体制づくりも必要かと思われます。町のお考えをお聞かせください。

次に、地域まちづくり事業における補助対象団体の補助条件緩和に関してお伺いいたします。

申請の際、団体として1年以上の実績を有する、また10人以上の者によって組織されているなど、条件における敷居の高さがうかがえます。条件の緩和をすることで、さらなる事業参加者、事業の展開が見込まれますが、見直しの検討に関して、町のお考えをお聞かせください。

次に、新規参加者の開拓と広報の充実に関してお伺いいたします。

冒頭でも申し上げたように、地域まちづくり事業へ申請してくださる事業者が同じ事業者で続いており、やや新規の参入が滞っているように見受けられます。やりたいことがあってもどうスタートすればよいのか分からない、誰に相談したらよいのか分からないなど、新たに参加したい人へ寄り添えるような体制及び広報の工夫も求められるかと思われます。町のお考えをお聞かせください。

最後に、地域課題に当事者意識を持って取り組む人材を育てる講座や町民活動のきっかけをつくる住民の学びの場の創出に関してお伺いいたします。

町民活動の裾野を広げるには、やはり働きかけが大きく影響いたします。例えば、町の課題を探り、その解決を講師やプロを招き実践講座を通して人材の育成ができるような働きかけですとか、以前、小山町が開催していたビジネスプランコンテストのように、町にある人、物などを活用し、実際に町で事業を展開できる人材の育成をプロの講師を招き実践的な講座を行い、最終的には町で起業してもらえらるようなサポート支援を行うなど、町の課題解決や起業しやすいまちづくりを狙う取組や、他市町が開催されている100人ミライ会議など、気軽に交流し、参加者みんなで小山町の未来へ意見交換をする場などの創出が挙げられます。もちろん、これらに限らず、様々な小山町に合った学びや町民活動へのきっかけの場の創出が可能であると考えます。町のお考えをお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 小林議員にお答えいたします。

初めに、町民協働型のまちづくりの更なる取組に関してのうち、町の町民協働の現状と課題についてであります。

町民協働型のまちづくりは、地域住民の生活環境を改善し、持続的かつ魅力的な地域コミュニ

ティを創出する活動であると言われております。町では、地域の特性や実情に合わせて、地域自らが課題解決や地域の活性化に取り組む事業を実施する団体に対し、小山町地域まちづくり事業費補助金を交付しております。地域まちづくり事業費補助金の令和5年度の交付実績は、小学校区単位で形成されている団体では、明倫地区まちづくり推進協議会と、須走まちづくり推進協議会が、その他の団体では金太郎テラスクラブとおやまるおやまの計4団体が補助金を活用してまちづくり事業を実施いたしました。令和6年度、本年度は、小学校区単位で形成している団体が2団体、その他の団体が4団体、計6団体が補助金の交付申請をしております。中でも、明倫地区まちづくり推進協議会は令和3年度に静岡県コミュニティづくり推進協議会主催のコミュニティ活動賞で優秀賞を受賞いたしました。また、昨年度には、須走まちづくり推進協議会が、中部の未来創造大賞推進協議会の主催の中部の未来創造大賞で特別賞の中部経済連合会賞を受賞いたしました。このように補助金を活用して、各団体がまちづくり事業に取り組み、素晴らしい功績を収めております。

課題につきましては、ただいま御紹介したような賞を受賞することにより、事業の成果、その功績が認められますが、一方、地道にまちづくり活動をしている団体に対しては、その成果を数値等で表すことが困難であり、事業の成果を図るが難しいと考えております。

次に、初めての事業チャレンジを支援する補助金の新設についてであります。

小山町地域まちづくり事業費補助金は、団体がまちづくり、地域活動を行う者に対してその経費の一部を助成するものであります。補助金を活用し、1年だけの活動ではなく、団体が継続して活動を行い、いずれは自立してまちづくり事業を行っていただきたいとの考えの下、要綱を定めております。この度の議員提案の初めての事業を行うに当たっての支援も地域の課題解決、地域の活性化の第一歩として有益なものと考えております。したがって、まちづくり事業を進めていただくことを念頭に新たな補助を検討していきたいと考えております。

次に、町の担当課や町の職員に協力してもらえる体制づくりについてであります。

先ほど述べましたとおり、団体が自立してまちづくり事業を進めていただくという目的及び趣旨で補助金を交付しております。まちづくりに係る地域への支援として、現在、各小学校区に地域担当職員を2人配置しております。地域担当職員は、町民と行政が協働してまちづくりを推進するために、町職員と地域のパイプ役として任命をしております。できる限り団体が自立して活動していただきたいところではありますが、必要となったときに、地域担当職員制度の活用などを検討していただけたらと考えております。

次に、補助対象団体の補助条件の緩和についてであります。

先ほどの答弁の繰り返しになってしまいますが、現在の地域まちづくり補助金は継続してまちづくり事業に取り組む団体への補助を考えておりますので、ある程度組織として活動経験があることを条件としております。補助条件の緩和につきましては、先ほど申し上げたとおり今後検討していきます初めての事業の支援の中で考えていきたいと思っております。

次に、新規参加者の開拓と広報の充実についてであります。

まちづくり補助金につきましては、毎年、広報おやま5月号や町のホームページで制度等を紹介しております。また、新たに参加したいがどう始めてよいか分からない、誰に相談してよいか分からないなどにつきましては、今年度から実施しております小山町地域活動促進ラボに相談をさせていただけたらと考えております。小山町地域活動促進ラボとは、町内の地域活動団体の活動を促進するため、運營業務の困り事や活動資金などの相談や各種講座を実施しております。広報おやま8月号でも紹介をさせていただいておりますが、今後はSNS等を活用して幅広く広報をしていきたいと考えております。

次に、小山町に合った学びや市民活動へのきっかけの場の創出についてであります。

本町では、コロナ禍以前ではありますが、ビジネスプランコンテスト、ファシリテーターの養成、地域計画策定や自治基本条例の策定などにおけるサロンのほか、NPO支援などにより協働によるまちづくりの取組を創出してまいりました。具体的には民間の取組ではありますが、駿河小山駅から役場本庁舎周辺におけるまちづくりについて課題を整理し、提案を取りまとめていただいております。また、昨年度は須走まちづくり推進協議会において、静岡県景観アドバイザー3人を招き、登山道入り口周辺の景観形成や今後の修景事業について官民協働で勉強会を実施しております。令和元年度まで4回実施いたしましたビジネスプランコンテストでは、参加された方が実際に町内に起業していただくなど成果があらわれております。その他、小山高校生による高校生議会は、事前学習において地域課題の検討を行い、様々なリサーチを得て高校生議会において提案をさせていただいており、まさに地域課題に当事者意識を持って考え提案し、実践していただいております。これは小山町の将来に大変重要な財産となるものと考えております。

また、豊門公園の利活用においては、これまで課題となっていたまちづくりや文化観光の拠点としての活用について、本年4月から民間による豊門公園利活用トライアル事業を開始しており、8月1日には、甘味処豊門ラウンジがオープンするなど、本格的な事業実施に向け、引き続き公民連携で取り組んでまいります。

意見交換の場につきましては、民間の主催で豊門会館を会場にゲストスピーカーとのトークセッションや交流イベントなどが開催されており、そのコミュニティの広がりを大変期待しております。町といたしましても、まちづくりに向けた学びの場や人材育成、また地域課題解決に向けた公民連携の手法の導入など、今後も積極的に取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○6番（小林千江子君） 6点ほど再質問をさせていただきます。

課題として成果を数値化することが難しいとの御回答がありましたが、それら課題を含め、問題の洗い出しや解決策の検討など、現行制度の評価や検証はどのように行われているのでしょうか、お聞かせください。

次に、まちづくり事業費補助に関して再質問をさせていただきます。

まず、補助金は1年だけの活動ではなく、団体が継続して活動を行い、いずれは自立してまちづくり事業を行っていただきたいとの考えの下、要綱を定めているとの御回答でした。また、組織として、ある程度活動経験があることが条件とされております。確かに、いずれは団体が自立し、継続して事業を活動することが目指すところであり、そのための支援であります。しかしながら、何か新しい、そしてクリエイティブなことを展開するには、それが継続性のあるものなのか、はたまた、需要のあるものなのか等を含め、まずはやってみないと分からない部分もあるかと思われます。

先日、お隣、御殿場市が実施する市民協働まちづくり事業費補助金を活用したイベントに、自分の子どもと参加する機会をいただきました。御殿場駅前にスケートボードの特設ステージを設け、DJが音楽ブースで陽気な音楽を流す中、カラフルなスケートボードとヘルメットをかぶった子ども達に、指導者が技を披露したり、また、教えたりしながら、スケートボードを楽しんでおりました。また、別日には、駅前の神社で地域の歴史を知ろうという活動の中、リアルな甲冑や忍者などの貸し衣装に身を包み、本物の手裏剣を投げ、楽しむなど、場が設けられ、にぎわい創出の場が出来上がっておりました。この活動は、御殿場市が市民協働型まちづくり事業補助の中に定めた募集区分の中のはじめの一步事業として、市の担当課と共同事業にチャレンジしてみようという補助項目で、1団体に1回限りではありますが補助対象経費の100%、5万円を支援する取組で行われていたものです。ここ数年、各地区で子ども会の衰退や婦人会の撤退など、様々な活動が縮小または消滅しております。そのような中、町の担当課と共同で、何か楽しいこと、面白いこと、わくわくすることが実現できるような体制や仕組みができることは、町民のちょっとやってみたいを大きく後押しすることにつながると感じております。新たな補助を検討しましたが、わくわくするような、クリエイティブで面白い企画が実施されやすい補助の検討に関し、町の考えを再度お伺いいたします。

次に、現地地域担当職員を各地区に2人配置し、まちづくりを推進するために町職員と地域のパイプ役として任命しているとの御回答でしたが、残念ながら、地域担当者は顔が見えにくく、また誰が地域担当者なのか分かりづらい、相談しづらい体制にあるように感じられます。もう少し相談体制の段階から参画できるような仕組みが必要かと思われます。

例えば、現状ですと、地域まちづくりの申請に対し、課の担当者が選考されているようですが、審査選考をする段階から地域担当者と意見交換ができるようにするなど、相互での交流ができる仕組みづくりを検討されてみるのはいかがでしょうか。また、審査を意見交換できる方式にすることで、事業者と選考委員会との質疑応答も可能となるため、より良い事業の継続や展開も図れるかと思われます。町の見解をお聞かせください。

次に、小山町地域活動促進ラボの実施に関してお伺いいたします。

こちらの小山町地域活動促進ラボの実施、大変期待をしております。しかしながら、なぜ課を

またいで運営体制となっているのか疑問に思うところです。二つの課に分散させるメリットが見えません。あえて分散させずとも、一つの部署がこの地域活動促進に注力することで、集約化も図りながら積極的に進められるかと思われます。なぜ、あえて部署を分けたのか、その理由をお聞かせください。

次に、令和元年度まで4回実施したビジネスプランコンテストですが、参加された方が実際に町内で起業するなど、大きな実績を上げているにもかかわらず、以降開催されておりません。町民活動のきっかけをつくる講座としては大いに期待ができる催しと思われませんが、今後、開催の計画はおありでしょうか。お聞かせください。

最後に、意見交換の場を民間主催で開催され、その広がり期待をしているとの御回答でしたが、確かに民間によるコミュニティの広がりは大いに期待するものです。しかしながら、それはあくまでも民間の見せる広がりであり、課題や問題点は見えてくるかもしれませんが、それらの解決に向かって取り組むまでには至りません。コミュニティから持ち上がった課題をどのようにそこから消化させ、町で事業化してもらおうのか、そこが町民協働で町が取り組むべき点だと私は考えます。従来のような行政の提案に対して、町民が意見を述べる形の町民参加ではなく、町民と行政が問題の把握の段階から話し合い、施策を講じ、事業の企画ができる仕組みが新たな町民活動をつくると考えます。町のお考えをお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 私からは、小林議員の再質問のうち、5番目のビジネスプランコンテストの今後の開催の計画はあるかについてお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、ビジネスプランコンテストは、平成28年度から令和元年度まで計4回開催をいたしました。令和2年度からのコロナ禍により事業は取りやめとなっております。昨年度から新型コロナウイルスの取扱いが変わり、再びイベントが開催できるようになりましたが、以前のように町単独でのコンテスト開催は大変に困難であり、代わりに、昨年度は静岡県で企業や新規事業に挑む若手人材を対象にした育成プログラム、ジャパン・チャレンジャー・カレッジ in 静岡に後援、協力することといたしました。昨年12月10日に富士モータースポーツフォレスト様の御協力でウェルカムセンターを会場として39歳以下の発表者を募集し、ブラッシュアップした企業アイデアやビジネスプランの最終発表会を行いました。発表者は5組で、小山町内の企業者や小山高校1年生もいらっしやいまして、順位づけはせずに、その場で専門家から直接アドバイスをいただくというやり方で行いました。今年度は、諸般の事情で発表者として想定をしてございました小山高校生の出場や学校側の御協力をいただくことが困難となり、やむを得ず開催を見送ることといたしました。

しかしながら、本年1月に、町の行政アドバイザーでもあります株式会社D o o o x様の御支援の下、町民有志による支援団体クルラー富士おやまが設立をされました。今後は、地域活性化を促進する目的のための新たなビジネスモデル創出事案等に際しては、コンテストの開催等も含

め、当該法人と図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 小林千江子議員の再質問につきまして、順次、回答させていただきますと思います。

初めに、評価や検証についてであります。

現在、先ほど答弁させていただきましたとおり、事業の成果を評価することが課題となっております。評価検証につきましては、現在は実績報告書にて確認をしているところであります。今後は、補助金活用団体から事業実績を発表する報告会などの開催を設けるなど検討し、問題点の洗い出しの検証を行っていきたいと考えております。

次に、面白い企画が実施されやすいような補助の検討についてであります。

最初の答弁で申し上げましたとおり、初めての事業の補助金を検討する際に、それらにつきましても他市町を参考に検討していきたいと考えております。

次に、地域担当職員との意見交換による選考についてであります。

地域担当職員につきましては、区長会で紹介をさせていただいておりますが、各種団体と積極的に関われるようもう少し具体的に広報できるよう検討していきたいと考えております。また、意見交換の場につきましても、議員の御提案のとおり、より良い事業の展開が図られ、町と団体で共同で事業が実施できるものと考えております。こちらにつきましても、選考方法につきましても、他市町を参考に研究をしていきたいと考えております。

次に、地域活動促進ラボ事業につきまして、担当課が違うということでございますけれども、こちらにつきましては、現在、生涯学習課がその事業を実施しているところでありますけれども、こちらの理由につきましては、それぞれの役場の事務につきましては、それぞれ事務分担をしているところであります。その中で規則等に定めがございまして、現在は先ほど申し上げましたとおり教育委員会の生涯学習課が地域活動促進ラボ事業の所掌となっております。NPO法人支援に関わることが生涯学習の事務分掌の中に入っておりますので、その点から専門性の高い法人設立相談や活動助言を可能とするため、生涯学習課において事業を実施しているところであります。地域活動団体によって必要な助言や支援が多岐にわたりますので、引き続き、担当の生涯学習課とも連携し、地域活動促進ラボと連携を図って団体活動の活発化への支援を行っていきたいと考えております。

最後に、新たな市民活動の創出についてであります。

町内の事例といたしましては、須走地区の取組を御紹介させていただいたところでありますけれども、地区主体で地域計画を策定し、地域の将来像に向けて事業を進めていただいております。現在は、地域まちづくり補助金を活用し、活動を継続し、さらに国土交通省の道路協力団体に登録して、町だけでなく国交省、静岡県、NEXCOなどの協力の下、協働により行政の管理区分

が複雑となっております須走口の登山道入り口周辺の景観向上活動を実施されております。市民活動については、今後も地域まちづくり補助金を活用していただきながら支援し、その中で行政の支援や協力の依頼があれば、都度検討してまいりたいと考えております。

社会課題に対して全てにつきまして行政が事業化し実施することは、職員数の適正化も課題となることを見込まれ、更に困難となるものと予想されます。このため、様々な社会課題の対応として地域コミュニティ活動は、今後ますます重要となってくるものと考えておりますので、引き続き支援の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○6番（小林千江子君） 2点ほど再々質問を行わせていただきます。

まず初めに、小山町地域活動促進ラボと小山の課のそれぞれの担う事業分担に関して再々質問をさせていただきます。

先ほどいただきました御回答ですと、小山町地域活動促進ラボは、特定非営利活動促進法（NPO法人）支援に対しての事業実施であり、それ以外の市民活動は町の担当課が対応するというような理解になりますが、そのようなお考えで間違いございませんでしょうか。

であるならば、それら分担にした、分担にせざるを得なかった経緯や目的など、やはり町民にもしっかりと分かりやすく情報の発信をしないことには、混乱を招きやすいのかなとも思います。特に初めてチャレンジをしてみたいと考える方が、どちらに先に行けばよいのか、どちらに相談すればよいのか、分かりづらいかなども感じました。ぜひそちらの方をどのように考えているのか、お伺いさせていただければと思います。

次に、ビジネスプランコンテストについて再々質問をさせていただきます。

私自身が、町が企画してくださったビジネスプランコンテストの参加者の1人でございまして、その当時、大変多くの学びを頂戴することができました。ただ当時のビジネスプランコンテストは、移住・定住の促進を目的としており、参加者を募る際は、都内の方に向けたものが多く実施され、実際に参加者の多くは都内から参加された方が大半であったと記憶しております。そして蓋を開けてみますと、実績として町で、その後実際に起業された方や活動して下さっている方は町内からの参加者で、都内から参加された方の企業や移住は残念ながら見受けられませんでした。先ほどの御回答の中に、若手育成プログラムジャパン・カレッジですとか、今後はクルラー富士おやまと連携をして実施を検討していきたいということでしたけれども、高校生に限らず町内には魅力的な人材がたくさん眠っております。ぜひ、ここはやはり町民に向けた、町民のためのビジネスプランコンテスト等を実施することで、町民の大きな学びにつなぎ、しいては企業や町民活動への大きな一歩へとつなげていくことが大切なのではないのでしょうか。町のお考えをお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 小林議員の再々質問にお答えさせていただきます。

町民との協働事業というのは非常に多岐にわたると思います。今現在、生涯学習課がNPO支援ということで、先ほど言いました地域活動ラボ事業の担当として行っております。その辺が分かりづらいというところは、今後分かりやすく広くPRさせていただきたいと思います。ただ最初に申し上げたとおり、例えば商工であったり、農業であったり、いろいろそれぞれそういった部門によって協働の形というのがあると思いますので、そこはそれぞれの担当部署と関係する部署とが連携をして、うまく市民協働、町民協働というところを盛り上げていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 小林議員の再々質問にお答えをいたします。

町民主体のビジネスプランコンテストをもう一度再考ということでございますが、先ほど申し上げましたとおり、まずはクルラー富士おやま等の設立団体とともに検討してまいりたいと考えてございます。

以上であります。

○6番（小林千江子君） 以上で質問を終わりにいたします。

○議長（遠藤 豪君） それでは、ここで10分間休憩します。

午前11時03分 休憩

午前11時13分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番 牧野恵一君。

○4番（牧野恵一君） 私は、小山町役場職員の給料、ボーナスが高過ぎるのではないかということについて一問一答方式で質問いたします。

誰も他人の給料が高いの低いのという議論は好き好んでするテーマではありません。しかし、役場職員、公務員の給料は、税金の配分という性格である以上、ほかの公共事業と同様に關心を持ち、絶えず検証する対象であるとする次第であります。いつか誰かがどこかで議論しなきゃならないテーマであると思って今回質問いたします。

まず、一問目ですが、小山町職員の給料ボーナスは全国トップクラスでありますけども、町長はこの状況をどう受け止めているか伺います。

初めに、小山町役場職員の年収、給料とボーナスの合計がどうなっているかという状況でありますけども、令和5年4月1日に総務省が発表いたしました地方公務員給与実態調査を基にしまして、民間の経済誌において公務員の年収が高い自治体ランキングトップ300、これらを基にして質問をするものであります。

全国とは47都道府県と1,741市町村でありますけれども、小山町は全体の190位であります。内容的には、小山町職員は平均年齢が43.1歳、支給総額が661万3,000円であります。浜松市が194位で661万1,000円、平均年齢は42.5歳ですから、ほぼ浜松市と同等ということになると言えると思います。このトップ300の中には、御殿場市や長泉町は入っておりません。静岡県で小山町以外にトップ300に入っている町もありません。さらに、信じられないのは、期末勤勉手当、ボーナスについてであります。ボーナスのランクについては静岡県のトップであります。平均で170万9,000円でありますけれども、小山町役場の状況について疑問を禁じ得ません。静岡県の2位が富士市で166万5,000円、3位が袋井、4位が磐田、5位が浜松市で163万2,000円なのであります。近隣の御殿場市が151万700円、長泉町が147万3,000円でした。なぜ小山町が平均で170万9,000円となっているのでしょうか。町長は、こうした小山町役場職員の給料及びボーナスについてどのような感想を持っているのかお答えください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 牧野議員にお答えいたします。

議員が示していただいております年収額は令和5年4月1日時点の自治体職員の給料と諸手当の合計を職員数で割った平均を比較したものであります。令和5年4月1日現在の小山町の一般行政職の平均年齢は43.1歳で、職員数は227人の年齢層を割合で年齢層別に言いますと48歳以上の職員はそのうち89人で全体の39.2%、4割弱を占めております。議員が比較しております御殿場市の平均年齢は40.1歳、長泉町の平均年齢は39.4歳、48歳以上の職員の割合を比較させていただきますと、御殿場市が26.2%、長泉町は32.4%となっております。本町職員の現時点の年齢構成上、ピラミッドの上部が大きくなっており、年齢構成が異なる他市町との年収を比較すると高い部類に入ってしまう状況であります。

ちなみに、国家公務員の給料を100とした場合、地方公務員の自治体ごとを比較するために加重平均した給与水準を指数で示すラスパイレース指数は、令和5年度の本町は98.8となっております。近隣の御殿場市は101.0、裾野市は100.1、長泉町は96.6、清水町は94.9となっており、本町の数値が突出しているとは考えておりませんので、引き続き適正な給与水準を保つように努めてまいります。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○4番（牧野恵一君） 再質問をお願いいたします。

小山町は高齢の職員が多いので収入も多いという趣旨で答弁がありました。しかし、今質問で使っていますデータは、総務省が発表いたしました地方公務員の給与実態調査に基づいているのであります。この調査結果には、平均年齢、経験年齢別の人数、平均給与月額などが掲載されていて、まさに給与等の実態を見れるようになっているのであります。総務省は、この調査の目的を地方公務員の給与の実態を明らかにして、併せて地方公務員の給与に関する制度の基礎資料を

得ることを目的とすると言っております。これほど重要な実態調査なのでありますから、役場ごとに異なる年齢層の分布を斟酌しないことは考えられません。市、町ごとに公表される職員の平均年齢と平均支給額を見て、どちらが高いか低いかを判断することに誤りはないと思います。したがって、小山町役場職員の平均年齢が43.1歳で、ボーナスの支給が県下1位というのは高額過ぎるのではありませんか。再度お尋ねをいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 牧野議員の再質問にお答えさせていただきます。

地方公務員給与実態調査は、確かにその4月1日時点の職員の実態調査でありますので、生の数値を統計的にまとめたものであります。議員がお示しになられたその実態調査に基づき、記事として挙げておりますものについては、諸手当を含む平均給与月額12か月分に期末手当と勤勉手当を加えて算出したもので、実はその記事の中にも注意書きがございます。これらの給与水準は、各自治体の平均年齢に大きく左右される点には留意が必要となります。年功序列型の賃金体系の公務員であれば、年齢が高いほど給与も高くなるからでありますと記載がされております。職員の年齢構成等は考慮されてないと考えております。単なる平均値では、人員構成や学歴、役職段階が異なる他自治体との適切な比較は行えないことから、最初に申し上げましたとおり一般的な指標としてラスパイレス指数があります。ラスパイレス指数は、役職段階、学歴、年齢を同じくする職員同士の給与を対比させ、人員構成で加重平均したものを指数で示したものであります。令和5年度の本町のラスパイレス指数は先ほど申し上げたとおり、国家公務員100に対して98.8であり、本町の給料が突出しているとは考えておりません。

したがって、期末勤勉手当については、この給料を基に、他の自治体と同じ支給割合、支給月数を乗じて期末勤勉手当を算出しており支給しているため、期末勤勉手当においても適正であると考えております。

以上です。

○4番（牧野恵一君） 再々質問であります。

今、総務省がまとめて発表している地方公務員給与の実態調査について、年齢構成に配慮されていないという解釈で答弁がありましたけれども、それは見方が間違っているのではないかと思います。総務省は、市、町ごとに職員の年齢階層が異なるので、全職員の年齢の合計を人数で割って平均年齢を示しております。平均年齢を見れば、この町は高齢の職員が多いとか若いとかの推測ができます。ですから、答弁で引用されました年功序列型の賃金体系の公務員であれば、年齢が高いほど給与が高いというコメントをもって、これまでの質疑の根拠となっている地方公務員給与実態調査は意味をなさないというのではなく、平均年齢と平均支給額を示すことで、実態が正しく表示されているのであります。小山町役場の職員は48歳以上の人が39%を占めるということは、平均年齢を算出することで反映されているはずで、そうした、間違いを総務省が犯すとは思いません。ラスパイレス指数では小山町は突出していないと答弁されましたけれども、やは

り小山町は町の部では1位であります。期末勤勉手当も適正だと言いますが、静岡県で一番高額の平均年齢43歳で170万円が支給されているところでもあります。これを適正だとする役場の考えは、町民の理解は得られないと思います。いかがでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 牧野議員の再々質問にお答えさせていただきます。

先ほど申し上げたとおり、地方公務員給与実態調査は総務省で取りまとめております。それは本当に生のデータを4月1日データで統計としてまとめておりまして、今回、東洋経済オンラインで示しております平均給与というのは、給与実態調査の中では示されていないと思います。なぜなら、平均給与こちらの給与については、単純に給与の合計を先ほど申し上げたとおり、平均給与月額に12か月分を掛けたものでありますので、何もその職員の年齢構成であるとかそういったものは加味されておりません。平均年齢は年齢で算出したものであり、給与は給与だけで、職員数で分母として割ったものですから、それがイコール全職員の給与が高いというのは一概には言えないと思います。

以上であります。

○4番（牧野恵一君） 今の理解の仕方は基本的に間違っていると思います。というのは、そもそも総務省が意味のないデータをつくって提示するわけでもありませんし、その平均給与、それから平均年齢というのは、給与の総額から人数で割っているわけでありまして。それから年齢も年齢の総数から人数で割ってありますから、まさにその平均があらわれていて、その結果が、例えば長泉町の平均年齢が39歳で何万円、小山町の平均年齢が43歳で何万円、したがって、この平均年齢の差と給与の差を見て、この両市町の給与実態というものについてどう判断するのかというその資料になるのではあると思います。

したがって、総務省が単純に人数を平均するって、年齢を平均するとかってどういうやり方になるかイメージが湧いてきませんが、総務省がそういう公務員の給与実態を表すときの重要資料としているのでありますから、使えない、実態を示さないようなデータを示すわけがない。それに今の平均年齢と平均給与の出し方からして、そのことをもって実態を示していないんじゃないかと、平均給与は平均給料をそういう手順を追って出しているわけですから、まさにその市、町ごとの給与実態を比較するときの材料として使われて当然だというふうに思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 部長が再々お答えしているとおりでと思います。牧野さんとは見解の違いと、こういうことになろうかと思えます。決してラスパイレス指数を見たとおりで、御殿場より小山町は低いわけがございますので、そういうことで御理解をいただきたいと思えます。よろしくお願いたします。

○4番（牧野恵一君） これは主義主張の問題ではなくて、極めて科学的な見解の下に判断するものだというふうに思えます。そういった点で、平均年齢、平均支給額については、理解では事実

を踏まえていないということをお話をして今の質問は終わらせていただきます。

次に、2問目に移らせていただきます。

2問目は、令和4年度につくった令和17年度までの長期財政運営計画で、人件費が高いのでこれを抑える必要があると自覚をしながら、以降、毎年増額しているのはなぜかということがあります。

小山町は令和5年に令和17年度までの長期行財政運営計画を策定しまして、その中で、職員数を含めて役場の人件費の削減が重要なテーマだと記述しております。そして、令和3年度の人件費22億7,500万円から1億円を減額することを目指さないと令和9年度の財政状況はとても危険なことになるというふうに記述をしているのであります。ところが、令和4年度に23億4,000万円、令和5年度には24億4,000万円、令和6年度予算が25億5,000万円で、ほぼ毎年1億円ずつ増額しております。令和3年の22億7,000万円を1億円の減額が必要だと説明しておきながら、真逆の人件費を増額しているのはなぜか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 人件費が増えている理由につきましては、近年の人事院勧告に基づき行った措置によるものであります。具体的には、初任給及び若年層の給料月額の上上げや期末勤勉手当の上上げを行ったこと、また、会計年度任用職員の処遇改善による給料表の見直しや勤勉手当の支給等を行ったところであります。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○4番（牧野恵一君） 再質問します。

小山町の行財政運営計画というのは小山町役場自身がつくった計画であって、その中に、小山町役場は人口に対する職員数が多い、また人口に対する職員給料月額が多いということを自ら書いているわけでありまして。それによって、健全な行財政を目指すには、人件費と向き合わなければならないと記述をしているのであります。1回目の質問で触れたように削減目標も示されております。ところが、ただいまの答弁では、長期的な観点から人件費をどのようにコントロールしていくのかという姿勢が見られません。これについて再度確認をお願いしたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 牧野議員の再質問にお答えいたします。

人件費の抑制は経常的経費を圧縮する中で非常に重要なものであるというふうには認識しております。長期行財政運営計画では、令和16年度までに段階的に職員数を11人減らし、会計年度任用職員経費を8割まで減らすことを目標としてシミュレーションし、人件費抑制を目指しているものであります。その中でも令和13年度以降は、59歳以下職員の平均年齢が下がることにより、人件費が大きく減少するものと見込んでおります。歳入歳出のバランスの均衡を保つためにも、中長期にとって人件費の抑制については、分析、検討を継続していくべきものと考えております。

以上です。

○4番(牧野恵一君) 今の質問は今ので終了いたします。

次に、3問目。

そもそも職員の給与やボーナスの額というものは、どういう場所で決めているのかを伺います。小山町役場は、ほぼ毎年職員給料を上げているわけでありますけども、一体どの段階で決定しているのか、最終決定は町長でしょうけども、責任を持って原案を提案するのはどういう組織、あるいは役職なのでしょうか、伺います。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○企画総務部長(長田忠典君) 町職員の給与改定につきましては、人事院勧告、近隣市町の給与改定の状況を参考に、本町の規模、組織、人材確保の側面等を勘案して条例案を作成しております。その後、議会全員協議会で内容を説明し、本会議へ給与条例改正案及び改正に伴う補正予算案を上程して、議決を得て決定しております。

以上です。

○議長(遠藤 豪君) 再質問ありませんか。

○4番(牧野恵一君) 私の質問は、役場内の意思決定、原案の決定についてはどこで行われるのか、例えば、総務課とか、町議とかということについての内容をお尋ねをしたものですから、再答弁をお願いします。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○企画総務部長(長田忠典君) 再質問にお答えいたします。

議員お見込みのとおり、企業担当課である総務課で案を作成し、町議に諮り原案を決定させていただいております。

以上です。

○4番(牧野恵一君) 了解ですけども、再々質問として、お願いですけども、公務員の給与やボーナスというのは、その性格上、政治的な配慮とか、あるいは事務的な積み上げとかのせめぎ合いみたいな部分もあるのかと思いますけど、本当に余計なお世話ですけども、このコーディネーターとしては、恐らく副町長がその任に当たるとしますので、町民の視点を忘れずにしていただくよう要望して、この質問を終わります。

4問目をお願いいたします。

公務員の給与が民間に比べて低い場合は、人事院が改定の目安を示しているわけでありますけども、これに全面的に従うものだと考えているのかどうかということでもあります。

公務員の場合は、労働争議権がない、つまり簡単に言えばストライキを打つことができないので、その代償措置として人事院が国家公務員の給与について民間のそれと同等クラスになるよう勧告し、地方公務員はそれに準拠しているというのが実態だと思います。しかしながら、地方公務員は働く場所、地域の経済力、業務の内容など、全国様々であるので、その市町において、そ

の市町の経済事情や社会状況に基づいて給与、ボーナスを決めているのが実態だと思います。

では、小山町においては人事院の勧告については、どのように受け止めておられるのかお尋ねをいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 人事院の給与勧告は、労働基本制約の代償措置として、職員に対し社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものであり、常勤の国家公務員の給与水準を常勤の民間企業従業員の給与水準と均衡させることを基本に行われております。勤務の対価として、適正な給与を支給する必要がある、適正な処遇を確保することは人材の確保等にも資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤であると考えております。人事院勧告は、具体的な給与改定の方針を決める資料の中で最重要なものと考えております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○4番（牧野恵一君） ただいま答弁いただきましたように、勤務の対価として適正な給与を支給するという考えは、公務員も労働者であるという原理原則からしたらそうであろうと思います。しかしながら、役場職員に求められるのは、地方公務員法でいうとおり、町民全体への奉仕者、サーバンとして仕える相手である町民の暮らしぶりと同様に給与を決めるという考え方は正しくないと考えるのであります。実際、静岡県でボーナスが最低の松崎町は124万円です。人事院の勧告があっても、地域の実情からしたら参考にはしようがないのでありましょう。小山町はこれに比べて170万9,000円でありますけども、これは周囲の民間企業の状況を参考するように求められているわけですが、小山町の民間企業の実態からして整合しているのでありましょうか、お尋ねをします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 再質問にお答えさせていただきます。

先ほど答弁したとおり、人事院の給与勧告は、常勤の民間企業従業員の給与水準と均衡させることを目標に行われており、令和5年、国は全国の約1万1,900の民間事業所、約46万人、県は382の民間事業所、約1万6,000人の個人別給与を調査しております。本町職員の給与は、この人事院の給与勧告を参考に改定を実施していることから、民間企業の給与水準と均衡が保たれていると考えております。

以上です。

○4番（牧野恵一君） 再々質問をお願いいたします。

もともと人事院の勧告は国家公務員に対してなされているものであります。実態としてこれを参考にして自治体が多いと思いますが、実際には、先ほども言いましたけども、経済力の理由で全く縁のない町もあるわけでありまして。ですから、小山町が人事院の勧告に沿っているということをもって適正な人件費だとは断言できないと思うのであります。

先ほどの質問でも触れましたけども、総務副大臣からの助言で触れているように、給与改定に当たっては、地方公務員については、地域によって格差が大きい状況があるので、適切に対処するよう求めているのであります。小山町職員の給与とボーナスについては、町内企業の水準と均衡を保たれていると考えているのか再度お尋ねします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 再々質問にお答えいたします。

自治体の中におきましては、独自で人事委員会を設けまして、給与等についての検討等をしていただいているところもあると思いますが、本町におきましては、特に人事委員会は設けておりません。したがって、何を参考にするかといいますと、先ほど申し上げたとおり、最重要である国の給与勧告、もしくはまたは県で出しております給与勧告を基に、民間企業とのバランスを見ているところでありますので、独自で民間企業の調査はしておりません。ぜひそのところは御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○4番（牧野恵一君） 4番目の質問は以上で終わります。

次に、5問目をお願いいたします。

5問目の内容は、各種料金の町民負担と役場職員の給料とのバランスというものは考慮しないのですかという質問です。

例えば、小山町では、去年までの介護保険料は月額6,200円で、近隣の御殿場、裾野、長泉などと比べると、年額で1万円も高い保険料を集めていたのであります。役場職員の給料やボーナスの額を決めるときには、その原資を納めている町民に求めている税や料金とのバランスを考えるべきだと考えるのですが、いかがでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 税は地方税法に基づきまして、また介護保険料などの各種料金は法令やそれに基づく計画の中で、例えば介護保険料ですとサービスの供給量であったり、そういったところの収支を見込み保険料の算定がされているところであります。税や料金の負担と職員の給与とは特に関連はないというふうに考えておりますので、特に考慮はしていない状況でございます。

以上です。

○4番（牧野恵一君） 再質問いたします。

質問の仕方が悪かったのだと思いますけれども、町民に高い負担を求めざるを得ないときには、役場職員も苦しみを共有しなければならないのではありませんか。そういう姿勢で給与が決定されるのではないかというのが質問の趣旨であります。町民と役場職員は運命共同体ですから、町民はアンハッピーだけど役場職員はハッピーだというような構図の給与の決定はしないと思いません。確認のため、再質問させていただきます。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 再質問にお答えいたします。

町の役場の職員は小山町の町民のために働いております。当然、町民が苦しんでいれば、役場の職員も一緒に苦しみを味わいます。財政状況が著しく悪化した自治体におきましては、具体的には特別職や職員の給与を下げているケースもありますが、本町は現在そのような状況ではないことから、職員の給与は、地方公務員法第24条の規定に基づき、国及び他の地方公共団体の職員、民間事業の従業者の給与等の均衡を基本としております。

以上です。

○4番（牧野恵一君） 再々質問であります。

質問ではありませんけれども、今、答弁いただいたような、要するに町民との向き合い方についてお尋ねをしたわけでありまして、今ここで給料を下げるとかという議論をしているわけでもありません。答弁の中で、地方公務員法第24条の規定に基づきというふうに答弁されております。この24条では、地域の経済事情等を斟酌してやりなさいよということが書いてあるわけですので、そういう基本的な認識をされていると理解いたしましてこの質問は終わります。

6問目であります。

今まで議論をしてきたわけでございますけれども、小山町役場職員の給料、ボーナスを常識的なレベルまで下げる考えはないかということでもあります。

地方公務員の給与改定については、総務副大臣から助言という形で通知が出されております。通知の内容の一つは、地方公共団体、役場においては、国家公務員は民間の給与水準を上回っている場合は、適正化のために必要な措置を講ずるよう求めているわけでもあります。小山町役場の場合は、平均年齢、それからボーナスの額からして、ボーナスについては静岡県のトップなっております。参考にすべき町内の企業の状況を参考にしていると、町内の状況を調べた上での結論ではないということは先ほどの答弁でもされていまして、御殿場市が151万円、長泉町が147万円ということを考えれば、幾ら手続は踏んでいるとは言いながら、実際の金額では大きな差があるということについては否定できないと思います。今後の取組について、ダブる部分もあるかと思いますが、お考えを伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 給与制度につきましては、先ほど申しました地方公務員法第24条の規定に基づき、国家公務員との均衡の原則を基本としながら、人事院勧告や本町の規模、組織、人材確保の側面から近隣自治体の状況等も勘案して決定しております。繰り返しになりますが、本町のラスパイレス指数は国家公務員の給与との比較、均衡を保たれていることから、また、期末勤勉手当の支給率も近隣市町と同じであることでありますから、適正なレベルであると考えております。今後は、年齢層の高い職員が退職することにより、平均年収額も下がっていくものと考えております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○4番（牧野恵一君） 繰り返しの質問で本当に申し訳なかったですが、ここまでの答弁でいきますと、適正に対応すると言いますが、適正というのはすなわち人事院の勧告による姿勢を堅持するというようにも理解されます。しかし、町によっては勧告どおりには賃上げをしない、できないところも多いのは事実であります。それは伊豆地方の市、町を見れば明らかであります。

そこで要望でありますけれども、今後、職員給与について検討する際には、行政のコーディネーターに当たる人におかれましては、給与ボーナスに関する小山町の現状を第三者を含めて分析を行い、科学的な根拠をもって町民に説明していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 再質問にお答えさせていただきます。

客観的な根拠として、何度も申し上げますがラスパイレス指数があり、本町のラスパイレス指数は国家公務員との給与の均衡が保たれていることから、適正なレベルであると考えているところでございます。小山町役場の職員は市などの自治体の職員数と比べまして少ない人数の中、日々一生懸命に業務に当たっております。今まで申し上げたとおりで、小山町役場職員の給与が高過ぎることは決してありません。

以上であります。

○町長（込山正秀君） 牧野議員の質問にお答えしたいと思いますが、国、県の人勧の指導、これはもう小山町としては重視していきたいということでございまして、今ありましたコーディネーターを導入して分析云々かんぬんございましたか、その必要はないと思いますので、その辺を御理解いただきたいと思います。

○4番（牧野恵一君） 全体を通して、今の給与はボーナスの決め方については正しくやっていますよということでありました。しかしながら、今の額について多いか少ないかという回答は残念ながら聞かれておりません。この金額は適切であって見直す余地はないというふうなお考えのようでありますけれども、しかし、町民の皆さんの中には厳しく評価する声もあるということを確認して業務に当たっていただくことをお願いして、質問を終わります。

○議長（遠藤 豪君） それでは、ここで午後1時まで休憩します。

午前11時43分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番 平野正紀君。

○3番（平野正紀君） 私は、通告に従い、2件の問題について一問一答方式で質問させていただきます。

初めに、健康寿命延伸に向けての取組はの質問です。

健康文化都市への挑戦は、町長マニフェストに掲げる九つの柱の一つであり、その中で、日本一の健康文化都市を目指し、(仮称)健康寿命を伸ばそう条例を制定するとあります。このところの町政運営は、大型投資事業や教育、子育て施策の推進に力を入れているものの、町民の健康づくりに関する施策についてはあまり聞かれず、実感がありません。しかしながら、新たな取組として、デジタル田園都市国家構想交付金事業の採択を受けて、おやま健康マイレージ事業を科学的根拠に基づく健康事業とする健康インセンティブ事業へと展開していくなど、DX事業推進と併せた健康づくり施策は大いに期待が持てるものであります。

来るべき2040年問題では、全人口に占める65歳以上の高齢者の割合が約35%に達すると予測されていて、その状況下では、現在の医療、介護、年金などの社会保障制度の持続性に関する懸念が指摘されており、小山町においても今のうちから周知な準備が必要と思われます。町民が安心して健やかな暮らしを送るためには、言うまでもなく健康増進、疾病予防、フレイル予防を始めとした各種の介護予防への取組をより身近なものにして、誰もが実践できるような施策と体制づくりが肝要であります。今後、町が目指す健康寿命延伸に向けての取組はどのようなものか、町長マニフェストに掲げる事業についての方向性や進捗度はどのようなものであるか質問いたします。

初めに町長にお聞きします。(仮称)健康寿命を伸ばそう条例を制定するに当たっての趣旨はどのようなものか伺います。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○町長(込山正秀君) 平野議員にお答えをいたします。

この健康寿命を伸ばそう条例の制定は、私がマニフェストに掲げる九つの柱の一つ、健康文化都市への挑戦の中で一番に掲げている施策になります。私はこれまでも小山町を元気にするという決意を持って、未来拠点事業をはじめとする様々な事業に取り組んできておりますが、何より町民の皆様が健康で、生きがいを持って自立した生活を続けられる健康寿命を伸ばすことが重要だと考えております。この条例を制定することで、より多くの町民の皆様に関心を持っていただき、自ら日常的に健康づくりに取り組んでいただける動機付けになることを期待するものであります。町民が自ら意識して健康づくりに取り組むことで、日本一の健康文化都市の実現を目指してまいりたいと思います。

○議長(遠藤 豪君) 再質問はありますか。

○3番(平野正紀君) ありません。

それでは、具体的な質問をさせていただきます。

静岡県が県内市町の健康指標の一つとして独自に算定し、公表していたお達者度は、令和5年に令和2年度の実績をもって終了したとのことですが、これに代わる町が進める健康づくり事業の指標となるものはあるのか伺います。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○住民福祉部長（山本智春君） 令和5年度の公表をもって終了した静岡県独自指標のお達者度に代わる新たな指標として、全国共通の基準である平均自立期間を導入しており、昨年度策定した小山町保健計画にも目標指標として掲載しております。本町の令和3年度の平均自立期間は男性で78.9年、女性で85.0年であり、保健計画の中では、令和15年度の目標値を男性80.7年、女性86.8年に設定しています。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありますか。

○3番（平野正紀君） ただいまの答弁に対しまして伺います。

平均自立期間を算定する定義が分かりませんので、具体的に要介護度が幾つだとか、身体状況がどのような状況だとか、分かりやすい説明をお願いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（伊藤和彦君） 平均自立期間とは、日常生活が自立している期間、介護度でいきますと要介護度1までの期間の平均であります。計算に使用するデータは市町ごとの死亡データ、住民基本台帳の人口データ、要介護度2から5の介護認定データ、厚生労働省の簡易生命表などを使って国保中央会が算出しております。

以上であります。

○3番（平野正紀君） 次の質問です。

デジタル田園都市国家構想交付金事業の採択を受けた新たな取組として、健康インセンティブ事業を展開しますが、改めてどのような事業なのか、町民にも分かりやすい説明をお願いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（山本智春君） 健康インセンティブ事業は、現在、町が実施している小山健康マイレージ事業をデジタル化し、健康アプリとしてスマートフォンで利用できるよう発展させる事業です。個々の健康データなどを記録、分析して、科学的根拠に基づいた健康活動の提案を行い、生活習慣の改善や行動変容を促すものであります。あわせて、その活動の継続や新たに取り組む方を増やす動機付けとするために、町内での買物等で利用できるポイントを付与する仕組みも計画しております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありますか。

○3番（平野正紀君） 再質問をいたします。

個々の健康データを引用するようですが、その個々の健康データとはどのようなものをいうのか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（伊藤和彦君） 個々の健康データとは、住所や生年月日、性別等の基本情報や身長や体重、血圧などのヘルスデータ、特定健診結果や処方された医薬品情報などをいいます。

以上であります。

○3番（平野正紀君） 再々質問をいたします。

インセンティブを与えて、健康マイレージ利用者を拡大し、その健康デジタルポイントを地域通貨に反映する仕組みづくりは大変有用であり、御殿場市で既に導入している地域通貨システムのようなイメージがあります。町民意識調査や先日発行、販売されましたプレミアム商品券購入者のアンケートにもありましたが、地域通貨システム導入についての町の考えを伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（山本智春君） 現在、健康インセンティブ事業の健康ポイントを地域通貨として利用できる地域通貨システムの導入について、関係課や関係団体と検討しております。なお、導入する地域通貨システムについては、健康インセンティブ事業のみならず、今後、町の様々な事業と連携して活用できるものとして検討してまいります。

以上であります。

○3番（平野正紀君） 次の質問です。

数ある健康施策の中でも、高齢者に対する各種の生活支援、社会参加が大きな課題となってきました。また、独り暮らし高齢者の孤独死防止についても対策が必要と考えますが、それぞれの見解を伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（山本智春君） 初めに、生活支援では、介護保険制度による各種サービスや介護認定を受けていない高齢者の住宅改修費の助成、補聴器の購入費助成、移動支援としてデマンドバスの運行などの事業を行っております。社会参加の支援では、シニアクラブやシルバー人材センターの運営費助成、ふれあいサロン、元気塾、住民が立ち上げた運動教室や高齢者の居場所の運営支援、2市1町共通利用券の配布などにより高齢者の社会参加を促しております。

高齢者の孤独死対策では、平成25年から開始しました小山町高齢者見守りネットワークにより、現在124の協力団体等と協定を締結し、高齢者の見守りや声かけ、異変を察知したときに役場などに連絡をする体制を構築しております。

このほか、民生委員、児童委員による高齢者世帯等の把握と見守りや声かけ、お弁当配達時の安否確認、緊急通報システム機器使用料の助成事業などにより、緊急時の安全の確保を図り、孤独死防止に取り組んでおります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○3番（平野正紀君） ただいまの答弁につきまして2点お伺いいたします。

まず、生活支援においては、デマンドバス運行のほかに、8月から実証実験運行をしている町内巡回バスの利用状況について、また社会参加の支援においては、住民が立ち上げた運動教室や高齢者の居場所の運営支援との回答がございましたが、それぞれの詳しい実績や取組状況につい

てお伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） ただいまの2点の質問のうち、巡回バスの実証実験の取組状況につきましてお答えをさせていただきます。

巡回バスの実証実験ですけれども、8月1日から11月29日までの4か月間で小学校区の5地区で実施をしております。ルートにつきましては、生涯学習センターを発着として、一周をおおむね45分、平日の9時から16時で運行をしております。8月の利用実績になりますが、延べ人数で成美ルートが178人、明倫ルートが58人、足柄ルートが85人、北郷ルートが15人、須走ルートが129人の利用となっております。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○長寿介護課長（杉山則行君） 2点目の質問で、自主運営運動教室は14の団体により毎月公民館等を会場に1時間程度、体操教室が行われています。高齢者の居場所は、認知症カフェを含めると16団体あり、月1、2回公共施設や公民館等を会場に高齢者が集まり、おしゃべりやゲームのほか、健康づくりの勉強会などを行っております。どちらも高齢者の地域交流の場として確保され、ひきこもりの防止など介護予防活動に成果を上げていると考えております。

以上であります。

○3番（平野正紀君） ただいまの答弁に対してお伺いいたします。

自主運営運動教室は14団体、高齢者の居場所は16団体とのことですが、いずれも素晴らしい取組であり、運営する団体の皆様の熱意と労苦に感謝するところでもあります。運営を継続していくためには課題もあろうかと思えます。町からの人的援助や運営費助成支援などのサポートはあるのか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○長寿介護課長（杉山則行君） 人的支援では、各団体からの要請により町職員のほか、町が委託した医療専門職を派遣し、運動教室や居場所で健康チェックや健康教育などを行うほか、団体が円滑な運営ができるよう要望、意見を聞いて支援しております。財政的支援では小山町高齢者居場所運営補助金交付要綱や小山町オレンジカフェ運営補助金交付要綱により、運営費に対する財政支援金を交付して支援しております。

以上であります。

○3番（平野正紀君） 次の質問です。

2040年問題を見据えて、地域包括支援センターを中学校区ごとに設置するとのことですが、今後の見通しについて伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（山本智春君） 地域包括支援センターの設置基準は、厚生労働省通知により原則

65歳以上の第1号被保険者数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種各1人を配置することとなっています。この基準に従い、本町では現在特別養護老人ホーム平成の杜に地域包括支援センターを設置しています。地域包括支援センターによる令和5年度の相談783件のうち、来所による相談は16件で割合が2%と非常に少ない状況でした。原因として、地域包括支援センターの立地面での課題があると考え、町民が来所しやすい場所での中学校区単位に設置したいと考えているところであります。

ただし、現状では設置する専門職の確保が大変厳しい状況であるため、3職種の確保に向けた対応を含め、小山町地域包括支援センター運営協議会において検討していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○3番（平野正紀君） ただいまの答弁に対してお伺いいたします。

小山町地域包括支援センター運営協議会は、どのようなメンバーで構成されているのかお伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○長寿介護課長（杉山則行君） 小山町地域包括支援センター運営協議会設置要綱第3条により、運営協議会の組織は、医師、歯科医師、保健師または看護師、介護支援専門員、介護予防サービス事業者、社会福祉関係者、介護保険被保険者、民生委員、児童委員、健康づくり推進協議会委員で組織されることが規定され、現在は10人の委員で構成しています。

以上であります。

○3番（平野正紀君） 最後の質問です。

健康で長生きするためのプランの策定として、人生100年時代構想委員会を設置し進めていると聞いていますが、委員会設置の趣旨と進捗状況について伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（山本智春君） 健康で長生きするためのアクションプランについては、町民が健康でいつまでも自立した生活をするために、具体的な行動計画として取りまとめたいと考えております。委員については、町民の誰もが取り組める効果的なアクションプランとするため、10代から70代の幅広い年代から選考しております。先月8月21日に第1回目の委員会を開催したところであり、今後4回程度の会議を開催して、今年度中にプランをまとめたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○3番（平野正紀君） ただいまの答弁に対してお伺いいたします。

このプランは、(仮称)健康寿命を伸ばそう条例制定に基づく各種施策推進のアクションプランと考えてよいでしょうか。また、委員会のメンバーの男女比、それから、どのような方、例えば

公の職、それから職業、学生などですが、どのような形の方で構成されているのかお伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（伊藤和彦君） このアクションプランにつきましては、（仮称）健康寿命を伸ばそう条例の制定と並行して策定しますので、各種施策推進のプランにしていまいります。委員会の構成は男性5名、女性5名の10名で構成しており、職業等につきましては、健康経営エキスパートアドバイザーなどの資格を持ちます学識経験者ほか、高校生や保育教諭、企業移住者、町内企業でお勤めの方など10代から70代のメンバーで構成しております。

以上であります。

○3番（平野正紀君） 再々質問をさせていただきます。

アクションプランの策定はあまり背伸びした成果目標を設定すると、実績と成果目標との乖離が発生し、効果的なものとならないと思いますが、この点についての考えはいかがでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（伊藤和彦君） アクションプランの策定につきましては、先ほども申し上げましたが10代から70代までの様々な職種のメンバーで構成しております。これは各年代から広く意見を取り入れるとともに、年代を問わず誰にでも分かりやすく、また取り組みやすいものとするためであります。このような考えの下、健康寿命に効果的なアクションプランを作成したいと考えております。

以上であります。

○3番（平野正紀君） 質問ではございませんが、冒頭に申し上げましたが、以前、小山町は静岡県が算出したお達者度の順位低迷による健康意識の醸成が大きな課題でありました。込山町長自ら、ビリは嫌だ、とにかく何とかしなければと檄を飛ばしておりました。それから健康への意識は徐々に高まりを見せて、様々な保健施策や関係する皆様の御努力により、健康づくり、介護予防への取組が日々各所で行われています。町の活力は、企業進出やインフラ整備、観光商工業の振興はもちろんですが、やはり町民の生き生きとした笑顔、何よりも健康で長生きしていただくことが全ての源であります。新たな条例の制定、アクションプランを実践して、日本一の健康文化都市を目指してまいりましょう。

以上で1件目の質問を終わります。

それでは、2件目の質問に移ります。

2件目の質問は、障がいのある方が生き生きと暮らすまちづくりをという質問です。

平成30年に障害者総合支援法及び児童福祉法が改正され、障がいのある方の生活と就労に対する支援の一層の充実と、高齢の障がいのある方を対象とした介護保険サービスの円滑な利用を推進するための見直しが求められています。また、障がい児及び障がい者支援について、個々の障がいの状況にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保、向上のた

めの環境の整備を進めるための目標が盛り込まれました。このような動向を踏まえ、社会環境の変化や障がいのある方の要望の変化、新たに生じた課題などに対応し、本町における障がいのある方のための福祉施策の充実を図るため、障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画を併せたおやま障がい者福祉プランが令和6年3月に策定されました。私は、令和5年6月議会一般質問で、障害者福祉施策について取り上げ、その際の答弁には、第5次小山町障害者計画において、未達成である項目が課題と認識していて、具体的には、施設入所者の地域社会や一般就労への移行であったり、相談支援体制の充実強化である。これらの項目が達成されるよう課題を分析し、対策を図り、次期6次計画に反映していくとの当局の見解が示されています。この三つの計画であるおやま障がい者福祉プランを礎として、障がいのある方が生き生きと暮らすまちづくりを目指すための各種の方策について具体的な質問をいたします。

初めに、おやま障がい者福祉プランの前期計画との違いは何か、目指すべきもの、特に力を入れる施策は何なのか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（山本智春君） 平野議員にお答えします。

昨年度末までの第5次小山町障害者計画では、障がいのある方もない方も誰もが相互に人格と個性を尊重し合う地域共生社会の実現を目指して取り組んでまいりました。今年4月からスタートした第6次小山町障害者計画においても、前計画の考え方は変更せず、国及び県の基本指針を踏まえながら、本町の実情に応じた数値目標などの時点修正を行いました。特に力を入れる施策として、一つ目は、障がい福祉を取り巻く社会環境の変化を踏まえ、障がいのある方の生活の安定と就労に関する支援、地域の相談支援体制の充実強化を図ることです。二つ目は、多様化する障がい児支援のニーズに対応するため、支援の拡充とサービスの質の確保と向上のための環境整備を推進してまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○3番（平野正紀君） ただいまの答弁に対して伺います。

地域の相談支援体制の充実と強化を図ることを目的に、本計画に基幹相談支援センターを設置するとあります。この支援体制づくりについて詳しく教えていただきたいと思っております。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○社会福祉課長（長田孝代君） 障がいのある方が日常生活における悩みや不安を気軽に相談でき適切な助言を得られるよう、本町では、障がいの種別に応じた相談支援事業所に委託し、福祉サービスの利用や生活全般にわたる相談支援体制を図っております。また、地域の相談支援体制の強化を図るために、多種多様な障がい特性や生活ニーズに対応し、困り事などを抱える障がいのある方や家族などがどのような相談もできる地域の相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを設置することとなっております。

現在、基幹相談支援センターの設置に向けて、各種障がい者に精通する実務経験豊富な相談支援事業所等関係機関の協力をいただきながら、設置に向けた協議を進めております。

以上であります。

○3番（平野正紀君） 次の質問です。

新規事業として障がい者スポーツ大会を実施して地域との交流を図るとのことですが、具体的にどのようなものかお伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（山本智春君） 障がいのある方がスポーツに触れ、スポーツの楽しさを体験するきっかけづくりと社会参加を促す取組として、令和4年度から障がい者が参加できるスポーツ大会を始めたところであります。このスポーツ大会の種目には、誰でも楽しめるスポーツとして、現在町が普及促進しているももルックを採用しました。スポーツ大会の参加には、民生委員児童委員協議会の協力をいただいて、障がい者団体や就労継続支援事業所に声をかけて参加を促しております。

なお、今年度からは、新たな取組として今年4月に開校した御殿場特別支援学校小山分校の生徒の皆さんにも参加していただき、10月にふれあいスポーツ大会として生涯学習施設の多目的広場で開催する予定であります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○3番（平野正紀君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

御殿場特別支援学校小山分校の生徒の皆さんとの交流はすばらしく、大いに期待が持てるものであります。しかしながら、地域住民が参加するスポーツ大会、文化祭や各種の行事において、障がいのある方が気軽に参加して地域住民の方と交流できるような仕組みづくりと、地域住民の障がいのある方への意識の醸成が大変重要かと思えます。どのようにお考えでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○社会福祉課長（長田孝代君） このスポーツ大会のももルックをきっかけとして、障がいのある方もない方も一緒に参加できる場の確保に努め、町や地域で実施するイベントなどへの参加につなげていけるようにしていきたいと考えております。あわせて、障がいのある方に対する社会の理解と認識を深めていただけるよう啓発に努め、地域との交流を進めて、地域共生社会を推進していきたいと考えております。

以上であります。

○3番（平野正紀君） 再々質問をさせていただきます。

本年11月上旬に予定されています足柄地区産業文化祭に、御殿場特別支援学校小山分校の生徒の皆さんが参画していただくよう調整をしているとの話を伺いましたが、分かる範囲で構いませんので教えていただきたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○社会福祉課長（長田孝代君） 足柄地区産業文化祭への参画につきましては、地域の方々に御殿場特別支援学校の活動の様子が紹介できればと、学習活動で制作した作品の展示について声をかけさせていただきました。現在、生徒の皆さんが展示に向けて作品の制作を進めているところがあります。

以上であります。

○3番（平野正紀君） 次の質問です。

障がいのある方の社会参加として就労支援がとても重要であります。就労支援の現状と今後どのように取り組むのかお伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（山本智春君） 就労支援の現状としまして、障がいのある方のそれぞれの希望や相談を受けて、一般就労への促進や福祉的就労に向けて障がい者一人一人に合った就労系サービスの利用につなげております。一般企業等への就労を希望される方には、就労や職場定着のために必要な訓練、相談等の支援を行っており、それが困難な方には、町内にある就労継続支援B型事業所のワークホームアップルをはじめ、近隣市町の事業所に通所し、就労を通じて自立に向けた訓練等を行っております。雇用就労の充実、障がい者が社会に参加し、地域で自立した生活を送るために非常に重要であるので、今後も事業者、特別支援学校、ハローワーク等関係機関と連携を強化して障がい者の就労支援の充実を図ってまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問ありませんか。

○3番（平野正紀君） 再質問させていただきます。

新規事業として、障がいのある方、個人の能力や特性などに合った就労選択支援事業を行うとのことですが、どのような事業か伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○社会福祉課長（長田孝代君） 就労選択支援事業は、障害者総合支援法の改正により平成7年10月から開始予定の新たなサービスで、障がいのある方が就労先、働き方について、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、適性などに合った選択を支援するものであります。今まで希望どおりに働けない、就労がなかなか定着しないなどの認識のずれが起ることもありますが、本人の希望と一致したサービスや就労先を選択しやすくなるものと認識しております。現時点では具体的な内容が示されていないため、国の動向に注意し、情報収集に努めながら、関係機関、事業者等と連携してスムーズに開始できるように取り組んでまいります。

以上であります。

○3番（平野正紀君） 再々質問をさせていただきます。

小山町での障がい者雇用の現状、どのような職種であるのか可能であれば教えていただきたい

と思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○社会福祉課長（長田孝代君） 障がい者雇用の現状ですが、まず一般就労はハローワーク御殿場管内の状況となりますが、就労者数、令和4年度が57人、令和5年度が80人で前年度比40.4%の増であります。福祉的就労を利用されている町内の方につきましては、令和5年度の就労継続支援A型（雇成型）は7人、就労継続支援B型（非雇成型）は63人の利用であります。なお、一般就労の職種については把握できておりませんが、福祉的就労については、A型では清掃や製造業などであり、B型ではチラシの折り込みや農作業の補助などあります。

以上であります。

○3番（平野正紀君） 次の質問です。

昨年6月議会の一般質問において、障がい者に関する団体の運営に関する今後の対応についての質問に対し、今後、各団体との話し合いの場を持ち、新たな会員の加入に関する課題を団体とともに把握し、解決に向け町として支援していくとの回答がありました。その話し合いの内容や課題解決に向けた対応について伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（山本智春君） 町内の障がい者3団体から話を伺ったところ、会員数が年々減少し、新入会員がほぼない状態であるため、町に会員確保の協力依頼がありました。また、各種行事等に参加する際、移動手段がなく、思うように活動できない状況であるため、移動等で活用できるバスの導入を検討してほしいとの依頼もありました。町では障がいのある方の外出促進を目的に、障がい者手帳をお持ちの方に障がい者施設等で使える利用券を配布しており、その配布に合わせて会員数を増やすことを目的に、障がい者団体の紹介や勧誘等の案内チラシも同封しております。引き続き、障がい者団体への加入について関係機関と連携を図りながら支援をしてまいります。

また、移動手段については、今年度、町の助成を受けて社会福祉協議会が福祉バスを購入し、現在、運行の準備を進めておりますので、令和7年初頭からの運行開始ができる見込みであります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありますか。

○3番（平野正紀君） 質問ではございませんが、福祉バス導入による移動手段の確保、文化会館と健康福祉会館入り口の雨よけ用庇の設置など、町の対応について評価すべきものと感じております。障がい者団体の会員確保は大変厳しい問題ではあるものの、町の支援の下、根気よく継続していくことが大変重要であると思います。

次の質問に移ります。最後の質問です。

本計画第6章の計画の推進に向けての記述の中で、地域住民の参画があります。地域住民の障

がいがある方への理解を深め、障がいの有無に関わらず、町民一人一人によって支えられる福祉制度を強化していきますと記されています。地域、そして町民の障がいに対する理解、意識の醸成が不可欠であり、何より障がいのある方から見た地域や町民との協働についてどう感じるかが肝要であると思います。

この点について、新計画を遂行するための意気込みについてお伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（山本智春君） 第6次小山町障害者計画では、地域住民の参加と協働による共に支え合うまちづくりを基本理念とし、地域共生社会の実現に向けて各種施策に取り組むこととしております。これを受けて、新たな障がい者スポーツ大会による地域との交流や障がい者一人一人に合った就労支援事業などを実施しながら、障がいのある方への理解や偏見を取り除くための正しい知識の普及などに取り組み、障がいのある方もない方も相互に人格と個性を尊重し合う地域共生社会を目指してまいります。

また、社会環境の変化や障がいのある方の要望等に対応し、障がいのある方が住み慣れた地域で生きがいや役割を持って生活できるよう、ハード面のみならず心のバリアフリーを含めたユニバーサルデザインを推進し、誰もが地域の中で尊厳を持って暮らすことができる社会の構築を目指してまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○3番（平野正紀君） ただいまの答弁に対してお伺いします。

ハード面のみならず心のバリアフリーを含めたユニバーサルデザインを推進するとの回答がありました。大変心強く感じます。これから、町長マニフェストや総合計画に基づいた実施計画の策定、実施計画に基づいた新年度の施策、予算編成へと移っていくわけですが、公共施設のユニバーサルデザイン推進について、前向きで積極的な取組を期待するものであります。要望や改善の声を聞いて、庁内で御検討いただき、できるところから対応してほしいと願うわけですが、改めまして見解を伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（山本智春君） 繰り返しになりますけども、障がいのある方もない方もお互いにそのすばらしさを認め合いながら、生きがいや役割を持って暮らせる地域共生社会を実現するため、合理的配慮の啓発による心のバリアフリーを推進してまいります。また、町民の皆様の声を聞きながら、公共施設などのユニバーサルデザインについて関係各課、関係機関と連携してできるところから進めてまいります。

以上であります。

○3番（平野正紀君） 質問ではございませんが、新たなおやま障がい者福祉プランの基本理念には、支え手、受け手という関係を超えて、地域住民や団体が地域や個人の課題に我が事として取

組、人や団体がそれぞれの世代や分野を超えて丸ごとつながりを持って地域づくりに参画できる仕組みをつくるとうたわれています。社会構造の変化、生活環境の多様化等々、障がい福祉を取り巻く環境は大きく変化し、その需要は増大しています。小山町民、そしてそれぞれの地域社会において、障がいのある方もない方も分け隔てなく丸ごとつながり、公的支援と住民の協働で地域課題の解決と障がい福祉のさらなる充実を図ってほしいと願っております。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（遠藤 豪君） これで一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、9月20日金曜日 午前10時開議

議案第53号から議案第69号までの合計27件を順次議題とし、委員長報告、質疑、討論、表決を行います。さらに、議員の派遣について採決を行います。

本日はこれで散会します。

午後1時48分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議	会	議	長	遠	藤	豪
署	名	議	員	臼	井	光
署	名	議	員	小	林	千
						江
						子

令和6年第4回小山町議会9月定例会会議録

令和6年9月20日（第6日）

召集の場所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 石原 和美君 2番 池谷 元君
3番 平野 正紀君 4番 牧野 恵一君
5番 臼井 光昭君 6番 小林千江子君
7番 室伏 辰彦君 8番 鈴木 豊君
9番 藺田 豊造君 10番 渡辺 悦郎君
11番 米山 千晴君 12番 岩田 治和君
13番 遠藤 豪君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	室伏 博行君
教 育 長	勝俣 純君	政 策 監	湯山 博一君
企画総務部長	長田 忠典君	危機管理局長	高村 良文君
住民福祉部長	山本 智春君	経済産業部長	大庭 和広君
都市基盤部長	清水 良久君	教育次長	野木 雄次君
企画政策課長	勝又 徳之君	総務課長	渡邊 徹君
総務課総務法規・監査班長	山口 紘史君		

職務のために出席した者

議会事務局長	後藤 喜昭君	議会事務局書記	鈴木 史幸君
会議録署名議員	5番 臼井 光昭君	6番 小林千江子君	

閉 会 午後0時00分

(議 事 日 程)

- 日程第1 議案第53号 町道路線の廃止について
- 日程第2 議案第54号 町道路線の認定について
- 日程第3 議案第55号 町道路線の変更について
- 日程第4 議案第56号 字の区域の変更について
- 日程第5 議案第57号 住民票の写し等の交付に関する事務の委託の廃止について
- 日程第6 議案第58号 小山町こども園条例の一部を改正する条例について
(地方自治法第244条の2第2項の規定による特別多数議決)
- 日程第7 議案第59号 令和6年度小山町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第8 議案第60号 令和6年度小山町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第9 議案第61号 令和6年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第62号 令和6年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第63号 令和6年度小山町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第64号 令和6年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第65号 令和6年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第66号 令和6年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第67号 令和6年度小山町温泉供給事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 認定第2号 令和5年度小山町一般会計歳入歳出決算
- 日程第17 認定第3号 令和5年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 日程第18 認定第4号 令和5年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算
- 日程第19 認定第5号 令和5年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 日程第20 認定第6号 令和5年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算
- 日程第21 認定第7号 令和5年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算
- 日程第22 認定第8号 令和5年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第23 認定第9号 令和5年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第24 認定第10号 令和5年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第25 認定第11号 令和5年度小山町温泉供給事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第26 議案第68号 令和5年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定
- 日程第27 議案第69号 令和5年度小山町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定
- 日程第28 請願第2号 足柄警察官駐在所の継続に関する請願
- 日程第29 議員の派遣について

(追 加 日 程)

- 追加日程第1 発議第3号 「再審法の改正」を求める意見書
- 追加日程第2 発議第4号 「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の延長に関する意見書
- 追加日程第3 発議第5号 足柄警察官駐在所の存続を求める意見書

議

事

午前10時00分 開議

○議長（遠藤 豪君） 本日は御苦労さまです。

ここで御報告します。未来創造部長は、やむを得ない事由により、本日の会議を欠席しておりますので、御報告します。

ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

-
- 日程第1 議案第53号 町道路線の廃止について
 - 日程第2 議案第54号 町道路線の認定について
 - 日程第3 議案第55号 町道路線の変更について
 - 日程第4 議案第56号 字の区域の変更について
 - 日程第5 議案第57号 住民票の写し等の交付に関する事務の委託の廃止について
 - 日程第6 議案第58号 小山町こども園条例の一部を改正する条例について（地方自治法第244条の2第2項の規定による特別多数議決）
 - 日程第7 議案第59号 令和6年度小山町一般会計補正予算（第4号）
 - 日程第8 議案第60号 令和6年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
 - 日程第9 議案第61号 令和6年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算（第1号）
 - 日程第10 議案第62号 令和6年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
 - 日程第11 議案第63号 令和6年度小山町介護保険特別会計補正予算（第1号）
 - 日程第12 議案第64号 令和6年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）
 - 日程第13 議案第65号 令和6年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算（第1号）
 - 日程第14 議案第66号 令和6年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計補正予算（第1号）
 - 日程第15 議案第67号 令和6年度小山町温泉供給事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（遠藤 豪君） 日程第1 議案第53号から日程第15 議案第67号までの議案15件を一括議題とします。

それでは、8月27日に各常任委員会に付託した議案につき、会議規則第41条第1項の規定により、各常任委員長から、委員会における審査の経過並びに結果について報告を求めます。

初めに、総務建設委員長 米山千晴君。

○総務建設委員長（米山千晴君） おはようございます。ただいまから、8月27日、総務建設委員会に付託されました9議案について、審査の経過と結果を御報告いたします。

9月11日、午前10時から、会議室において、当局から副町長、政策監、関係部課長等、議会か

ら委員全員が出席し、審査を行いました。

初めに、議案第53号 町道路線の廃止について、議案第54号 町道路線の認定について、議案第55号 町道路線の変更について、議案第56号 字の区域の変更については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第59号 令和6年度小山町一般会計補正予算（第4号）を報告します。

質疑の前に、まちづくり公社について、定款と収支計画の資料が新たに提出され、補足説明がありました。

初めに、まちづくり公社に関連した質疑をまとめて報告いたします。

委員から、定款には多くの事業が記載されているが、事業の範囲はどのように考えているのか。との質疑に。

この定款は、あくまで素案であり、重点的に取り組んでいくもの以外にも、実施する可能性がある事業は記載しております。今後、事業実施の可能性を精査し、最終的な定款を決めたいと思います。との答弁がありました。

委員から、公社ではなく、株式会社とする根拠、狙いについて詳しい説明を。との質疑に。

先進自治体の実施状況を研究しました。その結果、株式会社として成功している要因は、大株主である自治体のリーダーシップにより迅速に意思決定ができることでした。また、株式会社の場合には、町に利益分配を行うことも可能であり、より積極的に事業を展開できることから株式会社という形態を取ることにしました。との答弁がありました。

委員から、利益が出た場合には、会社が頑張ったからで、会社の収入にするということが株式会社の原理原則だと思う。利益を分配するというルールは会社の経営を圧迫すると考えるが。との質疑に。

具体的な分配の取決めについては、会社側の内部留保や事業に要する経費などバランスを見ながら協議していくことを考えています。との答弁がありました。

委員から、町が100%の株主として事業説明や経営報告を受ける機会はあるのか。との質疑に。

地方自治法や同法施行令の規定により、町長は、毎事業年度の事業の計画、決算に関する書類を議会に提出しなければならないとなっています。町議会による事前事後のチェックもいただきながら、適切に事業展開を図っていきたいと考えています。との答弁がありました。

次に、まちづくり公社以外の質疑を報告いたします。

委員から、本庁舎改修事業が9,300万円と大きな額であるが、これは耐震性への対応ということなのか。との質疑に。

1階に相談室やキッズスペースなどを優先的に整備するもので、耐震性を向上させるということではありません。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第59号は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第64号 令和6年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）、議案第65号 令和6年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算（第1号）は、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第66号 令和6年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計補正予算（第1号）は、さしたる質疑もなく、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第67号 令和6年度小山町温泉供給事業特別会計補正予算（第1号）は、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務建設委員会に付託されました9議案の審査の経過と結果についての委員長報告いたします。

なお、委員会終了後、町道4069・4218・4186号線の廃止・認定・変更箇所、旧すばしりこども園園舎解体事業箇所について、現地確認と視察を実施したことも併せて御報告いたします。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 次に、文教厚生委員長 小林千江子君。

○文教厚生委員長（小林千江子君） ただいまから、8月27日、文教厚生委員会に付託された7議案について、審査の経過と結果を御報告いたします。

9月13日、午前10時から、会議室において、当局から副町長、教育長、政策監、関係部課長等、議会から委員全員が出席し、審査を行いました。

初めに、議案第57号 住民票の写し等の交付に関する事務の委託の廃止について、議案第58号 小山町こども園条例の一部を改正する条例については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第59号 令和6年度小山町一般会計補正予算（第4号）を報告いたします。

委員から、インフルエンザ予防接種費用助成について、その対象年齢、助成金額は。との質疑に。

生後6か月から18歳以下の方の接種に対し、1回当たり1,500円を助成するものです。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第59号は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第60号 令和6年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を報告します。

委員から、12月2日からマイナンバーカードの健康保険証利用が始まるが、カードを持っていない方への対応はどうするのか。との質疑に。

現在の保険証の有効期限は、来年7月31日までとなっていますので、マイナンバーカードを持っていない方については、引き続き取得の勧奨を行っていきます。保険証が必要な方で、マイナンバーカードを持っていない場合には、保険証の代わりになる資格者確認書を交付いたします。

との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第60号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第61号 令和6年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算（第1号）は、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第62号 令和6年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を報告いたします。

委員から、後期高齢者医療広域連合納付金が増額になった要因は、との質疑に。

75歳以上の被保険者が増加したことと、3月分の保険料が当初見込額よりも増えたためです。

との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第62号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第63号 令和6年度小山町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会に付託された7議案の審査の経過と結果についての委員長報告といたします。

なお、委員会終了後、小山町立するがおやまこども園の現状について、第1園舎及び第2園舎の現地確認と視察を実施しましたことを併せて御報告いたします。

○議長（遠藤 豪君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これから順次、質疑、討論、採決を行います。

日程第1 議案第53号 町道路線の廃止について、総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第53号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第54号 町道路線の認定について、総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第54号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第55号 町道路線の変更について、総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第55号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第56号 字の区域の変更について、総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第56号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第57号 住民票の写し等の交付に関する事務の委託の廃止について、文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第57号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第58号 小山町こども園条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は、地方自治法第244条の2第2項の規定に基づく、議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例第3条の規定により、出席議員の3分の2以上の同意を必要とする特別多数議決となります。

この特別多数議決の場合は、議長も表決権を有することから、私は議長席において表決を行うことといたします。

本日の出席議員は13名であり、その3分の2の人数は9名であります。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立者は全員です。したがって、議案第58号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第59号 令和6年度小山町一般会計補正予算(第4号)について、各常任委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

通告に従い、討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。4番 牧野恵一君。

○4番(牧野恵一君) 議案第59号 令和6年度小山町一般会計補正予算(第4号)に反対の討論をいたします。

企画渉外費に計上されました、まちづくり公社出資金について、これは税金2,000万円を出資して株式会社を立ち上げようとするものでありますけれども、議案の資料として提出されました定款の案ですが、まだ素案としておりまして、内容はインターネット・カタログによる通信販売事

業、食料・清涼飲料水の製造、小売、卸売、輸出入事業。酒類の製造及び販売、輸出入事業。喫茶店の経営事業、古物商事、旅行業法に基づく旅行事業、人材派遣事業等々を挙げており、民業に大きく踏み込んだ内容となっております。これでは100%税金で立ち上げようとする株式会社の公益性が浮かんできませんし、たちまち赤字となり、税金を1,000万、3,000万、5,000万円と継ぎ足すことが避けられないと心配されます。

現段階では、定款に係る制度設計がずさんです。つまり、何を事業とするのかが分からないのです。定款は、会社の憲法に当たります。素案ではなく原案まで詰めたものを提案するのが常識だと思います。それでなければ、我々は議案の良しあしを何をもって判断すればよいのでしょうか。町民が役場を信頼して税金を預けられる状況ではなく、拙速感は免れません。

以上、議案第59号 令和6年度小山町一般会計補正予算（第4号）に反対いたします。

○議長（遠藤 豪君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。11番 米山千晴君。

○11番（米山千晴君） 私は、議案第59号 令和6年度一般会計補正予算（第4号）について、賛成の立場から討論いたします。

まちづくり公社の設立については、昨年9月に私ども会派新生会から強く要望し、今定例会において、その実現と事業の方向性が示されたものであり、代表質問に対しても町長から、ふるさと納税業務を公社で専門的に行い、寄附の増額を目指すとの明確な答弁がありました。

ふるさと納税は、既に1兆円を超える市場となっており、今後も拡大することが見込まれていますが、一方で、各自治体の競争も激化するため、何も手を打たなければ寄附の増額は見込めず、むしろ減少することも懸念されます。

また、寄附額上位の自治体は、海産物や肉類、フルーツなど、もともと人気の高い特産品がある地域がほとんどであり、この点において、小山町は決して恵まれているとは言えない状況であります。

こうした状況の中、茨城県境町や八千代町などの先進的な自治体は、地域商社がふるさと納税業務を一手に行い、新たな返礼品の開拓や開発・加工を推進することにより寄附額を増加させ、弱みを強みに変えることで納税額上位にランクされており、まさに小山町の手本となるものと考えております。

ふるさと納税の推進においては、全国の寄附者をターゲットに、他自治体との差別化を図りながら、戦略的にアピールしていくビジネス感覚とスピードが重要であり、本来営利を目的としない自治体職員の業務とは異なるスキルが求められております。

また、これらの業務を民間へ委託するとしても、残念ながら町内には該当する事業者はなく、業務委託した場合、寄附額のかかなりの部分が町外に流出してしまうこととなります。

これらを総合的に考えたとき、町の重要な財源を増加させるとともに、町内企業や生産者に利益を還元するまちづくり公社の設立はまさに急務であります。

町の政策意思をしっかりと反映し、公益のための事業活動を徹底させるとともに、民間ビジネスの手法を用いて効率的に事業を成功させるためには、町100%出資の株式会社として設立することが妥当であり、資本金をはじめ、専門家のコンサルティング費用などは、ぜひとも必要な予算であると考えております。

以上のことから、私は、議案第59号 令和6年度一般会計補正予算（第4号）について、賛成討論といたします。

○議長（遠藤 豪君） 次に、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。12番 岩田治和君。

○12番（岩田治和君） 議案第59号 一般会計補正予算に反対いたします。

中身ですが、公社設立のために2,000万円強の予算計上になっておりますが、この点について疑問視しているものです。その内容について一番大きな問題は、チェック機能が全くないということをお願いしたいと思います。

特に法務局に提出します定款の中身ですが、まず、本来でしたら、取締役が数名いるのが一般的な株式会社の機能ですが、今回設立予定の株式会社は、個人経営と同じ状態で、取締役が1名で、それで代表取締役社長となっておりますので、どちらかといいますと、代表取締役がやり放題できるような状態と私は考えます。

2点目、同じように登記簿に、法務局に提出する書類ですけど、監査役が1名も選任されてないわけです。普通の株式会社であれば、1名以上の監査役を選任しまして、これも法務局の方に提出するわけですけど、個人経営と全く同じような状態で株式会社の体をなしていないというふうに考えます。

もう1点、株式の公募が全くないため、100%町長の判断で株主総会が終了してしまうという点です。税金を100%、2,000万円使うのでしたら、もっと慎重にこの点も考えるべきだと私は思いますので、以上の点から議案第59号について私は反対といたします。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。10番 渡辺悦郎君。

○10番（渡辺悦郎君） 私は、現在議題となっております議案第59号 令和6年度小山町一般会計補正予算（第4号）に賛成の立場から討論を行います。

去る8月9日、全員協議会で説明を受け、心配な点もありましたが、当局への質問と既に実施している近隣の自治体の現状を確認のため伺いました。そのことで当局の説明を理解したところでもあります。

自治体により、株式会社であったり、社団法人でもあったり、また、資本金も数十万円から数千万と幅はありますが、その自治体によつての対応と理解しております。

地方創生政策において、国はもとより、本年選出された鈴木静岡県知事も、「稼ぐ地域をつくる

とともに働ける地域をつくる」と就任会見で述べられております。

地域商社機能を活かし、活力あふれるまちを実現するために、まちづくり公社の設立は必要であり、本補正予算の賛成討論とさせていただきます。

○議長（遠藤 豪君） 次に、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する各委員長の報告は可決です。本案は、各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立多数です。したがって、議案第59号は、各委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第60号 令和6年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第60号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第61号 令和6年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第61号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第62号 令和6年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第62号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第63号 令和6年度小山町介護保険特別会計補正予算(第1号)について、文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第63号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第64号 令和6年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算(第1号)について、総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第64号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第65号 令和6年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算(第1号)

について、総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第65号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14 議案第66号 令和6年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計補正予算(第1号)について、総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第66号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15 議案第67号 令和6年度小山町温泉供給事業特別会計補正予算(第1号)について、総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第67号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16 認定第2号 令和5年度小山町一般会計歳入歳出決算

- 日程第17 認定第3号 令和5年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
日程第18 認定第4号 令和5年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算
日程第19 認定第5号 令和5年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
日程第20 認定第6号 令和5年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算
日程第21 認定第7号 令和5年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算
日程第22 認定第8号 令和5年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算
日程第23 認定第9号 令和5年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算
日程第24 認定第10号 令和5年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計歳入歳出決算
日程第25 認定第11号 令和5年度小山町温泉供給事業特別会計歳入歳出決算
日程第26 議案第68号 令和5年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定
日程第27 議案第69号 令和5年度小山町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定

○議長（遠藤 豪君） 次に、日程第16 認定第2号から日程第25 認定第11号までの令和5年度決算10件と、日程第26 議案第68号から日程第27 議案第69号までの令和5年度事業会計利益の処分及び決算2件の合計12件を一括議題といたします。

それでは、9月3日、各常任委員会に付託した認定等につき、会議規則第41条第1項の規定により、各常任委員長から、各委員会における審査の経過並びに結果について報告を求めます。

初めに、総務建設委員長 米山千晴君。

○総務建設委員長（米山千晴君） 9月3日、総務建設委員会に付託されました令和5年度決算関係の委員会での審査の経過と結果について御報告いたします。

委員会は、先ほど報告しました議案の審査に引き続き、決算関係8件の審査を行いました。

初めに、認定第2号 令和5年度小山町一般会計歳入歳出決算を報告いたします。

委員から、広報広聴費の全体で不用額が3,700万円余と非常に多いが、その内容と理由は。との質疑に。

不用額の主なものは、ふるさと納税に係る報償費と役務費となっています。報償費は返礼品への費用であり、これが一番大きい割合を占めています。との答弁がありました。

委員から、有害鳥獣対策事業費が増額になっているが、有害鳥獣の被害が大変増えている。町の猟友会会員の人達も高齢の方が多いと聞いているが、会員数や平均年齢は。また、町は会員数を増やすための対策は。との質疑に。

猟友会の人数は、昨年度に3人の新規加入があり、6年度当初では45人となりました。平均年齢は59歳です。猟友会の会員確保対策としては、狩猟免許取得の補助金を用意しており、また、猟友会が地域に入った場合などにも掘り起こし等々を行っています。との答弁がありました。

委員から、大規模工場や宿泊施設が新設したことで固定資産税が増えたとのことだが、どのくらい増えたのか。との質疑に。

湯船原工業団地等に関する固定資産税のうち、家屋は約9,000万円ほど増えました。との答弁が

ありました。

委員から、道の駅「ふじおやま」と「すばしり」における電気自動車用急速充電器の利用状況と、1回500円の利用料金について意見はあるか。との質疑に。

両施設とも、月平均で77件の利用実績でありました。急速充電器の改修後は利便性が高まったことから、利用者は増加しています。なお、利用料金については、一般的な料金設定のため、特に意見はありません。との答弁がありました。

委員から、住宅使用料収入未済額1,500万円余について、収納率向上に向けての取組は。との質疑に。

未納者の方に対して、督促状や催告状を送付して納付を促しています。その後は、個別の連絡や、必要に応じて保証人への連絡などを行い、分納などの手法を提案して納付を促しています。個別にいろいろな事情を抱えた方が多いことから、配慮しながら、少しでも滞納額を減らせるような対応を継続してまいります。との答弁がありました。

委員から、防犯カメラの交換修繕について、点検の周期や修繕の状況は。との質疑に。

業者に委託している保守点検が年1回で、このほか職員が定期的に確認をしています。修繕の状況は、須走地区の防犯カメラが12台、その他の地区が2台でした。との答弁がありました。

委員から、ブロック塀等耐震改修補助金の交付実績は。との質疑に。

撤去が3件、改善が1件で、合計4件でした。との答弁がありました。

委員から、合板・製材生産性強化対策事業補助金の財源等について伺う。との質疑に。

この事業については、令和4年度に補正予算がつき、令和5年度へ繰越明許し、令和6年度へ事故繰越という形で推移している事業です。今回は、令和5年度で事業が完了した部分に対して概算払いしたものです。この補助金は、国・県を通じて間接補助金であり、国から県を經由して町で予算化し、交付するという流れになっています。との答弁がありました。

委員から、小山PA周辺開発事業特別会計繰出金について、一般会計からの繰出金は特別会計に上げてしまったという認識なのか、それとも緊急避難措置として支出したので返還してもらうという考え方なのか。との質疑に。

この繰出金については、特別会計で不足している部分について繰り出しをすることで議決をいただいております。最終的には、事業完了のときに報告させていただきます。との答弁がありました。

以上、質疑、答弁の後、採決の結果、認定第2号は、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第6号 令和5年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算、認定第8号 令和5年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算は、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第9号 令和5年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算、認定第

10号 令和5年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計歳入歳出決算は、特に質疑もなく、採決の結果、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第11号 令和5年度小山町温泉供給事業特別会計歳入歳出決算、議案第68号 令和5年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定、議案第69号 令和5年度小山町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定は、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、総務建設委員会に付託されました令和5年度決算関係8議案の審査の経過と結果についての委員長報告とします。

○議長（遠藤 豪君） 次に、文教厚生委員長 小林千江子君。

○文教厚生委員長（小林千江子君） 9月3日、文教厚生委員会に付託された令和5年度決算関係の委員会での審査の経過と結果を御報告いたします。

委員会は、先ほど報告しました議案の審査に引き続き、決算関係5件の審査を行いました。

初めに、認定第2号 令和5年度小山町一般会計歳入歳出決算を報告いたします。

委員から、2市1町共通利用券の使用状況は。との質疑に。

利用券は延べ2万6,268枚配布しており、使用枚数は1万2,208枚、使用率は46.5%でした。施設別では、あしがら温泉が6,139枚で一番多く使用され、次いで御胎内温泉健康センターが2,022枚、コミュニティバスの回数券の交換が1,464枚の順でした。との答弁がありました。

委員から、重度身体障害者（児）日常生活用具扶助480万円余の交付内容は。との質疑に。

自立支援生活用具として電磁調理器、在宅療養等支援用具として酸素ボンベ運搬車、情報・意思疎通支援装具として読書器・体温計・時計・電池、排せつ管理支援用具として、おむつ、ストーマ補装具等に対し、延べ340件交付しました。との答弁がありました。

委員から、子育て世帯生活支援特別給付金について、給付基準や支給内容は。との質疑に。

住民税均等割の非課税世帯、68世帯117人に5万円ずつ給付したものです。との答弁がありました。

委員から、町が実施している健康診査等において、該当者全員に受診票を発送し、受診率アップを目指していることと思う。一方、今後、郵便料金も値上がり、費用も増えると予想されるが、その対応について何う。との質疑に。

郵便料金の値上げについては悩ましいことではありますが、全員に受診票を発送することがまずは第一歩と考えていますので、引き続き郵送をしていきたいと考えています。との答弁がありました。

委員から、避難行動要支援者個別避難計画の作成について、令和5年度で88件の計画書ができたとのことだが、その状況は。との質疑に。

個別避難計画の対象者は、約520人でした。そのうち、作成を希望すると回答した方が約100人で、転居された方などを除き最終的に88件ということになりました。この計画は、本人の同意が

ないと作成する必要がないとされていますので、今後は対象者全員が手を挙げていただけるように努力してまいりたいと考えています。との答弁がありました。

委員から、シルバー人材センターの正会員数が減少しているようだが、その状況と対策は。との質疑に。

正会員数は、令和2年度末が157人、令和3年度末が137人、令和4年度末が120人、令和5年度末が122人でした。シルバー人材センターでは、新たな業種も検討しており、令和5年度では2人増えました。との答弁がありました。

委員から、小・中学校の給食無償化の金額は。との質疑に。

小学校費・中学校費の賄材料費が無償化の金額で、合計8,405万円余となります。との答弁がありました。

委員から、体育施設リモートロック設置業務の内容は。との質疑に。

小・中学校における体育館の団体開放の際、体育館の鍵を遠隔管理できる箱を設置することにより、受渡しを可能とする業務です。令和5年度で町内全ての小・中学校の体育館に設置が完了しました。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、認定第2号は、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第3号 令和5年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を報告いたします。

委員から、収入未済額が2,600万円ほどあるが、その対応は。との質疑に。

効果的なタイミングでの催告書の送付による自主納付の勧奨や、財産の差押えを実施しています。また、生活が苦しい方は、繰り返し納付勧奨を行いつつ、相談に乗り、滞納者に寄り添った業務を行っています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、認定第3号は、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第4号 令和5年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算は、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第5号 令和5年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を報告します。

委員から、一般会計からの保険基盤安定繰入金について、保険料軽減分と社保被扶養者軽減分の内容を伺う。との質疑に。

保険料軽減分については、低所得者に対して、7割軽減、5割軽減、2割軽減を行っています。社保被扶養者軽減分については、社会保険の被扶養者であった方に対する軽減で、2年間は1人当たり均等割額が5割、所得割額が全額軽減されます。いずれの軽減額についても、県が4分の3、町が4分の1負担する仕組みとなっています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、認定第5号は、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第7号 令和5年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算を報告します。

委員から、令和5年度は保険料の計画期間第8期の3年目であり、その実質収支額は2億2,500万円余となっている。令和2年度は1億5,200万円余だったので、7,300万円余の増額がある。これをどのように捉えているのか。との質疑に。

当時は、介護給付が年々増加していくと見込んでいましたが、コロナによる影響や介護予防事業の効果により給付が減少したことから、3年前に比べると資金が増額となりました。今後、基金が残った場合は、第10期の保険料が軽減されるものと考えています。との答弁がありました。

委員から、地域包括支援センターにおいて、783件の相談があったとのことだが、その内容は。との質疑に。

相談件数は、前年度より78件増加しました。相談が多かったものは、介護保険の関係が269件、介護予防事業に関する相談が250件、医療機関からの相談が48件、ケアマネジャーの紹介が48件でした。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、認定第7号は、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会に付託された令和5年度決算関係5議案の審査の経過と結果についての委員長報告といたします。

○議長（遠藤 豪君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

それでは、ここで10分間休憩します。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

これから順次、質疑、討論、採決を行います。

日程第16 認定第2号 令和5年度小山町一般会計歳入歳出決算について、各常任委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する各委員長の報告は認定であります。本案は、各委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、認定第2号は、認定することに決定しました。

お諮りします。日程第17 認定第3号から日程第25 認定第11号までの令和5年度特別会計決

算 9 件及び日程第26 議案第68号から日程第27 議案第69号までの令和 5 年度事業会計利益の処分及び決算 2 件の合計11件については、一括質疑とすることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、認定第 3 号から認定第11号及び議案第 68号から議案第69号までを一括質疑とします。

それでは、認定第 3 号から議案第69号までについて、各常任委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第17 認定第 3 号 令和 5 年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、認定第 3 号は、認定することに決定しました。

日程第18 認定第 4 号 令和 5 年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算について、これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、認定第 4 号は、認定することに決定しました。

日程第19 認定第 5 号 令和 5 年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、認定第 5 号は、認定することに決定しました。

日程第20 認定第 6 号 令和 5 年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算について、これから

討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、認定第6号は、認定することに決定しました。

日程第21 認定第7号 令和5年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算について、これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、認定第7号は、認定することに決定しました。

日程第22 認定第8号 令和5年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算について、これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、認定第8号は、認定することに決定しました。

日程第23 認定第9号 令和5年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算について、これから討論を行います。

通告に従い、討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。4番 牧野恵一君。

○4番(牧野恵一君) 私は、認定第9号 令和5年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算に反対の討論をいたします。

その理由ですが、令和4年度の赤字を解消するために、5年度の予算から2,551万6,000円を繰上充用するという地方自治法の特例に頼ったのでありますけれども、この特例を悪用して不正な会計処理で赤字の隠蔽を図っているからであります。

小山町木質バイオマス発電事業は、5年連続赤字でした。4年度の決算の赤字を埋めるために、5年度予算から繰上充用を行ったのですが、5年度決算でも赤字が避けられる見通しはなかった

のでしょうか。

そこで役場が行ったのは、令和5年9月補正で、繰上充用に必要だった2,551万6,000円の売上げ上乗せを減額してしまいました。繰上充用が認められ、4年度決算の赤字を免れたら、9月に売上見込みを元に戻してしまいました。それは、売上予算を減額すれば、5年度の赤字を繰上充用分減らせるからであります。

しかし、それは二つの点で不正な会計操作だと指摘できます。

1点目は、繰上充用をした場合は、地方自治法の特例措置に頼った、つまり赤字団体の救済措置を使ったということを隠さないよう、年度の予算・決算に計上しなければならないと政令で決まっています。つまり、年度途中で繰上充用の痕跡を消すような会計処理はできないのであります。

2点目は、繰上充用で増額した売上見込額を年度途中で減額したのは、繰上充用金を実質的に一時借入金としていることであります。一時借入金は年度の歳入にはなりませんので、遡って繰上充用自体が有効なのか無効なのかという疑問も出てきます。

また、特別会計間の繰入れは認められないのに、赤字の木質バイオマス発電事業のために、小山町宅地造成事業特別会計から3,500万円も不正に繰入れしています。

以上から、認定第9号 令和5年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算に反対いたします。

○議長（遠藤 豪君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立多数です。したがって、認定第9号は、認定することに決定しました。

日程第24 認定第10号 令和5年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計歳入歳出決算について、これから討論を行います。

通告に従い、討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。4番 牧野恵一君。

○4番（牧野恵一君） 私は、認定第10号 令和5年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計歳入歳出決算に反対の討論をいたします。

今さら言うまでもなく、特別会計は特定の事業で特定の収入があり、独立採算で運営されるのが原則であります。そして、一般会計とは切り離して透明な会計とするために特別会計は設けられているのであります。

特別会計が赤字になったら一般会計から持ってくるなんていうことは、会計を区分して特別会計を設ける意味がありません。社会的な意味合いを持つ法律で認められた特別会計以外は、この原則は守られなければなりません。

ほかの特別会計でも、町民全体に権利のある一般会計であるのに特定の者の権利に移し替えてしまいました。

こうした会計処理が常態化しており、小山町PA周辺開発事業特別会計に持ち出された2億2,000万円も、一般会計に戻されず、特定の者の収入にされてしまうことが懸念されます。

よって、認定第10号 令和5年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計歳入歳出決算に反対いたします。

○議長（遠藤 豪君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立多数です。したがって、認定第10号は、認定することに決定しました。

日程第25 認定第11号 令和5年度小山町温泉供給事業特別会計歳入歳出決算について、これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、認定第11号は、認定することに決定しました。

日程第26 議案第68号 令和5年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決及び認定であります。本案は、委員長の報告のとおり可決及び認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第68号は、可決及び認定することに決定しました。

日程第27 議案第69号 令和5年度小山町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決及び認定であります。本案は、委員長の報告のとおり可決及び認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第69号は、可決及び認定することに決定しました。

日程第28 請願第2号 足柄警察官駐在所の継続に関する請願

○議長(遠藤 豪君) 日程第28 請願第2号 足柄警察官駐在所の継続に関する請願を議題とします。

それでは、8月19日の議会運営委員会で、総務建設委員会に付託した本請願につき、会議規則第41条第1項の規定により、総務建設委員長から、委員会における審査の経過並びに結果について報告を求めます。総務建設委員長 米山千晴君。

○総務建設委員長(米山千晴君) ただいまから、総務建設委員会に付託されました請願1件について、委員会での審議の経過と結果について御報告いたします。

9月3日、当局提出の付託案件の審査に引き続き、請願の審査を行いました。

それでは、請願第2号 足柄警察官駐在所の継続に関する請願を報告いたします。

請願書を御覧ください。

審査は、初めに、事務局から委員会に付託されるまでの経緯についての説明を受け、次に、紹介議員から趣旨説明を受けました。委員からは、説明者に対して質疑はなく、協議についても特に発言はありませんでした。

その後、採決を行い、請願第2号は、全員賛成で採択すべきものと決しました。

次に、会議規則第95条第2項及び第3項の規定による、請願を採択した後の取扱いについては、町長へ請願を送付すること及びその処理の経過と結果の報告を請求することを適当と認めることを決定しました。

以上で、総務建設委員会に付託されました請願1件の審査の経過と結果についての委員長報告といたします。

○議長(遠藤 豪君) 以上で、総務建設委員長の報告は終わりました。総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は採択です。本案は、委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、請願第2号は、採択することに決定しました。

次に、会議規則第95条第2項及び第3項の規定による、請願の採択後の取扱いについては、委員長の報告のとおり、審査結果には意見を付けずに、当局に請願を送付し、その処理の経過及び結果の報告を求めることとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、請願第2号に係る採択後の取扱いは、委員長の報告のとおりとすることに決定しました。

日程第29 議員の派遣について

○議長(遠藤 豪君) 日程第29 議員の派遣についてを議題とします。

議員の派遣については、お手元に配付しましたとおり、10月8日に長泉町で開催されます駿東郡町議会議長会健康増進事業に全議員を、10月16日から18日までの間に宮城県、福島県及び茨城県で行う県外行政視察に全議員を、10月23日に長泉町で開催されます駿東郡町議会議長会役員会に副議長を、11月7日に裾野市で開催されます2市1町議員研修会に全議員を、11月22日に富士吉田市、富士河口湖町で行う県内等行政視察に全議員を派遣することについて、会議規則第130条の規定により、これから採決します。

議員の派遣について、これを行うことに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議員の派遣については、これを行うことに決定いたしました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣について変更を要するときは、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について、変更を要するときは、議長一任で変更できることに決定しました。

それでは、ここで暫時休憩とします。

午前11時35分 休憩

午前11時42分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで御報告します。町長は、公務のためただいまの会議から欠席しておりますので、御報告します。

ただいま議会から、発議第3号 「再審法の改正」を求める意見書、発議第4号 「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の延長に関する意見書、発議第5号 足柄警察官駐在所の存続を求める意見書の3件の追加議案が提出されました。

この発議3件については、所定の賛成者がありますので、成立しました。

これらを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、発議第3号から発議第5号までの3議案を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

議案は既に配付されておりますので、よろしくお願ひします。

追加日程第1 発議第3号 「再審法の改正」を求める意見書

○議長（遠藤 豪君） 追加日程第1 発議第3号 「再審法の改正」を求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。8番 鈴木 豊君。

○8番（鈴木 豊君） ただいま議題となりました発議第3号 「再審法の改正」を求める意見書の提出について、提案理由の説明を申し上げます。

今回提案の意見書につきましては、8月19日の議会運営委員会において慎重審議・協議していただき、本議会に提案することに委員全員の賛成を得ました。

それでは、以下、意見書の朗読により、提案理由の説明とさせていただきます。

意見書第2号。

「再審法の改正」を求める意見書。

冤罪は、国家による最大の人権侵害の一つである。冤罪被害者の人権救済は、人権国家を標榜する我が国にとってはもちろんのこと、地域住民の人権を守る義務を有する地方自治体にとっても重要な課題である。

しかし、冤罪被害者を救済するための再審手続に関する法律（刑事訴訟法第四編「再審」）上の規定は僅か19か条しかなく、再審手続をどのように行うかは、裁判所の広範な裁量に委ねられていることから、再審請求手続の審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれている。

また、過去の多くの冤罪事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになり、冤罪被害者を救済するための大きな原動力となっているが、現状では捜査機関の手元にある証拠を開示させる仕組みについて、現行法に明文化された規定がなく、再審請求

手続において証拠開示がなされる制度的保障はない。そのため、裁判官や検察官の対応いかんで、証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情であり、これを是正するためには、証拠開示のルールを定めた法律の制定が不可欠である。

さらに、再審開始決定がなされても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、冤罪被害者の速やかな救済が妨げられている。再審開始決定は、あくまでも裁判をやり直すことを決定するにとどまり、有罪・無罪の判断は再審公判において行うため、検察官にも有罪立証をする機会が与えられている。したがって再審開始決定がなされたのであれば、速やかに再審公判に移行すべきであって、再審開始決定という、言わば中間的な判断に対して検察官の不服申立てを認めるべきではない。

よって国においては、冤罪被害者を早期に救済するため、次の事項について、刑事訴訟法の再審規定（再審法）を速やかに改正するよう求める。

- 1 再審請求手続の審理の適正化に資する規定を整備すること。
- 2 再審請求手続において、全ての証拠を開示する規定を整備すること。
- 3 再審開始決定に対する検察官の不服申立てを禁止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月20日、静岡県駿東郡小山町議会議長 遠藤 豪。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣。

以上のとおり提出するものであります。

提出者、鈴木 豊。賛成者、平野正紀、小林千江子、室伏辰彦、米山千晴、岩田治和。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 提出者の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

提出者の説明に対し質疑を許します。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

鈴木 豊君提出の発議第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

財政上の特別措置に関する法律」の延長に関する意見書

○議長（遠藤 豪君） 追加日程第2 発議第4号 「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の延長に関する意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。8番 鈴木 豊君。

○8番（鈴木 豊君） ただいま議題となりました発議第4号 「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の延長に関する意見書の提出について、提案理由の説明を申し上げます。

今回提案の意見書につきましては、8月19日の議会運営委員会において慎重審議・協議していただき、本議会に提案することに委員全員の賛成を得ました。

それでは、以下、意見書の朗読により、提案理由の説明とさせていただきます。

意見書第3号。

「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の延長に関する意見書。

東海地震に備えて、地震防災対策強化地域である本町は、静岡県が作成した地震対策緊急整備事業計画に基づき、各般にわたる地震対策を鋭意講じているところである。

この計画は令和6年度末で期限切れを迎えるが、依然として必要な事業が数多く残されている。

また、東日本大震災や能登半島地震をはじめとする近年の国内外における大地震により得られた教訓を踏まえ、県及び市町が一体となって緊急輸送道路、津波防災施設や山・崖崩れ防止施設の整備、公共施設の耐震化、避難地・避難路の整備等をより一層推進する必要性が生じている。

したがって、東海地震による災害から地域住民の生命と財産の安全を確保するためには、地震対策緊急整備事業計画の期間の延長を図り、これらの事業を迅速かつ的確に実施することにより、地震対策の一層の充実に努めていかなければなりません。

よって国においては、地震対策緊急整備事業計画の根拠となっている「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」を延長するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月20日、静岡県駿東郡小山町議会議長 遠藤 豪。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣（防災）。

以上のとおり提出するものであります。

提出者、鈴木 豊。賛成者、平野正紀、小林千江子、室伏辰彦、米山千晴、岩田治和。

よろしく御審議のほど御承認を賜りたくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 提出者の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

提出者の説明に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

鈴木 豊君提出の発議第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第3 発議第5号 足柄警察官駐在所の存続を求める意見書

○議長(遠藤 豪君) 追加日程第3 発議第5号 足柄警察官駐在所の存続を求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。8番 鈴木 豊君。

○8番(鈴木 豊君) ただいま議題となりました発議第5号 足柄警察官駐在所の存続を求める意見書の提出について、提案理由の説明を申し上げます。

今回提案の意見書につきましては、先ほど開催しました議会運営委員会において慎重審議・協議していただき、本議会に提案することに委員全員の賛成を得ました。

それでは、以下、意見書の朗読により、提案理由の説明とさせていただきます。

意見書第4号。

足柄警察官駐在所の存続を求める意見書。

足柄警察官駐在所は、75年前に設立され、地域社会に深く根ざした重要な施設として、地域の安全と安心に多大な貢献をしてきた。これまで、足柄警察官駐在所は地域住民にとって欠かせない存在であり続けている。

また、足柄警察官駐在所は、特に足柄小学校の児童たちの安全な登校環境を整えるために大きな役割を果たしている。駐在所の存在により、保護者や地域住民は安心して子どもたちを送り出すことができおり、その安全性は地域全体の信頼を支えている。

足柄地区では、過去に足柄駅での殺人事件を含む複数の事件が発生しており、駐在所は地域の治安維持に不可欠な役割を担っている。著名な設計者によって改築された足柄駅舎は、ハイカーや高校生の憩いの場としても利用され、地域の交流拠点として機能している。このような場での治安維持にも、駐在所の存在は重要である。

さらに、足柄地区は、御殿場プレミアム・アウトレットへのアクセス道路としても利用され、

頻繁に交通渋滞が発生する場所である。今後、桑木へホテルなど複合施設の進出が予定されており、さらなる地域開発が見込まれている。このような状況下で、駐在所が廃止されることは、地域の治安に対する不安を一層増大させるものである。

特に、高校生が通学している地域であるため、治安の変化に対する住民の不安は非常に大きくなっている。交流人口が増加し続ける足柄地区において、駐在所の廃止は到底容認できるものではない。

よって地域住民の安全と安心を守るために、足柄警察官駐在所は引き続き必要不可欠な施設であることから、足柄警察官駐在所の存続を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月20日、静岡県駿東郡小山町議会議長 遠藤 豪。

提出先は、静岡県知事、静岡県警察本部長。

以上のとおり提出するものであります。

提出者は、鈴木 豊。賛成者は、平野正紀、小林千江子、室伏辰彦、米山千晴、岩田治和。

よろしく御審議のほど御承認を賜りたくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 提出者の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

提出者の説明に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

鈴木 豊君提出の発議第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に提出されました議案、その他の議事は全部終了しました。

これで会議を閉じ、令和6年第4回小山町議会9月定例会を閉会といたします。

午後0時00分 閉会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 遠 藤 豪

署 名 議 員 臼 井 光 昭

署 名 議 員 小 林 千 江 子